

令和 7 年

小樽市議会第 4 回定例会

令和 7 年 12 月 3 日 開会

令和 7 年 12 月 22 日 閉会

令和7年第4回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 12月3日～12月22日（20日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
12月 3日（水）	提案説明等	
4日（木）	休 会	
5日（金）	”	
6日（土）	”	
7日（日）	”	
8日（月）	会派代表質問 [松岩・平戸 両議員]	議会運営委員会
9日（火）	会派代表質問 [新井田・面野・小貫 各議員]	議会運営委員会
10日（水）	一般質問 [中村（岩雄）・高野・橋本・酒井・高橋・ 中鉢・小池 各議員]	議会運営委員会 予算特別委員会（選挙）
11日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
12日（金）	”	予算特別委員会（総括質疑）
13日（土）	”	
14日（日）	”	
15日（月）	”	予算特別委員会（総括質疑）
16日（火）	”	総務・経済両常任委員会
17日（水）	”	厚生・建設両常任委員会
18日（木）	”	
19日（金）	”	
20日（土）	”	
21日（日）	”	
22日（月）	討論・採決等	議会運営委員会

令和7年
第4回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 12月3日（水曜日） 第1日目

1	開 会	1
1	開 議	1
1	会議録署名議員の指名	1
1	議長からの報告	1
1	日程第1 会期の決定	1
1	日程第2 議案第1号ないし議案第34号	1
○	提案説明 市長（議1～議32）	1
○	提案説明 松井議員（議33）	3
○	提案説明 面野議員（議34）	4
1	日程第3 令和7年第3回定例会議案第6号ないし議案第17号	4
	決算特別委員長報告	4
○	討 論 酒井議員	4
	採 決	5
1	日程第4 休会の決定	5
1	散 会	5

○ 12月8日（月曜日） 第2日目

1	開 議	7
1	会議録署名議員の指名	7
1	日程第1 議案第1号ないし議案第34号	7
○	会派代表質問 松岩議員	7
○	会派代表質問 平戸議員	25
1	散 会	37

○ 12月9日（火曜日） 第3日目

1 開 議	39
1 会議録署名議員の指名	39
1 日程第1 議案第1号ないし議案第34号	39
○会派代表質問 新井田議員	39
○会派代表質問 面野議員	51
○会派代表質問 小貫議員	68
採 決（議26～議32、議34）	87
1 散 会	87

○ 12月10日（水曜日） 第4日目

1 開 議	89
1 会議録署名議員の指名	89
1 日程第1 議案第1号ないし議案第25号及び議案第33号	89
○一般質問 中村（岩雄）議員	89
○一般質問 高野議員	93
○一般質問 橋本議員	100
○一般質問 酒井議員	108
○一般質問 高橋議員	112
○一般質問 中鉢議員	122
○一般質問 小池議員	128
予算特別委員会設置・付託	134
常任委員会付託	134
1 日程第2 陳情	134
1 日程第3 休会の決定	134
1 散 会	135

○ 12月22日（月曜日） 第5日目

1 開 議	137
1 会議録署名議員の指名	137
1 日程第1 議案第1号ないし議案第25号及び議案第33号、陳情並びに調査	137
予算特別委員長報告	137
○討 論 酒井議員	137
採 決	137
総務常任委員長報告	138
○討 論 松井議員	138
採 決	139
経済常任委員長報告	139
採 決	140
厚生常任委員長報告	140
○討 論 酒井議員	140
採 決	141
建設常任委員長報告	141
○討 論 高野議員	141
○討 論 中鉢議員	142
○討 論 白川議員	142
○討 論 面野議員	143
採 決	143
1 日程第2 議案第35号及び議案第36号	143
○提案説明 市長（議35、議36）	143
採 決	144
1 日程第3 意見書案第1号ないし意見書案第13号	144
○提案説明 下兼議員（意1）	144
○提案説明を省略することについて諮る（意2～意13）	144
○討 論 佐々木議員	145
○討 論 酒井議員	145
採 決	145
1 閉 会	147

第4回定例会議事事件一覧表

議案 番号	件名
1	令和7年度小樽市一般会計補正予算
2	令和7年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
3	令和7年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
4	令和7年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
5	令和7年度小樽市水道事業会計補正予算
6	小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
7	小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案
8	小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
9	小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
10	小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
11	小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
12	小樽市銭函市民センター条例の一部を改正する条例案
13	小樽市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例案
14	小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案
15	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案
16	動産の取得について[除雪ドーザ]
17	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市鯉御殿]
18	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市駅前広場駐車場及び小樽市駅横駐車場]
19	公の施設の指定管理者の指定について [各市営住宅（児童遊園及び駐車場を含む。）]
20	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市事業内職業訓練センター]
21	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市身体障害者福祉センター]
22	公の施設の指定管理者の指定について [各市営住宅の集会所（会館）]
23	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市夜間急病センター]
24	事務の委託に関する規約を定める協議について [岩内・寿都地方消防組合における消防指令業務の事務]
25	事務の委託に関する規約を定める協議について [北後志消防組合における消防指令業務の事務]
26	令和7年度小樽市一般会計補正予算
27	令和7年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算
28	令和7年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
29	令和7年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
30	令和7年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
31	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案
32	小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
33	小樽市非核港湾条例案

34	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
35	小樽市監査委員の選任について
36	人権擁護委員候補者の推薦について

○意見書案

1	ゲノム編集食品の表示義務化を求める意見書（案）
2	2027年度介護保険制度改正に向けた意見書（案）
3	熊対策推進のために国の責任で予算措置の拡充などを求める意見書（案）
4	OTC類似薬の保険給付の在り方の見直しについて慎重審議を行うことを求める意見書（案）
5	危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書（案）
6	巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書（案）
7	重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書（案）
8	太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書（案）
9	地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書（案）
10	地方税財源の充実確保を求める意見書（案）
11	脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書（案）
12	義務教育費国庫負担制度堅持・「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と豊かな学校保障の実現に向けた意見書（案）
13	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）

○陳情

14	職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求める陳情方について
----	--

◎継続審査中の案件

○令和7年第3回定例会議案

6	令和6年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
7	令和6年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
8	令和6年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
9	令和6年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
10	令和6年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
11	令和6年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
12	令和6年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
13	令和6年度小樽市病院事業決算認定について
14	令和6年度小樽市水道事業決算認定について
15	令和6年度小樽市下水道事業決算認定について
16	令和6年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
17	令和6年度小樽市簡易水道事業決算認定について

○陳 情

1	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について
2	小樽市立塩谷小学校の存続方について
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について
4	住みよい朝里地域にするための陳情方について
5	小樽市立小中学校給食費の無料化方について
6	加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について
7	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情方について
10	市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について
12	あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情方について

質 問 要 旨

松岩議員（12月8日1番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 市長の政治姿勢について
- 2 補正予算について
 - (1) 消防庁舎の空調設備整備事業費について
 - (2) ふれあいパス事業費について
 - (3) 合同墓拡張整備事業費について
 - (4) 水泳教室開催経費について
- 3 組織改編について
 - (1) 副市長について
 - (2) 総合政策部について
 - (3) ふるさと納税に関する専門部署の設置について
 - (4) 観光振興室について
 - (5) 青少年課と男女共同参画課の統合と若手管理職の登用について
 - (6) SNSやAI等の専門人材の採用について
 - (7) 窓口の受付時間と電話対応について
- 4 市政の諸課題について
 - (1) 公共施設長寿命化計画の見直しについて
 - (2) 国際交流について
 - (3) SNSの乗っ取りやなりすまし対策について
 - (4) 公共施設での国旗及び市旗の掲揚について
- 5 子どもや若者の市政参画について
 - (1) 若者によるまちづくりの附属機関設置について
 - (2) 青少年課が実施する子ども会議の今後について
 - (3) ふるさとまちづくり協働事業の充実について

6 教育について

- (1) 子どものSNS利用について
- (2) 学校の予算の充実について
- (3) 教職員の欠員について
- (4) 学校教育支援室の指導主事の業務について
- (5) 通学バス運賃助成制度について

7 その他

質 問 要 旨

平戸議員（12月8日2番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 国の政策による影響について
 - (1) 暫定税率の廃止について
 - (2) 重点支援地方交付金について

- 2 学校給食の無償化と質の向上について

- 3 ゴミ処理について

- 4 民泊について

- 5 その他

質 問 要 旨

新井田議員（12月9日1番目）
市長及び関係説明員

1 財政について

- (1) 新総合体育館及び新市庁舎について
- (2) ジャパンファンドの地方自治体版について
- (3) ガソリン税暫定税率の廃止の影響について

2 中国との貿易や観光客の影響について

- (1) 中国への輸出について
- (2) 中国人観光客の渡航自粛の影響について

3 自治体DXについて

- (1) 小樽市における自治体DX進捗状況について
- (2) 母子保健DXについて

4 外国人との共生について

- (1) 特定技能などで来ている外国人就労者の居場所について
- (2) 外国人との共生について

5 その他

質 問 要 旨

面野議員（12月9日2番目）
市長、教育長、選挙管理委員会委員長及び関係説明員

1 議案について

- (1) 議案第1号について
- (2) 議案第8号について

2 市政運営について

- (1) ガソリン税の暫定税率廃止に対する影響について
- (2) 中長期財政収支計画について
- (3) 泊原発再稼働について
- (4) 重点支援地方交付金について

3 市民生活について

- (1) ヒグマ対策について
- (2) リチウムイオン電池について

4 市長及び市議会議員補欠選挙について

5 その他

質 問 要 旨

小貫議員（12月9日3番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 経済対策と人口対策について
 - (1) 経済状況について
 - (2) 国の重点支援地方交付金について
 - (3) 人口対策について

- 2 今後の市政運営について
 - (1) 予算編成方針について
 - (2) 大型公共工事からの転換について
 - (3) 子育てを応援するまちについて
 - (4) 市民の安全を守り、平和を発信するまちについて

- 3 その他

質 問 要 旨

中村（岩雄）議員（12月10日1番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 観光基本計画の策定について
- 2 町会支援の新たな仕組みづくりと地域課題を協議する場の設置について
- 3 防災活動について
- 4 その他

質 問 要 旨

高野議員（12月10日2番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 多文化共生について
- 2 教育費について
- 3 学校給食について
- 4 その他

質 問 要 旨

橋本議員（12月10日3番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 改正住宅セーフティネット法について
- 2 プレコンセプションケアの今後について
- 3 その他

質 問 要 旨

酒井議員（12月10日4番目）
市長及び関係説明員

- 1 国民健康保険について
- 2 公務員の男性育児休業取得について
- 3 その他

質 問 要 旨

高橋議員（12月10日5番目）
市長及び関係説明員

- 1 「にも包括」について
- 2 物価高対策について
- 3 その他

質 問 要 旨

中鉢議員（12月10日6番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 市有地の利活用と定期借地権について
- 2 集合住宅における住居表示について
- 3 公共施設整備の進捗について
- 4 スポーツチームの夏季合宿の誘致について
- 5 その他

質 問 要 旨

小池議員（12月10日7番目）
市長、教育長及び関係説明員

1 熊対策について

2 その他

○出席議員

議席番号	氏名	12月3日	12月8日	12月9日	12月10日	12月22日
1番	新井田 邦 宏	○	○	○	○	○
2番	白 川 貴 城	○	○	○	○	○
3番	松 井 真美子	○	○	○	○	○
4番	酒 井 隆 裕	○	○	○	○	○
5番	高 野 さくら	○	○	○	○	○
6番	小 貫 元	○	○	○	○	○
7番	平 戸 理 史	○	○	○	○	○
8番	白 濱 聡	○	○	○	○	○
9番	橋 本 布美絵	○	○	○	○	○
10番	横 尾 英 司	○	○	○	○	○
11番	秋 元 智 憲	○	○	○	○	○
12番	松 岩 一 輝	○	○	○	○	○
13番	中 鉢 淳 二	○	○	○	○	○
14番	佐 藤 奈緒美	○	○	○	○	○
15番	中 村 吉 宏	○	○	○	○	○
16番	下 兼 薫	○	○	○	○	○
17番	面 野 大 輔	○	○	○	○	○
18番	高 橋 龍	○	○	○	○	○
19番	小 池 二 郎	○	○	○	○	○
20番	中 村 岩 雄	○	○	○	○	○
21番	前 田 清 貴	○	○	○	○	○
22番	鈴 木 喜 明	○	○	○	○	○
25番	佐々木 秩	○	○	○	○	○

注) ○…出席、×…欠席

○出席説明員

職 名	氏 名	12月3日	12月8日	12月9日	12月10日	12月22日
市 長	迫 俊 哉	○	○	○	○	○
教 育 長	中 島 正 人	○	○	○	○	○
監 査 委 員	小 林 優	○	—	—	—	—
選 挙 管 理 委 員 会 長	平 口 山 和 弘	—	—	○	—	—
農 業 委 員 会 会 長	北 島 吉 治	—	—	—	—	—
副 市 長	上 石 明	○	○	○	○	○
病 院 局 長	有 村 佳 昭	○	○	○	○	○
水 道 局 長	飯 田 修 二	○	○	○	○	○
総 務 部 長	柴 田 健 治	○	○	○	○	○
総 合 政 策 部 長	柄 澤 晃 人	○	○	○	○	○
財 政 部 長	笹 田 泰 生	○	○	○	○	○
産 業 港 湾 部 長	渡 部 一 博	○	○	○	○	○
産 業 港 湾 部 長	池 田 克 也	○	○	○	○	○
産 業 港 湾 担 当 部 長	池 田 克 也	○	○	○	○	○
生 活 環 境 部 長	鈴 木 健 介	○	○	○	○	○
福 祉 保 険 部 長	中 村 哲 也	○	○	○	○	○
こ だ も 未 来 部 長	津 田 義 久	○	○	○	○	○
保 健 所 長	田 中 宏 之	○	○	○	○	○
建 設 部 長	山 岸 博 史	○	○	○	○	○
消 防 長	見 山 義 秋	○	○	○	○	○
病 院 局 小 樽 市 立 病 院 長	安 部 俊 克	○	○	○	○	○
事 務 部 長	安 部 俊 克	○	○	○	○	○
教 育 部 長	野 呂 武 志	○	○	○	○	○
選 挙 管 理 委 員 会 長	澤 谷 宏	—	—	○	—	—
監 査 委 員 会 長	澤 谷 宏	—	—	○	—	—
監 事 委 員 会 長	浅 井 泰 之	○	—	—	—	—
農 業 委 員 会 長	嶋 崎 哲 也	—	—	—	—	—
農 事 務 局 長	嶋 崎 哲 也	—	—	—	—	—
総 務 部 総 務 課 長	森 田 裕 規	○	○	○	○	○
財 政 部 財 政 課 長	佐 藤 暢 起	○	○	○	○	○

注) ○…出席、×…欠席

○議事参与事務局職員

職 名	氏 名	12月3日	12月8日	12月9日	12月10日	12月22日
事 務 局 長	中 村 弘 二	○	○	○	○	○
事 務 局 次 長	加 藤 佳 子	○	○	○	—	○
主 査	佐 々 木 昌 之	○	○	○	○	○
総 務 係 長	相 澤 幸	○	○	○	○	○
議 事 係 長	松 木 道 人	○	○	○	○	○
書 記	菅 翔 太	○	○	○	○	○
書 記	堤 か お り	○	○	○	○	○
書 記	越 智 美 幸	○	○	○	○	○
書 記	谷 脇 萌 々	○	○	○	○	○
書 記	成 田 昇 平	○	○	○	○	○

令和7年
第4回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

令和7年12月3日

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和7年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中鉢淳二議員、高橋龍議員を御指名いたします。

この際、議長から報告をいたします。

閉会中の議会運営委員の辞任及び選任について、申し上げます。

委員会条例第12条ただし書及び同条例第6条第1項ただし書の規定により、別紙お手元に配付のとおり、議長においてそれぞれ許可及び指名いたしました。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から12月22日までの20日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第34号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第32号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 令和7年第4回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第5号までの令和7年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号一般会計補正予算の主なものといたしましては、障害者福祉費において利用者の増加等に伴う各種給付事業費を増額するほか、ヒグマ出没に際して、市長の判断で人の日常生活圏での銃猟を可能とする緊急銃猟の実施に向けた体制整備費などを計上いたしました。

また、定期預金の利率上昇に伴い、これまで北海道市町村備荒資金組合への超過納付により運用していた庁舎建設資金を、基金に戻して定期預金に振り替えることや、他の基金においても利子収入の増に伴い、積立金を増額するなど、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国・道支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、市債を計上いたしました。

債務負担行為につきましては、年度をまたぐ端境期対策として工事の早期発注を図るため、臨時市道整備事業費を計上したほか、来年度に向けた暑さ対策を進めるため、本庁舎本館、消防庁舎、市民センターの空調設備整備費を計上いたしました。

また、旧保健所庁舎及び旧小樽市総合福祉センターの解体や、小樽市夜間急病センターなど5件の指定管理者の管理代行業務費等についても、債務負担行為として所要の経費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は11億2,652万7,000円の増となり、財政規模は680億2,841万8,000円となりました。

次に、議案第2号から議案第5号までの特別会計及び企業会計の補正予算について説明申し上げます。

特別会計では、介護保険事業特別会計において、令和7年度税制改正における給与所得控除の引上げにより、保険料算定上必要となるシステム改修費用を計上したほか、債務負担行為として、国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業において保険料の納付書などの印刷等を委託するための経費を計上いたしました。

企業会計では、水道事業会計において、債務負担行為として工事の早期発注を図るため、配水管整備事業費などを計上いたしました。

続きまして、議案第6号から議案第32号までについて説明申し上げます。

議案第6号小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に準じ、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担限度額を改定するものであります。

議案第7号小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、個人番号を含む個人情報を利用できる事務に、住登外者宛名情報管理事務を、利用または提供できる個人番号を含む個人情報に住登外者宛名情報を追加するものであります。

議案第8号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第9号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び議案第10号小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、いずれもそれぞれの基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するものであります。

議案第11号小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備、運営に関する基準を定めるものであります。

議案第12号小樽市銭函市民センター条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽市銭函市民センターの開館時間及び使用時間区分を変更するとともに、体育室及び集会室の使用料を改定するものであります。

議案第13号小樽市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽市勤労青少年ホームの使用料に冷房料を追加するものであります。

議案第14号小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案につきましては、卸売市場法の一部改正に伴い、食品等持続的供給法に係る公表について定めるものであります。

議案第15号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、林野火災の予防に関する規定を追加するとともに、火災警報発令中における火の使用の制限について見直すほか、所要の改正を行うものであります。

議案第16号動産の取得につきましては、除雪ドーザを取得するものであります。

議案第17号から議案第23号までにつきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。小樽市鯉御殿につきましては、引き続き株式会社小樽水族館公社を、小樽市駅前広場駐車場及び小樽市駅横駐車場につきましては、引き続き小樽駅前ビル株式会社を、各市営住宅につきましては、引き続き協和総合管理株式会社を、小樽市事業内職業訓練センターにつきましては、引き続き小樽地方職業訓練協会を、小樽市身体障害者福祉センターにつきましては、引き続き一般社団法人小樽身体障害

者福祉協会を、各市営住宅の集会所等につきましては、引き続き各市営住宅集会所等の管理委員会を、小樽市夜間急病センターにつきましては、引き続き一般社団法人小樽市医師会を、それぞれ指定するものであります。

議案第24号及び議案第25号の事務の委任に関する規約を定める協議につきましては、地方自治法の規定に基づき、岩内・寿都地方消防組合及び北後志消防組合からの消防指令業務の事務を受託するため、協議により規約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第26号から議案第30号までの一般会計及び各特別会計の補正予算につきましては、今年度も人事院勧告に伴い国家公務員の給与が改定されることから、国家公務員に準じ、本市職員の給与改定等を行うため、所要の補正を計上いたしました。

議案第31号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額、通勤手当及び宿日直手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、特別職の期末手当の支給割合を引き上げるものであります。

議案第32号小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、正規職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるものであります。

なお、議案第26号から議案第32号までにつきましては、改定を反映した給与の支給を年内に実施するため、先議をお願いするものであります。

以上、概括的に御説明を申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第33号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）（拍手）

○3番（松井真美子議員） 提出者を代表して、ただいま上程されました議案第33号小樽市非核港湾条例案について、提案理由を説明申し上げます。

広島・長崎への原爆投下から80年、核兵器は人類と共存し得ない悪魔の兵器であることは日本が一番よく理解しています。今、アメリカのトランプ大統領による核実験再開の指示や、高市早苗首相の非核三原則見直し発言など、核兵器廃絶に逆行する動きが次々と起こっています。非核三原則の見直しは、周辺国に核戦力強化の口実にされかねず、国際社会に核軍縮、廃絶を訴えてきた日本への信頼も損なうことにもなります。

被爆者たちの運動を原動力として世界が動き、歴史的な核兵器禁止条約を採択させ、今、署名した国と地域は95に及びます。唯一の戦争被爆国である日本は、核兵器禁止条約に参加し、核のない世界を目指す国際社会の先頭に立つべきです。

さて、小樽港には毎年のようにアメリカの艦船が入港しています。小樽市は外務省からの核兵器を搭載する米国艦船の我が国への寄港はないと判断しているという回答をうのみにし、直接の確認はしていません。

提案の条例案は、核兵器搭載の有無について非核証明書という具体的な手続を定めるものです。このことにより、国是である非核三原則を確実に守ることにつながり、核兵器廃絶の世論を高めることにもなります。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第34号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

（17番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○17番（面野大輔議員） 提出者を代表し、議案第34号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について提案説明をいたします。

さきの人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、議員の期末手当の支給割合の引き上げを行うものであります。

以上、概括的に申し上げ、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 日程第3「令和7年第3回定例会議案第6号ないし議案第17号」を一括議題といたします。

これより、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）（拍手）

○12番（松岩一輝議員） 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

継続審査案件の結果は、次のとおりであります。

令和7年第3回定例会議案第6号ないし議案第17号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも認定と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○4番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、令和7年第3回定例会議案第6号ないし議案第17号は、不認定の立場を表明し、討論を行います。

2024年度一般会計は、収入で市税や地方交付税などが予算額を上回り、支出で職員給与費や他会計繰出金などで不用額が生じたことから、実質収支は約2億27万2,000円の黒字となり、15年連続で黒字となりました。財政調整基金も43億3,000万円まで積み上がりました。

大型公共事業では、石狩湾新港管理組合負担金は減少したとはいえ、なお2億円以上の負担となっています。北防波堤の延伸や東地区の岸壁及び埠頭用地の整備についても問題です。西地区でも王子グリーンエネルギー江別株式会社がバイオマス発電所の第2発電所を建設し、PKSを燃料とすることで利用を見込みましたが、事業は頓挫し、西地区の荷役機械は利用されていません。

簡易水道事業では約9,761万円が一般会計から繰り入れられました。北海道の計画、指導の下、市の財政運営に支障を与えないよう、必要な措置を講じるとの説明にもかかわらず、収支不足への財政支援は行われていません。累計約16億6,000万円もの繰入れは異常そのものです。

北海道新幹線の総事業費が増額となる中、本市の負担がどうなるのか、先行きが見えません。並行在来線のバス転換も見通しが立たず、住民の移動手段が確保できる保証はありません。第3号ふ頭及び周辺再開発事業は、港湾の維持、物流の促進、新規開拓を行い、商業港としての小樽港を発展させるべき

です。

子育て支援では、8月診療分から高校生年代までの入院・通院医療費の実質無償化や、物価高騰により値上げが必要となる学校給食の値上げ相当額の全額補助、2か月間無償化などが行われましたが、就学援助の拡充や学校給食の無償化拡大は行われませんでした。

ふれあいパスの利用制限見直しや水道料金及び下水道使用料の見直しも行われませんでした。

国民健康保険では、国や北海道の言いなりに標準保険料率に賦課割合を10年かけて適用することで、所得の低い世帯は保険料が上がる一方、所得の高い世帯は保険料引下げとなる見込みです。

介護保険では、基金投入で基準額引上げにはなりませんでしたが、依然として重い負担です。

これらのように、国や北海道の言いなりで大型事業を維持する2024年度決算を認定することはできません。

以上を申し上げ、討論といたします。

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより採決いたします。

令和7年第3回定例会議案第6号ないし議案第17号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から12月7日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時23分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 **鈴木喜明**

議員 **中鉢淳二**

議員 **高橋龍**

令和7年
第4回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

令和7年12月8日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、白川貴城議員、小池二郎議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第34号」を一括議題といたします。

これより、会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）（拍手）

○12番（松岩一輝議員） 自由民主党の松岩一輝でございます。令和7年第4回定例会に当たり、自由民主党を代表し質問いたします。

市長の政治姿勢についてであります。

令和7年第1回定例会の提案理由の説明の際に、市長は新年度に向けた市政執行に対する所信の中で、本市の未来を描く上で、時代の変化への対応も重要であると発言をされました。

市長は、プールを併設した体育館の建設により市民の健康増進とスポーツの振興を図るという公約を掲げて当選され、小樽市新総合体育館について、総事業費91億6,700万円の計画をつくられましたが、入札に参加する事業者がいなかったため、不調となりました。

再入札に係る検討状況については、本事業の実施時期は一定程度先送りすると市議会に対して説明がありました。

建設費も高額ですが、小樽市新総合体育館は完成後80年間使用する計画でございますので、この場にいる誰もが予想できないほど、多額の維持費も見込まれます。多くの公共施設の再編を抱えている状況で、今を生きる市民と、これから生まれてくる子供たちと、将来にわたって理解を得られなければなりません。約7年前に公約を掲げられた市長の現在の考えを伺います。

入札参加者がいなかったのであれば、その対応は、例えば事業費を増額することや、室内プール廃止による計画縮小など、いずれも大規模な変更となります。

一定の先送りとは、具体的にどの程度の時間を要するのか、時間をかけることで、どのような議論や検討を行うのか、どのような方向性で結論づけたいのか、見解を伺います。

一定の先送りの結果、計画が仮に5年遅れたとすると、本市の人口推移では、単純計算で約1万人も人口が減っていることとなります。現行計画のままでは減少した人口に対して過剰な施設を造ることとなりますので、必然的に人口規模に見合った施設規模の計画に下方修正する必要があると考えられますが、見解を伺います。

今回は、小樽市新総合体育館の事業計画の視点から伺いましたが、市長がこれまで取り組んでこられた施策の多くは中長期的な判断が求められ、市民の間でも関心が高まっております。

2026年8月に執行予定の次期小樽市長選挙における3期目への挑戦について、市長の考えを伺います。

以上、第1項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 松岩議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、小樽市新総合体育館整備事業に対する現在の考えにつきましては、本事業は、事業見直しのため、一定程度先送りすることとしましたが、私といたしましては、公約のとおり実現したいと考えており、引き続き実現に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市新総合体育館整備事業の先送りの具体的な期間、その間の検討内容及び最終的な方向性につきましては、まず、先送りの具体的な期間については、今後、再入札に向けた検討状況を踏まえ、改めてお示ししたいと考えております。

また、今後の検討内容につきましては、施設規模、事業手法の見直し、競争性の確保などがあり、最終的な方向性につきましても、こうした検討を踏まえ、決定してまいりたいと考えております。

次に、小樽市新総合体育館の規模を人口減少に合わせて縮小することにつきましては、現行計画における新総合体育館の施設規模は、現在行われている各種競技の全道大会や市民大会などの規模に対応して設定しており、今後もこうした考えに基づき、施設規模について検討してまいりたいと考えております。

次に、私の3期目の市長選立候補に対する考えにつきましては、現在、本市が抱える行政課題に全力で取り組んでいるところであり、私の進退につきましては、適切な時期にお示ししたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）

○12番（松岩一輝議員） 補正予算について。

初めに、消防庁舎の空調設備整備事業費についてであります。

当事業費は、消防庁舎4階執務室に業務用エアコンを設置するものです。以前は市内の空調設備の設置率の低さや電気料金の高騰から市民理解を得られないとして、行政施設の設置は見送られておりましたが、照り返しの影響もあり、特に執務室は業務に差し支えるほど高温になるなど影響を考慮し、順次設置が進んでいる状況です。

災害対応の最前線に立ち、危険と常に隣り合わせで昼夜を問わず、市民の生命と財産を守るために活動されている消防職員の勤務環境を改善することは、市民生活にも影響する重大な問題であり、優先順位は高いと考えられます。

市内の消防職員が勤務する庁舎の執務室の空調設備の設置状況と、設置していない庁舎があれば、設置に向けてどのような取組をしているのか伺います。

関連して、本市では自家用車で出勤する消防職員に対し、約18年前の平成19年7月から駐車料を徴収しています。当時の徴収理由に、職員の不公平感是正、公有財産の適正管理、財政再建が掲げられておりますが、消防職員は一般の市職員と勤務体系が異なり、公共交通機関が営業していない時間に出勤することもあります。

消防職員から駐車料を徴収していることについての見解を伺います。

次に、ふれあいパス事業費についてであります。

令和8年度の債務負担として1億6,100万円が計上されております。当事業は高齢者がバスや電車を活用して健康を保持し、社会参加を目的に、平成9年度から行われております。

しかし、事業創設当時と比較し、現在では運転手不足などからバス路線の大幅な減便や廃止が相次いでおり、居住地によっては利用のしやすさに差が生じているとの声が寄せられています。

制度の趣旨を否定するものではありませんが、今後も増加が予想されるバス路線の減便や廃止を踏まえ、制度の在り方や公平な利用についてどのように考えているのか伺います。

次に、合同墓拡張整備事業費についてであります。

令和8年の債務負担として1,094万5,000円が計上されております。収容増により、不足が見込まれるための拡張予算ではありますが、今後どのくらいの年数ごとに不足が生じると見込んでいるのか、見解を伺います。

関連して、国会では土葬に関する議論が行われておりますが、本市における土葬の状況と、土葬についての見解を伺います。

次に、水泳教室開催経費についてであります。

令和8年度の債務負担として986万2,000円が計上されております。水泳教室開催に係る経費とのことですが、事業費は市内の民間水泳施設の利用料と人件費であるとのことです。

本市では、学校温水プールの有効活用を図るため、高島小学校の温水プールを通年開放しておりますが、そちらを使用せず、民間施設を利用している理由を伺います。

市内には様々な運動、文化に関する団体や活動がある中で、水泳教室開催にこれだけ多額の費用を支出していることについて様々な意見が寄せられております。本事業目的を例示の上、見解を伺います。

以上、第2項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、補正予算について御質問がありました。

初めに、消防庁舎の空調設備整備事業費についてですが、まず、消防職員の執務室の空調設備の設置状況と設置に向けた取組につきましては、消防職員が勤務する8か所の庁舎のうち、手宮支署の執務室に空調設備を設置しておりますが、他の庁舎の執務室は未設置となっております。

今後、室温、直射日光、風通しなど執務室の状況を勘案し、市の庁舎全体の中で優先順位を検討した上で、順次設置してまいりたいと考えております。

次に、消防職員からの駐車料の徴収につきましては、消防職員の勤務体系は毎日勤務と交代勤務となっておりますが、出勤、退勤ともに公共交通機関を利用できる時間帯であることや災害などで深夜に出勤することが少ないことから、消防職員以外の職員との公平性及び公有財産の目的外使用の観点から、消防職員からも駐車料を徴収しているものであります。

次に、ふれあいパス事業費についてですが、制度の在り方につきましては、バス路線の縮小によって生じる利便性の低下、利用環境の地域差は懸念されるところであります。

市といたしましては、高齢者の外出支援は今後も必要であると認識しておりますので、地域公共交通を取り巻く環境にも注視しながら、引き続き、持続可能な事業の在り方について考えてまいります。

次に、合同墓拡張整備事業費についてですが、まず、今後の不足見込みにつきましては、令和2年度に整備した約3,000体分のスペースが令和8年の夏頃に空きがなくなる想定から、今回の拡張整備で新たに約3,000体分のスペースを確保いたしますが、近年の埋蔵数は年間600体程度で推移していることから、4年程度で空きがなくなると見込んでおり、今後も墓じまいなどにより同様の傾向は続くものと考えております。

次に、本市における土葬の状況などにつきましては、現在、市営墓地を含め、市内の墓地で土葬の受入れを行っている例はありません。

土葬につきましては、外国人の受入れが進む中で、宗教的、文化的背景を理解し、多文化共生社会を築くための課題の一つと認識いたしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(中島正人) 松岩議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、補正予算について御質問がありました。

初めに、水泳教室開催経費についてですが、水泳教室を民間施設で開催している理由につきましては、水泳教室の受講者アンケート調査において、児童の保護者から、交通の利便性が高い地域で開催してほしいとの要望を受け、平成24年度から市内中心部で開催しており、高島小学校温水プールで夏季の午前中に実施される学校の水泳授業や休日の振替休館の影響を受けず、水泳教室の開催日程を固定することができ、利用促進が図られることも民間施設を利用している理由であります。

次に、水泳教室開催の見解につきましては、市民が水泳を通じて、年齢、性別、障害の有無にかかわらず、けがをしにくい全身運動を行うことにより、市民の健康増進と生涯スポーツの普及を図ることを目的としております。

水泳教室は、多くの市民に参加していただくため、レベルやニーズに応じた複数のメニューを設定しており、市教委主催のスポーツ教室の中では人気が高く、安全性を確保するため、複数の人員を配置して実施しており、大切な事業であると考えております。

○議長(鈴木喜明) 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 12番、松岩一輝議員。

(12番 松岩一輝議員登壇)

○12番(松岩一輝議員) 組織改編について。

初めに、副市長についてであります。

本市では、現在の副市長に当たる助役が、平成11年5月までは2人体制でありました。その後、地方自治法の改正により、副市長に名称変更されていますが、現在まで1人体制となり、約26年が経過しています。自治体経営の高度化が進む中、副市長1人体制では業務が集中するため、政策立案力や専門性強化のために複数の副市長を登用する自治体があります。特に、本市が直面する人口減少対策、観光振興、DXなどの分野では、民間人材や外部有識者の知見の導入が有効に作用すると考えます。

副市長を1名から2名に増員し、そのうち1名を公募などにより外部から登用する取組について、市長の見解を伺います。

次に、総合政策部についてであります。

総合政策部は、複雑多様化する行政需要に対し、より効果的な政策を実現できるよう、市民との協働や民間事業者等との連携を強化することを目的に、令和6年4月に新設されました。

担当部長には、札幌市から柄澤晃人氏が就任し、本市からは係長職1名を札幌市に派遣する人事交流とし、両市間の連携を強化する狙いもあったとのことですが、その効果について伺います。

来年3月で丸2年がたちますが、後任の部長職についてどのような人選を検討しているのか伺います。

次に、ふるさと納税に関する専門部署の設置についてであります。

本市のふるさと納税の所管については、長らく財政部契約管財課の所管として、担当職員を配置しておりませんでした。令和3年4月から産業港湾部農林水産課にふるさと納税業務の所管替えが行われ、初めて担当職員として主査1名が配置されました。令和6年4月からは、総合政策部の新設に伴い発足された官民連携室の所管となり、主幹1名、主査1名が配置されました。

小樽市中長期財政収支計画において推進強化を明記していることから、専門部署として独立させるなど、より体制を強化する必要があると考えますが、見解を伺います。

次に、観光振興についてであります。

平成20年に観光都市宣言を行うなど、観光は本市の重要な産業の一つであります。昨今では、いわゆるオーバーツーリズムの課題が本市でも発生しており、小樽市オーバーツーリズム対策連絡協議会を設置するなどしています。

しかしながら、現在の観光振興室には担当が配置されていないために、観光誘致やプロモーションを行う企画宣伝担当職員が受入体制の強化や抑制についての業務を行うなど、まさにアクセルとブレーキを同時に踏んでいる状況であると言えます。政府においては、2030年までに外国人観光客6,000万人、観光消費額15兆円を目指しております。

外国人観光客は今後も増加が見込まれており、オーバーツーリズム対策は継続して取り組むべき課題であると考えますが、担当職員の配置状況についてどのような検討を行っているのか伺います。

今後の観光需要の拡大に対応するため、観光振興室の人員を増強し、部に昇格させることは、市役所内部の意思決定の迅速化や施策の専門性向上につながるのではないかと意見が観光関連事業者の皆様から寄せられております。

観光振興室を部に昇格させることについて、市長の見解を伺います。

関連して、函館市では函館を舞台にした「名探偵コナン 100万ドルの五稜星(みちしるべ)」が2024年に公開され、五稜郭公園、函館山山頂展望台、旧函館区公会堂、金森赤レンガ倉庫など、函館市内の多くの観光スポットが登場しました。公開に合わせて、コナンのキャラクターとコラボした観光振興を展開することで、新たな函館の魅力を発信しています。

また、地方創生の観点から、和歌山県ではサンリオキャラクターのハローキティ、ぼこぼん日記、ハンギョドンがわかやま共通返礼品応援隊に就任し、ふるさと納税の寄附額向上に寄与する例もあります。

本市では、地域の文化や特産品と組み合わせ、アニメや漫画のキャラクターを活用した観光施策を検討する考えはあるのか伺います。

次に、青少年課と男女共同参画課の統合と若手管理職の登用についてであります。

青少年育成と女性福祉向上は対象こそ違いますが、青少年の定義には女性も含まれるなど、共通する部分も多く、双方が貸借機能を有するなど、両課の取組は重なる部分が多いとも考えます。

青少年課は4名、男女共同参画課は3名の職員配置ですが、統合することにより業務の効率化が図れるものと考えますが、見解を伺います。

本市では、様々な職場の経験を積み、入庁20年ほどが経過したおおむね40歳前後から管理職に登用され始めるのが一般的で、20歳代や30歳代の若手職員が管理職に登用されることはありません。先ほど例示した統合された部署では、ベテランの課長職と、青少年と年の近い若手職員を主幹職として登用する

ことで、若手の意欲や斬新なアイデアが組織運営や政策に生かされるものと考えます。

若手職員を管理職として登用することについての見解を伺います。

次に、SNSやAI等の専門人材の採用についてであります。

行政における情報発信やデジタル施策は高度化、複雑化しており、SNS運用、AI活用、映像制作などの専門的知識を有する人材を市職員として配置することで、各部署の広報や施策の質を向上させることができると考えます。

本市では、こうした専門知識を持った人材の採用や育成を積極的に進める考えがあるのか、見解を伺います。

次に、窓口の受付時間と電話対応についてであります。

オンライン手続や予約制の導入など、デジタル化の推進に併せて、市役所の窓口の受付時間を1時間程度短縮し、効率的な運営と職員負担の軽減を実現している自治体があります。年末年始や年度替わりなど、窓口業務の繁忙期は通常の時間に戻すなど、臨機応変な対応によって、市民サービス向上を図ることができると考えますが、見解を伺います。

本市の電話対応は、代表番号の着信を電話交換の職員が応答し、問合せ内容を聞き取った後、担当部署につなげる仕組みとなっています。しかし、電話は言葉で直接のやり取りができる反面、こちらの都合に関係なくかかってきて記録に残すことが難しく、長時間に及ぶ場合があり、その間は他の業務が全くできなくなるなど、職員の負担や業務効率の観点から課題があるものと考えます。

電話対応を減らす取組について伺います。

以上、第3項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、組織改編について御質問がありました。

初めに、副市長についてですが、外部登用による2名への増員につきましては、人口規模に見合った組織体制や財政状況の観点から、すぐに2人体制とすることは考えておりませんが、今後の市政運営において、本市の抱える様々な課題に立ち向かう中で、必要だと判断した場合は、2人体制とすることも視野に入りたいと考えております。

また、選任の際には、公募等も含め幅広い分野から登用することも検討いたします。

次に、総合政策部についてですが、まず、札幌市との連携の効果につきましては、札幌市の官民連携プラットフォームの共同利用により、本市の課題と民間企業のマッチングが成立したほか、社会課題解決等を目的とした札幌市の複合イベント「NoMaps」への参加、観光分野における札幌市内の企業との連携など、本市の課題解決に札幌市の都市機能を活用する素地が整ってきたものと感じております。

また、札幌市への職員派遣は、本市よりスケールの大きな業務を経験し、新たな人脈を築くことで、人材育成や札幌市との継続的な連携に大きく寄与しているものと考えております。

次に、総合政策部長の人選につきましては、札幌市との人事交流の予定期間は令和8年3月までですが、引き続き人事交流を行うかどうかを協議しているところであり、後任人事につきましては、令和8年度の定期人事異動に向け、庁内の職員か交流職員かを含め、適材適所の観点で検討したいと考えております。

次に、ふるさと納税に関する専門部署の設置についてですが、体制を強化する必要につきましては、

現在は総合政策部官民連携室において、ふるさと納税業務を専門に行う主幹と主査を配置しており、専門性が高い分野については業務委託により進めているところであり、十分な体制が整っているものと考えております。

次に、観光振興室についてですが、まず、オーバーツーリズム対策に係る職員配置状況の検討につきましては、本業務はインバウンドの急増を背景とした新たな行政需要に対応するものであり、加えて、観光基本計画の策定や宿泊税の使途の検討、さらには、観光庁による観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン、いわゆるDMOガイドラインの改正への対応など、企画宣伝担当の業務は質、量ともに増加していると認識しております。

このような状況を踏まえ、今年度、観光基本計画策定業務の担当職員を1名増員し、業務の平準化を図ったところではありますが、DMOガイドラインの改正により、自治体とDMOとの役割の明確化と機能の再整理が求められていることから、今後、本市と小樽観光協会との役割の見直しを行う中で、改めて検討してまいりたいと考えております。

次に、観光振興室を部に昇格させることにつきましては、新たな部の設置につきましては、業務内容や人員配置を含め、全庁的なバランスを考慮しながら、その必要性を検討するべきものでありますが、観光は裾野が広く、港湾、商業など様々な産業との連携が不可欠であることから、産業港湾部長の統括の下、一体的、総合的に推進する必要があると認識しておりますので、部に昇格させることは現時点では考えておりません。

次に、アニメや漫画キャラクターを活用した観光施策につきましては、観光振興の有効な取組の一つであると考えており、過去には小樽雪あかりの路のイベントにおいてキャラクターとコラボした実績もありますので、今後も引き続き他都市の取組について研究してまいりたいと考えております。

次に、青少年課と男女共同参画課の統合と若手管理職の登用についてですが、まず、青少年課と男女共同参画課の統合による業務の効率化につきましては、小樽市勤労青少年ホーム及び小樽市勤労女性センターが運営する貸館業務については共通する業務もあるため、効率化が図られるものの、両課の業務は青少年の健全育成や男女共同参画に関する施策の推進という重要な業務を担っていることから、現段階で統合することは考えておりません。

次に、若手職員の管理職への登用につきましては、一定の業務経験を積み、管理職として求められるマネジメント能力や政策形成能力、調整能力などについて、十分な能力の実証が得られた職員については、年齢を問わず、適材適所の観点で管理職に登用してまいりたいと考えております。

次に、SNSやAI等の専門人材の採用についてですが、専門知識を持った人材の採用や育成につきましては、地域活性化起業者や地域おこし協力隊など、外部人材の登用を引き続き行い、その知見を研修等により庁内職員に共有することで、職員全体のスキルアップを図ってまいりたいと考えております。

次に、窓口の受付時間と電話対応についてですが、まず、窓口の受付時間の短縮につきましては、全国的にコンビニエンスストア等に設置するマルチコピー機による証明書の取得が可能となったことなどにより、窓口での対応件数が減少する中で、職員の労務管理の適正化等の観点等から、受付時間の短縮を行う市町村があるのは承知しておりますが、まずは、デジタル化の推進等による市民サービスの向上やさらなる業務の効率化を進めることが重要だと考えており、その上で、窓口対応の状況、他自治体の動向等を踏まえ、受付時間について検討を行いたいと考えております。

次に、電話対応を減らす取組につきましては、市のホームページにAIチャットボットを設置しており、毎月各部局において、登録している質問と回答の加除修正を行い、回答の精度を向上させ、電話対応の減少を図っております。

また、市民の皆さんがインターネット上で検索して疑問を解消できるよう、市のホームページにできる限り詳細な情報を掲載することも電話対応の減少につながるものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）

○12番（松岩一輝議員） 市政の諸課題について。

初めに、小樽市公共施設長寿命化計画の見直しについてであります。

令和3年2月に策定された本計画は、計画策定後5年を経過することから、第1期計画の後半以降の整備方針や時期の見直し案が示されました。

手宮保育所については、私も視察に伺ったことがありますが、老朽化が著しく、当初の計画どおり、令和6年度に建て替えの計画を早急に実施してほしいと考えていたところ、周辺に代替地がないことから先送りとされておりました。見直し案では、第2期に建て替えということで、最大15年先送りされることとなります。

代替地がないというのは物理的に建て替えを行うことができない状況であるため、本市が手宮地区における保育施設の重要性を考慮されるのであれば、先送りではなく別の方針を示す必要があると考えますが、第2期建て替えとした理由を伺います。

消防署オタモイ支署蘭島支所は機能をオタモイ支署に集約し、令和6年度末で廃止することを消防本部が判断していました。

しかし、地域住民の説明会での意見や要望を受け、市長の判断で廃止を凍結し、当面の間、存続と決定したものと理解しております。そのため、見直し案では、令和7年度に長寿命化改修を第2期へ先送りとしております。

消防本部は、市内全域へ消防機能を効率的かつ効果的に提供していかなければならない中で、消防資源にも限りがあるため、蘭島や忍路地域の出動体制も考慮した上で、廃止を判断されました。

一方で、地域住民の要望を踏まえ、まちづくりの観点から検討の時間を確保するために凍結と判断された市長の思いには一定の理解をするものの、いつかは市としての政治判断をしなければなりません。

蘭島支所の廃止の判断を凍結したことについて、今後どのように取り扱うのか伺います。

旧高島魚揚場については、耐用年数を過ぎており、コンクリート片の剥離が起きるなどの事案が発生しているため、これまでも地元漁業者を中心に早急な対応を求めています。

見直し案では、令和10年度に除却ということで、3年から4年以内に具体的に動き出すことになったことについては、地元漁業者から安堵の声を聞いておりますが、除却中の漁業者の作業場の確保や除却後の岸壁の整備についてはどのように考えているのか伺います。

次に、国際交流についてであります。本市とロシアのナホトカ市は、長年にわたって姉妹都市として交流を続けてきましたが、ロシアのウクライナ侵攻の影響により、令和元年10月に本市の公式使節団がナホトカ市を訪問して以降、交流事業が事実上停止している状況にあります。本市のホームページには、ナホトカ市の紹介とともにナホトカ市のホームページのURLがありましたので、開いてみると、トップページには武装したロシアの軍人の写真とともに、志願兵募集の記載がありました。

また、小樽市議会は、令和4年第1回定例会において、「ロシアのプーチン政権によるウクライナ侵攻」を強く非難し、断固抗議する決議を全会一致で採択しています。

しかしながら、国家間の紛争と民間の交流は別であり、直接的な相互交流は難しくとも、ナホトカ市

を知る取組は重要であると考えますが、見解を伺います。

姉妹都市以外の交流や国際理解についての見解を伺います。

姉妹都市に訪問する交流では、市長や市議会議長、友好団体の関係者が参加する機会が多いですが、市内の子供や若者が参加する機会は少ないです。直接の訪問は国際交流において最も効果的な手法であると考えますが、見解を伺います。

次に、SNSの乗っ取りやなりすましの対策についてであります。

SNSの登場により、個人が気軽に情報を発信、収集することができるようになりましたが、何者かによる乗っ取りやなりすましによって、詐欺や誘拐など事件に発展する例があります。私のインスタグラムアカウントもこれまでに8個のなりすましが確認されており、私のフォロワーに対して偽のアカウントからDMを送るなど被害に遭っており、運営しているメタ・プラットフォームズに削除依頼の通報をしても削除されない場合があります。

本市では様々な部署でSNSを運用しておりますが、乗っ取りとなりすましの状況を例示の上、どのような対策を講じているのか伺います。

次に、公共施設での国旗及び市旗の掲揚についてであります。

国旗及び市旗の掲揚を行っている主な市の庁舎について伺います。

本庁舎では、掲揚の時間、設置場所、管理責任者、破損時の交換基準など掲揚に関する取組が整備されているのか伺います。

小樽市議会本会議場には国旗及び市旗が掲揚されておられません。様々な式典では、国旗とその団体の旗が掲揚されているのが一般的です。市長が議案を上程し、市議会の議決を得る議場は品位を保持しなければならないなど、会議規則が定められております。

本会議場を含む庁舎全体を管理する総務部は、国旗と市旗を掲揚する必要があると考えますが、見解を伺います。

以上、第4項目の質問を終了します。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、市政の諸課題について御質問がありました。

初めに、小樽市公共施設長寿命化計画の見直しについてですが、まず、手宮保育所の建て替え時期につきましては、現在地での建て替えは難しく、また、現時点で近隣に適地を確保できるめども立っていないため、第1期中の整備時期を明示できないことから、第2期としたものであります。

次に、蘭島支所廃止凍結の今後の扱いにつきましては、社会構造や災害対応などの変化を考慮した上で、本市全体の消防力を効果的かつ効率的に整備する中で、蘭島支所についても判断してまいりたいと考えております。

次に、旧高島魚揚場につきましては、除却の時期のめどは立ちましたが、具体的な方法等については、今後、小樽市漁業協同組合と協議してまいりたいと考えております。

また、岸壁につきましては、これまでも地元漁業者の要望を聞きながら、作業に支障が生じないように機能保全に努めてまいりましたが、今後につきましては、当該地の利用状況も踏まえ、整備に関する地元の皆さんのニーズを把握してまいりたいと考えております。

次に、国際交流についてですが、まず、ナホトカ市を知る取組につきましては、本市とナホトカ市は

1966年の姉妹都市提携以来、青少年や市民、代表団の相互訪問など、長年にわたり様々な交流を通じて友好関係を築いております。

現在は、国際情勢により人的交流は困難ですが、市民の皆さんに姉妹都市としてのナホトカ市を知っていただく取組は大切なものと考えております。

次に、姉妹都市以外の都市との交流や国際理解につきましては、本市では、現在、姉妹都市以外の都市との継続的な相互交流は実施しておりませんが、中国や台湾と交流を行う市内の国際交流団体においては、継続的な交流が行われております。

海外の様々な国との交流を通じて、市民の皆さんが異なる文化に触れることは、本市における国際理解の推進に寄与するものであると考えております。

次に、子供や若者の姉妹都市への訪問につきましては、本市では姉妹都市と青少年の相互派遣を実施しており、本年度は7月から8月にかけて、本市からソウル特別市江西区へ青少年交流団を派遣いたしました。

姉妹都市を直接訪問することは国際交流を推進する効果的な方法の一つであり、今後も青少年の相互派遣を継続してまいりたいと考えております。

次に、SNSの乗っ取りやなりすまし対策についてですが、乗っ取りにつきましては、例えば不正に取得したID及びパスワードを利用してログインし、投稿やプロフィールの改ざんなどをします。

対策として、職員はIDを他人に利用させず、パスワードは十分な長さとし、秘密にすることとしております。

また、なりすましにつきましては、例えば第三者が本市を詐称して市のSNSのフォロワーへメッセージを送信するものであります。

対策として、市のホームページにおいて、SNSの公式アカウントの一覧を掲載いたしております。

次に、公共施設での国旗及び市旗の掲揚についてですが、まず、国旗を掲揚している主な庁舎につきましては、本庁舎、教育委員会庁舎、消防庁舎、消防署庁舎であり、市旗を掲揚している主な庁舎は、本庁舎となっております。

次に、本庁舎の国旗及び市旗の掲揚に関する取決めにつきましては、掲揚の時間は休日を含む毎日7時50分から17時20分まで、設置場所は正面車止めの屋上、管理責任者は庁舎管理者である総務部長ですが、破損時の交換基準等その他の事項につきましては定めておりません。

次に、小樽市議会本会議場の国旗及び市旗の掲揚につきましては、小樽市議会事務局規程第3条において、議場その他議会関係各室の管理は議会事務局総務係の事務分掌として規定されておりますので、見解を述べる立場にはありません。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）

○12番（松岩一輝議員） 子供や若者の市政参画について。

初めに、若者によるまちづくりの附属機関設置についてであります。

過去に先進事例である愛知県新城市の若者議会を例示し、若者によるまちづくりについて訴えてきましたが、このたび念願がかないまして、総務常任委員会の視察で現地に赴いてまいりました。若者議会によって整備された新城まちなみ情報センターや図書館を拝見すると、随所に若者ならではのアイデア

と、それに可能な限り応える職員の関係性がかいま見えました。例えば、同じ勉強スペースでも、パイプ椅子を喫茶店のボックス席のような椅子に変えるだけで、より若者が集まることや、幼児向けの絵本には発育段階に応じてシールを貼るなど、細かい工夫がありました。現在では、若者議会出身者による団体の結成や、そのまま市職員となり、反対に若者議会の運営に関わるなど、若者の意見を政策やまちづくりに反映させる理想的な好循環が行われていることが分かりました。

本市では、このような附属機関の設置に積極的ではないと受け止めておりますが、令和5年に施行されたこども基本法第3条では、子供の意見表明の機会確保や、子供の意見尊重、第11条では、こども施策の策定等に当たって子供の意見の反映に係る措置を講ずることを地方公共団体等に義務づけています。

同法の観点から、子供や若者が意見を表明し、市政に参加する機会を体系的に確保するための、若者が主体的にまちづくりに関わる附属機関や会議の設置、もしくはそのような取組をしている団体への支援をどのように考えているのか伺います。

他都市の事例も参考にしながら、若者の意見を政策に反映させる仕組みの導入を検討する考えはあるのか伺います。

次に、青少年課が実施するおたる子ども会議の今後についてであります。

私は以前、子供たちが議会形式で意見を表明することのできる、いわゆる子ども議会の実施を求めてきましたが、当時の青少年課の答弁では、現在、市が行っているおたる子ども会議の事業が令和7年度で一区切りになることから、令和8年度に向けて検討したい旨の内容でした。子供が意見を表明するという観点では一見どちらも同じように見受けられますが、子供がしがらみにとらわれず、自由な発想で考えた意見を述べる子ども議会と、市が与えたテーマに対して考えを意見する子ども会議では全く性質が異なります。

また、参加対象の中学生は学校ごとに参加できる年度が限定されており、3年間で1度しか機会がありません。これでは、未来を担う子供たちが自由に意見交換をすることができません。

これらを踏まえ、来年度以降、青少年課が主催してきたおたる子ども会議をどのように実施していく計画か、伺います。

令和5年度から令和7年度は市長との対話の時間を設けていました。市議会議員である私にとっても、市長と対話する機会は貴重なものですが、子供たちにはさらに貴重な経験になると推察されます。これについて、来年度以降の計画を伺います。

関連して、個人的には愛知県新城市の若者議会のような若者による附属機関の設置が理想的であります。制度設計など様々な検討課題があるのも一定の理解をしております。

本市には寄せられた意見には必ず市長が目を通し、担当部署が回答する市長への手紙という大変すばらしい制度があります。例えば、市長への手紙を書いてみる体験会の実施なども、子供や若者の市政参画を後押しするものであると考えます。

子供や若者に対して、市長への手紙をどのように周知していくのか、見解を伺います。

次に、ふるさとまちづくり協働事業の充実についてであります。

本事業は、主体的に行われる公益性の高いまちづくり事業を実施する団体に対し、1年間で最大30万円の助成金を3回まで交付することにより、市民との協働による個性豊かなふるさとづくりを行うもので、平成21年度の制度創設から地域活性化、芸術・文化、青少年など173の事業が採択され実施されてきました。仮に、市がこれらの事業を行うとすれば、人件費など、より多くの費用がかかってしまうため、こちらも大変有意義な事業であると考えます。

しかしながら、事業全体の予算総額は300万円で、素晴らしい内容の応募が多数あった場合でも、その予算額によって減額や不採択となってしまいます。

また、事業年度の都合により、おおむね6月から翌年1月頃までに実施可能な事業しか応募ができません。

予算総額の増大や、年間を通じて事業が実施できるように事業年度を前期と後期に分けるなど、本事業の拡充について見解を伺います。

以上、第5項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、子供や若者の市政参画について御質問がありました。

初めに、若者によるまちづくりの附属機関設置についてですが、まず、附属機関等の設置につきましては、市政を運営する上で子供や若者の意見を聞くことは大変重要なことと認識しており、これまでも必要に応じて子供や若者から直接意見を伺う場を設けてきていることから、附属機関などの新設は現時点で考えておりません。

また、若者が主体的にまちづくりに関わる取組をしている団体への支援につきましては、団体との意見交換等により、支援の必要性などを把握した上で検討すべきものと考えております。

次に、若者の意見を政策に反映させる仕組みの検討につきましては、国のこども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインや他市の先進事例を参考にするとともに、本市でこれまで実施している子供や若者から意見を聞くことができる場や仕組みを活用することも含め、本市で実施可能な取組について引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、青少年課が実施するおたる子ども会議の今後についてですが、まず、令和8年度以降の子ども会議につきましては、子ども会議は子どもの権利条約を学ぶとともに権利条約の一つである子供の自由な発想で意見を述べ、他人との意見の違いを認識し、議論を通じて考えをまとめていく経験をすることは、育成の観点で大事なことであります。

今後の実施に当たっては、会議で出された意見の市政への反映などについて検討してまいります。

次に、おたる子ども会議における私との対話につきましては、子供たちの率直な意見を聞くことは子供たちの気持ちや考えを知る貴重な機会にもなることから、今後もおたる子ども会議において子供たちとの対話の時間は確保してまいりたいと考えております。

次に、市長への手紙の周知方法につきましては、市のホームページやSNS、広報おたる、FMラジオにおいてこれまでも制度を積極的に周知しておりますが、今後、子供や若者であっても利用できる制度であることも併せて周知してまいりたいと考えております。

次に、ふるさとまちづくり協働事業の充実についてですが、本事業の拡充につきましては、当事業の予算規模や選考過程等については、おおむね妥当であると考えております。

また、当事業は市民の皆さんがまちづくりに関心を持っていただく意義のある事業であると考えておりますので、当事業を御活用いただく皆様の使い勝手がよくなるよう、事業報告会の中で御意見を伺ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）

○12番（松岩一輝議員） 教育について。

初めに、子供のSNS利用についてであります。

SNSを通じたいじめやトラブルの事案は全国的に発生しておりますが、インターネットやSNSは匿名性が強く、24時間発生し、精神的被害が大きいことも指摘されています。私も保護者から日常的に相談を受けているので、学校現場の負担も大きく、難しい問題であると推察します。

本市では教育委員会が中心となり、インターネット利用等に関する小樽市のルールとして、おたるスマート7の取組が積極的に行われているものと承知していますが、そもそも各種SNSは13歳未満の使用を禁止、または制限している場合が多く、LINEも利用推奨年齢が12歳以上となっていることに加え、保護者が使用を認めているスマートフォンなどからのアクセスによってSNSは利用することができていることから、学校での児童・生徒への指導には限界があり、基本は家庭の責任であることを明確にし、保護者への啓発が欠かせないと考えます。

小・中学生のSNSによるいじめやトラブルを防ぐための保護者への啓発について伺います。

次に、学校の予算の充実についてであります。

以前、とある学校の家庭科室を訪問した際に、私が生まれる前に製造された古い電化製品が置かれていました。担当者に聞くと、当時は実習の教材として使用していたと推察されるが、新しい製品を買う予算がなく、仕方なく使用可能な製品を活用し実習を行っているとのことでした。これはほんの一例ではございますが、市内の小・中学校を訪問すると、理科や技術・家庭、音楽などで使用する教材の多くは古いものが多く、ICT教育も進む中、子供たちの学習に影響がないか心配になります。

学校が子供たちの学習のために使用する予算の充実について、見解を伺います。

次に、教職員の欠員についてであります。

どの業界にも共通した課題ではありますが、全国的に教員の成り手不足が問題になっています。例えば、文部科学省は令和4年に、いわゆる教師不足について全国初の実態調査を行いました。その結果、臨時的任用教員等の確保ができず、実際に学校に配置されている教師の数が各都道府県・政令指定都市の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数を満たしておらず、欠員が生じていた状況が明らかになりました。

市内の小・中学校において欠員が生じることや、産前産後休暇や育児休業の取得、病気休職等による教職員が生じた際に、代替として任用される期限付教員等の確保ができず、教頭や主幹教諭等も含め、やむを得ず学級担任や校務分掌等も担当することで、学校全体の教職員の負担が増加している状態があるのか伺います。

一時的な欠員等であれば、臨時教員等を確保しなくとも学校現場の混乱は少ないと推察しますが、欠員が長期に及んでいるにもかかわらず、臨時教員等の確保が行われない状態が長期化すると、教職員の業務負担は増加し、新たに心身の不調を訴える教職員が出始め、その方が休職や退職をされると、さらなる悪循環となります。

欠員等が生じることで教職員の負担が増加している学校では、教職員の負担を軽減する取組が求められると考えますが、見解を伺います。

次に、学校教育支援室の指導主事の業務についてであります。

指導主事は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められ、文部科学省は設置学校の営む教育活動自体の適正・活発な振興を促進するため、校長及び教員に助言と指導を与えることを職務として教

育委員会事務局に置かれる職であり、教育課程、学習指導、生徒指導、教材、学校の組織編制、その他学校教育の専門的事項の指導に関する職務を行うとしています。

以前、適正な指導主事の職員配置について質問した際に、北海道内他都市と比較しても少ない人数ではないが、学校教育の様々な課題への対応が必要な部署で、近年、指導主事の業務が増加する傾向にあることから、業務量と職員数について適正な配置となっているのか、今後も検証したい旨の答弁がありました。

最近では、ICT教育、いじめや不登校、熊などの鳥獣対策など、教育現場の新たな課題に加え、小・中学生と保護者や家族と関連する他の部署や業務では、現場の教員を経験している指導主事に対して相談や業務の振り分けが多く、業務量が増加しているのではないかと容易に推察されます。

教員の不足が問題になっている状況で、指導主事を増員させることは難しいため、指導主事が多く配置されている学校教育支援室の業務を整理し、指導主事が本来の業務に注力できるようにすることで、働き方改革と教育現場の課題解決に寄与すると考えますが、見解を伺います。

次に、通学バス運賃助成制度についてであります。

これまで何度か助成対象の距離基準の緩和を求めて質問してまいりました。本市におけるバス通学児童・生徒に係る通学費助成事業は、国が定める豪雪地帯の基準を適用し、特別交付税として事業費の8割を交付されており、残り2割を本市が負担する内容です。そのため、本市の基準を変更することは難しいという理由で実現に至っておりません。

スクールバスも含め、北海道の地域性に応じた新たな助成制度の創設について、引き続き、北海道都市教育委員会連絡協議会を通じて、北海道や国に対して財政措置などについて要望していきたいとの答弁がありましたが、要望の状況について伺います。

距離基準を緩和することにより、国の特別交付税措置を受けられない分の全額を市が負担する形で運用することは、財政上の理由以外でどのような課題があるのか伺います。

以上、再質問を留保し、会派代表質問を終了します。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） ただいま、教育について御質問がありました。

初めに、子供のSNS利用についてですが、小・中学生のSNSによるいじめやトラブルを防ぐための保護者への啓発につきましては、市教委では、インターネット利用等のルールであるおたるスマート7を周知し、家庭でのルールづくりなどについて啓発するとともに、SNS等を利用するときは言葉の選び方に注意すること、ネット上で知り合った人とは会わないことなどについて注意喚起する各種資料を学校に提供し、保護者に啓発するよう指導しているほか、市教委主催の保護者向けネットパトロール体験会を開催し、ネットトラブルの具体的事例を説明するなどして、保護者への啓発に努めております。

次に、学校予算の充実についてですが、学校が子供たちの学習のために使用する予算につきましては、各学校には、学級数や児童・生徒数などに応じて配当している予算があり、その中で学習に必要な教材などを校長の裁量で計画的に購入することとなっております。

厳しい財政状況ではありますが、必要な教材などの購入ができるよう、適切な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、教職員の欠員についてですが、まず、教職員の欠員等による補充や代替の教職員の配置ができない場合の学校の状況につきましては、近年は、教員不足により、欠員等の補充や代替の教職員の配置

が難しい場合もあり、欠員等が発生している学校では、補充がされるまでの間は、教頭や他の教員など、学校全体で協力し、授業や校務などを行っており、教職員の負担が一定程度増加しているものと考えております。

次に、欠員等が生じている学校の教職員の負担を軽減する取組につきましては、市教委としては、欠員等の補充が早急に行われることが重要であると考えておりますので、任命権者である道教委に対し強く要請するとともに、教員免許保持者の情報収集や退職教員等へ任用に向けた働きかけを行っているほか、学校においても、教員同士のつながりなどを活用して、教員の確保に向け、協力いただいております。

また、時間講師を複数校に派遣し、授業を行うことで負担軽減を図る取組も行っておりますが、早期に欠員が解消されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、学校教育支援室の指導主事の業務についてですが、指導主事の働き方改革が教育現場の課題解決に寄与することにつきましては、学校教育支援室の指導主事は、学力向上や生徒指導、特別支援教育、ICT教育の推進などの業務を担っており、業務量が年々増加する傾向にあるため、指導主事の働き方改革を進めていく必要があると考えております。

学校における様々な課題を解決していくためには、指導主事による学校訪問や授業参観などにおける助言や指導が大切であることから、一層業務の効率化や改善を進めてまいりたいと考えております。

次に、通学バス運賃助成制度についてですが、まず、北海道や国に対しての財政措置などの要望状況につきましては、市教委は北海道の地域性に応じた新たな補助制度の創設について、北海道都市教育委員会連絡協議会を通じて、北海道や国に対して要望しております。

次に、距離基準の緩和における財政上の理由以外の課題につきましては、本市の通学路の基準である通学距離が小学生は片道2キロメートル以上、中学生は片道3キロメートル以上の基準を緩和した場合、乗車を希望する児童・生徒の増加が予想され、同様の基準で運行している市内スクールバスの対象校が増えることにより、バス事業者が運転手やバスを確保することが課題であると考えられます。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 12番、松岩一輝議員。

○12番(松岩一輝議員) 再質問いたします。

まず、第1項目、市長の政治姿勢について、一つ目に質問したのが約7年前の市長公約と市長の現在の考え方は変わったのかということ、二つ目に質問したのが新総合体育館整備事業の一定の先送りについての結論の方向性ということですが、約7年前の公約については変えるつもりがないという答弁がありました。

結論の先送りの行く末については、まだいろいろと考えることがあるので結論を先送りにしたのだという答弁だったと思うのですが、市長が強いリーダーシップの中で市長公約として掲げられたことですので、そこを変えろということではないのですが、市長が公約を変えないのだということを前提とした結論を今模索しているのか、市長公約は変えるつもりはないけれども、今後、先送りする中で、実態に合わせた市民ニーズとか状況に合わせた検討を考えていくのか、この考え方について、また、それも含めてまだ検討するのだということであれば、そういった答弁でも構いませんので、そこについて再質問したいと思います。

続きまして、補正予算について、消防庁舎の空調設備整備事業費について確認しました。

市内の消防職員が勤務する庁舎の執務室の空調整備の設置状況について確認したところ、8か所の消防関係の庁舎のうち、手宮支署のみが整備されているということが分かりました。

市全体の空調設備の優先順位を考慮して、その中で決まってくるものだという事の答弁だったので、私は前段で、消防業務は災害対応の観点とか市民生活に直接影響する生命と財産を守るような活動をされているので、優先順位が高いのではないかと事前に発言した上で質問に入っています。その観点が市内全体の他の公共施設と比較して一律な優先順位で考えているのか、消防は優先順位が高いということを踏まえた上で全体のバランスを見ているのか、その辺りの答弁をいただきたいと思います。

続いて、ふれあいパス事業費について、答弁の中で、今後も持続可能な制度にしていきたいと考えているということでした。

ただ、この制度は、バスや電車に乗ることがそもそもの趣旨ですので。

（「後押しをするのですよ。乗ることではなくて後押しをするのですよ。」と呼ぶ者あり）

今、市長からありましたけれども、バスや電車に乗ることを後押しすると。その後押しする、乗るためのバスや電車が減っていているという状態があるわけです。

私は、その前にも言っているとおり、制度の趣旨を否定するものでもないし、この制度をやめるべきだという立場にも立っていませんけれども、ただ、バスについて減便や廃止が目の前で起きている地域の方々からすると、使い勝手がだんだん悪くなっていているのではないかと不安もあるわけです。その中で、持続可能なものとしていきたいという答弁があったのですけれども、この点について再質問に適さないのかなと今、私は判断したので、取りやめたいと思います。

続いて、合同墓拡張整備事業についてですが、土葬について確認したところ、市内の墓地については土葬の状況がないという確認でしたけれども、そもそも市営墓地で土葬ができるのかをまず一つお聞かせいただきたいのと、民間での場合については把握していないという答弁であったと思うのですが、市が把握しないでも保健所などの運用等で、本市でそもそも土葬が民間においてできるのか。それとも、例えば市に届出がないと基本的にはできないような仕組みになっているのか、状況についてお聞かせいただきたいと思います。

続いて、ふるさと納税に関する専門部署の設置についてですが、現在、十分な体制であるとして特設設置を考えていないということなのですが、これについてはもちろん設置することが目的ではなくて、小樽市中長期財政収支計画において記されている推進強化が取り組めるのかということの観点で伺いました。

小樽市中長期財政計画に書かれている推進強化を現在の体制で達成できるという前提で組まれているのか、それとも、それ以上に市として寄附額を増やしていきたいという中で、今後、人員のやりくりも考えられているのかを答弁いただきたいと思います。

続いて、観光振興室について、一つ目の質問の中で、オーバーツーリズム対策の担当の職員配置の状況について、いろいろと御答弁いただいたのですけれども、現在、観光振興室には担当職員を配置していないという状況ですが、結果的に担当職員の配置を考えているのか、それとも、そういった配置はしないで、推進協議会といった中での対応をしていくのか、もう一度確認したいと思います。

次に、青少年課と男女共同参画課の統合と若手管理職の登用について確認しましたが、統合については考えていないという答弁だったのでいいのですが、若手管理職については、十分な能力のある職員であれば、若くても登用していきたいという趣旨の答弁だったのかと思うのです。これについては、基本的に一般的な人事の際に、二、三十歳代の若手職員も登用しようという視点で、市がこれまで人事を配置していく中で、たまたまそういう職員が配置できなかったのか、それとも今回の質問を踏まえて、今後そういうことも視野に入れていこうという考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

続いて、市政の諸課題について、一つ目に、小樽市公共施設長寿命化計画の見直しについての質問をしました。

その中で、手宮保育所の建て替えの先送りの件を確認しました。先延ばしにしたというのは、市として手宮地区における保育所の重要性は考慮されているという趣旨の答弁だったと思うのですが、先送りにするという事は、具体的にまだ交渉段階で示せない部分はあるのかもしれませんが、ある程度めどが立っていたり、候補があった上で、そういったことも含めての第2期建て替えということなのか、その辺りをもう少しお聞かせいただきたいと思います。

続いて、子供や若者の市政参画についてですが、三つ目にふるさとまちづくり協働事業の充実について質問しました。

予算の増大や事業の実施期間を分けるなどについての見解を伺いましたが、事業の予算については、今が適正であると考えているということでしたので、この点は再質問しません。事業のやり方、在り方については、事業報告会で確認していくということだったのですが、3月に事業報告会が毎年行われていますけれども、そこで市民の意見が初めてあって考えることなのか、市としてそもそも年間を通して事業が実施できたほうが良いと考えているのか、この辺について、前提をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松岩議員の再質問にお答えいたします。

1点目は、市長の政治姿勢について、小樽市新総合体育館と公約との関係でお尋ねがありましたが、私としては、松岩議員がお考えになっているように、次の世代に大きな負担を残すことはできないという大前提に立っておりますが、公約に掲げた事業でありますので、公約に沿って進めさせていただきたいと思っております。

この間、入札参加事業者がいないということで浮き彫りになっている様々な課題も見ながら、いろいろな角度から検証を加えていきたいとは思っているところでございます。

2点目につきましては、消防庁舎の空調設備整備事業費についてお尋ねがありました。

私からは、市の庁舎全体の中で優先順位を検討した上でということで答弁させていただきましたが、松岩議員からは、消防施設の重要性を鑑みまして、優先順位が高いのではないかというお尋ねであったかと思えます。確かに、市民の皆さんの安全で安心な生活を支えているという観点からいたしますと、優先順位は高いとは思っています。

一方で、議会議論の中で、能登半島地震ですとか、あるいはこの夏にあったカムチャツカ沖地震などを踏まえまして、避難所、つまり体育館の暑さ対策も早急に進めるべきではないのかという御意見もいただいているところであります。そういった意味からいたしますと、やはり市全体の優先順位を考え、バランスを取りながら、消防施設での空調設備整備事業を進めていきたいと思っているところでございます。

次に、組織改編の中でのお尋ねであったかと思えます。観光振興室の体制強化についてお話がありましたが、先ほど答弁申し上げましたけれども、今年3月にDMOのガイドラインが改正されております。

この中で、観光地域づくり法人、いわゆるDMOが地域の観光地域づくりの司令塔として機能を最大限に発揮できるように、権限と責任を付することですとか、あるいは観光地域づくり法人と地方自治体の役割を明確にする必要があることなど国からも示されているところでありますが、一方ではDMOに

観光地経営戦略の策定を義務づけているところであります。

これについてはビジョンの策定やデータの活用方針、あるいは旅行商品の造成といった行政の観光施策と重複するところもあると認識しております。そういった中で、先ほど申し上げましたとおり、今後、DMOと地方自治体の役割をしっかりと考えていかなければなりませんので、体制について考えていきたいという趣旨で答弁させていただいたところでございます。

それから、若手職員の登用についてであります。かねてから私からも職員課には若手人材の登用については指示しているところであります。

この間、なかなか実現できないで来ているわけでありまして、先ほど答弁も申し上げましたが、やはり十分な能力の実証が得られた職員につきましては、若手職員の意欲ですとか、モチベーションといったことを考慮いたしますと、決してありきではありませんが、年齢を問わずに適材適所で管理職に登用していきたいということで、これから人事編成になりますので、引き続き、職員課とは協議してまいりたいと考えております。

それから、手宮保育所についてであります。私どもといたしましても、手宮保育所の老朽が著しいということで早期の建て替えというのは望んでいる、重要な課題であると思っているところでございます。

答弁申し上げましたとおりに、近隣に適地を確保することが非常に難しい状況であるということですか、あるいは、松岩議員からお示しがありました別の方針を示すことができないのかというお尋ねもありましたが、別の方針を示すこともなかなか容易ではないということで、第2期ということにさせていただいたものでありますので、これにつきましては御理解いただきたいと思っておりますし、私どもも、くだんの適地が確保できるような形で努めていきたいと思っているところであります。

それから、ふるさとまちづくり協働事業の充実について、通年での事業実施についてのお尋ねでありました。

募集を行って、審査会を開いて、実際に事業に着手できるのは、やはり6月に入ってからだということで担当からも伺っております。私どもといたしましても、できるだけ早い時期にスタートを切れるような形で今後、考えていきたいと思っているところでありますし、そういった事業者の皆さんの御意見も踏まえながら、事業報告会の中で御議論させていただければとは思っておりますけれども、できるだけ早く事業がスタートできるような形では考えていきたいと思っているところでございます。

それから、ふるさと納税の推進体制の強化についてであります。現在、主幹と主査を配置させていただいております。答弁させていただいたように、専門性の高い分野については業務委託により進めさせていただいているところであります。

私どもといたしましては、もちろんこれからもふるさと納税を大事な財源として確保したいと思っておりますけれども、一方では、国から様々な考え方が示されておまして、これからの進め方というのは大変難しい状況にあるとは認識しております。そういったことも踏まえましても、現在では十分な体制が整っていると考えておりますので、現状の体制で進めさせていただきたいと思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 松岩議員の再質問にお答えいたします。

土葬の関係でお答えいたします。

埋葬方法に関する法規といたしましては、墓地、埋葬等に関する法律がございまして、小樽市では、法律に定めるもののほかに、小樽市墓地、埋葬等に関する法律施行細則を設けて、具体の許可申請があ

った際の対応を行っているところでございます。

この細則の中では、土葬に関する規定は特に設けていないということではありますが、一般に、私も保健所として、墓地の経営を行いたいという御相談があった際には、公衆衛生上の問題が生じないかどうか、衛生環境面への配慮、それから地下水の汚染防止などの対策が講じられているか、また、近隣住民の生活環境への配慮などが行われているかといったことで、墓地を新たに設けることになると、住民との合意形成には相当な時間が費やされることが想定をされているところでございます。

こういった問題点をクリアできるかを、既に許可を受けている墓地であっても保健所に相談をしていただくことが望ましいとは考えております。現在、既に土葬の許可を受けているところで厳密に法的にできるかについては、直ちにお答えするのは難しいのですが、実際、保健所でいろいろな相談に乗って、そういった許可を行う際に必要な、こちらで確認している条件がクリアされているかは改めて確認させていただくことになろうかと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 生活環境部長。

○生活環境部長(鈴木健介) 松岩議員の再質問にお答えいたします。

土葬に関して、市営墓地ではどうかという御質問だったかと思えます。

市営墓地は14か所ございますが、現実として、土葬で行った過去の経過はありません。

今、保健所長から、法律を見れば云々というお話をしたとおりでありまして、市営墓地でそういうお話を来た場合には、土葬の許可、埋葬の許可、しかも埋葬するためには2メートル以上掘り下げたところというのは法律上、出てくるということで、市営墓地は区画ごとに各お家というか、墓地が建っている現状で、隣等の環境など、なかなか市営墓地でというのは考えにくい状況でございます。

○議長(鈴木喜明) 松岩議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 3時10分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、平戸理史議員。

(7番 平戸理史議員登壇) (拍手)

○7番(平戸理史議員) みらい会派を代表して質問します。

国の政策による影響について。

まず、暫定税率の廃止について質問します。

11月28日、いわゆるガソリン税の暫定税率を廃止する法案が成立しました。これにより、これまでガソリンにかかっていた25円10銭、そして軽油は17円10銭の税の上乗せ分がなくなり、これまでの補助金分を差し引くと、ガソリンが15円、そして軽油が7円ほど安くなる見込みとのことです。

自動車を利用する方々の直接的な負担軽減になることに加え、特に今後ますます需要が増大していくと言われている物流業界の方たちや、我々の生活を支える一次産業の方たちなど、多くの事業者の負担軽減にもなる暫定税率廃止を非常に評価しています。

一方で、暫定税率の廃止に伴い、本市においてはガソリン税による税収減も予想されるところであり、厳しい財政運営が続く本市として苦しい面があるのも事実です。

暫定税率が廃止されたことに対する本市の地方揮発油譲与税は、どの程度減少すると予想されている

のかをお示してください。

税収減に対して、国に何らかの補填を求める意見が自治体から多く出ていることを承知しています。特に、市町村はガソリン税の影響のみを受けますが、都道府県ではガソリン税に加えて、軽油引取税も減少しますので、その影響は大きく、北海道は297億円もの税収減になるとの報道も出ていました。国から何らかの財政措置がされない場合には、北海道の事業の一部廃止や事業規模の縮小も十分に考えられる自体であると思われます。

本市において、既に来年度予算についての協議も始まっている段階ではあると思いますが、税収が減少することへの影響などを含めて、暫定税率廃止に関して、市長の受け止めをお答えください。

次に、重点支援地方交付金について伺います。

政府は11月21日、物価高対応などを柱に、大型減税などを含めて21兆3,000億円規模の総合経済対策を閣議決定しました。そのうち、物価高対策として各自治体が独自に活用できる重点支援地方交付金2兆円が計上されました。これまで本市では、交付金を活用して、給食費の物価高騰分に対する補助事業やプレミアム付商品券事業などを実施してきました。

まず、本市には、重点支援地方交付金がどの程度入ってくると見込んでいるのか、お示してください。

今回、新規推奨メニューとして、食料品の物価高騰に対する特別加算が設定されていたり、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備の支援のメニューが追加されています。高市首相からは、可能な限り年度内の予算化と速やかな執行に向けた準備を進めてほしいという発言があったという報道もありました。

今回の支援を拡充した大きな理由である物価高騰対策という側面であれば、できる限り早い時期に予算化することが望ましいものと考えていますが、現時点で想定しているスケジュール感をお示ください。

本市では、これまでプレミアム付商品券事業を令和5年度からやってきており、市民の皆様にも広く活用いただいております。

これまで現役子育て世代として、子育て世帯の負担軽減をずっと求めてきた私が言うのもあれなのですが、今回の支援対象としては、子育て世帯以外を考えてはいかがかと思います。別の項目でも取り上げますように、小学校の給食費は来年度から無償化されますし、今回の経済対策には、ゼロ歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり2万円を支給することも明記されています。

また、本市では昨年度から、こども医療費は18歳までの無償化等、子育て世帯への支援を既に多く実施しております。

こういった状況を踏まえ、今回の交付金を活用してどういった方々を支援するべきと考えているのか、お答えください。

今回の交付金の使い道を最大限に活用するためには、経費率の低さといった点も重要になってきます。推奨メニューに示された水道料金の減免であれば、水道局を通じてスピード感を持ってやれることに加えて、経費もあまりかけずに実現できる事業であるように思います。

生活者支援の枠組みで示された推奨メニューのうち、比較的経費率が低い事業と高い事業があると思いますが、今回の交付金を充てる事業を考えていく上で、どういった点が重要であると考えているのか、お答えください。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 平戸議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、国の政策による影響について御質問がありました。

初めに、暫定税率の廃止についてですが、まず、ガソリン税の暫定税率廃止による地方揮発油譲与税の減少額につきましては、地方揮発油税の税率が1キロリットル当たり現在の特例税率5,200円から本則税率4,400円に引き下げられ、率にして15.38%の減となることから、令和7年度当初予算ベースで約1,000万円の減収になるものと試算いたしております。

次に、ガソリン税の暫定税率廃止に対する所感につきましては、暫定税率の廃止により一般財源が減少することから、減少分について国において恒久的な代替財源を措置すべきものであります。そのため、今後の国の動向を注視しながら、必要に応じ、市長会を通じて要望等を行ってまいりたいと考えております。

次に、重点支援地方交付金についてですが、まず、交付金の額の見込みにつきましては、補正予算の成立が前提となりますが、国からは、昨年度の交付限度額のおおむね330%以上と示されており、本市では11億円以上となる見込みであります。

次に、スケジュールにつきましては、既に国から示された推奨事業メニューを基に、各部が主体的に事業を検討するよう指示しております。その上で、今後できるだけ早い時期に、庁内会議において事業の選定を行っていくこととしております。

次に、支援の対象者につきましては、重点支援地方交付金は総合経済対策の一つであります。そのほかの支援メニューも示されておりますので、そうしたことや既存事業も念頭に置きながら、生活者向け、事業者向けの事業を検討していくことになると考えております。

次に、事業選定において重要視する点につきましては、現在各部において、新年度予算の編成作業のさなかであり、組織としての事務負担が増えることとなりますが、できる限り早い時期に選定事業をお示しすることが重要であると考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、平戸理史議員。

（7番 平戸理史議員登壇）

○7番（平戸理史議員） 学校給食の無償化と質の向上について質問していきます。

国では、2026年度から小学校の給食費を無償化、さらに将来的には中学校の給食費についても無償化しようという議論がされているものと承知しています。

これまで、本市においても、様々な議員から給食費の無償化をしてはどうかという提案もありましたし、子育て世代の方々からも給食費が無料の自治体が羨ましいといった声を聞いてきました。国が給食費の無償化の方針を示したことを喜ばしく思っています。ところが、給食費の無償化については、いまだ制度設計が定まっていないのも事実です。

11月13日に全国市長会から学校給食の無償化に関する緊急意見が寄せられました。内容としては、給食費の無償化は自治体に負担を求めずに全額国費で実施するように強く求めるというものでした。

私も、全額国費によって給食費の無償化は実現されるべきと考えていますが、教育長のお考えを伺います。

私は、子育て支援として、給食費の負担が軽減されることには大賛成です。ところが、昨今の国会で

のやり取りや報道を聞いていると、給食費の無償化という言葉が大きく取り上げられるものの、そこには実際に給食を食べている子供たちが一番求めている給食の質の向上という観点が考慮されているのか、疑問に思うことがあります。

学校給食法に定められた給食の七つの目標のうち1項目めは、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることと定められています。給食費は自治体負担の問題は現時点であるものの、国によって無償化されることと思います。その際にセットで私たちが議論しなければならないのは、給食の質を維持する、向上させるという点です。

本市では、住民税の非課税世帯など、経済的な理由で給食費を払うことが難しいと判断された世帯に対して就学援助制度を行っており、これまでもそういった世帯の方々は給食費が無料でした。

よって、今回の給食費無償化では、就学援助を受けていない子育て世代の負担が軽減されることになります。

この就学援助制度の対象人数及び本市負担額についてお示してください。

次に、給食の提供体制について。

本市で出生数の推移を確認したところ、現在の中学校3年生が生まれた平成22年は721人、小学校1年生が生まれた平成30年は479人です。この間の出生数を足していくと5,470人となります。

また、令和6年生まれ世代が小学校1年生になる約6年後の児童・生徒数について、出生数をベースに予想すると、児童・生徒数は3,876人となり、6年間で児童・生徒数は現在の7割ほどとなる計算です。

本年5月時点での小・中学校を合わせた児童・生徒数と、給食の提供数をお示してください。また、給食の提供を受けていない児童・生徒の数とその理由についてもお示してください。

6年後には提供数が単純計算で3割減になると予想できると思います。一般論として、1食当たりの食材料費など提供数減に伴う課題があればお答えください。

また、給食の質の確保という点について、今回の給食費の無償化を進めていく上で、無償化したけれども、質が低下してしまう、具体的には食材料費が現状の水準を下回ってしまうということが一番避けなければならないことと感じますが、給食費無償化と質の維持についてどのような関係性があると考えられるのか、お答えください。

また、今回の給食費の無償化が行われた後も、これまでと同等の質の確保、具体的には物価高騰を考慮した食材料費をこれまでと同等の水準以上で確保し続けるというお考えなのか、お答えください。

令和5年度の学校給食費の全国平均は4,700円と言われています。本市の保護者が負担している給食費は年齢による差があるものの、小学校高学年では月額4,250円となっています。

本市では、実際の給食の食材費用は幾らかかっているのか、小学校高学年を例に金額を月額でお示してください。

給食を作るためには、食材料費以外にも人件費はもちろん、光熱費、施設の維持管理とたくさんの費用がかかります。それらは保護者負担ではなく本市が負担しているものと承知しています。食材料費については各自治体による差が大きく、月額4,000円ほどの自治体もあれば、月額6,000円ほどの自治体もあります。

国によって基準額が決められた場合、基準額以上の額については保護者に負担していただくか、もしくは、これまでのような物価高騰対応の交付金活用も含め、本市の財源で負担するという選択肢になるかと思います。

これを考える上では、学校給食の目標に立ち返る必要があり、それは給食が児童・生徒の体をつくる

成長の源であるという質の確保の観点、そして、食の大切さ、ありがたみを理解させるといった食育の観点です。

質の確保という点では、本市の財源で基準額以上を負担する場合、もちろん予算の話になってきますので、これまでの給食よりも結果として質が下がってしまうのではないかと懸念があります。現にこれまで財源確保の難しさを理由に給食費の無償化をしてこなかった本市としては、食材料費の確保、質の確保に大きなハードルがあると考えています。

次に、食育の観点では、保護者負担をお願いしない、つまり完全な無償化となってしまうと、給食イコール無料で食べられるものという考えが保護者も児童・生徒にも定着してしまい、食のありがたみを感じにくくなるのではないかと思います。やはり、無料で食べられるものに対して感謝の気持ちを持ち続けるというのはなかなか難しいというのが現実なのかと思います。

以上のことから、保護者負担を残すべきと考えていますが、本市としてはどのようにお考えでしょうか、現時点での見解を伺います。

次に、もう一段階上の給食の質を向上させるという点についても考えたいと思います。

政策の面から給食費を考えると、これまではその自治体が給食費を無償化しているかどうかというのが大きなポイントでしたが、そのトレンドは国の政策により間もなく終わろうとしています。令和5年の調査では、自治体独自の無償化を実施していたのは全国で722の自治体で、そのうち自己財源で無償化していたのが475の自治体です。

そういった給食費の無償化に関する政策的優先度を高く考えていた自治体が、今回の国主導の無償化により、給食費の負担が大きく減ると予想されています。自己財源ではなく、地方創生臨時交付金やふるさと納税を財源に、給食費の無償化を行っていた自治体も同様です。こうした自治体が次に子育て支援としてどういう政策を実行するのか、次なるトレンドの波に本市もさらされるのは致し方のないことです。

そこで、次なるトレンドの一つとして考えられるのが、給食の質の向上とオリジナリティーです。本市の給食については、これまでもクリスマスなどのイベントに合わせた献立や世界各国の料理、私も食べたことのないようなメニューを提供されており、本市の栄養士及び栄養教諭の皆さんの創意工夫が感じられる献立になっていると感じます。摂取カロリーの基準を満たしながら、栄養バランスを考え、なおかつ食材料費も抑えなくてはならない、そして地産地消を通じた食育に関することまでと相当な御苦労があるのだらうと思います。

一例ですが、給食で使用している食材表を見ても、肉類は鶏肉と豚肉だけです。もし、食材料費をこれまでの水準よりも上げられれば、使用する材料に選択肢が生まれ、栄養士及び栄養教諭の皆さんの創意工夫をより発揮してもらえるのだらうと今の献立表を見て確信しています。

今回の給食費の無償化は、そうした給食の食材料費について考え直す絶好の機会だと思います。一度、保護者負担や本市の負担等を決めてしまえば、なかなか変えることが難しいことは明らかです。

食材料費の設定を高くすることによる給食の質の向上に関して、どのような所感をお持ちなのか伺います。

次に、給食費の公会計化についてです。

これまでも、給食費の公会計化を進めるべきという指摘は議会でされてきており、私も公会計化を進めるべきと考えています。これまでの議論では、公会計化を進めることで、教職員の負担軽減を図るといったのが大きな目的であったように思いますが、今回の給食費の無償化をするに当たり、もはや公会計化は必須になってくるものと考えます。

議会議論の中では、公会計化に向けた検討を進めているということでしたが、その後の公会計化に向けた進捗状況をお示しください。

給食費が無償化され、さらに給食費が公会計化された場合には、どのような影響が出てくると考えられるのか、お答えください。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 平戸議員の御質問にお答えします。

ただいま、学校給食の無償化と質の向上について御質問がありました。

初めに、全額国費による給食費の無償化への見解につきましては、今回の給食費無償化は、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的として実施されるものと認識しております。

無償化の継続的な実施には多額の財源が必要となり、自治体によって財政状況に差があることから、公平性の観点からも、全額国費で実現されるべきものと考えております。

次に、就学援助制度における給食費支援につきましては、令和6年度で申し上げますと、対象人数は1,193人であり、市負担額は6,180万円1,350円となっております。

次に、小・中学校の児童・生徒数と給食提供数につきましては、令和7年5月時点で、児童・生徒数は5,395人、給食提供数は5,341人となっております。給食の提供を受けていない児童・生徒数は54人であり、主な理由としては、不登校や食物アレルギーなどとなっております。

次に、学校給食の提供数減に伴う食材料費等の課題につきましては、一般的には提供数減に伴い、給食での食材の使用量が減少し、食材の購入単価が上がるのが予測され、結果として1食当たりの食材料費の上昇が考えられます。

次に、給食費無償化と質の維持の関係性につきましては、国の支援により十分な財源が確保されることで質の高い給食を提供することができますが、支援が不十分で、不足分の財源の確保が難しい場合は、給食の質の維持が困難になるおそれもあることから、一定の関係性があると考えております。

次に、無償化後もこれまでと同等水準以上の質や食材料費を確保し続けるかにつきましては、学校給食の目的である児童・生徒の心身の健全な発達に資するためには、学校給食の提供内容について、これまでと同等水準の質の維持が必要であり、物価高騰を考慮した十分な食材料費の確保が必要であると考えております。

次に、小学校高学年の給食費につきましては、本市は、令和4年度から物価高騰による値上げ分を国の交付金等を活用することで、毎月の保護者負担額を据え置いております。令和7年度の給食提供に必要な実際の1か月の費用は、保護者負担額の4,250円に本市独自の支援1,050円を加え、5,300円となっております。

次に、学校給食費の保護者負担に関する現時点での見解につきましては、国による給食費無償化については、現時点では制度設計が具体的に示されておりませんが、給食費無償化に伴う国の支援が十分ではない場合には、その対応について市長部局と協議してまいりたいと考えております。

次に、食材料費の設定を高くすることによる給食の質の向上につきましては、食材料費の設定を高くした場合には、現在よりも使用する食材の種類を増やし、地場産品の使用回数を増やすことができるなど、給食のバリエーションを広げることができるようになり、食育が推進され、質の向上が期待できますが、保護者負担増額につながる可能性もあることから、保護者の理解を得る必要があるものと考えて

おります。

次に、公会計化に向けた進捗状況につきましては、先行実施自治体への視察による情報収集をはじめ、契約事務や債権の整理等について、庁内関係部署との協議を行うなど、現在、公会計化の実現に向け、取り組んでいるところであります。

次に、給食費が無償化され、さらに公会計化となった場合の影響につきましては、公会計化により会計処理の透明化が図られることや、教職員の働き方改革につながるとともに、収納事務を市が行うことにより未納者への対策強化が図られ、不公平の是正につながることや事務処理の効率化等が図られると考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、平戸理史議員。

（7番 平戸理史議員登壇）

○7番（平戸理史議員） 続いて、ごみの処理に関して質問をしていきたいと思っております。

本市では生活系ごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物の3種類については市が委託した事業者が収集運搬しています。粗大ごみ、事業系ごみについては、許可業者が収集運搬することとなっています。

まず、家庭ごみについて、本市で家庭ごみの有料化が始まって20年がたちました。現在の燃えるごみ及び不燃ごみを出す際には、どちらも1リットル当たり2円でごみ袋を購入することとなっています。市民感覚からすると、決して安い金額ではないと思われそうですが、ごみの処理には1リットル当たり2円を優に超える金額がかかると言われています。一説によると、ごみ処理にかかる費用のうち、有料化による手数料収入は15%から19%程度とも言われています。

道内他都市の例を見ますと、江別市では、令和6年10月にそれまで1リットル当たり2円だったのを1リットル当たり3円に値上げしました。そのほかにも、留寿都町や今後、値上げの予定の北見市など、有料ごみ袋の値上げを実施する自治体が出てきています。

その上で、今後のごみ袋の金額について、現状のまま1リットル当たり2円を維持していくお考えなのか伺います。

市のごみ収集に係る手数料収入を増加させる方法について、ごみ袋の値上げ以外についても考える余地があるように思います。それが事業系一般廃棄物の処理についてです。

冒頭でも述べたとおり、現状、本市では、事業系ごみを事業者が北しりべし広域クリーンセンターに直接持ち込むことはできず、事業系ごみについては本市から許可を受けた事業者が収集運搬することとなっています。また、家庭から出る燃えるごみ及び事業者からの一般廃棄物については、共に北しりべし広域クリーンセンターで焼却処理されています。

事業をする上で、ごみが出る量は業種や事業所の規模によって大きく変わってきますが、中には1週間で10リットルの袋1枚に収まる程度しかごみが出ない事業者もいます。

そういったごみをあまり出さない事業者も、収集運搬の許可業者を頼らざるを得ないために処理費用が割高になってしまうという課題があります。北しりべし広域クリーンセンターでは、事業系一般廃棄物の焼却処理手数料が10キログラム当たり71円となっていますが、許可業者に頼んだ際には、収集、運搬の手間がかかるために、焼却手数料の数倍にもなる処理費用を支払う必要があり、小規模事業者にとっては大きな負担となっています。

本市では、令和7年に策定された一般廃棄物処理基本計画において、今後ごみの排出量が減少してい

くことが予測されていることから、事業系ごみの収集に必要な一般廃棄物収集運搬業の許可は既存許可業者の廃業等による場合を除き、基本的には新たな許可はしないものとされています。

その許可の中でも、1回のごみ排出量が100リットル未満の小規模排出事業者だけを扱うことができる限定許可を出されていると思いますが、この限定許可を行っている理由をお答えください。

また、現在市内で営業する飲食店等から排出される事業系一般廃棄物を収集できる一般廃棄物収集運搬許可業者数と、そのうち新規での事業者から一般廃棄物を受け入れている許可業者数をお示してください。

ここまで、小規模で事業を行う方の現状を示した上で、私が提案したいのが、事業系一般廃棄物について、ごく少量、10リットルや10キログラム程度であれば家庭ごみと同時に収集してはどうかということです。廃棄物処理法には、事業系ごみは事業者の責任で処理するという定めがありますが、小規模排出事業者のみ、事業系一般廃棄物を自治体が回収している例があります。東京都や静岡県三島市、東京都八王子市など、排出量の基準や収集方法といったルールに違いはあるものの、多くの先例が既にあるようです。資源物に関しても収集例があり、例えば愛知県名古屋市では1回の収集で45リットル以内であれば、家庭から出るペットボトルと同様に市で収集を行っているそうです。

こうした自治体を参考に、本市ではどういった事業者が対象となり得ると考えられるのかをお示しいただき、まず、その事業者に対してニーズの把握をしてみるべきと考えますが、いかがでしょうか。

本市が収集するごみの総量は年々減少し、今後も減少し続けることが予想されます。

令和7年度当初予算では、収集運搬経費として約2億3,500万円が計上されていました。過去3年間の推移を見てみると、令和5年度は約2億3,800万円、令和6年度は約2億2,700万円となっています。ごみの収集の総量は減っているものの、昨今の人件費や燃料費の高騰などの影響を受けて、予算額の減少には結びついていないものと推察します。今後も人口減少が予想される本市において、ごみの総量も比例して少なくなります。

今後の収集運搬経費についてはどのように推移していくと予想されているのか伺います。

ごみの総量は減っても、基本的に収集箇所数は減っていきませんので、将来的にごみが減っても、収集運搬にかかる経費は現状と変わらない、もしくは増えていってしまい、結果として市の財政を圧迫し、ごみ袋の値上げにつながってしまうのではないかと危惧しています。

人口減少に伴い、減ったごみの量を小規模排出事業者によるごみを収集し、補うことで、多少なりとも手数料収入を増やしていくべきと考えます。先ほど例に出した小規模排出事業者制度を導入している自治体では、手数料を、事業系ごみは家庭ごみの3倍から4倍程度で設定している自治体や、家庭ごみは無料でも、事業系は1リットル当たり8.7円とする自治体など、家庭ごみと事業系ごみで明確な価格差をつけている自治体が多いようです。

手数料収入を増やす取組として有効と考えますが、家庭用ごみ袋の値上げ以外ではどういった選択肢があるのか、お答えください。

事業者がごみステーションを利用することにはほかのメリットがあるとも考えています。本市の抱える課題の一つに、今後のごみステーションの管理をどうするかという事項があります。ごみステーションの特性上、管理に関わる人を増やすのは誰かが引っ越してくるのを待つなど、正直難しいところがあります。その点、今回私が提案している小規模排出事業者制度では、ごみステーションに関わる人を増やせるというメリット、さらに、ごみステーションをきっかけに町内会、自治会との接点生まれるということも考えられます。

小規模事業者への支援として、また、町内会機能の維持といった観点も含めて、改めて小規模排出事

業者制度について調査、検討していく必要があると考えますが、本市の見解を伺います。

次に、本市の家庭ごみの収集方法について。

本市では、町内会等が設置するごみステーションにごみを集めて収集するという方式を取っており、経費削減及びごみの効率的な収集という面から、今後もステーション方式を続けていくべきと考えています。ステーション方式を今後も続けていくためには、町内会や自治会が主に担当してきているごみステーションの維持管理が前提となりますが、町内会は役員の高齢化が進んでいますし、数少ない若手に負担が集中するといったことも起きています。そんな中で、実質的に戸別収集となっているところもあると認識しています。

戸別収集方式となっている主な理由についてお示してください。

また、収集効率を高めるために、ステーション方式を導入していながらも戸別収集方式との併用となってしまう現状をどのようにお考えなのか、お答えください。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、ごみ処理について御質問がありました。

初めに、家庭ごみの排出に使用のごみ袋の金額につきましては、家庭ごみの有料化は、ごみに対する市民の意識を高め、ごみの減量化と資源化の推進を図ることを目的に導入し、現在の金額は減量効果と市民負担を考慮しながら、他都市の状況を参考に設定しております。

近年は、処理量は減少傾向にあるものの、処理原価は上がっていることから、市民負担を考慮するとともに、さらなる循環型社会の形成に向けた方策も検討した上で、金額の見直しを判断する必要があるものと考えております。

次に、小規模排出事業者のみを扱うことができる限定許可を出している理由につきましては、平成12年7月からの事業系一般廃棄物の埋立処分手数料の有料化に伴い、飲食店等から排出される事業系一般廃棄物を収集できる既存の許可業者6社のみでは対応が困難となったため、100リットル未満の小規模排出事業者の収集に限定して4社に許可を行ったものであります。

次に、飲食店等から排出される事業系一般廃棄物の収集許可業者数等につきましては、飲食店等から排出される事業系一般廃棄物を収集できる一般廃棄物収集運搬許可業者数は10社あり、このうち現在7社が新規排出事業者の受入れをしております。

次に、小規模排出事業者の対象とニーズの把握につきましては、廃棄物処理法において、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定められており、本市の廃棄物収集運搬体制については、その原則に基づいて構築をしているため、対象となる小規模排出事業者やニーズ調査については考えておりません。

次に、今後の収集運搬経費につきましては、収集運搬事業者の人件費や車両などの固定的な経費が多くを占めているため、ごみの総量が減少しても、人件費の高騰等が続く場合は経費の増加が予想されます。

次に、手数料収入を増やす取組につきましては、ごみ処理手数料は受益者負担の観点から、事業者が負担した手数料を家庭ごみに充当することは慎重に判断すべきと考えております。

しかしながら、処理原価は上がってきていることから、財源を確保する方法については検討してい

なければならぬものと考えております。

次に、小規模排出事業者制度の調査、検討につきましては、まずは他都市の事例を調査し、制度のメリットやデメリットの把握に努めたいと考えております。

次に、戸別収集方式を行っている理由につきましては、ごみステーションを設置する場所が確保できないなど、やむを得ない場合に戸別収集を行っております。

また、ステーション方式のほうが効率性の面で優れておりますが、こうした理由から、今後も併用していく必要があると考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、平戸理史議員。

（7番 平戸理史議員登壇）

○7番（平戸理史議員） 続いて、有料で住宅に人を宿泊させる、いわゆる民泊について質問します。

2018年に住宅宿泊事業法が施行され、従来、民泊を行う場合には旅館業法に基づく許可が必要だったのが、住宅宿泊事業法に基づき、北海道への届出をすることで民泊を営むことが可能になりました。

本市においても、ホテルや旅館、ゲストハウス以外の選択肢として、観光客の宿泊需要に対応している状況だと思います。本市は、年間800万人が訪れる観光地です。その割に、土地、建物ともに物件価格が比較的安いこともあり、民泊を営む事業者からは、まさに狙い目の都市だということも言われておりました。先日発表された観光入込客数の調査でも、本年度上期で宿泊客数が50万600人と過去最多となり、本市の目指す宿泊滞在型観光への移行が徐々に進んできている印象を受けています。

宿泊客数を伸ばしていくためには、もちろん宿泊施設が必要なわけですが、ここ数年で新しいホテルが開業したり、新たにビジネスホテルの建設も進んでいると承知しています。

まず、本市において、令和7年9月末時点での旅館業法による簡易宿所として営業している施設数と、住宅宿泊事業法による民泊を行っている施設数をそれぞれお示しいただき、その数の増減の傾向についてもお示しください。

市民から、無届けで民泊をやっているらしい人がいるのだけれども、どこに相談すべきなのかという声をいただいたことがあります。無届けで宿泊事業されている場合には、旅館業法と住宅宿泊事業法のどちらの法律の適用になると考えられるのか、そして、その対応は市として取り組むべき事項なのか、北海道が対応すべき事項であるのか、お答えください。

そうした無許可、無届けで宿泊事業をしている場合には、多くの問題が生じる可能性が高いと思いますが、どういった影響が考えられるのか、お答えください。

無許可、無届けで宿泊事業をするに至った経緯について、ルールを知っていながら破っている場合や、ルールを知らない、または理解できないという場合があると思いますが、どういった対処法が考えられるのか、お答えください。

これまで無届けで宿泊事業をやっているという通報が実際に本市に寄せられたことがあるのか、あれば、令和5年以降の件数も併せてお示しください。

当たり前のことですが、無届けで宿泊事業をされている数を全て市で把握するのは非常に困難というか、ほぼ不可能です。無許可、無届け営業をする事業者を出さないようにするために考えられる一番の対策として、現在、小樽市にはたくさんの簡易宿所、そして民泊をされている事業者がいらっしゃいます。そういった許可をもらっている、または届出をしている事業者にとって、無許可、無届けでの営業は悪影響でしかありません。

そういった事業者の皆さんにも何かあれば本市に相談してくださいという姿勢を示してほしいですし、それが一番効果的なのではないかと思いますが、無届けの宿泊事業を把握するために行っていることがあれば、お示してください。

私としては、一番は物件の取得前に民泊が行える物件であるのかを確実にお伝えすること、そして、必ず行政の申請や届出が必要であると伝えることが重要だと考えています。

今回、無届けでの宿泊事業に関する質問をしているのは、来年度から始まる宿泊税に対する影響が出てくることからです。来年度から宿泊税が開始となり、1泊当たり最大で北海道の500円、プラス市の200円の合計700円が課税されますので、無許可、無届け営業をしている事業者と正規に運営している事業者では、価格競争力の面で大きな差が生まれますし、本市の税収にも直接影響が及んでしまいます。

税の公平性という観点からも、無許可、無届け営業をさせないための取組を今後さらに強化する必要があると思いますが、見解を伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、民泊について御質問がありました。

初めに、簡易宿所と民泊の施設数及びその増減の傾向につきましては、毎年9月末時点で令和5年度は、簡易宿所は125施設、民泊は70施設、同じく令和6年度は138施設、103施設、令和7年度は165施設、141施設であり、増加傾向にあります。

次に、無届けで宿泊事業を行っている場合の法の適用とその対応につきましては、厚生労働省の事務連絡によりますと、住宅宿泊事業法に優先して旅館業法を適用することとされておりまして、旅館業法上の無許可営業者として同法を所管する本市が対応することとなります。

次に、無許可、無届けで宿泊事業を行った場合の影響につきましては、宿泊者名簿やトイレ、入浴設備等の現認が行われないことから、施設の管理運営が適切に行われていることを客観的に確認できないほか、消防による防火安全の調査が行われないといった問題が生じるものと考えます。

次に、法を承知した上で、あるいは承知せずに無許可、無届けで宿泊事業を行っている場合の対処につきましては、いずれのケースにつきましても、無許可、無届けの宿泊事業は法令違反となることから、保健所で現地調査を行い、開設者に対し、法の趣旨を説明し、旅館業法の許可申請または住宅宿泊事業法の届出を行うように強く指導することになります。

次に、令和5年以降の無届け宿泊事業の疑いに関する通報と件数につきましては、本市に寄せられた通報は延べ7件でありましたが、現地調査の結果、全ての事例で既に届出がなされていることなどが確認でき、不適切なものはありませんでした。

次に、無届けの宿泊業を把握するための取組につきましては、市のホームページにおいて、宿泊施設の開設を計画している方へ旅館業法の許可及び住宅宿泊事業法の届出に関する相談先について掲載するとともに、違法営業が疑われる施設を見つけた場合は保健所へ情報をお寄せいただくよう、市民の皆さんへ周知を図っております。

次に、無許可、無届けの宿泊営業をさせないための取組につきましては、今後も住宅宿泊事業法に基づく民泊を所管している北海道と連携を図り、宿泊事業者に関する情報交換を行うとともに、旅館業法に基づく監視を行う際には、事業者や関係機関からの情報収集を積極的に行うなど、違法な事業者の早

期探知に努めてまいりたいと考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、平戸理史議員。

○7番(平戸理史議員) 再質問させていただきます。

まず、1点目は、国の政策による影響についての重点支援地方交付金についてです。

最後の問いで、経費率が低い事業と高い事業についていろいろと考えていただいて、交付金を充てる際の基準はどうか、何が重要であるかという点について、事業の選定を早くするのが重要ということをお答えいただきました。

お答えの中で、経費率ということが出てこなかったもので、私としては経費率の高い低いによって、市民に対してどれほどの支援ができるのかというのは変わってくるので、すごく重要であると思っておりますが、選定を早くすることを完全に優先するというお答えなのか、その点についてお聞きしたいと思います。

2点目が、学校給食について、質の向上をさせるために保護者負担増額につながる可能性もあることから、保護者への理解をいただくことが大事というお答えいただきましたが、保護者負担については、恐らく現状の金額よりは下がるのが予想されているので、今のタイミングを逃すと、次に質を向上させるという観点が出たときに、どうしても上げるのがすごく難しい状況になると思います。下がり幅がどのぐらい変わるのかということになると思いますので、質を向上させるためには、今、一番考えるべきことだと思いますが、その点もう一度、御答弁をお願いします。

もう1点、ごみの処理について、手数料収入を増やす取組として小規模排出事業者制度を導入してはどうかと私から提案させていただきました。

家庭用ごみ袋の値上げ以外で、ほかに選択肢があるのであれば示してくださいと質問しましたが、ほかの選択肢についてはお示しいただけなかったと思います。

家庭用ごみ袋の値上げをしないために、どういった対策が取れるのかを考えるのが重要と思ひまして、そのために、小規模排出事業者制度をやってはどうかという提案をしました。

もし、そのほかに家庭用ごみ袋の値上げの対策になる選択肢があれば今示していただいて、そちらを進めていくという方向でももちろん有効だとは思いますが、そういった選択肢はあるのか、まず、お聞きしたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 平戸議員の再質問にお答えいたします。

重点支援地方交付金について、お答えいたします。

事業のスピード感を優先する旨、お答えいたしましたけれども、質問の意図にそぐわなかった面もあったのかということで、申し訳ございませんでした。

経費率との比較になりますが、当然、私どもは決して経費率を軽んじているわけではありませんので、事業のスピード感と、また、経費率と事業効果といったものも併せて考えながら、最終的に事業を選定させていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 生活環境部長。

○生活環境部長(鈴木健介) 平戸議員の再質問にお答えいたします。

ごみ処理の関係で、手数料収入を上げる取組として、小規模排出事業者からの収入を増やすという御提案だったけれども、そのほかに市の考え方はないのかというところで、実際問題、収入をほかの面で上げることについては、手持ちでこういうことを考えているというところまではまだ行き着いておりません。

他都市の状況とかも研究させていただきたいところではあるのですが、平戸議員のおっしゃっている、小規模排出事業者の事業系一般廃棄物を一般家庭ごみと一緒に排出する方法については、いろいろ課題もあるところです。まず、市長から答弁させていただいている、議員からもお話しさせていただいている事業者そのものがごみを処理しなくてはいけないという大原則と、我々は家庭用ごみ袋にかかる料金設定と全く違う状況でセットしているものですから、なかなか他都市の金額を見てそのままということがいいのかは考えなければいけないというところが大きなところです。

そのほかに、先ほどの理由で廃棄物処理法の云々という関係の中で、他都市では特例として行政で取り扱っている部分はあるのですが、本市として、特例として導入する理由が難しいのではないかと思っております。

小規模事業者の負担軽減措置にはなると思うのですが、逆に、小規模排出事業者限定許可業者の顧客が行政の収集に流れることから、民業圧迫という状況はどうなのかという課題、あと、少量であります。契約が困難な事例という御質問をいただきました。10社のうち7件は新規でお受けしているという部分があるので、どうしても小規模事業者がごみ処理に困るところまではいっていないという現状、あと、排出場所につきまして、ごみステーションとする場合に町内会の理解が得られるかが大きな課題です。

これは、議員から、逆にごみステーションの管理運営へプラス要素になるという御発言もありましたので、それが本当にメリットになるのか、ただごみを出しっ放しで終わらないかどうか、他都市の状況も調べてみたいと思います。

そういった中で、現在は小規模排出事業者の家庭ごみと一緒にという考え方はしておりませんので、そこに結びつく収入の考え方には今のところ至っておりません。

ただ、ほかの面は考えていかななくてはいけない中で、今の小規模排出事業者制度の提案につきましては、研究はしていきたいと思っております。直ちにではないことだけは御理解いただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 平戸議員の再質問にお答えいたします。

給食の質の向上を目指して、保護者負担を考えるのであれば今がととても大切なのではないかとということで御質問があったかと思えます。

現在のところ、国の給食費無償化に関する政府からの正式な見解というものはまだ示されてございませんので、やはり今後、国からの方針が明確に示された際には、まず、速やかに内容を精査していきたいと思えます。

それで、財政の影響、それから、給食の質の確保にも十分留意して、市長部局と協議の上、今後、対応を検討してまいりたいという段階でございます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時09分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 白 川 貴 城

議 員 小 池 二 郎

令和7年
第4回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

令和7年12月9日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松井真美子議員、佐藤奈緒美議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第34号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、新井田邦宏議員。

（1番 新井田邦宏議員登壇）（拍手）

○1番（新井田邦宏議員） 初めに、昨夜からの地震により、被害に遭われた方々へ、心よりお見舞い申し上げます。

また、今後もしばらくの間は大きな地震が予想されるため、緊張感を持って質問してまいりたいと思います。

それでは、令和7年第4回定例会に当たり、公明党を代表して質問をいたします。

財政について。

まずは、小樽市新総合体育館及び新市庁舎についてです。

この近年、市民の皆さんをはじめ、事業者の皆さんなど、物価高騰の影響を受けており、それは自治体においても、日常的な影響はもちろんのこと、施設の建設などの積算や計画にも大きな影響を受けている昨今であります。

北見市は新庁舎建設後、財政の圧迫により、現在は令和6年11月策定の北見市財政健全化計画を基に、財政の立て直しを図っております。合併自治体の特例であった合併算定替が順次縮小され、昨今の物価高騰、労務単価高騰など、起債の償還が大きな理由となっており、基金からの一時的な補填で収支を保ってきたところでありますが、収支差の改善に至らず補填を重ねた結果、基金残高が枯渇する見通しとなってしまった状況で、抜本的な財政構造の見直しを図っている状況にあります。

小樽市においても、今後、大きな施設の建設を控えており、小樽市新総合体育館は入札不調で、現在、次の入札に向けて計画や設備の内容など、あらゆる面から、将来的な財政負担の視野をしっかりと持ちながら協議を重ねているところであると思っております。小樽市新総合体育館の後に控えているのは、新市庁舎であり、新市庁舎の建設についても検討や協議を重ねていかなければならない段階に入っていると考えます。

小樽市新総合体育館、そして新市庁舎のいずれも、現在の施設では老朽化が進んでおり、耐震基準を満たしておらず、道内の各市町村においても、老朽化と耐震性不足と防災拠点としての機能を備えた施設としても、大事な役割を担う建物として計画を進めております。

災害が少ないと言われている本市としても、もし万が一の備えとして、耐震性を備えた施設、とりわけ災害時にしっかりと機能しなければならない拠点というのは、なくてはならないことであり、共通認識としてあるかと思っております。

そこで伺いますが、小樽市新総合体育館と新市庁舎の建設時期を入れ替えることを検討されたことはありますでしょうか。

建設時期を入れ替えた場合、小樽市公共施設長寿命化計画や小樽市中長期財政収支計画への影響は、どうなるのでしょうか。

2021年後半から世界的に続く原材料高騰や物価高騰、また人件費高騰、エネルギーコスト上昇などにより、民間も官公庁も関係なく、大きな影響を受けております。そして、価格転嫁もできていないという企業が多く、各企業努力にも限界が来ている状態にあると思います。自治体についても、毎年上がる物価や人件費に対して、積算単価などへの反映もし切れていない現状もあると考えます。ここまでの物価高騰は、予想もできなかった事態であります。

本市においても財政については、近年では市長を先頭に理事者の皆様、職員の皆様の努力下、ここ数年の黒字が続いております。過去には財政難の時期もあり、将来的には人口減少による収支不足も見込まれる中、いかに小樽市を存続させていけるか、大事なときであると考えます。

どんな企業でも、急に売上げや利益が上がることは珍しいことであり、毎日の積み重ねや前進、改善により、その何年先や何十年先の土台を作り上げていくものであります。粘り強く熟慮を重ね、共に打開への道筋をつくっていきたいと考えます。

次に、ジャパンファンドの地方自治体版についてです。

本市の財政について伺います。

現在は、令和5年12月に策定した小樽市中長期財政収支計画を基に財政運営をされているところでありますが、今月で丸2年がたちます。計画の目標は、収支を10年間全体で捉え、この間の収支不足総額を大幅に圧縮させることにより、将来にわたる財政の健全性を確保するとされており、計画の期間を令和6年度から令和15年度までの10年間と定めております。

公明党として、現在、取り組んでいる政策の一つに、国による政府系ファンド、ジャパンファンド創設に向けて議論、検討がされております。公明党の岡本三成政務調査会長によると、国が持っている資産を運用して、その利益を国民に還元するというファンドで、NISA（少額投資非課税制度）は自分のための資産を運用しますが、その政府版だと考えていただけたら分かりやすいとのことでした。

国としては、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が運用開始から24年間で得た累積180兆円の収益の実績があり、こういったノウハウや人材を集めて、ジャパンファンドを進めるという方向で我が党より訴えております。

国でも、将来的な政策になってくるのを前置きにはなりますが、地方自治体として、仮にファンドという形で財源確保の運用ができたとしたら、市として前向きに検討でき得るものなのか、また、どのような財源が対象となり得るか、お示しください。

また、地域課題の解決に向けての資金調達という観点ですが、東近江市版SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）という事例があります。事業者の計画に成果目標を設定し、従来は行政からの各補助金事業によって資金調達し、補助金の使い方をチェックする仕組みであり、それまでは事業の効果が十分検証されていないことがあったり、市民の関わりが少なく、関心の広まりが少ないことが課題となっておりました。住民主体の地域活性化なども課題となっていた中で、市の補助金改革と地域における社会的投資の普及を目的として発足しました。事業を応援して下さる市民による出資から資金提供をいただき、地域内で実施されるコミュニティービジネスの立上げを支援するコミュニティービジネススタートアップ支援を行って、事業期間終了時に成果があれば、行政がその元本を出資者に償還しようとするものです。

2016年から始まって10年目、第1期から第9期の成果実績について、全ての採択事業は各採択事業者で設定した成果指標を達成しており、成果連動型支払いを受け、これを原資として、地元企業や地域住民等の資金提供者に償還。成果連動型支払いは、採択事業者にとって成果達成の動機づけになっていることが確認されたとのこと。また、各採択事業では、事業実施中、資金提供した地域住民が店舗に足を運び、声かけするなど、地域で新たな交流が生まれたそうです。

これが事業者の刺激にもつながり、成果の達成の一助となっているようです。これまで採択された事業者は、今も市内で活動を継続し、地域課題解決に取り組み、ステップアップして活動の幅を広げているそうです。

投資と収益、成果、そして還元、時間はかかり、専門知識も必要になってくるのではないかと考えますが、中長期的な目線でジャパンファンドの地方自治体版や、先ほどの滋賀県東近江市の事例のような取組、収支改善対策としての新たな自主財源等を確保する取組の一つとして検討されてはいかがかと考えます。

次に、ガソリン税暫定税率の廃止の影響についてです。

ガソリン税の暫定税率の廃止が今国会で提案され、11月28日金曜日の参議院本会議で全会一致により可決、ガソリン暫定税率廃止法が成立し、半世紀以上続いた暫定税率が廃止となりました。地方への税収減少が報道されたりもしております。

暫定税率の廃止については、長引く物価高から国民生活を守るため、2024年12月に自民党、公明党、国民民主党の3党幹事長が合意。今年7月には、与野党6党の国会対策委員長が暫定税率の年内廃止で一致するなど、与野党で協議が進められてきました。

与野党協議で臨む上で、公明党は、廃止に伴う影響や現場の課題について業界団体と意見を交わしてきました。特に、トラック業界からの要望を踏まえ、協議の中では、軽油引取税の暫定税率を財源とする運輸事業振興助成交付金について、国民生活や産業活動の社会インフラとして不可欠な安全で安定したトラック輸送を支えるため、維持すべきだと強く主張してきました。合意文書に、軽油引取税の廃止には同交付金など特有の実務上の課題に適切に対応した上でとの文言を盛り込ませ、交付金の維持を担保いたしました。

また、離島への輸送コストなどから、沖縄県に適用されているガソリンの負担軽減策についても、公明党の主張を反映して、これまでの経緯や地域の実情を踏まえ、本則税率の軽減措置を講ずると明記させました。

一方、協議の最大の課題であった約1兆5,000億円の税収減に対する恒久的な代替財源の確保は引き続き検討してまいります。赤羽一嘉税制調査会長は、期日である年末、来年末までに結論を得るため、責任ある議論を進めていかなければならないと語っております。

こういった背景の中、廃止にこぎ着けてまいりました。ガソリンや軽油を使う自動車を生活の移動手段とされている市民や、運送業や配送業などのトラックや自動車でお仕事をされている事業者にとっては、この物価高騰、燃料費高騰の状況下においては、特にその効果はとてよいことであると思います。

しかし、その税収であった財源で賄われていたものもあり、その金額は、北海道では約300億円、札幌市では約38億円、そして小樽市でも減収となる見込みとなっております。

そこで伺いますが、本市において、年間でどのくらい減収となる見込みでしょうか。

そして今後、年末で廃止となり、減収の影響を受ける時期はいつになるでしょうか。

減収に対して、本市としては、どのように対応するお考えでしょうか。

市民としては、単純に令和7年12月31日にはガソリン1リットル当たり25.1円が廃止となり、令和8

年4月1日からは軽油が1リットル当たり17.1円が廃止となり、車で行動する方や車両を抱える運送会社、バス会社など、助かる部分は大きいと考えます。その財源として使われてきた分、税収として支えてきた部分がありますので、公明党としては、廃止で終わりではなく、その代わりとなる財源について議論していく予定であります。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 新井田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政について御質問がありました。

初めに、小樽市新総合体育館及び新市庁舎についてですが、まず、建設時期を入れ替える検討につきましては、現在、それぞれにおいて施設規模や事業手法を再検討中であり、これまで行ったことはありません。

次に、建設時期を入れ替えると想定した場合の影響につきましては、小樽市新総合体育館や新市庁舎の整備事業は、本市が実施する建設事業の中でも、建築費用や後年度の公債費負担が大変大きな事業であります。

そうした中にあっても、事業実施に当たっては、施設規模や事業手法を見極めながら、小樽市公共施設長寿命化計画の見直し案でお示しする各施設の整備スケジュールや、小樽市中長期財政収支計画の収支見込みに大きな影響を生じさせないように進めたいと考えております。

次に、ジャパンファンドの地方自治体版についてですが、同様の仕組みによる自主財源確保の検討につきましては、本市が保有する資金のみをもって、誰にファンドを運営していただけるのか、運営をどのように監視していくかなど、課題が多いものと認識しております。

また、本市が保有する運用可能な資金としては基金が想定されますが、基金は最も確実かつ有利な方法により、管理する必要があることから、難しいものと考えております。

次に、ガソリン税暫定税率の廃止の影響についてですが、まず、本市の減収額につきましては、本市に影響のある地方揮発油譲与税の税率が、1キロリットル当たり現在の特例税率5,200円から本則税率4,400円に引き下げられ、率にして15.38%の減となることから、令和7年度当初予算ベースで、約1,000万円の減収になるものと試算しております。

次に、減収の影響を受ける時期につきましては、地方揮発油譲与税は、毎年度6月、11月、3月に譲与されることから、令和8年3月に譲与される地方揮発油譲与税から減収の影響を受けることとなります。

次に、ガソリン税の暫定税率廃止に伴う減収への対応につきましては、廃止に伴う譲与税の減少分は、国において恒久的な代替財源を措置すべきものであるため、今後の国の動向を注視しながら、必要に応じて、市長会を通じて要望等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、新井田邦宏議員。

（1番 新井田邦宏議員登壇）

○1番（新井田邦宏議員） 次に、中国との貿易や観光客の影響について。

まず、中国への輸出についてです。

日本と中国の間で、国家間として関係が冷え込んでいる状況にあり、その影響は、徐々に大きくなっているような報道もなされております。令和5年夏頃から、ALPS処理水の海洋放出に伴い、産地が日本である食用水産動物を含む水産物の輸入を全面的に一時停止しており、本年6月29日より、約2年ぶりに輸入が一部再開され、11月5日には国産ホタテの対中国への輸出が再開されたばかりでした。

2週間後の11月19日には、外交的、政治的要因により、再び日本産水産物の輸入が事実上停止となり、今後の動向は不安定な状況となってしまいました。

本市においては、コンテナ航路として、小樽市と上海、青島、大連を結ぶ定期便もあり、日本海側の港湾としても、大きな役割を担っております。また、中国への水産品の輸出についても、再び影響が出ているのではないかと考えます。

そこで伺いますが、中国との貿易について、令和5年の禁輸措置から本年6月の一部再開、そして再度の事実上の停止、それぞれ小樽港においては、どのような影響があったのでしょうか。

今後、禁輸措置が続くことにより、小樽港にどのような影響があると見込んでおられるのでしょうか、併せてお示しください。

また、中国への輸出について、本市によるポートセールスとしては何か影響はありますでしょうか。

小樽港の活用としては、日本海側の港湾として、既存の定期コンテナ船航路の活用は大きなテーマとなっていると思います。再度の中国との貿易の正常化により、その活用も活性化していける幅も広がるのではないかと考えます。自治体としては、いつ訪れるか分かりませんが、地元の関係業者と協力しながら、再開時にすぐ稼働できるような準備も大事になってくるのではないのでしょうか。

次に、中国人観光客の渡航自粛の影響についてです。

日本、そしてこの小樽市への観光客の動向についても気になるところであります。中国では、中国政府から日本への渡航に関しての自粛が敷かれているようで、航空便についても減便となっているとのことです。一部報道によれば、中国の航空会社においては、日本行き便のキャンセルを無料で受け付けるなどの対応を取っているとのことです。

本市においては、クルーズ船の寄港については既に今年度の寄港予定は全て終わっており、来年度の寄港について気になるところであります。

そこで伺いますが、本市を訪れる中国人観光客の状況について、直近の入込客数のデータに基づき、お示しください。

その中国人観光客の動向について、現時点での影響は何か出ておりますでしょうか。

これから、小樽雪あかりの路や中国の旧正月である春節も訪れますが、観光客の動向にどういった影響が出てくると考えられますか。

消費についての今後の影響はどのくらい出てくると考えますか。

また、来年度のクルーズ船のうち中国船籍の寄港予定についての影響はありますでしょうか。今年の寄港実績と比較して、来年度の寄港先の変更や寄港自体の取りやめなど、影響があればお聞かせください。

クルーズ船の誘致活動についての影響もあれば、併せてお聞かせください。

宿泊施設への影響はないのでしょうか。渡航の自粛となれば、宿泊施設のキャンセルも発生している可能性があるのではないかと考えますが、現に大阪府では、日本に来ている中国人観光客の人数は、今年1月から10月までで約820万人が訪れており、本市においても、中国人宿泊者数を見ても、過去10年で比較しても、令和6年度では上位に入る人数、約6万7,000の方が宿泊されております。

報道によると、大阪観光局の記者会見では、府内の約20のホテルを対象に聞き取り調査し、12月末までの中国人の宿泊予定のうちキャンセルが5割から7割ほど発生しているとのことでした。中国政府による日本への渡航自粛呼びかけの影響が見えてきているようであります。

大阪府のような大きな都市では、既に影響が出ている模様ですが、本市においては、まだ大きく影響が出ていないかもしれませんが、現時点で宿泊事業者から市に対して、そのような相談はありますでしょうか。また、宿泊事業者等への影響を聞き取り調査するような検討はなされておりますでしょうか。

また、中国との関係による本市の観光客の誘致活動には、今後どのように影響すると思いますか。

宿泊事業者以外で、飲食店や物販店などの事業者から市に対して相談はありますでしょうか。

現時点で、中国人観光客の渡航自粛の影響に対する対応は、何か検討されておりますでしょうか。

もちろん、小樽市を訪れる観光客は、国内の観光客もおり、中国以外の各国の観光客も多く来ていただいておりますが、一国での渡航自粛ということは、大きい小さいはありますが、影響が出てくるのではないかと懸念するところであり、こういったことが起こったとき、どのように切替えをしていくのか、乗り越えていくか、対応が重要になってくると考えます。

まずは、市内の状況として、どうなっているかを宿泊事業者や観光地周辺の事業者へ現状を伺ったり、今後の動向としてどうなっていくかなどは、例えば船社や旅行代理店などに動向を伺ってみるなど、そこから対応でき得ることも見えてくるのではないのでしょうか。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、中国との貿易や観光客の影響について御質問がありました。

初めに、中国への輸出についてですが、まず水産物の禁輸措置が小樽港に与える影響につきましては、北海道におけるホタテの漁獲量の減少などにより、小樽港から中国への水産品の輸出量は徐々に減少し、2022年は105トン、2023年以降はゼロとなっております。

したがって、2023年の水産物の禁輸措置以降は、小樽港から中国への水産品の輸出は行われておらず、輸入再開や再度の輸入停止による影響はなかったものと認識しております。

次に、今後、禁輸措置が続くことによる小樽港の影響につきましては、現在、小樽港から中国への水産品の輸出がないことから、現時点では影響がありませんが、禁輸措置が長引くことにより輸出機会の損失はあり得るものと考えております。

次に、中国への輸出に関する本市のポートセールスへの影響につきましては、小樽港の中国コンテナ航路は、北海道唯一の中国ダイレクト便であることから、中国を経由した東南アジア諸国への輸出も視野に、水産物に限らず新たな取扱い貨物を発掘しつつ、これまでどおりポートセールスを継続することから、影響は少ないものと考えております。

次に、中国人観光客の渡航自粛の影響についてですが、まず、本市を訪れる中国人観光客の状況につきましては、令和7年度上期観光入込客数において、中国人の宿泊客数は1万2,927人で、国、地域別で4番目となっております。

次に、現時点での影響につきましては、観光関係者への聞き取りによりますと、一部、団体ツアーのキャンセルが出ていると伺っております。

次に、小樽雪あかりの路や春節時期の影響につきましては、冬のシーズンは東アジア圏を中心に外国

人観光客に人気であり、毎年、中国からも多くの観光客にお越しいただいております。

このことから、今後、渡航自粛の影響が長期化した場合には、本市の観光入込客数及び観光消費額がともに減少する可能性があるものと考えております。

次に、今後の消費への影響につきましては、現時点で具体的に想定することは難しいですが、本市の観光客動態調査において、外国人観光客の1人当たりの平均消費額が、宿泊を伴う場合が6万3,168円、宿泊を伴わない場合で1万8,788円とされており、いずれも日本人観光客よりも高いことから、観光入込客数が減少した場合には、一定程度、消費への影響はあるものと考えております。

次に、来年度の中国船籍のクルーズ船の寄港予定に関する影響につきましては、中国人が多く乗船する中国船籍のクルーズ船の寄港自体、小樽港は少ない状況であり、今年初めて中国船籍のクルーズ船の寄港が1回あり、来年も2回の寄港予約を受けておりますが、現時点で予定の変更や取りやめなどはありません。

次に、クルーズ船の誘致活動への影響につきましては、近年、大型のクルーズ船は、環境配慮の観点で航路を短縮する傾向があり、中国発着が多い中国船籍のクルーズ船は4泊5日程度のツアーが主流であるため、限られた日数では小樽港への寄港が難しいことから、誘致活動への影響は少ないものと考えております。

次に、宿泊事業者からの相談につきましては、現時点ではありません。

また、宿泊事業者等への聞き取りにつきましては、既に小樽観光協会や市内の主な宿泊事業者、旅行社等に対して聞き取りを行っており、今後も必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

次に、観光誘致活動への影響につきましては、中国本土での観光プロモーションを行っていないことから、現時点で影響はありませんが、引き続き状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、飲食店や物販店などの事業者からの相談につきましては、現時点ではありません。

次に、影響に対する対応につきましては、現時点では検討しておりませんが、長期化した場合には本市の経済などへの影響も懸念されることから、状況に応じて国に対して必要な対応を求めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、新井田邦宏議員。

（1番 新井田邦宏議員登壇）

○1番（新井田邦宏議員） 次に、自治体DXについて。

まず、小樽市における自治体DX進捗状況についてです。

総務省の自治体DX全体手順書【第4.0版】によりますと、DX推進のビジョンとして、「国では、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（2020年（令和2年）12月25日閣議決定）において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示しており、本ビジョンは重点計画においても、目指すべきデジタル社会のビジョンとして位置づけられている。」とあり、このビジョンは、本市の自治体DXに関する全体方針の冒頭にもしっかりと記載されており、ビジョン実現のために日々改善しながら推進していただいていることと思います。

総務省の自治体DX全体手順書【第4.0版】の続きでは、「また、DX推進計画では、このビジョンの実現のため、「住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ地区町村の役割は極めて重要」としている。その上で、自治体におけるDX推進の意義として、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術や

データを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくこと、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、EBPM等により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されること」を掲げております。

本市も、令和5年11月策定の小樽市自治体DXに関する全体方針を基に進めておりますが、随時RPAの導入やAIチャットボットの整備、行政手続のオンライン化、キャッシュレス決済の導入、情報システムの標準化・共通化など、実際に、どんどん身近に推進されてきている実感があります。

その中で、以前の議会でも重ね重ね確認させていただいておりましたが、ステップ0のDXの認識共有・機運醸成については、DX推進の前提となるものであり、また、取組期間中継続して実施する必要があるため、ステップ0と表現されております。迫市長、そしてCIOである上石副市長をはじめ、幹部職員や一般職員へも認識の共有と機運の醸成が継続的に図られているのか、また、総務省の手順書には、「特に、「ステップ3：DXの取組の実行」については、PDCAサイクル等による進捗管理により、適時かつ柔軟に見直ししていく必要がある。」とあり、この部分も課題の抽出や見直しなど、既に行われる体制にあるのか、行われてきているのか、各ステップにおいて重要な部分であります。

そこで伺いますが、本市においての全体的な自治体DXの取組内容についてお聞かせください。

現時点での進捗における自治体DXの効果について、いかがでしょうか。

現時点での「ステップ0：DXの認識共有・機運醸成」に対する考え方、また取組状況についてもあればお聞かせください。

「ステップ3：DXの取組の実行」において、見直しの体制や見直しが行われているのか、お聞かせください。

次に、母子保健DXについてです。

デジタルトランスフォーメーションは、様々な分野においても推進されてきており、そのうちの一つに、母子保健DXというのがあります。

令和2年度には、自治体がデータ化した乳幼児、妊婦健診の情報をマイナポータルで閲覧可能になり、令和4年度には、マイナポータルで閲覧可能な母子保健情報の項目の拡充を整理され、令和6年度には、母子保健DXを実現するための改正母子保健法が成立しております。

今までは、妊婦健診も乳幼児健診も紙の問診票で書き込んで、その都度健診を受けておられたり、また、出産に伴っての里帰りでも市外に出た場合の情報の共有という部分では、そういう共有するシステムなどがなく手間であった、住んでいた自治体としてはサポートしたいにもかかわらず、本人が市外に里帰りしているからフォローができないなどの問題点を、将来的には情報連携基盤、パブリックメディカルハブという異なるシステム間でのデータのやり取りを円滑にするための基盤であり、自治体が医療機関、そしてマイナポータルなどをつなぎ合わせて、情報を共有することができるように推進しております。

先ほどの里帰り出産のときなど、その母子の情報、子供の状態や母親の状態はどうか、そういった医療情報、はたまた将来的には予防接種の情報なども市町村をまたいでも共有できる仕組みを母子保健DXとして推進している最中であります。

子ども家庭庁の資料によりますと、令和7年度には、電子版母子健康手帳のガイドラインを発出する予定となっております。

そこで伺いますが、現状として、本市においては母子保健DXについての情報や、本年度に発出予定

の電子版母子健康手帳のガイドラインの情報は、国から情報や通知はいただいておりますでしょうか。また、いただければ、概要もお聞かせください。

令和8年度から想定されるスケジュールとして、電子版母子健康手帳の普及を含む母子保健DXの全国展開の予定となっておりますが、現時点での母子健康手帳のデジタル化に向けた準備としては、どういったものがありますでしょうか。

母子保健DXを推進することは、市民の利便性向上などの観点から有効であると思いますが、今後どのように進めていくのか、お示してください。

大前提として、個人情報の扱いや本人の同意による情報共有といったセキュリティの課題も現在、協議されていることと思いますが、こういったことをデジタル化にすることによって、出産による里帰りや引っ越しによる移動先での情報の共有がスムーズに行われるシステムの仕組みは、その後のフォローも含めて煩雑さの改善や住民としての利便性向上につながり、自治体や医療機関の事務負担の軽減にもつながっていくと言われております。

自治体DXの推進を引き続きお願いしつつ、「ステップ0：DXの認識共有・機運醸成」と「ステップ3：DXの取組の実行」を意識していただきながら推進していただき、将来的に市民サービスの向上を最大限に引き出せるように、また、書かない窓口や行かない窓口へも広げていっていただきたいと思っております。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、自治体DXについて御質問がありました。

初めに、本市における自治体DX進捗状況についてですが、まず、本市の自治体DXの取組内容につきましては、令和5年に策定した小樽市自治体DXに関する全体方針に基づき、証明書発行窓口等へのキャッシュレス決済の導入、RPAやAI技術による業務の効率化、手続のオンライン化、GIS情報の市民への公開、会議のペーパーレス化などの取組を進めてきたところであります。

次に、本市における自治体DXの効果につきましては、幾つかの例を挙げますと、手続のオンライン化やGIS情報の市民への公開により、市役所に来なくても手続や情報の確認ができるなど、市民の皆さんや事業者の利便性向上につながるとともに、RPAやAI技術の活用、会議のペーパーレス化などにより業務の効率化を図り、職員の負担を軽減することができたものと考えております。

次に、DXの認識共有・機運醸成に対する本市の考え方につきましては、幹部職員から一般職員に至るまで、職員一人一人がDXを推進する意義や必要性についての理解を持つべきものであり、幹部職員による強いリーダーシップにより、各課の機運醸成を図っていくことが重要であると考えております。

また、DXの認識共有・機運醸成を図る取組といたしましては、外部人材によるDXマインド研修、業務改善に関する研修、eラーニングの受講、新規採用職員への自治体DX研修などを継続的に実施いたしております。

次に、DXの取組に対する見直し体制につきましては、デジタル行政推進本部会議において、取組の方向性や取組の結果、見直しの必要性について議論することとしております。

また、見直しの実施につきましては、現時点で大きな見直しの事例はありませんが、今後もデジタル行政推進本部会議での議論を踏まえ、必要に応じて適宜見直しをするなど、柔軟かつスピード感を持つ

て取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、母子保健DXについてですが、まず、国からの通知などにつきましては、母子保健DXに関する法改正の通知があったほか、具体的な内容については、こども家庭庁のホームページや研修会などを通じて入手いたしておりますが、電子版母子健康手帳のガイドラインは、まだ発出されておられません。

また、母子保健DXは、自治体や医療機関、保護者とのやり取りを円滑にし、市民の利便性の向上や母子保健情報の利活用を目指すものであり、電子版母子健康手帳は、紙の母子健康手帳と同じ内容であることを基本としつつ、利用者の状況に応じた母子保健や子育て支援サービスのプッシュ型支援、申請などが想定をされております。

次に、母子健康手帳のデジタル化に向けた準備につきましては、詳細につきましては、電子版母子健康手帳のガイドラインが発出された後、内容を確認してから着手することになりますが、デジタル庁が構築をする情報連携基盤を活用することが想定されているため、本市が持つ健康情報などのデータ連携が必要になると考えております。

次に、母子保健DXの推進につきましては、妊婦、乳幼児健診などの母子保健に関わる情報を活用し、スマートフォンでの健診受診や健診結果の確認、プッシュ型支援、里帰り出産時の煩雑な手続の改善を実現するなど、子育てをより安心、便利なものにしていく取組であり、子育て家庭などが抱える様々な手間や負担の軽減が期待できることから、着実に進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、新井田邦宏議員。

（1番 新井田邦宏議員登壇）

○1番（新井田邦宏議員） 次に、外国人との共生について。

まず、特定技能などで来ている外国人就労者の居場所についてです。

外国人労働者の受入れは、日本の人口減少に伴い、本市においても人口減少が進む中で、人手不足の解消とともに、外国人の雇用する企業も増えてきております。政府が推進している特定技能制度による外国人の雇用も増えてきており、特定技能という在留資格の種類の一つであり、外国人が日本に滞在するのに必要な在留資格は29種類ある中の一つ、平成31年4月に創設された在留資格であります。日本国内で深刻な人手不足に悩む幾つかの産業分野、現在は16分野において、働き手として即戦力となる外国人の採用、雇用ができるようになりました。単純労働を含む幅広い業務が可能となってきており、今後も産業分野の拡大をしていく傾向にあります。

特定技能2号になると家族帯同が可能になり、在留資格更新の上限が撤廃されます。また、永住権を得るための要件を満たすこともできるため、外国人が特定技能1号よりも長く日本で在留するための条件が整っています。

特定技能1号の在留資格は、通算在留期間は原則5年となっております。それ以上の在留となると、一番いいのは特定技能2号の在留資格更新の上限がないので、産業分野にもよりますが、2号への切替え可能であり、2号になることで職場や住む場所としても定着、また、永住権を得るための要件を満たすこともできるようです。

しかし、特定技能1号から特定技能2号になるためには、日本語能力試験と各分野の特定技能2号評価試験に合格することが必須ですが、出入国在留管理庁のデータによりますと、令和7年6月末時点の統計として、全国の特定技能1号が33万3,123人、特定技能2号が3,073人と、人数の差が切替えの難しさを表しております。

本市においては、令和5年と令和6年の各法改正で製造系などの分野で受け入れる範囲が広がったことにより、ここ一、二年で特定技能の外国人材が増えてきていますが、特定技能制度の始まりからある介護の分野における採用実績は比較的多くあるようです。

しかしながら、全国的には在留期間中に、職場を辞めて首都圏へと仕事や出会いを求めて行ってしまうという傾向もあるようで、せっかくの人材が定着しないという現実もあるようです。その背景には、外国人同士の交流の場や出会いの場が少ないという現状もあるようです。近場のよりどころがないとなると、求めて出ていってしまうということも少なくないようです。

本市における外国人介護人材の職場への定着の現状について、お聞きしていることがあればお示ください。

現状をお聞きし、市はどのように対応されましたでしょうか。また、今後のお考えがありましたら、お示ください。

今後も、介護分野だけではなく、様々な分野において増えていく可能性がある特定技能による外国人の材であり、人手不足の各業界の中で、しっかりと働いていただける人材として受け入れる小樽市が、住みゆく市民との共生を図り、来てくれている外国人人材の方の悩みや課題にも寄り添い、市民とお互いに尊重して暮らしていける、働いていけるまちになっていくことが大事な将来像の一つではないかと考えます。

次に、外国人との共生についてです。

さきに述べたように、日本の企業、事業者に就労しに来る労働者もいれば、日本で事業などを行う外国人の方もいらっしゃいます。

札幌市南区の閉校した小学校の跡地に、インターナショナルスクールを開校する計画があり、その計画をめぐって、地域の住民とのトラブルに発展しているようです。

小学校跡地というのは、令和3年3月に閉校した札幌市南区の旧常盤小学校で、札幌市は地元町内会との協議をし、民間事業者への売却を決めて、その選定を行ってきておりました。本年6月には、応募された四つの事業者から、インターナショナルスクールを運営する事業者に優先的に交渉する事業者と決め、9月には地域住民との説明会も開催したところですが、その説明会には、反対する方々も来て大変な状況だったようです。

そのきっかけは、SNSの書き込みと見られ、多くのインド人が南区周辺に住み、安心して住めなくなるような趣旨の根拠不明の書き込みなどが拡散されてしまい、説明会に来た反対の方からは、地域にインド人が家を建てて住み着いて、南区に勢力を広げて札幌市を乗っ取ろうとしているというインターナショナルスクールがインド人限定の学校であるかのような内容のようで、SNSが発端で反対運動に発展していったようです。

説明会の資料には、事業者の本部がシンガポールであり、東京や大阪など国内で6校運営していると明記されており、学校側の説明でも、その6校の生徒にはインド人は少なく、日本人が約55%で、これまでに外国人の生徒や保護者によるトラブルもないと言います。

札幌市の担当者も、学校側の計画では、多様な国籍の生徒を受け入れる方針で、特定の国籍のみを対象とした学校をつくる事実はない。札幌市としては誤った情報が市民の不安を助長することがないよう、公式ホームページなどを通じ正確な情報を発信するとしており、自治体への責任が課せられております。

また、この件で、外国人優遇、治安悪化につながるとして、インターナショナルスクール開校に反対する内容の陳情が札幌市議会で受理されておりましたが、それぞれ道外と市内の実在の住所と名前、氏名が記載され、受理通知を郵送すると、2人から提出していないとの連絡があったとのことで、事務局

は、なりすましと見て、総務委員会に付託しなかったということも起こっているようです。

そこで伺いますが、誤った情報により、外国人に対する排他的な主義主張が拡散されることに対して、どうお考えでしょうか。

小樽市においては、インバウンドによるオーバーツーリズムや外国人住民による生活の諸問題もあるが、前段の事例に伴って、こういった学校を設立するに当たって、一帯がインド人のまちになるのではないかなどの近隣の心配な声があったり、反対される方が出てくることもあるようで、また、同じようなタイミングで、本市において、おたる国際福祉・観光専修学院という観光と介護の専修学校が令和8年4月より開校される予定となっているようで、介護人材や観光業を担う人材の育成を目的とし、令和8年3月に閉校する小樽看護専門学校の校舎に入るとのことで、北海道私立学校審議会が設置認可を承認しているようです。

半数程度は外国人学生とする予定だそうです。介護分野においても、観光業においても人員不足の声が大きい中、こうした学校の設置は非常によいことであると思いますが、こういった情報も報道で知る、また、詳しい情報がなかなかない状況が心配になるのではないかと感じます。専修学校なので、管轄や許認可は北海道で、市町村に情報提供する義務がないため、小樽市が情報を把握することは難しいことであると認識しております。

とはいえ、地域住民の不安もあると思いますので、事業者の方には説明会を開催するなど、地域住民の理解を得ながら、事業、専修学校開設を進めていただきたいと考えております。

日本政府によるインバウンド6,000万人、そして人口減少に伴っての人手不足の解消の一助として、外国人労働者の受入れも増えていく傾向にあります。

強制するということは、本当に大変なことであると感じます。生まれた国、生きてきた環境や文化の違い、その中で日本に外国人が来て、観光で小樽市を楽しんでもらい、また、労働者として、共に仕事や生活をしていく。お互いが不安の中で、でも、お互いが求めている目的があって共生していく必要がある。市民と外国人の双方の不安の解消に少しでもつながるような情報の発信を一つ取っても、自治体の取組として小樽市から共生の形をつくり出してほしい、その結果、小樽市としての発展もあるのではないかと考えますが、外国人との共生について、市長の思いをお聞かせください。

以上、再質問を留保し、代表質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、外国人との共生について御質問がありました。

初めに、特定技能などで来ている外国人就労者の居場所についてですが、まず、本市における外国人介護人材の職場への定着の現状につきましては、介護事業者からは、家族や友人と離れた寂しさから、知人を頼って他の自治体に転居したり、帰国したりするケースが多くあり、職場への定着にはなかなか至らないとお聞きしております。

次に、外国人介護人材の定着に向けた対応につきましては、令和6年度から研修・交流会を開催し、介護職員としてのスキルアップを図るとともに、参加者同士のネットワークづくりや本市での生活の楽しさを知ってもらう取組を行ってまいりました。

今後も、研修や交流の機会を確保するとともに、介護事業者や外国人介護人材から御意見をお聞きし、必要な取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、外国人との共生についてですが、まず、外国人に対する排他的な主義、主張につきましては、SNS上で外国人をターゲットにした不確かな情報による投稿が拡散され、その結果、住民の不安につながる事例が多くあると認識しており、憂慮すべきことであると考えております。

次に、外国人との共生に対する所感につきましては、本市におきましても、人口減少が進行する中、地域社会を担う一員として多くの外国人が暮らしていることから、日本人と外国人が共に安心して暮らすことができるよう、共生社会の実現を目指していくとともに、国が進めようとしている外国人政策にも注視してまいりたいと考えております。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、新井田邦宏議員。

○1番（新井田邦宏議員） 再質問をさせていただきます。

まず、小樽市新総合体育館及び新市庁舎の部分で、やはり規模の大きな事業であり、計画性が非常に重要であるという御答弁をいただきました。

今、小樽市新総合体育館も、その内容をしっかり精査しながら検討してくださっていると思うのですが、仮に、新総合体育館と新市庁舎の大きな入替えのようなスケールで検討することは、今後あり得るものなのでしょうか。

あり得るのであれば、何か事例があれば、例えばこういった場合にはこういったことが検討されるかもしれないという、お答えできるのであればその1点をお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 新井田議員の再質問にお答えいたします。

小樽市新総合体育館と新市庁舎の入替えについて御質問がありまして、ただいま再質問の中で、そういった大きなスケールでの検討を加えることがあり得るのかというお尋ねだったかと思えます。

現時点では、先のことは分かりかねますけれども、基本的には、今、小樽市新総合体育館を先行させていくことで様々な作業を進めておりますし、これからも、これまでいろいろ指摘があった観点で検討を加えていくこととなりますので、改めて新総合体育館を先行して作業を進めさせていただきたいと思っております。正直に申し上げまして、今の時点で入替えを行うかは、判断がなかなか難しいとは思っているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 新井田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時35分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

（17番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○17番（面野大輔議員） 昨晚発生した青森県東方沖地震によって被害に遭われた皆様へ心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く日常が取り戻せるように願っております。また、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されており、今後の地震に備え、十分に御注意していただくようお願いいたします。

立憲・市民連合を代表して質問いたします。

初めに、議案第1号令和7年度小樽市一般会計補正予算について伺います。

今定例会に示された補正予算案では、一般会計の補正予算額が11億2,652万7,000円が計上されております。その中から、幾つかの事業について伺います。

旧小樽市保健所・旧小樽市総合福祉センター解体事業費は、債務負担行為として、総額3億1,152万円が計上されております。本施設は老朽化し、機能移転後の現在では、活用の方針がない施設であり、安全性の観点からも早期に解体することが適切であると考えます。しかし、本施設は中心市街地に位置しており、貴重な市有地として考えられますので、解体後の跡地利用まで見据えた計画的な事業推進が求められます。

初めに、解体工事の契約、着工など事業に関するスケジュールをお示しください。

次に、当該市有地の都市計画上での用途地域をお示しいただいた上で、建設可能である建物の用途を幾つか例示してください。

本市の中心部における比較的大きな土地でありますので、売却するという選択肢も考えられますが、学校や保育施設、公共施設などが集積する地域でもあり、将来的なにぎわい創出や交流拠点の設置など、公的な役割を果たす施設整備も一つの選択肢であると考えます。

現在、解体後の跡地利用の方針について庁内では検討されていますか。もし検討されている場合、どのような内容か、御説明ください。

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発事業費について伺います。

基部緑地整備事業費1億5,379万2,000円が繰越明許費として予算説明書に示されております。事業が来年度へ延長された経緯として、みなと緑地PPPの活用事業者の決定以降に、施工範囲及び面積が確定することとなり、年度内の整備完了が困難となったことによる繰越しと説明がありました。

初めに、みなと緑地PPPの事業予定者が公表されましたが、みなと緑地PPPの公募に基づき、事業予定者から、どのような収益施設の提案があったのか、お示しください。また、公募で示されている公共還元の提案内容についても御説明ください。

今回、基部緑地整備事業費が繰越明許費として計上されておりますが、基部緑地の供用開始時期に遅れが生じていないか御説明ください。また、みなと緑地PPPの事業予定者が運営する収益施設のオープン予定時期をお示しください。

次に、臨時市道整備事業費について伺います。

当初予算2億9,825万円に2,900万円の補正を行い、補正後の予算総額は3億2,725万円となります。また、説明には、入札不調を受け、施工条件の見直しにより、補正した上で繰越しと示され、予算の一部である1億3,900万円を繰越明許費として計上されております。

入札不調となった事業の当初の全体事業スケジュールをお示しいただき、入札不調となった理由をどのように分析されているのか、御説明ください。

今回の補正によって入札不調となった原因が改善され、事業実施に向けて、改めて事業の設計を組み立てることと推察いたしますが、補正予算の内容と全体事業の完了時期の見込みをお示しください。

議案第8号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について伺います。

本条例案は、基準府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するものであると示されており、条例案の改正内容は、項の新設による引用条項の変更、そのほか、認定こども園法に虐待

に関する規定が追加されたことに伴い、幼保連携型認定こども園の職員については、同法の規定を引用することに変更、加えて、学校教育法に虐待に関する規定が追加されたことに伴い、幼稚園の職員については、同法の規定を引用することに変更となるものです。

全国的に少子化が大きな課題となる中、こども家庭庁の統計では、児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、令和5年度の全国統計では、前年度比5%増加で、さらに地域別で北海道を見てみると、13%増加と全国のデータを大きく上回る統計となっています。

初めに、少子化が加速する中、全国的に子供への虐待相談件数が増加する理由をどのように分析されているか、御所見をお聞かせください。

次に、近年の虐待種別に関して、特に目立って増加傾向にあるのは、心理的虐待であると承知しております。

心理的虐待とは、どのような虐待を指し、児童虐待が子供たちの精神面や行動面に及ぼす影響について詳しくお聞かせください。

こども家庭庁が公表する資料では、児童虐待相談対応件数の経路別件数の推移について記載されています。10年前は、家族親戚、近隣知人、警察を除く公共的な機関による相談経路が半分以上を占めていましたが、令和5年度の相談経路は、警察が51.7%を占めています。こうして見ると、相談対応に結びついた経路が以前と大きく異なっています。虐待による生命の危機など、緊急性が高い事案における警察の初期介入は必要ですが、それ以外の福祉的な観点については、直接、専門的な機関へ接続できることが望ましいと考えます。

そこで、本市の近年における虐待相談件数の推移と虐待種別の傾向、また、虐待の発生を把握する主な経路についても併せてお示しください。

本市では現在の児童虐待に関する課題をどのように捉え、関係機関に対してどのような取組を進めているのか、御説明ください。

以上、第1項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 面野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、議案について御質問がありました。

初めに、議案第1号令和7年度小樽市一般会計補正予算についてですが、まず、保健所旧庁舎等の解体工事に関するスケジュールにつきましては、令和7年度中に入札、契約等の手続を進め、令和8年4月から解体工事を開始いたします。工事の竣工は令和9年8月を予定いたしております。

次に、当該市有地の用途地域につきましては、第一種住居地域であり、建設可能な建物の用途は、共同住宅や老人ホームのほか、床面積の合計が3,000平方メートル以下の事務所や物品販売店舗などがあります。

次に、小樽市保健所旧庁舎等の解体後の跡地利用につきましては、現時点では決まっておりません。

今後、庁内関係部局において、本市のまちづくりの観点から活用について検討してまいります。

次に、みなと緑地PPPの提案内容につきましては、収益施設につきましては、公衆トイレ跡及び臨港道路沿いにコンテナを活用したカフェなど、複数の飲食店を設置する提案となっております。

また、公共還元については、緑地内の清掃や日常点検、花壇や芝生の管理、冬期間の歩行者動線を確

保する除排雪等を行う提案となっております。

次に、緑地の供用開始時期とみなと緑地PPPの収益施設オープンの予定時期につきましては、緑地の供用開始は、当初の予定どおり令和8年4月を予定いたしております。

また、収益施設は、事業予定者の提案によりますと、令和8年7月のおたる潮まつり前にオープンする予定となっております。

次に、溢水対策事業の当初の全体事業スケジュールにつきましては、令和5年9月に発生した大雨による、市道本通線や本通第2線などにおける溢水被害の対策を行う事業として、令和6年度から事業に着手し、令和9年度までの4か年を予定いたしておりました。

また、本通線外1線側溝改良工事の入札不調につきましては、入札に参加しなかった設計図書閲覧工事業者に聞き取りをしたところ、年度途中の夜間工事であるため、人員の確保ができないこと、夜間に掘削し、雨水排水施設の設置などを行い、朝までに路面復旧を行うという施工条件に不安があったとのことであり、施工時期と施工条件の設定に要因があったものと分析いたしております。

次に、補正予算の内容につきましては、分析結果などを踏まえ、施工条件を見直し、日中の通行を確保するための仮設工に係る2,900万円を増額するとともに、年度当初からの工事着手を可能とするため、繰越明許費として1億3,900万円の補正を行うものであります。

また、事業の完了見込みにつきましては、現在調整中であり、お示しすることはできませんが、一日も早い対策が可能となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、議案第8号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてですが、まず、全国的に児童虐待相談件数が増加している理由につきましては、子供が自宅内でドメスティックバイオレンスを目撃したことによる心理的虐待が増加しているほか、社会全体の児童虐待防止に対する意識が高まり、相談、通報が増加していることが考えられます。

次に、心理的虐待につきましては、保護者から子供に対する暴言または拒否的態度、子供が自宅内でドメスティックバイオレンスを目撃するなど、子供に著しい心理的外傷を与える言動が該当いたします。

また、児童虐待が子供の精神面や行動面に及ぼす影響につきましては、記憶障害や心的外傷後ストレス障害の発症、家出や非行、自傷行為や自殺企図などが挙げられます。

次に、本市の近年における児童虐待相談件数の推移などにつきましては、相談件数は令和4年までは増加傾向でありましたが、その後は減少傾向となっており、虐待種別は心理的虐待が最も多く、次に身体的虐待、ネグレクト、性的虐待の順となっております。

また、市に寄せられる虐待相談は、児童相談所を通じて寄せられるものが最も多く、そのほか、学校や近隣住民などからも寄せられております。

次に、本市における児童虐待に関する課題につきましては、児童虐待防止のための広報啓発活動の強化と考えております。

また、関係機関に対する取組につきましては、毎年11月の児童虐待防止推進キャンペーンに合わせ、市内の保育施設や小・中学校、医療機関、障害児通所サービス提供事業所などに、悩み相談や通報に関するポスターやリーフレットを配布しているほか、出前講座や研修会を開催し、普及啓発に努めております。

今後におきましても、このような取組を継続するとともに、児童虐待に対する意識を一層高めるための取組をさらに進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 17番、面野大輔議員。

(17番 面野大輔議員登壇)

○17番(面野大輔議員) 市政運営について伺います。

初めに、ガソリン税の暫定税率廃止に対する影響についてです。

今年12月31日に予定されている、いわゆるガソリン税の暫定税率廃止は、このところ、物価高や燃料費の高騰に悩まされる家庭や事業者にとっては負担軽減となり、喜ばしい制度改正だと捉えられている方が大勢います。一方で、自動車を保有していない方への負担軽減には効果がなく、限定的な政策であるという指摘もあるようです。加えて、全国各地の地方自治体では、来年度以降の税収減に対する大きな懸念が広がっています。税金や保険料を上げ下げすることによって、一方は支出が軽減し、他方では収入減につながり、今回の事案を見ていると、政治という分野は本当に難しい役割を担っているのだと改めて感じているところです。

そして、ガソリン税の暫定税率廃止に加えて、来年4月1日には、軽油引取税の暫定税率も廃止される予定です。しかし、国や各政党の税制調査会では、減収分の代替財源について協議が進められているところであり、今後の方向性については注視していきたいと考えています。

そこで質問に入りますが、昨年度の本市への地方揮発油譲与税の税収額をお示しいただき、近年の税収の推移について御説明ください。

現在、全国の自治体では、来年度の予算編成がスタートしているところだと考えます。今回予定されているガソリン税の暫定税率廃止に伴う税収減は、予算編成にも関わる肝腎なポイントであると感じますが、関係省庁からの通達や情報提供などはありましたか。

12月31日という会計年度で考えると、年度途中ということになりますが、ガソリン税の暫定税率廃止に伴う本市への税収の影響額はどの程度なのか、お示しください。

ただ地方自治体の税収減を引き起こし、行政サービスの縮小や削減につながっては元も子もありません。現在、議論されている代替財源の方向性を注視しつつ、本市においても市長会などを通して国などへ要請いただくようお願いいたします。

次に、小樽市中長期財政収支計画についてです。

令和5年12月に策定された本計画では、前半5か年の中期的視点と後半5か年の長期的視点に分けられ、それぞれの期間に関する収支見込みについて示されているところです。

しかし昨今、策定時の想定を上回る物価高や燃料費の高騰、加えて見込まれていなかった公共施設の暑さ対策など、多岐にわたる事業で、イニシャルコスト、ランニングコストともに増加傾向であると考えます。計画内で示されている令和7年度の歳入は603億3,800万円、歳出は607億5,600万円の見込みであり、実際の令和7年度の当初予算総額約661億7,600万円と比較すると、1割程度の乖離が見られます。

このような社会情勢を踏まえて、計画に盛り込まれている目標達成に向けた収支改善対策を早期に推進することが、以前にも増して求められている現状だと考えます。

その対策の中から幾つか質問させていただきますが、重点的に推進することで早期に効果を生む取組では、ふるさと納税の推進強化が提示されており、実績ベースで令和2年度は4億1,000万円、令和3年度は6億5,700万円、令和4年度は8億8,100万円で、令和5年度は当初予算で見込まれていた9億円から、寄附額の増加傾向を受けて、第4回定例会にて12億円に増額する補正予算が組まれたとなっております。

さらに、令和8年度以降の目標値は、年間15億円の寄附額を設定し、効果額は経費を除き、プラス3

億円と、いずれも高い目標となっていますが、この目標値を達成するためには、寄附者に対して本市が選ばれるためのプロモーションなど、他地域に引けを取らない戦略を進めていく必要があると考えます。

そこで、今年度のふるさと納税の推進強化として、具体的にどのような取組を進めていらっしゃるのか、また、来年度以降、さらなる高い目標の達成に対して、ふるさと納税の推進強化はどのような取組が必要であると考えていらっしゃるのか、差し支えない範囲でお示しください。

次に、後年度の公債費負担抑制策についてお聞きいたします。

計画には、「本市財政はこれまで、公債費規模の増減とともに収支悪化・改善してきました。」とあり、本市に限ったことではありませんが、過度な大規模事業は、財政を逼迫させるポイントになることは明白です。

しかし一方で、本市では、計画内に示されているとおり、小樽市新総合体育館整備事業や市庁舎建設事業など、老朽化に伴って、将来的に必ず着手しなければならない大規模な事業が控えております。

現在、小樽市新総合体育館整備事業は、残念ながら入札不調によって、予定どおり進捗していない状況ですが、小樽市新総合体育館整備事業の遅延の程度によっては、市庁舎建設事業にも影響が出てくるものだと考えます。

その点を踏まえると、今後、収支見込みを含めた計画の見直しが不可欠になってくると考えますが、現状での所感をお聞かせください。

続けて、小樽市新総合体育館の件で、もう一つお聞きいたします。

令和6年第4回定例会において可決された補正予算のうち、小樽市新総合体育館整備事業費91億6,700万円が債務負担行為として計上されておりますが、予算執行時期が令和7年度から令和11年度と示されており、財源についても国庫補助金、市債、一般財源に振り分けられています。

本来、予定どおりに事業が進捗していた場合、令和7年度にはどのような業務が予定されていたのか、お示しください。

また、一般的に遅延によって予定どおりに事業が実施できない場合、債務負担行為として設定されていたものはどのような取扱いになるのか、御説明ください。

次に、行政課題に対応した新たな自主財源等を確保する取組の中から、広告料等の増収についてお聞きいたします。

計画策定時の広告収入は年間540万円であったと承知しております。広告の掲載媒体は、広報おたるや職員の給与明細などの紙面広告、市ホームページや窓口の番号表示板などのデジタル表示広告、小樽市新総合体育館や小樽桜ヶ丘球場などの看板広告などがあります。

目標値は前年度目標に100万円を加算する設定となっていますが、令和7年度の目標値と広告収入の見込みについてお示しください。

今後、市有施設等の資源をさらに活用することにより増収が見込まれると想定されており、対象の媒体としては市ホームページのバナー掲載、市有施設への看板等掲示、公用車両への貼付掲示、そしてネーミングライツなどが示されています。

新たな取組として導入されたネーミングライツについてお聞きいたしますが、小樽港観光船ターミナル供用開始に合わせて、今年1月末から3月末まで当該施設へのネーミングライツスポンサーを募集されてきました。ネーミングライツの期間は5年間で、費用は年間300万円以上で設定されており、本市では初めての取組ということで、個人的には関心を持って期待していました。しかし、残念ながら、締切日までに応募はなく、本市初の取組は未達成のまま現在に至っています。そして、現在11月4日から小樽桜ヶ丘球場のネーミングライツの募集が始まり、再び期待しているところです。

報告では、ネーミングライツ選定委員会において協議され、今回の募集に至ったと承知しておりますが、観光船ターミナルでの応募がなかったことを教訓に、今回の小樽桜ヶ丘球場のネーミングライツ募集を検討されてきたことと思いますが、どのような検討を行って今回の募集に至ったのか、改善点などをお示しください。

広告主の考え方は様々な視点があるだろうと思います。費用対効果やターゲットへ到達できるかなど、経済的な価値を重視する考え方、地元愛や地域貢献を目的にする考え方、行政との連携によって信頼を獲得する考え方、また、人材確保のための採用広報など、広告主の考え方によって、どの施設に需要があるのか変わってくると思います。

今後も、ネーミングライツの導入や広告募集を検討する際には、様々な視点から募集要項の検討を行っていただきたいと思いますが、ネーミングライツの導入に向けて、庁内で具体的に検討されている施設がございましたら、お示しください。

次に、泊原発再稼働についてです。

小樽市民にとっても、大変関心の高い事柄であり、北海道電力株式会社としても、再稼働に関する説明会を近隣市町村で開催されてきました。小樽市では9月25日に説明会が開催され、報道では52名の市民が参加されていたとのことです。

また、北海道議会においても、泊発電所3号機の再稼働に係る連合審査会に、泊村長や経済産業省の幹部らが参考人として出席するなど、再稼働の必要性を訴える関係者や根拠が準備されているようにも感じました。

そして、北海道知事は、北海道議会で泊原発の再稼働に対して容認する考えを表明しました。国のエネルギー政策や電力の安定供給の重要性は理解しつつも、万が一の事故が発生した場合のリスクは計り知れず、我が会派は、市民の安全を最優先に考えた議論を進めるべきであるという立場です。

そこで、幾つかお聞きいたしますが、原発再稼働に対して不安を感じていらっしゃる方々には、安全であるという根拠を示し、不安を解消していただく必要があると考えますが、そういった取組を行うべき主体は小樽市であるとお考えか、御所見をお聞かせください。

また、原発の再稼働の是非については、社会の中で多様な意見が存在し、一定数の方が反対の立場を表明されていることは厳然たる事実として認識するべきです。この反対を訴える方々の声の中にこそ、今後のエネルギー政策や安全性を考える上で、重要な視点が含まれていると捉えております。

本市は、泊原発のUPZ圏外に位置し、事故時には避難者受入れを担う自治体として重要な役割を担っています。しかし、再稼働に関する情報や議論が市民に十分に伝わっていないとの指摘もあり、現状では不安の声に十分応えられていない面が見受けられます。市民の中にも、再稼働に対する懸念や反対意見が一定程度存在し、その声を軽視することは適切ではありません。本市としては、国や北海道、電力会社に対して、避難計画や安全対策の透明性向上を求め、市民に対しては、主体的に説明機会を設けるなど、安全確保に向けた積極的な姿勢が求められます。

そのような中、北海道議会で行われた連合審査会において、泊原発立地4町村を除く後志16市町村に対して泊原発3号機の再稼働に関する意見照会を実施したとの報道がありました。

形式としては、賛否を求めず、意見や要望に関して自由記述での回答が求められていたと承知しておりますが、差し支えない範囲で、本市の意見要望としてどのような趣旨で回答されたのか、お示しください。

次に、重点支援地方交付金についてです。

内閣府では、「強い経済を実現する総合経済対策」と題し、地方自治体に対する重点支援地方交付金

の拡充に関する資料を公表しました。

高市総理は、可能な限り年内での予算化と速やかな執行に向けた準備を進めてほしいと全国都道府県知事会議の挨拶の中で述べられたそうですが、重点支援地方交付金に関して関係省庁からの通達などを通して、地方自治体にはどのような内容が示されているのか、交付額や推奨事業などを含めてお示しくください。

次に、本市の事業選定と予算化のスケジュールについて、現状のお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、市政運営について御質問がありました。

初めに、ガソリン税の暫定税率廃止に対する影響についてですが、まず、令和6年度の地方揮発油譲与税の収入額につきましては約7,215万円であり、令和2年度から令和6年度までの収入額は、年度により増減はあるものの、おおむね横ばいで推移いたしております。

次に、今回のガソリン税の暫定税率廃止に係る国からの通知や情報提供につきましては、現時点では届いておりません。

次に、ガソリン税の暫定税率廃止による本市税収への影響額につきましては、本市に影響のある地方揮発油譲与税の税率が1キロリットル当たり、現在の特例税率5,200円から本則税率4,400円に引き下げられ、率にして15.38%の減となることから、地方揮発油譲与税が令和7年度当初予算ベースで約1,000万円の減収になるものと試算いたしております。

次に、中長期財政収支計画についてであります。まず、ふるさと納税の推進強化の取組につきましては、今年度は、寄附者のニーズの把握に努め、人気の高い返礼品の提供を開始したほか、本市の強みである観光を生かした対策として新たな宿泊や飲食のクーポンを追加し、推進強化に取り組んでいるところであります。

また、来年度以降につきましては、ふるさと納税制度の指定基準に対応しつつ、これまで以上に寄附者の動向を把握するとともに、従来の返礼品の磨き上げのほか、本市の魅力や強みを生かした返礼品の開発を行い、寄附の増加に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市中長期財政収支計画の見直しにつきましては、小樽市新総合体育館整備事業や市庁舎建設事業は、本市が実施する建設事業の中でも、建築費用や後年度の公債費負担が大変大きな事業であります。

そうした中にあっても、事業実施に当たっては、施設規模や事業手法を見極めながら、中長期財政収支計画の収支見込みに大きな影響を生じさせないように進めてまいりたいと考えております。

次に、債務負担行為として設定した事業が予定どおりの実施にならない場合の一般的な取扱いにつきましては、限度額を超える場合や設定期間内に完了しない場合には、新たに債務負担行為の設定をする必要があります。

次に、小樽市中長期財政収支計画に掲げている広告料やネーミングライツなどの増収に向けた取組の令和7年度の目標値につきましては740万円としておりました。これに対し、現時点での収入見込みは約470万円を見込んでおります。

次に、小樽桜ヶ丘球場のネーミングライツ募集につきましては、観光船ターミナルでの募集は工事期間中であつたことから、応募を検討する方にとっては、完成後の建物や利用状況が想定しにくかったも

のと考えており、既存施設で広く利活用されている小樽桜ヶ丘球場は十分な認知度のある施設と考え、新たに選定いたしました。

また、募集の際に配点内容を募集要綱に記載するなどの改善を行った上で、小樽市ネーミングライツ導入ガイドラインに基づき、公募に至ったものであります。

次に、ネーミングライツの導入を検討中の施設につきましては、前回応募がなかった観光船ターミナル以外には、現時点で具体化している施設はありませんが、事業者にとっても宣伝効果等が見込まれる施設について、引き続き公募を検討してまいりたいと考えております。

次に、泊原発再稼働についてですが、まず、不安を解消する取組につきましては、国には原子力規制委員会が新規規制基準に適合していると判断した根拠を、また、発電事業者である北海道電力株式会社には、安全対策の観点から道民の理解を得ていただきたいと考えております。

次に、北海道からの意見聴取への回答につきましては、泊発電所3号機は、燃料供給の面から考えると、道民生活や北海道経済を支える社会インフラであり、化石燃料の抑制は社会的な要請であると認識をしている。この点を踏まえると、北海道が全道的な視点で、かつ総合的に再稼働の是非を判断すべきと考えたと回答いたしております。

次に、重点支援地方交付金についてですが、まず、交付額及び推奨事業の内容につきましては、国の補正予算の成立が前提となりますが、昨年度の交付限度額のおおむね330%以上と示されており、本市では11億円以上となる見込みであります。

また、推奨事業メニューには、昨年引き続き、生活者支援として子育て世帯への支援など、事業者支援として介護・保育施設等に対する支援などが示されているほか、新たに食料品の物価高騰に対する特別加算などが示されております。

次に、本市の事業選定と予算化のスケジュールにつきましては、既に国から示された推奨事業メニューを基に、各部署が主体的に検討するよう指示してあります。今後、できるだけ早い時期に庁内会議において、事業の選定を行っていくこととしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 面野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、市政運営について御質問がありました。

小樽市中長期財政収支計画についてですが、予定どおりに小樽市新総合体育館整備事業が進んでいた場合の令和7年度の業務につきましては、事業スケジュールは事業者と協議の上、定めることが基本となりますが、市教委といたしましては、令和7年12月末までに契約を締結し、その後、令和8年1月から基本設計に着手すると想定しておりました。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

(17番 面野大輔議員登壇)

○17番（面野大輔議員） 市民生活について伺います。

初めに、ヒグマ対策についてです。

近年、小樽市内におけるヒグマの出没は単なる自然現象ではなく、市民の日常生活を脅かす都市課題へと変貌しています。特に市街地や学校周辺での目撃情報の増加は、市民の安心・安全を大きく揺るがす事態であり、従来の枠にとらわれない、より積極的かつ先進的な対策、取組の検討が必要であると考

えます。

桂岡小学校では、校門前にまでヒグマが出没し、児童、家族をはじめ、学校関係者や近隣住民の皆さんも恐怖と緊張が続く状況に置かれたものと推察いたします。また、ヒグマ対策やパトロール対応をしてくださった関係者の皆様には敬意を表します。

私ごとですが、10月末に台湾へ出張に訪れた際に、台湾現地でも日本の熊問題が取り沙汰されていたことが印象的でした。最初に目にしたのは、食堂で流れていたテレビのニュースで、キャスターが台湾の公用語で説明されていましたが、画面に映っている繁体語には、日本旅行の際は熊の襲撃に注意してください、食料不足と異常気象で一部の個体は冬眠をしない、環境省では、2006年の統計以降、最多で10名が命を失い、100名以上がけがをしている。それ以外にも注意喚起として、川の近くや夜間の外出は避けるように、熊と遭遇しても絶対に走らずに冷静に距離を置くこと、向かってきた場合には頭を伏せて顔と首を保護することなどが報道されていました。

また、その後、来年2月に開催予定の小樽雪あかりの路にボランティアとして参加してくださる台湾チームのメンバーと懇談会が開かれたのですが、メンバー数人からも、私たちがボランティア作業として活動する地区にはヒグマが出没しないのかという質問がありました。遠い台湾で目にした、耳にしたこの二つの出来事を通して、情報通信の発達に驚きつつも、海外でも注意喚起されるほどの問題になっていることに対して、さらに問題意識が高まった瞬間でした。

少し話がそれましたので本題に戻しますが、今年は松ヶ枝や桂岡小学校など、市街地でかつ時間帯によっては児童・生徒が行き交う地点での目撃情報や出没の確認があり、児童・生徒の登下校時には細心の注意を払う体制が組まれていたことと思います。

そのような緊急事態の際に対応するため、小・中学校におけるヒグマ対策マニュアルは策定されているのか、現在の状況についてお示してください。

次に、補正予算案に計上されている有害鳥獣駆除対策経費では、日常生活圏でのヒグマ等に対し、一定条件の下、市長の判断により銃猟を可能とする緊急銃猟実施に向けた体制を整備とありますが、事業費の119万円の具体的な用途をお示してください。

次に、春期管理捕獲について伺います。

今年度当初予算では、有害鳥獣駆除対策経費100万円の財源に道支出金、春期管理捕獲支援事業費補助金50万円が充当されています。本事業の内容と実績について御説明ください。

熊被害が全国的に拡大する中で、政府や関係省庁、様々な機関や業界で熊対策に有効とされる対策について協議が進められています。自衛隊や警察との連携、ガバメントハンターの要請、AIの活用などが挙げられていますが、それぞれ法令的な整理や人材確保、技術の習得、開発コストなど、短期的な実現は難しく、現場に役立てる状況になるのはそれなりの時間を要する必要があると考えます。

そこで、以前から委員会等で提案をさせていただいたドローンの活用は、今ほど例示した対策よりも実用化が進み、安価な上、技術革新によって操作も容易になっていると聞きます。専門家の見解では、機体にサーマルカメラを搭載することによって、上空からヒグマの体温を検知し、監視や追跡が可能であると。また、特に春先の植物が生い茂る前だと、その精度が高まり、人とヒグマが接触することなく正確な位置が把握できるということです。そのほかにも非致死型の対策として、ドローンにスピーカーを搭載し、熊の嫌う音色を流すことや、空中で大きな音と煙を出す動物駆逐用煙火の装備が可能であるなど、人が最前線の危険なエリアまで近づかなくとも追い払い対策が可能となります。

ぜひ一度、市としてドローンの導入、活用について研究していただき、ヒグマ対応されている皆様とドローンの導入について協議を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、リチウムイオン電池について伺います。

近頃、日常生活の中で、リチウムイオン電池の取扱いに関する注意喚起をよく見聞きします。市役所の正面玄関のデジタルサイネージにも、リチウムイオン電池の廃棄方法について案内があります。また、飛行機に乗るときは、モバイルバッテリーを預け荷物の中に入れることは禁止されており、さらに今年7月からは、座席上の収納棚に入れることも禁止になり、常に状態が確認できる手で保管するようにとアナウンスがあり、リチウムイオン電池が使用されたモバイルバッテリーの取扱いが厳格化されました。

別の視点から調べたところ、環境省では、11月をリチウムイオン電池による火災防止月間として啓発を強化するため、リチウムイオン電池による火災防止シンポジウムが開催されたようです。

その背景には、報道でよく見かけるようになりましたが、リチウムイオン電池からの発火による火災の頻発化です。発火の原因は幾つかあるようですが、主に過充電・過放電、外部からの衝撃、製造不良などが引き金となって、内部ショートを起こした後、発熱し、最悪の場合、熱暴走を引き起こし、発火するというメカニズムだそうです。そうした不適切な取扱いや製造不良などの結果、住宅火災やごみ収集車のパッカーが炎上するなど、全国で事故が多発しています。

そこで、本市の状況についてお聞きいたしますが、今年度、リチウムイオン電池が原因となった、ごみ収集車や北しりべし広域クリーンセンターにおける火災や発火などのトラブル件数をお示しいただき、加えて、住宅や事業所など市内でリチウムイオン電池が起因となった火災の件数も併せてお示してください。

次に、リチウムイオン電池を起因とする火災予防の注意喚起の方法とリチウムイオン電池及びリチウムイオン電池が使用されている製品の正しい廃棄方法について御説明ください。

次に、分別ルールを守らないで出された場合のごみ収集現場と北しりべし広域クリーンセンターでの火災予防対策はどのようなことを実施されているのか、お聞かせください。

以上、第3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、市民生活について御質問がありました。

初めに、ヒグマ対策についてですが、まず有害鳥獣駆除対策経費の用途につきましては、実施に係る捕獲者及びヒグマ防除隊の出動手当として、1回当たり11名出動を想定し、3回分として33万円、捕獲関係者の安全確保のために必要な装備品等として、ヘルメット、防御用盾、熊よけスプレー及び腕章等に81万円、また、緊急銃猟実施に係る物損事故等の損失補償に対応するための賠償保険料として5万円となっております。

次に、春期管理捕獲支援事業につきましては、北海道ヒグマ管理計画の中で推進している事業であり、人里周辺に生息し繁殖する個体の低密度化を図り、人への警戒心を持たせることで、人里への出没を抑制するとともに、ヒグマ対策に必要な人材の育成を図ることを目的としております。

本市では、本年3月から4月にかけて実施しており、区域を朝里ダム周辺や星野地区の山林とし、3月は2日間で延べ50名、4月は4日間で延べ104名の小樽市ヒグマ防除隊員が参加いたしております。

なお、今季の捕獲の実績はありませんでした。

次に、ドローンの導入等につきましては、ヒグマ対策におけるドローンの活用は、北海道などの検証

結果では、監視、探索、被害防止の3点で一定の効果が検証されておりますが、市街地飛行の法規制、機材等の高コスト、運用、人材の育成などの課題もあることから、道内他都市の実用例などを十分研究し、ヒグマ防除隊の皆さんの御意見も伺いながら、導入について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、リチウムイオン電池についてですが、まず、令和7年度のリチウムイオン電池による火災等の件数につきましては、11月末までに、ごみ収集車はゼロ件、北しりべし広域クリーンセンターは火災はゼロ件で、発火トラブルは原因が特定できないものを含め22件であります。

また、住宅や事業所での火災は1件となっております。

次に、火災予防の注意喚起と廃棄方法につきましては、リチウムイオン電池が破損や変形により、発熱、発火する危険性があることを市のホームページや広報おたる、SNS、市役所本庁舎内のデジタルサイネージのほか、町内会へ配布しているくらしのニュースなどを活用し、周知しております。

また、本市における廃棄方法につきましては、電池を取り外せる場合は、取り外した後、絶縁処理を行い、かん等の資源物収集日に半透明の袋に電池だけを入れて出していただくこととしており、電池が取り外せない一体型の製品につきましては、市内5か所に設置している小型家電回収ボックスや消防署等に持参いただくよう御案内いたしております。

次に、分別ルールを守らないで出された場合の火災予防対策につきましては、ごみ収集現場では、ごみの袋などにリチウムイオン電池が混入していることを確認した場合は、その袋を収集せず、警告シールを貼って排出者に通知し、排出者を特定できる場合は、指導員による分別指導を行っております。

また、北しりべし広域クリーンセンターでは、発火事故の未然防止のため、電池等を手選別で除去し、さらに万が一に備え、監視カメラで確認するとともに、火災探知機能付消火設備を設置しており、異常時には、迅速な対応が可能な体制を整えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） ただいま、市民生活について御質問がありました。

ヒグマ対策についてですが、小・中学校におけるヒグマ対策マニュアルの策定につきましては、市教委は、道教委から発出されたヒグマが出没した際の学校の対応例を周知し、各学校においては、在宅時、登下校時、在校時などの出没时间の状況ごとに対応をまとめ、危機管理マニュアルにヒグマ対策のマニュアルを追録したところでございます。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

（17番 面野大輔議員登壇）

○17番（面野大輔議員） 市長及び市議会議員補欠選挙について伺います。

11月11日に、市選挙管理委員会から来年実施される市長及び市議会議員補欠選挙の日程が示され、告示日が令和8年8月2日、投開票日が同年8月9日と決定されました。

また、今定例会では、議案第6号として、小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案も提出されています。

改正内容は、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に要する費用の公費負担限度額を引き上げることでありますが、候補者1人当たりのそれぞれの公費負担限度額総額の増加分をお示しください。

次に、前市長の任期途中の辞職を契機に、本市では市長選挙と市議会議員選挙の日程にずれが生じて

います。その結果、本市では、市長選挙執行の約8か月後に統一地方選挙によって市議会議員選挙が執行されるため、同日で行うよりも、選挙にかかる費用が膨らむこととなります。

そのことに関しては、前市長が辞職した当時から市民の間では疑問の声が上がっていましたが、市長選挙と市議会議員選挙が同日に執行される場合とされない場合、経費はどのくらいの差が生じるのか、お示しください。

最後に伺いますが、迫市長におかれましては、2018年8月の就任以来、長きにわたり市政のかじ取りを担ってこられました。

任期満了まで残すところ約8か月となった現在、改めてこれまでの活動を振り返られ、どのような所感をお持ちでいらっしゃるか。また、来年執行される市長選挙における3期目の立候補の可能性につきまして、現時点での御決断、あるいは率直なお考えをお聞かせください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、市長及び市議会議員補欠選挙について御質問がありました。

市長就任から、これまでの活動の所感と3期目の市長選立候補につきましては、私は平成30年8月に市長就任後、対話の重視、経済と生活の好循環、備えの三つの政治姿勢を掲げ、市民の皆さんとの対話に努めながら、コロナ禍により冷え込んだ市内経済の再生、防災力の強化や小・中学校の耐震化などに取り組んでまいりました。

また、2期目には、子育てに関わる家計負担の軽減や子供の居場所の充実など、子育て支援策を進めたこと、小樽市歴史的風致維持向上計画や本市単独の日本遺産が国の認定を受け、歴史を生かしたまちづくりの取組が前進したこと、さらには観光入込客数の増加やホテルの進出による宿泊客数の増加、また、第3号ふ頭及び周辺の再開発に伴うクルーズ船の寄港や銭函地区への企業立地が順調であることから、人にも企業にも選ばれるまちづくりを進められたのではないかと考えております。

一方では、人口減少対策やコストが増嵩する中での小樽市新総合体育館など、公共施設の再編整備などの課題も残されており、現在、これらに全力で取り組んでいるところでありますので、私の進退につきましては、適切な時期にお示ししたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（平口山和弘） 面野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、市長及び市議会議員補欠選挙について御質問がありました。

初めに、条例改正による候補者1人当たりの公費負担限度額総額の増加分につきましては、ポスターの作成では、ポスター掲示場の数を本年7月執行の参議院議員通常選挙時の209か所で試算したところ、1人当たり1万1,546円の増加となり、ビラの作成では、市長選挙で1万400円、市議会議員選挙で2,600円の増加となります。

総額でお示しますと、市長選挙で2万1,946円、市議会議員選挙で1万4,146円の増加となります。

次に、市長選挙と市議会議員選挙が同日執行される場合とされない場合の経費の差につきましては、予算額で約5,800万円の差となります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

○17番（面野大輔議員） 再質問をいたします。

まず、旧小樽市保健所、旧小樽市総合福祉センターの解体事業費のスケジュール等をお示しいただいたのですが、解体後の跡地利用の方針については、まだ具体的な検討はされていない、具体案は出ていないということでした。

今後その具体案を考えていく上で、本市では様々な取組を進める際に、いろいろなアンケートだったり、市民の皆さんの声を伺ったりしている中で、その中に、市中心部にどのような施設が必要かという御意見も多分承っていると思いますので、そういった観点も含めて、今後の検討を行っていただきたいと思うのですが、その点について、再質問を一ついたします。

次に、第3号ふ頭のみなど緑地PPPの公募の事業予定者が決定したということで、収益施設については、トイレやカフェなどの飲食店が設置されると。

この基部緑地のテーマとしては、市民と観光客の憩いの場ですとか、にぎわいを創出する空間をつくっていくということで、この間、いろいろと整備が進められてきたと思うのです。そう考えると、あのエリアは、観光中心地と言われる運河といったところが近いので、観光客が割とアクセスしやすい。また、クルーズ船も停泊した場合には、下船したらすぐにそのエリアにたどり着くということで、外の方は割とアクセスしやすいエリアなのかと思う一方で、テーマの中にもある市民が集うという観点から考えると、アクセスはなかなかしづらいところにあるのかと思います。

事業予定者が提案されてきた収益施設は、やはり人の流れがないと、商売なので、なかなか経営が難しくなってくると、撤退といったようなことにもつながりかねないので、やはり人流、人のにぎわいづくり、動線をつくるという意味では、交通アクセスについても考えていかなければいけないと思うのです。

事業予定者の方からは、例えばその辺のアクセスに関する提案や市の考え方といったことに対する言及というか、お話しみたいなのはあったのか、聞かせてほしいと思います。

また、もしなければですけれども、今、私がお話ししたように、アクセスの利便性をいいものにするという意味で、本市の考え方としてはどのようなことを考えられていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、議案第8号について、児童虐待に関する課題と関係機関に対してどのような取組を進めているのかをお伺いいたしました。その前に、本市の現状や、児童虐待が子供にどのような影響を与えるのかも伺いました。

それで、本条例の改正が文言整理のようなものにとどまらず、やはり今後の児童虐待への対策強化にどうつながっていくのか、また、つなげていかなければならないと感じているのか、その辺の所感について伺いたいと思います。

次に、小樽市中長期財政収支計画について、ふるさと納税の推進強化で、今年度はニーズの把握に努めていらっしゃるかと答弁をいただいたのですが、作業というか、手順、手法、具体的にどういったことでニーズが把握できているのか、お答えいただきたいと思います。

次に、ヒグマ対策について2点ほどお聞きいたします。

まず、教育長から御答弁いただきましたマニュアルの追録という言葉を使用されていたかと思うのですが、いつ頃に追録されたのか。また、追録後にこれまでマニュアルが現場で使用されたことがあったのか、まず、その辺について御質問させていただきたいと思います。

あとは、春期管理捕獲の内容について御説明をいただきました。今回のこの対策ではいろいろと小樽

市ヒグマ防除隊員の皆さんに御協力いただいて対策は打ったものの、捕獲はできていないという形で答弁をいただいたのですが、まずは、春期管理捕獲は今後も継続されていかれる方針なのかについて伺います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 面野議員の再質問にお答えいたします。

まず、旧小樽市保健所解体後の跡利用についてのお尋ねがありました。解体後の具体案はまだ決めておりません。市内の中心部にありまして、立地条件の非常によい土地だと思っております。私どもにとりましても貴重な財産だと思っております。

そうした観点から、今後、具体案を考える上で、何らかの形で市民の皆さんに御意見を伺う機会は設けていきたいと考えているところでございます。

それから、みなと緑地PPPの関係でのお尋ねがありました。御指摘もありましたが、やはり市民の皆さんにとっては決してアクセスがいいという状況でもありませんし、その辺は事業予定者でも十分認識しております。特に冬場になりますと、すっかり人足が途絶えることを十分認識しておりますので、どうやって人の流れをつくっていくか。

御質問のありました交通アクセスなどについての言及については伺っておりませんし、私どもも分かりかねますけれども、交通アクセスよりもイベント広場を活用して、定期的にイベントを開催することによって利便性を高めて、むしろ人流を誘導するという観点での取組をお考えだと伺っております。

具体的に申し上げますと、先ほど言いましたように定期的にイベント広場でイベントを開催、あるいはキッチンカーを誘致するという事で、まず、市民の皆さんに足を運んでいただくように誘導する形で進めていきたいと伺っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総合政策部長。

○総合政策部長（柄澤晃人） 面野議員の再質問にお答えいたします。

ふるさと納税の関係ですが、ニーズの把握の具体的な手法でございます。ポータルサイトなどを運営しております、専門的な知見を持つ受託事業者からデータの提供を受けて、そのデータでもって、全国的な売れ筋といったものを把握して、それを市内事業者提供して新たな返礼品の開発につなげているということでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（渡部一博） 面野議員の再質問にお答えいたします。

ヒグマの春期管理捕獲の関係ですが、北海道ヒグマ管理計画の中で、あつれきを低減させるための措置という項目がございます。その中で、問題個体の積極的排除、春期管理捕獲、それからゾーニング管理の組合せで人里周辺の森林に生息・繁殖する個体を中心に捕獲を強化し、効果的なあつれきの低減を図るとなっております。

北海道としても春期管理捕獲を通じてあつれきを低減させると考えていらっしゃると思いますので、我々としてもそういった事業が継続するのであれば、引き続き継続しようと思っておりますし、今年度も実施する予定でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） こども未来部長。

○こども未来部長（津田義久） 面野議員の再質問にお答えいたします。

虐待の部分で、市長から小樽市の虐待相談件数が近年、やや減少傾向にあるという答弁を申し上げたのですが、虐待はどうしても主に家庭内の閉ざされた空間で起きていると。この実態を把握するのは、早く通報したり、本人が声を上げたりということが一番重要になってくると考えております。

なので、相談件数が減ったからといって実際に虐待事案が減っているのかというと、そういうわけでもなくて、やはり声を上げてもらったり、通報をいち早くしてもらったりということが大事になってきます。引き続き、できるだけ声を上げやすい、どこに相談したらいいのか、あるいは、今年は公立保育所の保育士に虐待を発見したときの通報についての研修会もやったのですが、そういうことを引き続き、取り組んでいく必要があると考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 面野議員の再質問にお答えいたします。

ヒグマに関するマニュアルの作成についてですが、道教委からの通知を受けまして、市教委と校長会でマニュアルづくりについて協議を進めてまいりました。

その間、道教委のマニュアル類も参考にしながら対応はしてきましたが、現行の学校にある様々な危機管理マニュアルに追録したのは、今年12月当初となっております。

その後、活用という部分は、今後の活用として具体的に各学校で対応してまいりたいと思っております。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

○17番（面野大輔議員） 幾つか再々質問をさせていただきます。

旧小樽市保健所と旧小樽市総合福祉センターの跡利用の件で再答弁いただいたのですが、できるだけ早い時期にいろいろ検討を進めたいということだったのですが、この跡利用の方針を検討する担当部署であったり、担当組織というのでしょうか、そこがどういう形で跡利用の方針を決定していく団体組織か会議体になるのでしょうか。

また、なかなか難しいかもしれないのですけれども、方針を固めたい時期はいつぐらいになるのか、来年度をめどに決めていくことなのか、もっと時間がかかる感じなのかについて、今、市長のお考えが何かあればお聞かせいただきたいと思えます。

あと、第3号ふ頭の基部緑地の件で、予定事業者の方からはイベント広場でのいろいろな定期開催を機に人流を誘発させるというか、人の流れをつくっていかれることをお話しされていたようなのですが、もちろんそういった人の流れをつくって、にぎわいをつくっていくことも大切なのだと思うのです。

この基部緑地は、個人的なイメージなのですが、緑地ということで、公園に近いもので、例えば親子であったり、家族であったりといった方々が日常的な憩いの場として集うような一面ももちろんあるのではないかという意味合いで言うと、やはり日常的にアクセスしやすい環境をつくっていく必要があるのだと。

以前に委員会等でもお話しさせていただいたことがあるのですがけれども、例えば、市民が利用できる無料駐車場といったもの、そこはバスを使うにも、バス路線も思い浮かばないですし、まして、タクシーを使ってわざわざ来ることなかなかないのかと考えると、やはり自家用車で来るのが一番アクセスがいいのかといった観点もあります。

今、観光駐車場を経営されている方もいるので、そこに対して市が無料駐車場を開設するのかという
と、民業圧迫みたいな議論にもなりますし、その辺は事業者の方との協議が必要になってくると思うの
ですが、やはりそういった一面もあるので、無料駐車場に限らずですが、市民がアクセスしやすい、日
常的に訪れやすいという環境をしっかりとつくっていただきたいと思いますが、所感をお聞きしたいと
思います。

あとは、春期管理捕獲支援事業についてです。北海道ヒグマ管理計画の支出金があれば、また手挙げ
して継続していきたいということなのですが、前回の春、3月、4月には捕獲ができなかったというこ
とです。再答弁の中で産業港湾部長からもお話がありましたが、本来、捕獲の機会だったり、捕獲を増
やしていかなければいけないという意向があるのであれば、春期管理捕獲支援事業の中に、例えば、捕
獲の目標設定をするといった類いの事業なのか、それとも、事業をやってみて、こういう結論でしたと
いった類いの事業なのか、私はそういう目標を設定してもいいのかと思うのですが、事業の性質みた
いなものはいかがなのか、お聞きいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 面野議員の再々質問にお答えいたします。

旧小樽市保健所跡地の件であります。先ほど答弁させていただきましたが、現在の担当は保健所保健
総務課が窓口になっておりますけれども、解体工事の竣工が令和9年8月ということで、まだ少し先で
すので、その間に方針などを考えていかなければならないと思っています。跡地利用になりますと、各
部にまたがる事項が幾つかあると思っておりますので、今、今後どこが担当かを明言することはできな
いのですが、一つには、総合政策部あたりが窓口になって全庁的な調整を行っていくのが現実的ではな
いかと思っております。

次に、みなと緑地PPPの基部緑地のお尋ねでございました。私も観光面からお話をし過ぎましたけ
れども、毎日イベントをやっているわけではありませんで、面野議員がおっしゃるとおりに、親子など
や家族の憩いの場として使っていくことが基本になっております。そういった視点で市民の皆さんに御
利用いただきたいと思っていますところでございます。

日常的に市民の皆さんが訪れたいと思っていただけるような環境づくりはしていきたいと思ってお
りましたが、その一環として、無料駐車場の御提案もいただきました。御質問の中にもありましたけれど
も、近くに有料駐車場もありまして、民業圧迫という観点もありますので、現実的には無料駐車場を設
けることは難しいと思っておりますが、今後どのような形で市民の皆さんを誘導していくかについては、
一つの課題として捉え、検討させていただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（渡部一博） 面野議員の再々質問にお答えいたします。

春期管理捕獲支援事業の件ですが、今やっている春期管理捕獲で捕獲頭数は特に目標設定をしてい
るわけではありません。

先ほども簡単に御説明しましたが、春期管理捕獲は、ヒグマの低密度化を図ることと、人への警戒心
の植付けによって人里への出没抑制を図るという、あと、人材育成が目的になっている事業でございま
す。もちろん、結果として捕獲されればよろしいのですが、捕ることだけが目的ではなくて、人材育成
という一面もございまして、それはそれとして引き続きやっていきます。

今、やはり出沒頭数が増えているヒグマの頭数を抑制していくことにつきましては、今年、小樽市ヒグマゾーニング計画をつくりました。これまでは問題熊という判断をしてから、箱わなをかけて駆除するという取扱いだったのですが、熊自体が指定管理鳥獣に指定されて、問題熊であるなしにかかわらず、ゾーニング計画の中の緩衝地帯の中で、箱わなをかけて年度当初から積極的に頭数を減らしていこうという考え方になっております。

頭数を減らすという目的としては、そちらのほうが効果的だと思っておりますので、春期管理捕獲なり、そういったゾーニング計画を活用して、今、本市の置かれているヒグマの状況について、そういったあつれきの低減について取り組んでまいりたいと考えてございます。

目標ということではないのですが、春期管理捕獲をやる際に、一応、1頭を捕るということで計画を出しているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 面野議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時35分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○6番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して質問します。

初めに、経済対策についてです。

まず、市内の経済状況についてです。

総務省の消費者物価指数は、2020年を100とした北海道の今年9月の指数は114.1でした。食料品では128.8、光熱・水道などで120.2と、生活に直結した物価が高騰していることが見てとれます。本来ならば、国が物価高から国民生活を守る手段として、消費税の減税などの対策が求められています。しかし、一向にその気配は見えません。

小樽市として、この物価高から市民生活を守る手だてを取るものが急がれています。私は、昨年の第4回定例会で、国による物価高騰を解決する対策が必要だと思わないかと質問したところ、市長は、物価高による国民生活や社会経済活動への影響を踏まえ、国が適切な役割を担うべきと答えました。国は、経済対策の関係経費として17.7兆円規模の補正予算案を発表しました。しかし、物価高から暮らしを守り、経済を立て直すという太い柱がありません。その上、暮らしが大変なときに軍事費のGDP費2%の2年前倒しを補正予算で行うことは重大であり、暴走の始まりです。

前回の質問から1年経過し、物価高に対して、市長が答えたような国が適切な役割を担うことが実施されたと感じていますか。

市民生活への影響が大きい物価高に対して、重点支援地方交付金を活用した以外で、小樽市として検討している対策をお答えください。

2025年度第2四半期の小樽市経済動向調査によりますと、全業種による業況判断DIはマイナス7.6で、前年同期比で16.9ポイント低下し、売上DIはプラス水準でしたが、業況判断DIは13期ぶりにマイナスに転じ、採算DIは2期連続でマイナス水準で推移しました。これを物価高と同様に2020年とで比較したいのですが、2020年はコロナ禍真ただ中ですので、参考になりません。2019年度第2四半期と比較すると、業況判断DIはマイナス4.3ポイント、採算DIはマイナス9.7ポイントです。また、負

債総額1,000万円以上の倒産件数は、2023年は10件、2024年は5件でした。業種も豆腐製造、家具製造業、衣料品販売、自動車販売と幅広い業種となっています。財務省北海道財務局小樽出張所の今年8月のしりべし経済レポートでは、総括判断として、管内経済は持ち直していると発表しました。しかし、その実感はありません。

経済動向調査や倒産の状況から市内の経済状況について、市長の見解を示してください。

雇用状況の改善も求められています。小樽市労働実態調査によると、正規職員の割合は令和2年度と令和6年度を比べると、62.1%から61.4%に減少し、新規学卒者の採用事業所の割合は34.9%から24.2%に減少しています。しかし、経済動向調査の結果からも人手不足は深刻です。今年9月の北海道全体の有効求人倍率が0.92に対して、小樽市の有効求人倍率は1.41と高い状況にあります。

市長は、キャリア教育や企業説明会の充実、女性の復職支援などにより、地元雇用の拡大に努めますと述べていました。それ以外にも小樽市の学校を卒業した若者が市内企業に勤めることを後押しする制度が必要ではないかと考えます。例えば、茨城県日立市では、高等学校を卒業し、市内の中小企業に就職した方に祝金を支給しています。

高校卒業予定の生徒に市内の企業を選んでもらうための制度をつくることを考えてはいかがですか。

さっぽろ圏奨学金返還支援事業について、令和5年第1回定例会で質問したときには、8人が活用しており、改めて周知等に努めていくとのことでしたが、現在、支援対象者がいる企業は1社、2人のみであり、広がっていません。函館市では、最大120万円の支援を実施しています。介護や保育職は企業負担なしとのこと。苫小牧市では前年度に返還した額の2分の1を市から支援しています。

特定の学校の卒業生向けのものではなく、幅広い対象者向けの奨学金の返還支援事業が道内他都市で広がっている状況を市長はどのように感じていますか。

他都市で独自で実施している中、小樽市は札幌市におんぶにだっこでいいのかが問われています。国は奨学金の返還支援に特別交付税措置を行っています。

こうした特別交付税措置も活用した市独自の奨学金返還支援制度の検討を求めます。お答えください。

実質賃金が下がっている状況で、大幅な賃上げに踏み出すことが暮らしの危機や経済の行き詰まりを打開する上で必要です。政府の経済対策では、官民連携の投資を行うとして特定の大企業への奉仕となる財政支援の強化がめじろ押しです。中小企業への賃上げは政府としての有効な策はありません。

賃上げた中小企業の社会保険料負担の軽減や、賃金補助など国が大規模な賃上げ支援を行うことが必要だと、市長は思いませんか。

高市総理の台湾有事をめぐる発言です。小樽市の昨年度の中国の観光客の宿泊人数は5万1,102人と多くの方が小樽市を楽しんでいます。また、中国との間では定期コンテナ航路が開設されている港を持ちます。このまま長期化すれば、事態はエスカレートしていくことが危惧されます。高市総理の発言の撤回以外に道はありません。日中関係の悪化は、小樽市と中国の方々との交流や経済に大きな影響を及ぼします。

市長は、現状をどのように考えていますか。政府にどのような対応を望みますか、聞かせてください。

次に、国の重点支援地方交付金の活用についてです。

重点支援地方交付金の規模は2兆円としました。令和8年第1回定例会を待たずに臨時会での提案が必要ですが、

そこで、幾つか提案します。

一つ目は、福祉灯油です。昨年質問では、物価高対策の一つとして、福祉灯油の実現を求めましたが断られました。小樽市生活必需品小売価格調査において、令和3年11月の1リットルの灯油価格は平

均で107.72円でしたが、今年11月の平均価格は128.03円と約20円の値上がりです。寒さにこたえる冬に暖房は市民の命綱です。

市長は、灯油の値上がりで市民生活が苦しさを増していると思いませんか。

直ちに、福祉灯油など燃料高騰への支援を実施することを求めます、お答えください。

二つ目に、学校給食費です。

今年度は、物価上昇分を据え置く負担軽減の事業を実施しました。あと3,710万円を上乗せすれば、2か月間の無償化が実現できました。

物価上昇分を据え置くことに加えて、3か月以上の無償化を実現することを求めます。

学校給食もデザートのお菓子の回数が少なく、パンにつけるジャムがない日があるなど、給食の内容に対して、保護者から意見が届いています。

子供たちが給食を楽しみ、成長に必要な栄養を確保し、食を通じて学べるよう給食の内容を改善するための予算の上乗せも必要です。負担軽減と併せて実施することを求めます。

三つ目に、水道基本料の減免です。

国の例示で水道料金の減免と示されました。昨年の答弁では、料金システム上、使用水量が確定しないと減免の処理ができないとのことでした。水道局に聞いたところ、家事用の基本料金を2か月間ゼロにした場合は約1.2億円かかるということです。市民が手続することなく、ほぼ全市民に恩恵があるという点では優れています。ただ、水道料金の場合、多くの方が口座引き落としを利用していますから、その恩恵を市民が感じにくいという難点があります。

政府の説明資料で、あえて水道料金の減免と示された意味をどのように捉えていますか。

新聞報道によると、今年実施した帯広市は予算の段階で5月から半年間免除し、6億4,811万円を計上しました。苫小牧市は8月、9月分の基本料金1回分を家事用だけでなく、業務用、浴場用も含め対象にしました。このように、水道料金の減免の場合、家事用1回分では意味がありません。

交付金が幾ら配分されるかにもよりますが、水道料金減免の特徴を踏まえた検討を求めます。

加えて、事業者への支援でも、今までと同様に多様な業種が支援の対象となるようにすることや賃上げ環境整備の支援も必要です。市長の見解を示してください。

次に、人口対策についてです。

市長は、令和5年第3回定例会で、社会減に歯止めをかけることをターゲットに絞って、人口減少への対策を進めると表明しました。

まず、市内の地域ごとの特徴についてです。これは、令和3年第2回定例会でも質問しました。10年前と比較して小樽市の人口は約85%、第7次小樽市総合計画の地区区分別に集計しますと、銭函地区が96%、南小樽地区の海側や朝里地区の朝里・新光地域では93%と減少幅が小さくなっています。一方で、塩谷地区や高島地区は減少率が大きいという特徴は4年前と変わりません。そのときに、地域ごとの状況分析や取組をお聞きしましたが、答弁では、詳しい分析には至っていない。地域の実情に応じた対策を考えていきたいとのことでした。

その後、令和6年第1回定例会で、銭函地域の札幌市のベッドタウン化を目指すことが必要ではとの問いには、市長はベッドタウンとの表現を避けながら、銭函地域の魅力を生かしたまちづくりは、重要な課題との答弁でした。

地域ごとの人口動態の分析はどの程度進んでいて、その結果、どのような対策を取っていくおつもりですか。

銭函地域については、交通の利便性向上や住まいの確保についてどのような議論が、その後、行われ

てきたのですか、お答えください。

札幌市に近い銭函地区や朝里地区には児童館がありません。小樽市総合計画の基本計画では、「児童館や児童センターなど、子どもが安全・安心に過ごせる居場所の充実」に取り組むとしています。

これらの地区は、それぞれ一つのまちを形成していると言っても過言ではなく、市長が5点の重点公約で述べた一つ目から三つ目を実現する上でも住民が集い、親子で交流し合える公共施設の整備が必要ではありませんか。

人口減少率が高い地域での対策も必要です。そのためにも、一つは住まいの確保であり、二つに地域公共交通の維持です。

市長は、通学、通院、買物など暮らしを支える公共交通の維持と利便性の確保を掲げていました。しかし、事業者の乗務員不足は深刻で、バスの減便、路線の廃止が行われています。

公約を実現するために、バス路線や便数の維持に今期あと1年でどのように取り組んでいくお考えですか。市民のためなら、その取組を応援しますので、考えを表明してください。

年齢別の社会動態についてです。

最近10年の特徴として、年少人口は社会増、生産年齢人口は20歳代の社会減が大きいことは変わらず、そのほかの年代では、社会減から社会増へと変化してきました。一方で、老年人口では社会減が大きい傾向が続いています。

年少人口が社会増に転じた年が令和2年、30歳代の社会減も令和元年までは3桁の社会減でしたが、令和2年に社会増に転じた後、社会増が継続しています。令和元年から令和2年の変化の要因をどのように分析していますか。

そのことは、市長が社会減に歯止めをかけることにターゲットを絞るとしてきたことと関係があると考えますか。

生産年齢人口の社会減の歯止めとともに、老年人口の社会減の拡大傾向に歯止めをかけることも急がれています。市長が述べていたように、高齢の方々が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう、福祉、医療、介護等が連携した支援の充実に努めることが必要です。高齢者の社会減の背景には、単身高齢者の増加が挙げられると想定されます。今まで、家族と支え合いながら生活してきた高齢者が1人になることで雪と坂に耐えられなくなってしまうことはよく話に聞くところです。ですから、元気に暮らし続けられるように、小樽市としてその生活を応援することが必要ではないでしょうか。

市長の公約を実現する一つとして、ふれあいバスの冊数制限を撤廃し、制度の充実に努めることこそ必要ではないですか。

除排雪を助け合って実施してきた地域では、担っていた方が亡くなる、空き家の増加などで、これまでのように除排雪ができなくなっています。

今まではこうだったということではなく、道路の状況と市民の要望に則した除排雪の実施が求められます。除雪第3種路線の除雪回数を増やすことや除雪路線でない市道を除雪路線に引き上げるなど生活道路の除排雪を強化していくことが必要ではないですか。

除排雪で高齢者の冬の暮らしの支えになっているのが福祉除雪です。一冬に利用できる回数を増やしてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、経済対策と人口対策について御質問がありました。

初めに、経済状況についてですが、まず、物価高に対しての国の役割につきましては、国は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により、地方公共団体が行う物価高騰対策を支援しているほか、このたびの経済対策において、子育て応援手当やエネルギーコストの負担軽減などを打ち出していることから、一定の役割を果たしているものと考えます。

次に、本市で検討している対策につきましては、物価高騰対策は地方自治体だけでは対応が難しい問題であることから、国が適切な役割を担うべきものと考えております。

次に、市内の経済状況につきましては、小樽商工会議所が実施しております小樽市経済動向調査において、多くの事業者が原材料費の高騰や人件費の増加、従業員の確保を直面している経営上の課題であると回答しているほか、全業種の状況判断を示す景気動向指数、D I もマイナスとなっていることから、依然として厳しい状況が続いているものと認識しております。

次に、市内企業が選ばれるための制度につきましては、私といたしましては、市内企業への就職率が低い要因の一つに本市には魅力的な企業が多くありますが、それがあまり認知されておらず、就職先の選択肢に挙がりにくいという課題があるものと認識しております。

その解消に向け、合同企業説明会などを開催するほか、市内企業を紹介するポータルサイト、小樽ジョブナビを作成し、本年6月に公開したところであります。

今後も合同企業説明会の参加企業の充実や、小樽ジョブナビの内容の充実、周知に努め、若者の市内企業への就職を後押ししてまいりたいと考えております。

次に、奨学金返還支援事業の道内での広がりにつきましては、近年奨学金の返済に伴う経済的な不安による結婚、出産などのライフイベントの遅れが少子化の一因と考えられていることや、若者の定住・移住促進や地域産業の人材確保が地方における課題となっていることから、人口対策と地域産業の活性化の両面への期待から、制度の導入が進められているものと考えております。

次に、特別交付税を活用した独自の奨学金返還支援制度につきましては、さっぽろ圏奨学金返還支援事業は有意義な事業だと考えており、本市の財政負担もないことから、引き続きその周知に努め、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、賃上げを実施した企業への国の支援につきましては、市内の中小企業の多くは原材料費の高騰や従業員不足など厳しい経営環境に直面しているものと認識しており、賃上げを実現するためには国による支援策も重要だと考えております。

次に、日中関係悪化の影響につきましては、中国人観光客の渡航自粛につきましては、市内観光関係者への聞き取りでは、一部団体ツアーのキャンセルが出ているものの、水産物の禁輸措置につきましては、小樽港から中国への水産品の輸出が令和5年から行われていないため、現時点では本市への影響は限定的であると認識しておりますが、長期化した場合には本市の経済などへの影響も懸念されることから、状況に応じて国に対して必要な対応を求めてまいりたいと考えております。

次に、国の重点支援地方交付金についてですが、まず、灯油の値上がりによる市民生活への影響につきましては、寒冷地である本市においては、灯油価格の上昇は市民生活に影響を及ぼしているものと考えております。

次に、福祉灯油など燃料高騰への支援につきましては、交付金を活用して実施する事業は既に国から示された推奨事業メニューを基に各部が主体的に検討するよう指示しておりますが、交付金の趣旨や関係団体からの要望等を勘案し、本市における物価高騰対策として、生活者支援や事業者支援に資する事

業を選定したいと考えております。

次に、学校給食費への支援につきましては、他の支援策も踏まえ、これからの事業選定の中で検討してまいります。

次に、国から水道料金の減免と例示されたことにつきましては、水道料金の減免は、昨年の交付金においても対象となっておりますが、消費下支え等を通じた生活者支援メニューとして明確にするために例示されたものと考えております。

次に、水道料金の減免につきましては、その特徴を踏まえた視点で、生活者支援や事業者支援に資する事業をこれから検討してまいります。

次に、事業者支援につきましては、これまで多様な業種を支援対象としてきましたが、事業選定の中で改めて検討してまいります。

次に、人口対策についてですが、まず、地域ごとの分析と対策につきましては、市内各地区の社会動態を分析したところ、交通便利性、生活サービス機能の集積、平たんな宅地、札幌市へのアクセスなどの条件がそろっている地区では社会増も見られ、人口対策上優位性があることから、現在、特に社会動態が良好な銭函地区における定住人口確保に向けた議論を行っているところであります。

また、将来の人口規模に適應する持続可能で効率的なまちづくりを進めるため、小樽市立地適正化計画を推進してまいりたいと考えております。

次に、銭函地区の人口対策につきましては、交通需要などの現状把握と交通の在り方を議論しているほか、宅地供給の可能性などについて議論しているところであります。

次に、銭函地区や朝里地区における交流施設の整備につきましては、子供が安全・安心に過ごすことができる居場所の充実が必要であると認識しており、建て替えを行う方針とした小樽市銭函市民センターは今後、新たなセンターの機能を検討する中で、子供の居場所機能も含めて考えてまいります。

次に、バス路線や便数の維持につきましては、乗務員不足の深刻化に伴う減便が生じるなど地域公共交通を取り巻く環境に変化が生じておりますが、小樽市地域公共交通網形成計画に基づき、バス路線網の維持に努め、交通空白地を生じさせないことが市民の皆さんの利便性を確保するために重要であるとと考えております。

しかし、将来的には、バス路線網の維持が困難となることも想定されることから、新たな移動手段導入に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、令和元年から令和2年にかけての社会動態の変化につきましては、年少人口と30歳代では目立った改善が見受けられ、銭函地区で人口が増加しており、特に少子化が進む中、児童・生徒数が増加しており、新たな宅地分譲がその一因と推測されるものの、様々な要因が複合的に関係しているものと考えられます。

次に、社会減の取組との関係につきましては、年少人口と30歳代の社会動態の改善が令和3年以降も継続していることから、子育て世代の負担軽減など選ばれるまちづくりに力を入れてきたことが一定程度寄与しているものと考えております。

次に、ふれあいパス事業につきましては、高齢者の社会参加や生きがいがいづくりに果たす役割は大きく、重要性も高いと認識いたしております。

限られた財源の中で事業を継続するためには冊数制限を設けざるを得ないと考えておりますが、利便性の向上などについては引き続き検討を行ってまいります。

次に、生活道路の除排雪につきましては、除雪第3種路線や除雪路線ではない市道の多くは道路幅員が狭く、市が使用する大型の除雪機械では除雪が困難であることから、除雪回数を増やすことや除排雪

を行うこと自体が難しい状況であります。

また、限られた人員と除雪機械の中で全ての市道を除排雪することは、現在の除排雪体制では難しい状況となっております。

しかしながら、地域の担い手の減少や空き家の増加により、これまでの地域の助け合いによる除排雪は困難になっている状況は認識しているところであります。

このため、生活道路の除排雪の在り方について小樽市雪対策基本計画に基づき、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、福祉除雪サービスにつきましては、この事業内容は実施主体である小樽市社会福祉協議会が関係団体で構成する運営委員会での協議を経て決定するものであります。利用回数の増にはボランティアを含めた人員確保等の課題があるため、当面は現行の利用回数を維持する方針とお聞きいたしております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫 元議員登壇）

○6番（小貫 元議員） 次に、今後の市政運営について質問します。

まず、予算編成方針についてです。

小樽市の令和6年度一般会計決算は、一般財源で約8億円の公共施設の移転による支出がありながらも黒字を確保しました。しかし、財政部では新年度の予算編成方針についてで、前年度よりも財政状況が悪化する結果となったとしています。

市の財政状況が厳しいことはそのとおりですが、昨年度決算の結果だけをもって、財政状況が悪化したとの表現は大げさと感じましたが、市長の見解を示してください。

財政部は、来年度以降においても、人件費の上昇、物価高、金利上昇等の歳出増が見込まれるとしています。総務省の来年度予算の概算要求では、地方の一般財源総額を、今年度、地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとして、1.3兆円増の68.9兆円と見込みました。地方交付税は、総額を確保するとして、0.4兆円増の19.3兆円としています。社会保障や教育など財政需要が増す自治体の実情に見合うよう、一般財源総額は、同水準を確保するのではなく拡大し、交付税の財源不足分は交付税率の引上げで対応すべきです。

人件費の上昇や物価高、金利上昇等の歳出増の部分については、本来ならば地方財政計画の一般財源総額に組み込まれるべきだと考えませんか。

市長は、国の交付税が同水準を確保では、財政部が述べている歳出増に不足すると思いませんか。

今年度の地方財政では、臨時財政対策債の発行を平成13年度以来初めてゼロとし、来年度も引き続きゼロを見込んでいます。しかし、総務省は廃止に踏み込んでいません。

市長は、臨時財政対策債について、今後どうあるべきだと考えていますか、見解を示してください。

今後の市政運営に当たって、以下日本共産党の提案を三つの角度から行います。

一つ目は、大型公共工事からの転換についてです。

日本共産党は、これまでも小樽市の財政が厳しくなった原因は、国言いなりに大型公共工事を続けてきたことと国による地方財政への抑制があると指摘してきました。前述の予算編成方針については、特に、事業開始後、長年経過している事業、費用対効果の低い事業については、行政の関与の必要性や緊急性を踏まえ、重点的に徹底した見直しを行うとしています。地方自治体の役割は、住民の福祉の増

進であり、ここで行政の関与の必要性としているように、単純に費用対効果で判断することはできません。ところが、この費用対効果について言えば、石狩湾新港での事業や北海道新幹線の事業が行政の関与の必要性、緊急性に照らしても見直す事業であることは明らかです。

まず、石狩湾新港です。250億円かけて西地区を整備しながら、王子エフテックス株式会社の木材チップの取扱いがなくなり、西地区の利用は、令和5年度は35隻、約5万トン、令和6年度は26隻、約14万トンと閑古鳥が鳴いています。そうであるにもかかわらず、東ふ頭に新たな岸壁と埠頭の整備を行っています。市長は、これまで金属スクラップを取り扱う大型船への対応に必要な事業として容認してきました。

市長は、石狩湾新港で続く港湾建設が貨物量に見合わない過大な工事になっていることについて、費用対効果の低い事業との判断はしないのですか。

石狩湾新港管理組合の問題のもう一つは、特別会計です。

地方財政法第6条では、特別会計は経費について、その収入をもって充てることと独立採算を定めています。日本共産党の大原議員が平成3年にこの問題を指摘して以降、管理組合に改善を求めてきました。しかし、30年以上経過しても一向に改善しません。石狩湾新港のガントリークレーンは2基体制で運用していますが、累計収支は約20億円の大赤字です。1基で足りるコンテナしか取扱いがないのに2基運用しているからです。

市長は、昨年度2基で2.8億円の維持費がかかったガントリークレーンを運用しながら、一般会計から繰り入れている石狩湾新港の特別会計について、正常な財政運営だと思いますか。

ここ5年間の1基目のガントリークレーンの維持費は、約7,600万円から約1億2,600万円です。運用を停止するだけでも約1,000万円から約2,000万円の負担金の軽減につながりました。

費用対効果の低い事業を重点的に徹底した見直しを行うならば、管理組合に1基目のガントリークレーンの運用停止を進言すべきではないですか、お答えください。

もう一つは、北海道新幹線の札幌延伸です。

日本共産党は、北海道新幹線の札幌延伸そのものを中止し、在来線をはじめ、地域公共交通の充実に政治が役割を発揮するよう強く求めるものです。

J R北海道の昨年度の線区別収支によると、北海道新幹線は約124億円の赤字でした。長万部一小樽間の5倍の赤字です。これまでの累計で1,000億円以上の赤字を出しています。

市長は、札幌延伸が実現すれば、大きな経済効果をもたらすと言っていましたが、毎年約100億円規模の赤字を出し続けている北海道新幹線の累計収支が黒字になることがあるとお考えでしたら、示してください。

市長は、これまで事業費増加があっても工事の推進は必要との考えを示し、国に地方負担に対する財源措置の充実を図ることを求めていると答弁してきました。ほかの建設工事でも建設資材の高騰が続いています。建設事業費が2兆3,000億円からさらに膨らむことも想定されます。着工に当たっての基本条件の一つには、安定的な財源の見通しの確保が確認されて、着工が認可されました。

建設費増加分をどこが受け持つかが明らかになっていません。J R北海道が貸付料を増やすということですか、貸付料を除く国負担3分の2ルールを変更するということですか。小樽市の負担がどの程度増えるのか明らかにするべきではありませんか。

石狩湾新港や北海道新幹線など、このような大型事業の中止を決断することで、もっと市民のために予算を使えます。

例えば、水道です。基本水量である2か月20立方メートルまで利用していない世帯が多数います。

水道料金の見直しで、少ない使用量の世帯への負担軽減を実施すべきです、お答えください。

教育委員会から、小樽市新総合体育館の整備について延期すると報告がありました。市営室内水泳プールの建設は、長年市民が要望してきたことです。

市営室内水泳プールについて、これまでの計画に左右されず、建設に向けてあらゆる検討を行うべきではないですか、お答えください。

二つ目は、子育てを応援するまちについてです。

予算編成方針では、子育て・仕事・移住を柱とした人口対策をはじめ、人口対策、デジタル技術活用、ゼロカーボンの推進については、予算の重点的な配分をすとしていますが、歳出増要因の拡大が見込まれるとしています。

その中で、どのようにして自由闊達に政策議論を行えるようにするのですか、具体的に示してください。

第7次小樽市総合計画の基本構想では、人口減少・少子化への対応として、住環境や生活利便性の向上、若い世代・子育て世代を中心に幅広い世代の移住・定住の促進を挙げています。

労働者が住みやすい環境や通勤しやすい環境を整備していくことが重要と考えますが、市長の見解と具体化している取組と成果について示してください。

子育て世代が小樽市に残り、小樽市に移り住んできたかを見る指標として、私は小学校の入学数と7年前の出生数を比較し、質問してきました。今年度の小学校入学者は479人で、この子供たちが生まれた平成30年度の出生数は471人でした。ここ3年は増加していることは喜ばしいことです。基本構想に掲げるように、子育て世代が定住できるまちづくりを進めることが必要です。学校給食費や教材費、制服代、修学旅行費など隠れ教育費は、義務教育無償の憲法の精神に反しており、公費負担が必要です。

こうした隠れ教育費の負担を減らすことで子育てを応援できると思いませんか、教育長の考えを示してください。

また、保育所等での副食費の負担軽減のために助成を実施してはいかがでしょうか。

新聞報道では、総合教育会議において、エアコンについて教育委員からは暑い夏でも子供たちが集中して授業に取り組んでいるとの評価の一方で、体育館や特別教室、職員室にも整備が必要との声が上がったとありました。市長は、時間はかかるがと前置きした上で、整備に前向きな姿勢を見せたを受け止めました。

時間をかけないで取り組むことを求めます。御検討ください。

最後の提案は、市民の安全を守り、平和を発信するまちにすることです。

まず、泊原発の再稼働についてです。日本共産党の立場は、第3回定例会で高野議員が述べたとおりですが、その後、鈴木北海道知事は再稼働を容認するとの報道がありました。

小樽市は、北海道に対して、北海道が全道的な視点で、かつ総合的に再稼働の是非を判断すべきと回答したと言います。北海道電力株式会社は泊原発事故の可能性のあることを踏まえて、再稼働を進めています。

市長は、住民が避難する事態になるような原発事故は起きても仕方がないとの立場ですか。

北海道電力株式会社が事故の可能性を否定していないのであれば、地域住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講じることは、原発を動かさないことだと考えませんか。

北海道が再稼働の判断を下す上で、道民の意見をしっかり把握することが必要だと思いませんか。

二つ目は、特定利用港湾についてです。

市は、第3号ふ頭周辺を再開発し、クルーズ船岸壁や交流施設を整備しました。観光の港として整備

してきていますが、毎年のようなアメリカ艦船の寄港や特定利用港湾の打診など平和な港が脅かされています。日本共産党は小樽港が平和な商業流通港として発展するよう希求いたします。

港湾室からは、年内としていた国への返事を見送ったと報告がありました。特定利用港湾を指定する目的は、一つに有事の際に利用しやすくなること、二つにアメリカ軍も利用しやすい港にすること、三つに平時においても自衛隊が柔軟かつ迅速に施設を利用できるように努めるようにすることです。そして、この平時には、重要影響事態や存立危機事態が含まれます。

港湾室は、特定利用港湾で緊急性が高い場合に、重要影響事態や存立危機事態について含まれるかどうかを国に確認すると言っていました。市長は含まれ得ると考えていますか。

国は、自衛隊の艦船にトマホークミサイルを搭載するなど、他国を攻撃する能力を装備しています。そして、その自衛隊の船が日常的な訓練、重要影響事態などでアメリカのために小樽港を利用することは軍港化への道そのものです。アジア諸国から観光に訪れる小樽港で、東アジアに軍事的緊張を走らせる拠点にしてはなりません。

小樽港は、アジア諸国との友好の拠点となるよう利活用されることを願っています。この願いに市長は応えていただきたい。小樽港のあるべき姿について、市長の思いを聞かせてください。

特定利用港湾については断ることを求めます。お答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、今後の市政運営について御質問がありました。

初めに、予算編成方針についてですが、まず、令和8年度予算編成方針における本市の財政状況につきましては、令和6年度決算では実質収支は黒字を確保したものの、財政調整基金の積立てや取崩しなどを考慮した実質単年度収支は5年度決算から大きくマイナスになり、令和2年度決算以来の赤字になったことから、悪化したと表現したものであります。

次に、地方財政計画における一般財源総額につきましては、総務省の令和8年度概算要求では、実質的に令和7年度と同水準を確保した上で、予算編成過程で経済・物価動向等を適切に反映する旨の事項要求もなされていることから、一般財源総額では人件費や物価高、金利上昇等の歳出増が一定程度考慮されるものと考えております。

しかしながら、地方交付税につきましては、それらの歳出増に対応する個別の自治体の実情を的確に反映した算定をしていただかなければ、財源の不足を生じる可能性があることから、引き続き市長会を通じ、必要な要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、臨時財政対策債につきましては、国税収入の好調な推移などにより、新たな発行をせずに地方交付税総額が確保できる状況になってきていることから、今後も臨時財政対策債に頼らない総額の確保に努めていただきたいと考えております。

次に、大型公共工事からの転換についてですが、まず、石狩湾新港の事業につきましては、現在実施している静穏度対策や大型船への対応などは、港湾の管理運営及び利用促進を図る上で必要な事業であり、一定の負担はやむを得ないものと考えておりますが、効率的・効果的な事業の執行や歳入増の取組により、引き続き、母体負担金の低減に努めていくことを要請してまいりたいと考えております。

次に、石狩湾新港の特別会計につきましては、港湾施設整備に伴う起債償還のほか、ガントリークレ

一の維持補修などにより、収支不足のため一般会計からの繰入れが続いていることから、望ましい状況とは考えておりませんので、港湾の利用促進による歳入増の取組などにより、収入改善を図るべきと考えております。

次に、石狩湾新港のガントリークレーンにつきましては、事故や故障による長期の荷役停止を回避するとともに、2隻同時荷役が可能となり、利便性向上と信頼性の確保につながることから、2基体制は必要であると認識しておりますので、引き続き母体負担金の低減が図られるようコンテナ貨物の増加に向けた取組を継続すべきと考えております。

次に、北海道新幹線の収支につきましては、赤字が続いていることは承知しておりますが、札幌延伸開業後の長期的な収支は、運行本数や運賃設定など北海道旅客鉄道株式会社の経営判断に基づいて算出されるものと考えており、市として収支を見通すことはできないものであります。

次に、新幹線の建設費の増加による本市の負担につきましては、北海道市長会等を通じて、新たな地方負担が発生しないための措置や負担額の見通しの提示を国に求めているところでありますが、現時点ではその対応について示されてはおりません。

なお、国では本年11月から整備新幹線の貸付制度について議論を開始したところであり、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、大型事業中止による予算を水道料金の見直しに充てるべきとの見解につきましては、少ない水道使用量の世帯への負担軽減を実施するために、一般会計繰入金により補填することも一つの方法ではありますが、まずは水道事業会計の中で物価高騰、労務単価上昇などの影響を受けている状況を踏まえて、見直しの検討を進めていきたいと考えております。

次に、市営室内水泳プールの建設に向けてあらゆる検討を行うべきとの御意見につきましては、プール室を含む小樽市新総合体育館の整備事業につきましては、事業見直しのため、一定程度先送りにすることといたしました。私といたしましては、公約に掲げており、引き続き実現に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、子育てを応援するまちについてですが、まず、歳出増要因の拡大が見込まれる中での政策議論につきましては、行政課題の解決に向けた政策について政策検討会議などで随時議論を行っております。

その上で、予算編成過程において各担当部局で歳出増要因も考慮しながら、事業化の議論を重ねた後、私が各部からヒアリングを行い、最終的に実施する事業を決定しており、限られた予算を有効活用する議論を十分行った上で政策を推進しているものと考えております。

次に、住みやすく通勤しやすい環境整備につきましては、定住人口の確保のために重要であると考えており、JR北海道に要請していた快速エアポートのJR銭函駅での停車が一部の便で実現したことや、小樽築港駅前のバス停増設によるJRの乗換改善などは、通勤利便性の向上につながったと考えております。

次に、保育所等での副食費の助成につきましては、食材料費は在宅で子育てをする場合でも生じる費用であり、公平性の観点から比較的所得の低い世帯などの免除対象を除き、保護者に費用の負担をいただくべきものと考えております。

次に、市民の安全を守り平和を発信するまちについてですが、まず、原発事故につきましては、住民の避難が生じるような事態を防ぐために、新規制基準に基づく安全対策を着実にを行い、事故を起こさないことが第一であると考えております。

次に、被害を及ぼさない万全の措置を講じることにつきましては、泊発電所の安全対策は新規制基準に基づく審査をクリアしたものと認識しておりますが、引き続き安全性の確保に努める必要があると考

えております。

次に、再稼働の判断につきましては、北海道は住民説明会の開催などを通じて、道民の意見の把握に努めていること、一方では、道内の経済関連8団体が低廉かつ安定した電力供給に向け早期再稼働を求めていること、こうした様々な意見を踏まえ、全道的な視点で、かつ総合的に再稼働の是非を判断すべきと考えております。

次に、特定利用港湾で緊急性が高い場合に重要影響事態や存立危機事態が含まれるかどうかにつきましては、国の見解では、両方の事態を含め、その判断は個別具体的な状況に即して行うべきものとしておりますので、一律に含まれるものではなく、含まれるものと考えております。

次に、小樽港のあるべき姿につきましては、令和2年12月に策定した小樽港長期構想では、物流・産業、観光・交流、安全・安心の三つの基盤強化を基本目標に掲げており、フェリーを核とした物流機能強化やクルーズ振興などによるぎわいの創出によって、北海道日本海側の物流交流拠点港として発展していくことが必要と考えております。

次に、特定利用港湾の対応につきましては、不明確な点を国に確認を行いながら慎重に検討する必要があると考えており、その上で最終的な本市の方針を判断してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(中島正人) 小貫議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、今後の市政運営について御質問がありました。

子育てを応援するまちについてですが、初めに、教育費の負担軽減が子育ての応援につながるかにつきましては、小・中学生の保護者への経済的な支援を講じていくことは、子育てを応援することにつながると考えておりますが、限られた財源での予算措置であることから、予算全体での優先順位を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えております。

次に、体育館や特別教室、職員室へのエアコンの整備につきましては、近年の夏の暑さ対策として特別教室や職員室、体育館などへのエアコン整備の必要性を感じておりますので、財政面の課題などの検討を行った上で、できるだけ早期に整備できるよう市長部局へ要望してまいりたいと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、小貫元議員。

○6番(小貫元議員) 再質問いたします。

まず、経済状況の問題です。国の役割としては、一定程度役割を果たしている旨の答弁があったのですが、やはり業況判断D Iなども踏まえると、それでも効果が発揮できていないと。消費税の減税が効率的だと思うのですがやらないというところで考えます。確かに、重点支援地方交付金は交付されるけれども、それだけにとどまらない国による物価高騰や経済対策が必要かどうかについて、見解をお願いいたします。

高校卒業予定者に市内企業を選んでもらうための制度についての質問に対して、従来の答弁とほぼ変わらない感じだったのですが、結局これまでの延長線上で、高校を卒業して就職する生徒たちが市内企業を選んでもらえるだろうと考えているのか、お答えいただきたいと思います。

それと、市独自の奨学金返還支援制度の検討を求めたのですけれども、やはりさっぽろ圏奨学金返還支援事業の制度が有意義なのだということと、利用促進を図っていくということで答弁がありました。ただ、さっぽろ圏奨学金返還支援事業を活用している他都市と見ると、例えば、こういう企業で、認定企業として名を連ねていることが、それぞれの自治体のホームページに載っていたりするのですが、小

樽市はどこが対象になるのかは原課に聞かないと分からないという状況は、まず、改善が必要ではないかについてが一つです。

ただ、その中でも、例えば、同じくさっぽろ圏奨学金返還支援事業の制度を利用している江別市などは、全般というのではなく、保育士に限っては市独自で制度をつくっているところもあります。こういった足し算というか、横出しというか、そういう面でも制度の拡大も一つ参考にできるのではないかなと思います。見解を示してください。

国の重点支援地方交付金について、各部が主体的にいろいろと考えてもらうようにということで、今、指示を出しているというお話でした。これからいろいろ検討に入るということなので、その検討結果を期待するのですが、ただ、私が提案した福祉灯油、燃料高騰への支援や給食費の支援は3月では間に合わない話だと思うので、できれば、1月に臨時会を招集して議論をしていただきたいと思うのです。そこを目指していただきたいと思いますが、このスケジュールについてお答えをいただきたいと思います。

次に、人口対策の問題です。地域ごとの動態の分析で、銭函地域について定住人口の確保に向けた議論を行っていききたいとことに加えて、そこでの小樽市立地適正化計画の問題が出てきました。それと立地適正化計画が結びつくのかは疑問になりましたけれども、銭函地域で住宅の供給の確保を議論しているという話もあったのですが、もう少し具体的にどういう議論なのかを示していただきたいと思います。

それと、公共施設の整備について、銭函市民センターの答弁がありました。それだったら朝里はどうするかについて答弁をお願いしたいと思います。

あと、除雪の問題は、いろいろと大型除雪機が入らないところなども踏まえて困難なのということ、ただ、市民の困難な状況は認識しているということで御答弁がありました。

これについては、私が提案したことは、駄目でしょうということだという答弁なのですが、それ以外の方法では、やはり除排雪の充実、私が質問で取り上げた、市長も答弁で言われていましたけれども、特に担っていた方が減ったり、空き家の増加というところで困難になったところについて、何か新たな対策、もしくは柔軟な対策などは進めていくのか、検討していくのかについてお答えいただきたいと思います。

次に、財政の問題です。予算編成方針の関係で、結局、令和6年度は単年度収支で赤字、大きくマイナスになったから、単純にそれが悪化したとの表現をしたと思うのです。ただ、この悪化したという表現は、決算を提出した第3回定例会の本会議のときには、前年度より悪化したという表現をされていないのです。

私は、これまでの迫市長就任後の予算編成方針を見ましたけれども、そこにもこういう悪化したという表現は書かれていない、そういうことは述べていなかったと思うのです。

ただ、単純に決算状況からそういう表現はしたけれども、市長になってから、結局、財政を悪化させてしまったのかというところが私は大事な問題だと思っていまして、悪化させていないという認識でよいのかをお聞きしたいと思います。

あと、臨時財政対策債について答弁がありました。

おっしゃるように、まずはしっかりと臨時財政対策債に頼らない財源を確保してくれないと、臨時財政対策債だけを削って一般財源がなくなりましたという話では困るので、それはそのとおりなのですが、やはりそういった一般財源の総額を確保した上で、本来の制度ではないこの臨時財政対策債は廃止するという立場にあるのかについて、見解をお願いします。

次に、石狩湾新港の問題です。特別会計との関係で望ましいことだとは思っていないという認識を示していただいたのですが、ただ、ガントリークレーンの運用停止については必要なのだということで答

弁がありました。

母体負担の低減を図っていくためには、私は、基本的に工事を中止することで公債費の負担を減らすことだと思っていますが、それよりも手っ取り早いのは、公債費の負担は後になって来ますから、ガントリークレーンを停止さえすれば、先ほど言ったように小樽市の負担が約1,000万円減するという問題です。しかも、1基で運用していたときよりコンテナの個数は減っているわけです。

だから、1基で十分可能なわけであって、そのことについては、ここで再質問して、そう簡単に答弁は変わらないと思うのですが、やはり独立採算という観点から、この問題は早急な改善が必要と思うのです。市長として、それだったら、こういうガントリークレーンの運用停止以外で、歳入を増やすと言っていたけれども、歳入だって増えていないわけですから、どうやって改善を図っていくのがいいと思っているのか、お答えください。

結局、新幹線の問題は黒字になるか見通せないと言っているし、これからも市の負担がどうなるかは分かっていないわけです。それなのに動向を注視していくことで多額のお金をかけていくことが、予算編成方針で言っている見直しを行うということとは、そこは除外されると考える理由についてお答えいただきたいと思います。

泊原発の問題についてです。事故を起こさないことが大事だと答弁いただいたのですが、北海道電力株式会社の説明では、事故は起きてしまうかもしれないという説明なのです。

そうしたら、事故が起り得るとしていることについてどう考えるのかについてもお答えいただきたいと思います。

特定利用港湾の関係で、重要影響事態や存立危機事態の関係で、確実に含まれるとは言えないけれども、含まれる可能性があるという旨の答弁だったと思います。第3回定例会に港湾室とやり取りをしたときは、この取組が有事を念頭に置いたもので、訓練も含まれるという認識を示していたのです。

つまり、有事の際に小樽港が利用される危険性が増すのだと。今の答弁では、可能性として重要影響事態や存立危機事態に自衛隊が柔軟かつ迅速に利用できる仕組み、こういう確認を取るわけですから、こういうふうになるのです。

こういう事態が含まれ得る重要影響事態等に自衛隊が柔軟かつ迅速に利用できるというのは、市としてどういうことを想定しているのかについて見解を示していただきたいと思います。

小樽港は、やはり物流拠点港としての発展させるというのが市長の考えですが、私もそのとおりだと思います。当時の新谷元市長が米艦インディペンデンスが来航したときに、商業流通港としての発展をさせていくことが小樽市の生きる道だと各省庁を回ったのだと。いい言葉だと私も思っていますが、それと特定利用港湾では、やはり相反するものだと考えています。

国への返事については、最終的に慎重に市の考えを決めていきたい旨の答弁がありましたけれども、やはり市民の意見もきちんとよく聞いて、国への確認もまだ不十分な点がありますので、そのことも踏まえると、年内は見送ったわけです。これでは、年度内に返事をするのも無理なのではないかと私は考えるのですが、この点についてはどう考えるのか、お答えください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

国の総合経済対策についてのお尋ねであります。

市としては、国が一定程度その役割を果たしていると答弁させていただきましたが、小貫議員からは、

効果が発揮できていないのではないかという御指摘がありました。

市といたしましては、重点支援地方交付金は、総合経済対策の一つではありますが、生活者支援メニューなり、事業者支援メニューを見ましたけれども、どちらかというに対症療法的な色合いが濃いと感じております。その一方では、ガソリン税の暫定税率の廃止などにつきましては、継続的な事業で効果も継続すると思っておりますし、効果はあるのだらうと思っております。

ただ、国の中でもメニューが一つ示されておりますが、課題になっているのは、やはり物価上昇を上回る賃上げの実効性が問われるのではないかは思っておりますし、国民の多くはこの辺りを望んでいるわけですから、ここには注目していきたいと思っておりますし、国民の多くはこの辺りを望んでいるわけですから、ここには注目していきたいと思っておりますし、国民の多くはこの辺りを望んでいるわけですから、ここには注目していきたいと思っております。

次に、高校生の市内企業の選定についてであります。これまでの統計を見ましても、就職を希望する高校生の地元定着率は40%くらいに推移してきておりますので、何とか定住人口の確保の面からも、地元の高校生が地元で就職してもらいたいという思いは持っているところであります。

私どもの答弁が従来の延長線上かというお尋ねでありますけれども、一つに合同企業説明会などを見ていると、時々私も会場に足を運ぶことがありますが、企業側に対しても学校に対しても、PRが足りないということで、まだ拡充していく余地はあるのだらうと思っております。私としては、非常にいい機会の一つだと思っておりますので、まずはそれをしっかりやっけていながら、合同企業説明会なり、ジョブナビといったものの内容を充実させていきたいと思っております。さらに別に有効な方法があれば、それはそれでしっかり考えていきたいと思っております。

それから、奨学金の制度です。

奨学金の返済によって若い人たちの生活が困窮するというか、苦しくなるのがそもそも問題だと思っておりますけれども、先ほど答弁させていただきましたが、さっぽろ圏奨学金返還支援事業については、まだ市内企業で利用されているところも少ないという実態もありますので、当面は、まず、これまでのやり方をしっかり改善をしていながら、さらにこの制度のPRに努めていくところをしっかりとやっていかなければいけないのだらうと思っております。

江別市が業種別で支援されていると御指摘がありましたけれども、私どもも奨学金の制度ではありませんが、保育士の職業定着を目的にして支援させていただきますが、そういったこともある程度、地元定着なり、あるいは生活支援に寄与していくのかと思っておりますので、いろいろな角度から考えていきたいと思っております。

次に、重点地方支援交付金のスケジュールについてのお尋ねであります。私どもは、まず、庁内に事業の選定を指示してありますので、できるだけ早い時期に庁内会議を開催しまして、事業を選定したいと思っております。

私どものざっくりとしたイメージではありますが、やはり1月中旬に臨時会を招集して、早めに事業選定を行いたいと考えているところでございますので、議会の皆様の御理解もいただければと思っております。

次は、人口対策の問題で御質問がありました。

人口対策の中で、銭函地区のお話に加えて、小樽市立地適正化計画との整合性についてお尋ねになられたのだと思っております。この意図は、やはり人口が増えていっている銭函地区のまちづくりは、人口確保のためにしっかり進めていかなければいけないと思っておりますが、一方、小貫議員の御質問の中にもありまして、塩谷・高島地区は、減少率が大きいと御指摘がありまして、私どもも当然そういった認識を持っております。そういった人口が減少をしていっている地域のまちづくりを考えていくときに、このまままちづくりを進めていきますと、すかすかなまちができて、非常に効率が悪くな

ってまいりますので、人口減少が進んでいくのは避けることができないですけれども、まず、そういった観点で小樽市立地適正化計画の趣旨に沿った効率的なまちづくりを進めていく必要があるのではないかとということで答弁させていただいた趣旨のものであります。

次に、住宅供給の確保についての議論なのですが、今、若い世代の方々が新築をするというコストが物すごく高くなっていると思うのです。

一方で、市内にはまだ使えるような空き家もあるわけですから、特に桂岡地区で少しずつ空き家も増えてきていることを考えると、何とか有効にその空き家を修繕しながら、若い世代に使ってもらえるような形で定住策につなげていけないかを考えてみてもらいたいということで、担当には指示させていただいているところでございます。住宅供給の確保の視点としては、空き家を活用するというメニューの一つのお考えをお示ししたものであります。

次に、銭函地区と朝里地区の関係で、銭函市民センターについて、子供の居住機能も含めて整備するというところで答弁させていただきましたが、今こういった状況になっておりますので、まずは、銭函地区を先行させていただきたいと思っております。朝里地区については、引き続き検討させていただきたいと思っております。

次に、北海道新幹線の問題であります。私どもとしては、いつも答弁させていただいておりますとおり、北海道新幹線の開業効果は、札幌まで延伸されて初めて発揮されるものだと考えているところでございます。

そうした中で、現在、北斗市で止まっておりますので、そういった意味で、これから札幌市まで開業が延期され、開業時期が令和20年と延期されましたが、今、国では上下分離方式の下、貸付料は30年を超えてということも議論されていることがありますので、そういった意味も含めて、動向を注視させていただきたいと思っております。

それから、泊原発についてのお尋ねであります。仮に泊原発が再稼働することになった場合は、やはり安全性と経済性が両立できなければ、再稼働は難しいと私は考えているところでございます。

知事はそういった観点で判断されると思いますけれども、事故が起こり得るとしたらという御質問であり、非常にお答えしづらい部分ではあります。もちろん新規制基準に適合しているということで、原子力規制委員会が判断しているわけでありまして、それ以外にもミスなどのいろいろな形で事故が起こり得ることのお話ではあるのかと思っております。ただ、私どもいたしましては、二重三重にでも原発の安全対策をしっかりと構築させていただきたいということで申し上げるのが精いっぱいという感じをいたしております。

小樽港につきましては、今日、皆さんからの署名が届きまして拝見させていただきましたけれども、いずれにいたしましても、慎重に判断させていただきたいと思っております。

小樽港の整備につきましては、物流港ということでお話がありましたが、この間、しばらく第3号ふ頭の整備に予算を重点的に配分しておりましたので、三つの柱のうちの観光交流の基盤強化に力を注いでまいりましたが、一定程度めどがたちましたので、物流産業の基盤強化、あるいは安全・安心の基盤強化にしっかりと軸足を置きながら、北海道の物流港湾として支えていかなければいけないと考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 財政部長。

○財政部長(笹田泰生) 小貫議員の再質問にお答えいたします。

予算編成方針において、これまで予算編成方針の中で赤字とは言っておりませんでした。但市長に

なってから、財政は悪化させていないという認識でいいのかという御質問があったかと思えます。

まず、財政運営の部分につきましては、どうしても各年度によって財政需要は異なる形になりますので、実質単年度収支については、黒字と赤字を繰り返す形になるのが一般的だと考えております。これは、例えば黒字をずっと継続する形になりますと、本来市民に提供すべきサービスの部分を抑制して、内部留保を増やしているような形に見えることもございますので、一般的には赤字と黒字になるのが通常だと考えております。

ただ、今回、令和6年度決算におきましては、実質単年度収支が令和2年度以来の赤字という形になりましたので、今後これから予算編成していく上で、毎年度、財政調整基金からの繰入れによって収支均衡予算を編成するのを余儀なくされている状況にもございます。直近の令和6年度は赤字ということもありましたので、これから予算編成をする新年度予算の編成に当たっては、しっかりその辺りは意識してやってほしいということで、直近の令和6年度については赤字ということで表現させていただいたところでございます。

もう1点、臨時財政対策債については、地方交付税の総額を確保した上で廃止する立場なのかということで御質問があったかと思えます。地方交付税の部分の総額につきましては、当然、所得税や法人税などからの法定率によって定められておりますが、現在は国税収入が全体として好調に推移しているような状況にございます。

ただ、将来的にこの税収の部分が伸び悩んだ際には、再度この臨時財政対策債を発行する可能性はあるかと思っておりますので、現状では現行制度の維持は必要なものではないかと私たちは考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(山岸博史) 小貫議員の再質問にお答えいたします。

生活道路の除雪について、新たな対策や柔軟な対策を考えているのかについてお答えいたします。

先ほど、市長からの答弁の中にもありましたが、生活道路につきましては、確かに地域の高齢化が進んでおり、除排雪が困難になっている状況は認識しており、一方で、そこを全部市がやるかと言われると、現在の除排雪体制では、限られた人員と除雪機械では難しいところが現実的であります。

そのため、小樽市雪対策基本計画の中で、生活道路の除排雪につきましては、市と地域の皆さんとの協働による雪対策が必要ということで位置づけておりまして、市民との協働による雪対策の推進を重点施策の一つとして位置づけ、取り組んでいるところでございます。

その中の取組としては、現在でもある生活道路の排雪を支援する貸出ダンプ制度につきましては、この制度をより使いやすいものにしていくことの再検討が必要と位置づけております。

また、今、試行している小型除雪機の購入支援等ということで、小型除雪機を購入するに当たっての支援をするのか、どういう形での支援がいいのかを、今年が3年目の試行ということで、市が持っている小型除雪機を貸し出しまして、その中で町内会からの意見をいただきまして、今後どういう支援をしていけるかを検討していきたいと考えております。

また、地域の除排雪につきましては、特に雪置場を近隣で確保することで大きな負担減になると考えておりますので、そこについても引き続き検討していきたいと考えております。

また、柔軟な対応に関しましては、除雪第3種路線についてですが、近年、温暖化の影響によりまして、厳冬期においても暖気によってざくざく路面になることが結構頻発しているところです。昨年も交通に支障があるということで、第3種路線についても、今までは、どちらかというところと圧雪路面の管理を

基本として厳冬期は入らなかったのですが、昨シーズンもどくどく路面になったということで、第3種路線に除雪が入りましたし、今後につきましてもそういう柔軟な対応については検討していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 港湾担当部長。

○港湾担当部長(池田克也) 小貫議員の再質問にお答えいたします。

特定利用港湾についてお答えいたします。

まず、特定利用港湾で想定される在り方についてでございますが、特定利用港湾につきましては、自衛隊や海上保安庁が平素から必要な港湾を円滑に利用できるように、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けることとされていると認識しておりますので、港湾管理者といたしまして、平素から自衛隊、海上保安庁の運用や訓練等、こういった場合の施設の円滑な利用について港湾法など関係する法令等を踏まえて、適切に対応していくことが想定される在り方だと考えております。

それから、特定利用港湾を回答することは年度内でも難しいのではないかとにつきましては、現在いろいろと不明な点を国などにも確認を行いながら、慎重に検討することで進めているところでございます。そういったことの整理がついた段階で、市の方針を判断してまいりたいと考えておりますので、今の段階で時期等についてはお答えすることはできないと考えております。

それから、石狩湾新港のガントリークレーンのことについての御質問でございます。現在、石狩湾新港につきましては週3便の運航を行っているということで、それがために2隻同時荷役であったり、ガントリークレーンが1基故障した場合の対応として、2基体制が必要だということで、管理組合からお聞きしているところでございますし、我々としてもそう考えております。管理組合に対しましては、収支改善に向けて、例えば関係団体と連携してポートセールスなどを行っているとお聞きしておりますので、そうしたものに力を入れて取扱いの増加に努めていただきたいということで、働きかけてまいりたいと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、小貫元議員。

○6番(小貫元議員) 人口対策の答弁の確認になるのですが、銭函地区のところで、結局、一つに立地適正化計画は、先ほど塩谷・高島との問題で言っていましたけれども、立地適正化とは、要は市街地を広げないというのが大原則になると思います。

最初の答弁で気になったのは、住宅供給の確保をするということで、新たな住宅地を誘致するというのではなくて、空き家などを利活用するという答弁、桂岡地区で空き家が増えているということで答弁がありました。人口減対策だということで、人を呼び込むために新たな市街地を広げることまでは考えていないということで、お答えをお願いしたいと思います。

財政について、財政部長から答弁があった臨時財政対策債との関係ですが、結局、国税が伸び悩んだ場合は、確保していく必要があるという答弁があったと思うのですが、そこは違うのではないかと。

その前の段階で言っていた法定率をしっかりと引き上げて、やはり地方交付税を確保することが地方自治体の立場として立って、それを踏まえた上で臨時財政対策債を廃止していくことが望ましい方向性なのではないかと思うのですが、お答えをいただきたいと思います。

もう一つ、財政部長の答弁がありました。私が確認したいのは、確かに単年度でそういう結果になったけれども、流れの中で小樽市の財政を悪化させたわけではないというのを確認したいのです。それ

を確認したら、市長の応援になってしまうのですが、結局、令和6年度は、何だかんだと言って一般財源の支出が臨時的にあった、それは継続的にあった事業ではなくて、公共施設の移転などがあって、あくまでも単年度で一般財源から出さなければいけない事業があったということ。それは財政調整基金を積んでいる限りは正常な使い方なので、その上でのこういう決算の結果だったことを踏まえると、トータル的には財政を悪化させた状況ではない、確かに歳出が増えた結果にはなって、財政が厳しいことはそのままだけれども、市長が悪化させたということではないことについて確認したいと思います。

泊原発ですが、どうも分からないのが、市長は、まず、事故を起こさないことが大事だと言ったと、でも、北海道電力株式会社は事故が起き得るということで住民に説明していると。二重三重に安全対策を行っているのですが、事故は起き得るという説明をしているのです。だから、そのことに対して、市長は事故を起こさないことが大事だと言っているのですが、事故が起き得るといふことの北海道電力株式会社の立場についてどう思うかを聞きたいのです。

それと、特定利用港湾の関係です。

平素から使うのだということで国の説明を答えていただいたのですが、私がお聞きしたかったのは、市長の答弁で、緊急性が高い場合、自衛隊が柔軟かつ迅速に利用できるという状況の中に、重要影響事態や存立危機事態というのが含まれ得るのだといったとき、重要影響事態や存立危機事態で、自衛隊が柔軟かつ迅速に利用するというパターンは、どういう船が利用して、どういう事態のときに活用すると考えているのかということをお聞きしたかったのです。

具体的に言えば、アメリカを支援するために、自衛隊が弾薬を自衛隊の船で運ぶために小樽港を利用するということかという、アメリカが起こした戦争を守るためにトマホークを積んだ護衛艦あたごが小樽港を利用するという事態が想定されるのかをお聞きしたかったので、そのことについてお答えいただいて、再々質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

小樽市立地適正化計画につきましては、先ほど御確認されましたけれども、決して市街地を拡大していくということではありません。とりわけ人口減少が顕著な地域におきましては、これが2050年には人口が半減していくわけでありますので、より効率的なまちづくりを進めていくためには、逆に言うと、市街地を縮小していくという、居住機能あるいは都市機能を集約するといえますか、そういった視点が必要だということでお答えさせていただきました。

それから、泊原発についてお尋ねがありました。北海道電力株式会社の立場はということをお話しされておりましたけれども、北海道新聞などの事前調査によりますと、判断できないという方もいらっしゃいましたが、明確に泊原発の再稼働には反対すると判断されている割合は道民の34%になっているわけです。多くの方々やはり泊原発の再稼働における安全性というものを懸念されて反対をしているわけでありますから、こうした方々の理解を得ることが再稼働の大前提になるわけであります。北海道電力株式会社の立場からいたしますと、しっかりとバックアップ体制が整備されている姿勢を示していきながら、道民の理解を得ていくということが必要なのではないかとは思いますが。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（笹田泰生） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

臨時財政対策債の部分で、法定率の引上げ自体が必要ではないのかという御質問がありました。確かに、法定率を引上げをすることによって、常態化する地方の財源不足の解消にはなる可能性はあるかと思えます。

ただ、法定率の引上げをすることは、国の他の施策を行う上での財源にも所得税や法人税等になっておりますので、その判断については、慎重な判断が必要なのかとは考えております。

ただ、交付税の部分については、私たち自治体が増大する行政需要に的確に対応するために、今後も地方の固有の財源として、国においては交付税の原資となる財源を安定的に確保していただきたいとは考えております。

単年度で財政状況が悪くなったことで、それをもって悪化させたのではないということで確認したいということで御質問がありました。確かに、令和6年度については、保健所の移転等公共施設の関係で一般財源が大きくかかっているような状況がございました。そういう特殊な財政需要により、令和6年度の決算について実質単年度収支は赤字という形になっているかと思えます。

ただ一方で、迫市長が就任された平成30年8月以降の、翌年度以降の実質単年度収支の状況を見ていただくと、年々、財政の部分については、実質単年度収支自体は改善しているような形の傾向も当然ございますので、特殊な財政需要があつて今回の令和6年度決算の部分は悪いような数値が出ておりますが、それをもって市長が財政を悪化させたということはありませんので、そういう形で答弁させていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 港湾担当部長。

○港湾担当部長(池田克也) 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

特定利用港湾についてお答えいたします。

重要影響事態や存立危機事態が特定利用港湾の緊急性が高い場合に該当することにつきまして、個別具体的な状況に即してその判断を行うものに含まれ得るということで、国に確認等を取れたところでございます。具体的にどういう状況のときにそれが含まれ得るものになるのかといったことにつきましては、まだ国から確認が取れておりませんので、また改めて国に確認を行っていきたいと考えております。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって、会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 6時32分

再開 午後 6時45分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第26号ないし議案第32号及び議案第34号については、先議いたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

議案第26号ないし議案第32号及び議案第34号については、いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時47分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 松 井 真 美 子

議 員 佐 藤 奈 緒 美

令和7年
第4回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

令和7年12月10日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、白濱聡議員、横尾英司議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第25号及び議案第33号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、中村岩雄議員。

（20番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

○20番（中村岩雄議員） それでは、一般質問させていただきます。

観光基本計画についてお伺いいたします。

現在の第二次小樽市観光基本計画は、平成29年4月に策定され、間もなく10年の計画期間満了を迎えます。現在、これに続く第三次小樽市観光基本計画の策定作業が進められていると認識しておりますが、本計画では、本市観光の将来像と進むべき方向性を示す重要な指針であります。

そこで策定に向けた現状と今後の展開についてお伺いします。

まず、計画策定の進め方と過去の計画の検証についてです。

第一次計画では、観光基盤整備や資源の磨き上げを重点に掲げました。第二次計画では、観光消費額の拡大や滞在型観光の推進を掲げてきました。

そこでお伺いします。

第三次小樽市観光基本計画は、どのような体制で議論を進め、いつ計画を取りまとめるのか。また、第一次、第二次観光基本計画の成果と課題をどのように検証し、その結果を第三次計画にどのように反映させるのか、お示してください。

次に、計画策定における地域の声の反映についてです。

実効性のある計画とするためには、観光事業者はもとより、関係団体、そして市民など多様な主体の意見を取り入れるプロセスが不可欠です。

これまでどのような手法を用いて、これら地域の声を把握されてきたのか、また、計画に今後どう反映させていくのか、お伺いします。

次に、DMOガイドラインの改正を踏まえた小樽市観光基本計画の位置づけと、観光地経営戦略との関係性についてです。

本年、観光庁のDMOガイドラインが改正され、自治体が定める基本計画や観光振興計画等において、DMOの位置づけを明確化することが示されました。同時に、DMO自身も登録更新の要件として、観光地経営戦略の策定が義務づけられております。

これを受け、本市の次期観光基本計画において、DMOをどのように位置づける考えか。あわせて、市の基本計画とDMOの観光地経営戦略は、それぞれどのような役割分担となり、どう整合性を図っていくのか、市の見解をお聞かせください。

国は、2030年に訪日外国人旅行者数6,000万人、消費額15兆円を実現するという目標に向け、新たな第5次観光立国推進基本計画の検討を進めています。その中で、地方誘客促進が施策の柱の一つとして掲げられており、今後、本市においても、訪日外国人を中心に観光客のさらなる増加が見込まれます。一方で、インバウンドの急増やデジタル技術の進展、さらにはオーバーツーリズムの顕在化など、第二次小樽市観光基本計画策定時とは大きく環境が変化し、課題も一層複雑化しています。

こうした状況の下、地域の観光振興を推進する上で、DMOが果たすべき役割は、従来以上に重要性を増しており、それに伴い、市が担うべき役割や観光基本計画の位置づけも大きく変化しつつあります。まさに今、観光政策は転換点を迎えていると言えます。

DMOが地域の司令塔として、戦略的な観光地経営を実現するためにも、その基盤となる本計画の意義はこれまで以上に大きなものです。策定に向けた議論が深まり、これからの小樽観光を力強く牽引する計画となることを期待します。

次に、町内会支援の新たな仕組みづくりと地域課題を協議する場の設置について質問いたします。

まず、町内会支援の新たな仕組みづくりについてですが、小樽市では平成19年10月に町会活動支援員制度が創設されました。その趣旨は意義深いものですが、現状では十分に機能しているとは言い難く、町内会の存続を支える実効性を欠いております。

市職員の皆様が持つ防災・福祉・行政運営の知識は、地域にとってかけがえのない財産ですが、現行制度の枠組みでは、その力を十分に還元できていないのが現状です。現行の町会活動支援員制度に代わる、あるいは補完する、町内会支援の新たな仕組みづくりが必要と考えます。

そこで伺います。

市職員の知識を町内会活動に生かせる仕組みを構築する考えはありますか、お聞かせください。

また、現行の町内会活動の支援に向けては、市職員のサポートのみでは限界があり、例えば定年退職職員や地域人材を活用し、町内会活動に関与させる方法、大学や専門学校との連携により、若年層の町内会活動への参画を促す方法も考えられます。

あるいは、札幌市が既に実施している町内会アドバイザー派遣制度のような新たな人材支援制度の導入といった方法もあると思います。

そこで伺います。

このような多様な人材を町内会活動に関与させる仕組みを検討する意向はありますか、お聞かせください。

続いて、地域課題を協議する場の設置についてですが、町内会の役員高齢化や担い手不足により、もはや町内会のみで地域の活性化を維持することは困難です。持続可能な地域運営のためには、学校・企業・若者・子育て世代など、幅広い主体の参画が不可欠です。

室蘭市では、令和4年度に室蘭市町内会・自治会活性化推進会議を設置し、各方面と推進委員と共に、町内会の取り巻く現状と課題整理、他都市の事例研究から町内会活動のデジタル化、防犯・防災の取組など多方面の分野について協議を重ね、令和5年度には室蘭市町内会・自治会活性化基本方針を策定しました。

推進会議は、町内会の存続を制度的に支える枠組みを担っています。市民、企業団体などが登録し、町内会イベントへ派遣するマッチング事業を行う町内会サポーター制度や、市民活動団体のノウハウを町内会と共有し、地域課題の解決や活動の充実を図る市民活動団体と町内会連携促進事業を進めていると聞いております。

小樽市としても、こうした他都市の事例を参考に、様々な関係者や関係団体が集まって議論し、町内

会や地域の課題について共通認識を持てるような協議の場が必要ではないかと考えます。

また、こうした協議の場を通じて、町内会の担い手不足を補う新たな人材発掘や育成を進めることができないか、学校や企業との連携を強化し、地域課題を共有する仕組みを構築することはできないか、あるいは、子育て世代や若者が地域運営に参画できるようになるにはどうしたらよいかなど、様々なテーマでの意見交換ができれば、今後の課題解決に向け、効果のある取組になると考えます。

そこでお尋ねします。

本市として行政・市民・事業者・関係団体が集まり、定期的に協議しながら共通認識を形成する場を設置し、町内会や地域の課題を継続的に議論する体制を整える考えがあるか、お聞かせください。

町内会の役員高齢化や担い手不足は、市全体の持続可能性に関わる重大な課題です。市職員の知見を還元する新たな仕組み、そして幅広い主体が参画する協議の場の設置は、市民の暮らしを守るために不可欠と考えます。

次に、防災活動についてです。

町内会の防災活動の現状と、市の主体的な取組の必要性について質問いたします。

小樽市内の町内会では、役員の高齢化と担い手不足が深刻化し、町内会の存続そのものが危ぶまれる状況にあります。

この問題は、防災力の地域差が顕在化し、災害時に市民の安全に直結する重大な問題となっています。

市は、これまで町内会からの要望を受けて防災訓練などを支援してきましたが、防災訓練を準備する人材がない町内会では、いつまでも訓練を実施できないという現実があります。

災害は待つてはくれません。例えば、真冬の夜半に大きな地震が発生したとします。雪に覆われた路地で、停電の中、懐中電灯を手にした高齢者が不安げに立ち尽くす。避難所はどこにありますか。誰が案内してくれるのか。町内会の役員も高齢で、準備を担う人材がいなければ地域は混乱に陥ります。避難所の鍵を開ける人がいない。炊き出しを準備する人がいない。そんな現実が目の前に迫っています。

他都市では、市が率先して防災活動を牽引しています。例えば、岩見沢市では、市が主体となり、震度6強の地震を想定した市民参加型防災訓練を毎年実施し、消防・警察・自衛隊と合同で取り組んで、町内会の担い手不足を補い、市民全体の防災力を高めています。

また、埼玉県春日部市では、市防災対策課が主導し、大規模水害を想定した救助訓練を警察・消防・企業と合同で行っています。さらに、要配慮者施設に避難訓練を義務づけ、市職員自身も避難所運営訓練を行うなど、市が前面に立って防災力を底上げしています。

そこで、市長に伺います。

町内会の担い手不足などを背景に、防災活動ができない実態がありますが、市ではどのような対応を考えていますか、お聞かせください。

岩見沢市や埼玉県春日部市のような町内会などが参加し、市が企画・運営する防災訓練の実績はありますか。実績があればお知らせください。

高齢化が進む町内会を支援するため、学校や企業、NPOなど多様な主体と連携した防災ネットワークを構築することが必要と考えますが、市としてのお考えをお聞かせください。

市民の命と暮らしを守るためには、町内会任せではなく、市が積極的に防災活動を牽引する姿勢が不可欠です。真冬の停電の夜、豪雨の避難所、その場に立つ市民の不安を想像すれば、行動を先送りする余地はありません。

岩見沢市や埼玉県春日部市の事例を参考に、小樽市としても市主導の防災体制を早急に整備すべきと考えますが、今後の取組についてよろしく願いいたします。

再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、観光基本計画の策定について御質問がありました。

まず、計画策定の進め方につきましては、学識経験者や観光関連団体をはじめ、多様な関係者で構成する小樽市観光基本計画策定委員会において議論いただき、この策定委員会から提出される提言を基に、令和9年4月に策定する予定であります。

また、これまでの計画の検証と反映につきましては、今後、小樽市観光基本計画策定委員会において、計画の振り返りを行い、その結果を次期計画に反映することとしております。

次に、地域の声の把握と反映につきましては、これまで観光事業者や関連団体など、全17団体に対してヒアリングを実施したほか、本年9月に市民ワークショップを開催し、市民の皆さんの御意見を伺っております。

また、小樽市観光基本計画策定委員会の構成員として、町内会を代表して総連合町会が参画するほか、小樽まちづくりエントリー制度により、一般公募委員にも参画いただいております。多様な関係者による議論を通じて、地域の声を計画に反映してまいりたいと考えております。

次に、小樽市観光基本計画におけるDMOの位置づけにつきましては、観光庁は、本年3月に改正したガイドラインにおいて、DMOが主体的かつ自主的に運営できるよう、地方自治体の観光振興計画等にDMOを位置づけることが望ましいとされていることから、本市においても地域DMOが観光地域づくりの司令塔としての機能を最大限発揮できるように計画に位置づけることが重要と考えております。

また、小樽市観光基本計画と観光地経営戦略との役割分担と整合性につきましては、観光基本計画が本市の観光振興の理念や将来的な方向性を定めるのに対し、観光地経営戦略は、中長期的に目指すビジョンとビジョン実現のための具体的な戦略を定めるものであり、観光基本計画が示す理念や方向性に基つき、観光地経営戦略を策定することで、整合を図るものであります。

次に、町内会支援の新たな仕組みづくりと地域課題を協議する場の設置について御質問がありました。

まず、市職員の知識を町内会活動に生かせる仕組みの構築につきましては、本市の取組として、防災訓練に対する支援やICT活用に向けたスマートフォン教室の開催などを行っているところでありますが、本来業務以外に町内会活動に職員を参加させるには、職員の職務や勤務時間などに関連した課題があることから、他都市の事例についても研究してまいりたいと考えております。

次に、多様な人材を町内会活動に関与させる仕組みの検討につきましては、市職員以外の人材に、町内会活動への御協力をいただくためには、各町内会でどのような活動に対して支援を求めているかを改めて総連合町会と共に整理した上で、その支援要望に対して、市としてどのようなことができるのかを検討していく必要があるものと考えております。

次に、地域課題を議論する場の設置につきましては、まずは、現在、年2回開催している町内会長と市との定例連絡会議など、現在設置している会議において、町内会のニーズをはじめ、地域の課題を把握し、その中で議論を深めていきたいと考えております。

次に、防災活動について御質問がありました。

まず、防災活動ができない町内会への対応につきましては、町内会や消防団などの地域と連携した学

校運営協議会による防災訓練の実施が年々増えており、高齢化や担い手不足などにより、防災訓練の実施が困難な町内会へ参加いただくよう、広く呼びかけてまいりたいと考えております。

また、単一町内会だけではなく、連合町内会単位での自主防災組織の設置も呼びかけることにより、町内会の担い手不足など課題の解消につながり、防災活動の実施が期待されますので、市といたしましては、こうした呼びかけを継続してまいりたいと考えております。

次に、市が企画・運営する防災訓練に町内会等が参加した実績につきましては、毎年、本市防災会議が主催し、消防や警察、自衛隊などの関係機関が参加する小樽市総合防災訓練を行っており、令和5年度からは、一部の町内会館を一時避難所または指定避難所として利用し、町内会参加による訓練を実施しております。

また、市が主催する訓練ではありませんが、小樽市学校運営協議会による防災訓練には、町内会等が参加しており、昨年度は7校、本年度は10校で実施を予定しておりますので、今後も積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、高齢化が進む町内会を支援する防災ネットワークの構築につきましては、連合町内会単位での自主防災組織の設立を促すことにより、高齢化が進む町内会を含めて、災害対策が図られることや、現在取り組んでいる小樽市学校運営協議会との連携のほか、避難所運営などの実績のある企業や、各種支援団体と町内会支援に関する協定締結などにより、高齢化が進む本市の実情を踏まえながら、防災ネットワークの構築に努めてまいりたいと考えております。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、中村岩雄議員。

○20番（中村岩雄議員） それでは、1点だけ再質問させていただきます。

小樽市観光基本計画へのDMOの位置づけについて、小樽市の場合は、DMOである小樽観光協会が司令塔としての機能を発揮していくことになると思うのですが、その機能を発揮していくには、権限と責任、そして安定的な財源を付与することが重要と考えております。

これを小樽市として、小樽観光協会に対して安定財源を渡していく考えはあるのかどうか、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村岩雄議員の再質問にお答えいたします。

DMOに対して、ガイドラインに基づく財源的支援を行うのかという御質問でございますけれども、ガイドラインには、DMOに対して財源的な支援をしっかりと行うようにということが明記されておりますが、決して財源を支援するということありきではありませんので、今後DMOとどういった体制で、どういった事業を進めていくのかといったことをしっかりと議論させていただいた上で、必要な支援をさせていただくと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 中村岩雄議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○5番（高野さくら議員） 一般質問します。

初めに、多文化共生についてです。

7月の参議院議員通常選挙では、外国人は優遇されているや犯罪率が高いなど、一部の政党がうそやデマで、外国人というだけで偏見をあおり、個々の人格や状況を無視した方が外国人を差別することを公然と行いました。その後も、全国で外国人差別をする動きが広がっています。

小樽市は、10月末現在の人口10万2,652人のうち外国人は1,239人と、5年前の2020年10月末の人口と比べて、外国人は2倍近くとなっています。デマやうそが広がる中で、小樽市内に住んでいる外国人の方が住みづらくなってしまうことや、子供たちへの影響が心配です。

そこで伺います。

根も葉もないデマを流し、外国人への攻撃や差別をする現実について市長はどのように感じますか、見解をお聞かせください。

外国人差別に対して反対する動きも広がっています。人権問題に取り組むNGO8団体が排外主義の扇動に反対する緊急共同声明を発表し、一般社団法人日本ペンクラブもデマに満ちた外国人攻撃は社会を壊すと声明も出しました。このように、地域の発展は、外国人なしには成り立たないという意見も少なくありません。

全国知事会では、国に対する要請において、国は外国人を労働者として見ているが、自治体から見れば日本人と同じ生活者であり、地域住民であると訴え、我々は多文化共生社会を目指すとする青森宣言を採択しました。

多文化共生社会実現に向けた取組は、外国人住民のための取組だけではなく、地域全体の利益に資するものであると思います。

より本市で安心して暮らせるように、市として外国人への偏見や差別を許さず、多文化共生社会実現を目指すメッセージを発信することを求めますが、いかがですか。

外国人児童・生徒や保護者への支援はどうなっているかについても伺いたいと思います。市内の小・中学校では、外国人の児童・生徒が小学校では21人、中学校では6人の27人が在籍しています。日本人ファーストなど、学校の中に広がり、子供たちの差別的な言動やいじめが増えてしまう危惧がありますが、小・中学校では、子供たちの差別的な言動への指導や外国籍の子供向けの相談体制の整備が必要だと考えますが、いかがですか。

次に、教育費についてです。

小樽市で就学援助を利用している要保護・準要保護児童生徒数は、令和7年度で小学校1,150人、中学校1,332人と全体の約21%となっています。

就学援助は、経済的な理由で学用品や給食費などの負担が困難な世帯を援助しています。支給品目には、入学準備金や学用品費が含まれています。中でも保護者の負担が重いのは入学準備金、スキー用具、修学旅行費などです。例えば、中学校の入学準備には制服やジャージなどをそろえると約10万円かかりますが、就学援助の支給額は6万3,000円となっています。

文部科学省が昨年公表した、保護者が子供の学校教育及び学校外活動のために支出した1年間の経費実態では、公立小学校33万6,265円、公立中学校では54万2,475円となっています。

義務教育は無償となっているのかかわらず、学用品等に保護者負担となっているので、当然、就学援助を受けていない家庭でも、教育における私費負担は家計を大きく圧迫しています。

市長は、こうした義務教育にお金がかかることをどのようにお考えでしょうか。

公共社団法人セーブ・ザ・チルドレンジャパンは、11月13日までに、経済的に困窮する世帯の教育費に係る調査で、進学時にかかる制服代が昨年よりも1万円上昇し、家計の重い負担になっている結果を明らかにしました。

以前、私は、市内の制服やジャージ代について質問しました。中学校の制服は、各中学校によって金額を決めています。価格は3万1,600円から5万1,480円と、平均でも4万円以上かかります。その地域の学校によって制服の差は約2万円となっています。

各学校によって制服の金額に差が出ていくことについて、教育委員会としてどのように感じられますか。

就学援助は一律に支給されていますが、このように各中学校によって制服の金額が変わってくるので、就学援助はその制服の金額に応じて援助を行う必要があるのではないのでしょうか。

文部科学省では、保護者等の経済的負担が過重にならないよう取組を促しています。教育委員会として新たに取り組んだことはあるのでしょうか。

学生服の負担軽減に向けた取組として、苫小牧市では、進学祝いとして中学校へ進学する児童を対象に、子育て世帯の経済的負担軽減を図ることを目的として、児童1人当たり1万5,000円を助成し、学校用衣料品及び進学時に要する制服等の購入費用の一部を助成する事業を行っています。

また、自治体と地域が連携して、経済的な理由で制服購入が困難な家庭を支援するとともに、衣服ロスを減らし、地域活性化にもなるとして、制服のリユースの取組をしているところもあります。旭川市では、譲渡の受付を会館で行ったり、市内の薬局やスーパーなどに学生服回収ボックスというのがあり、中学生や高校生の学生服を寄附するボックスが設置されています。寄附してくれる方がどれくらいいるか分かりませんが、入学後に身長が伸びて新たに制服を購入したけれども、ジャージ登校も多くてあまり新しい制服を着なかったという声も聞きますので、寄附ができる場所があれば寄附したいという方もいると思います。

本市としてリユースできるような取組をされていますか。されていなければ行うことはできないのでしょうか。

冒頭でお話ししたように、義務教育であっても、制服代や修学旅行費などお金がかかります。修学旅行などの校外学習費では、小学校の宿泊研修は約4,000円、修学旅行費は約2万3,000円、中学校の宿泊研修は約2万1,000円、修学旅行費は約7万円です。このほかに、当日の食事代や自主研修費は別に用意するので、実際には金額が増額します。修学旅行に行く学年が重なるような多子世帯がこうした高額なお金を準備するのは重い負担となります。

令和6年度の宿泊研修参加数では、欠席者のうち約半分近くが就学援助等の家庭となっています。経済的な理由がないとは言えないと思います。子供たちが学校の行事に参加できないことは、子供たちにとって深い傷になりますし、日本国憲法に定められた、誰もがひとしく教育を受ける権利を有することにも反することになります。

家計の負担が大きい制服代や修学旅行費などの援助を市として考える必要があるのではないのでしょうか。

最後に、学校給食について伺います。

先月、小学生の保護者から複数人の学校給食のスープに小さな虫が混入しており、学校側が給食センターに確認したところ、身体に害はない非危険異物なので問題ないと指示があり、学校側は虫が気になる人は食べないか、取り除いて食べるように児童に伝えたそうです。その後も、学校から保護者に連絡もなかったため、保護者から給食の野菜の洗浄がしっかりされていないのではないかなど給食に対しての安全性の心配や、虫が入っていた不安から今後、給食を食べることができない子供が出てくるのではないかとの相談がありました。

教育長として、学校給食に異物混入があったことについてどのように考えますか。

今回の事例において、複数の学校でも虫の混入は確認されたのでしょうか。また、学校給食で異物混入はこれまであったのでしょうか、昨年度と今年度の件数をお示しください。

給食は、子供たちが日々口にする大事な食事です。保護者が安全面で心配されるのも当然です。文部科学省の学校給食衛生管理基準では、義務教育諸学校の校長または共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講ずることが掲載されています。

児童・生徒が異物を口に入れてしまった場合は、たとえ危険異物ではなかったにしても、保護者に連絡、説明する必要があるのではないのでしょうか。

なぜ起こってしまったのか、混入経路の特定に努め、食材に異物混入しないよう再発防止を徹底することが必要と考えますが、今後の対策についてお聞かせください。

今回の事例において、今後、子供たちが給食を食べられなくなるといったことがないように、異物混入による被害を受けた児童・生徒の精神的ケアなどの対応はどのように行っていくのでしょうか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、多文化共生について御質問がありました。

まず、外国人を攻撃、差別する言説につきましても、国籍、人種、民族等の違いを理由に、事実に基づかない情報により攻撃や差別がされることはあってはならないものと考えております。

次に、多文化共生社会の実現を目指すメッセージにつきましても、本市におきましても人口減少が進行する中、地域社会を担う一員として、多くの外国人の方が暮らしていることから、国籍等を問わず、全ての方が安心して暮らし、活躍することのできる、秩序あるまちづくりを目指すとともに、在住外国人の生活サポートや多様な文化の理解促進など、一つ一つの取組を通じてその姿勢をお示ししてまいりたいと考えております。

次に、教育費について御質問がありました。

義務教育の無償化につきましては、憲法では、義務教育は無償とされておりますが、国の見解では、憲法が定める無償とは、授業料を徴収しないことを意味すると解釈されていると認識しております。

こうした中で、制度設計は示されておきませんが、国は給食費の無償化を進めることとしておりますし、市といたしましても、学用品等にお金がかかることは認識しております。

部活動支援といった教育費を含めて、こどもの医療費実質無償化や放課後児童クラブの利用手数料の無償化など、子育て支援策を通じ、全体として子育て世代の負担軽減に努めているところであります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 高野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、多文化共生について御質問がありました。

小・中学校における外国人児童・生徒等に対する差別的な言動への指導や相談体制の整備につきましては、小・中学校では、道徳科で誰に対しても差別や偏見を持たず公正・公平に接することに加え、他国の人々や文化を大事にすることなどについて指導しており、他者を尊重し、互いの個性や多様性を認

め、安心して学校生活を送ることができる風土を児童・生徒自らがつくり上げていくことが大切であると考えております。

また、外国人児童・生徒等は、文化や言語の違い、日本での生活における困難などから、学校生活において不安や悩みを抱えることもありますので、学校においては、担任や養護教諭、日本語指導の教員、スクールカウンセラーなどが連携を図り、当該児童・生徒が相談しやすい環境を整備することが大切であるとと考えております。

次に、教育費について御質問がありました。

まず、制服の金額の差につきましては、各中学校において新しい制服を決める際には、生徒会や保護者、校区の小学校などと金額やデザインなどについて協議しており、ブレザー、セーラーなどの形状や生地の子供の材質など、制服の特徴により金額の差が生じているものと認識しております。

各中学校では、子供たちの意見を反映した制服を選定し、各校の独自性が表れておりますが、保護者の過度な負担にならないよう配慮する必要があるものと考えております。

次に、制服の金額に応じた就学援助につきましては、学用品を含めた制服等の就学援助の金額は、国から示された単価を用いて行っており、各学校で異なる制服代に応じて援助を行った場合、学校間で援助の内容に差が生じることになり、公平を保つことが難しくなるものと考えております。

次に、保護者等の経済的負担が過重にならない新たな取組につきましては、今年度は新たな取組は行っておりませんが、物価上昇に対応した給食費値上げ分を補助し、給食費保護者負担分を据え置くとともに、校外学習費の支援などを継続しております。

次に、制服をリユースする取組につきましては、現在、学校が主体となって、卒業生と保護者に制服を寄贈してもらい、希望する新入生や転入生などに対して制服を卒業まで貸し出す取組を行っている学校もありますので、そのような取組を広めていきたいと考えております。

次に、家計の負担が大きい制服代や修学旅行費などを援助することにつきましては、保護者負担の軽減になるものと認識しておりますが、限られた財源の中での予算措置となることから、予算全体でどの事業を優先するか、慎重な検討が必要であると考えております。

次に、学校給食について御質問がありました。

まず、学校給食に異物が混入したことにつきましては、学校給食は、児童・生徒の心身の健全な成長に欠くことができないものであり、安心して安全に提供されることが求められることから、健康被害が大きいと思われる金属片などの危険異物の混入はあるべきではないと考えております。

また、髪の毛や微小な虫などの非危険異物や、原則異物には分類されませんが、小さな魚の骨や野菜の種などの原料由来物についても、給食に混入することは好ましくないと考えており、今回の異物混入については重く受け止めております。

次に、今回の事例における他校の状況につきましては、当該の学級以外に虫の混入は確認されておられません。

また、これまでの異物混入発生件数等につきましては、令和6年度は危険異物が1件、非危険異物が22件、合計23件となっており、令和7年度は危険異物がゼロ件、非危険異物が17件、合計17件となっております。

次に、児童・生徒が異物を口に入れた場合につきましては、危険異物以外であっても児童・生徒に不安を与えたと判断される場合など、内容に応じて保護者に連絡・説明する必要があると考えており、今回の事例についても、衛生管理の確認や喫食状況等の情報整理など、全体の把握に多少の時間を要しましたが、学校給食センター及び学校の連名で保護者に説明文書を送付しております。

次に、今後の再発防止策につきましては、調理委託業者に対しては、小樽市各校給食衛生管理マニュアルで定める各調理工程の異物混入対応を遵守させるとともに、学校内での配膳作業においても、同マニュアルに基づく対応の徹底を図ってまいります。

また、学校と給食センター間での迅速な情報共有を行うため、新たに情報共有チェックリストを作成し、喫食の中止を含めた適切な判断が行えるよう、校長会議で周知し、運用を開始したところであります。

次に、今後の児童への精神的なケアにつきましては、当該校からは、翌日からの給食の状況を注意深く見守っているが、今回の件で給食を食べることができなくなったり、不安を訴えたりする児童はいないとの報告を受けております。

しかしながら、今後、児童の給食に対する不安が起きる可能性もありますので、引き続き担任や養護教諭を含めた学校全体で見守っていくことに加え、必要に応じ、スクールカウンセラーの活用についても検討してまいりたいと考えております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 5番、高野さくら議員。

○5番(高野さくら議員) それでは、幾つか再質問したいと思います。

まず、多文化共生の部分についてです。本市でも多くの方が暮らしているということもあって、理解促進に努めていくような御答弁だったのですが、具体的に理解促進とかも含めてこういうことをやっていきますとか、もし何か今の段階で決まっていることがあればお聞かせください。

教育費についても伺いました。家計の負担が大きい制服代や修学旅行費など、援助を市として考える必要があるのではないかとということで質問したのですが、答弁では、いろいろ限られた財源もあるのではなかなか難しいような答弁があったのですが、質問の中でも苫小牧市のことを例に挙げさせていただきました。

苫小牧市では、令和7年度から中学進学祝い制服等購入助成事業を行っています。10月くらいから、対象者の方、児童1人当たり1万5,000円分のチケットを配布して、この助成は制服に限らず、基本的に学校を使うものであれば使用できると聞いています。

制服に限定すると、例えば、兄弟がいる場合などお下がりを使うという方もいるので、こうした対応をしているということを実際に聞いているのです。やはり道内でも制服だけではなくて、いろいろな助成をやっている自治体もありますので、ぜひいろいろなことも考えながら前向きに検討していただきたいと思いますので、その点を伺いたいと思います。

次に、学校給食についてです。今回の事例において、ほかの学校でもあったのかということや、昨年度や今年度の件数についても聞きましたが、昨年度とか今年度も含めて、これまであったときはきちんと保護者等にもお知らせしていたのかを聞きたいです。

今回のことで、保護者に連絡や説明する必要があったのではないかについては、時間はかかったのだけれども、説明したという答弁だったのですが、起こったのが11月20日の給食だったので、1週間経過してから保護者宛てに文書が出たということになるのです。

すぐに保護者に対して連絡がなかったから、保護者が不審に思って、学校側に問合せをする保護者がいたり、私の下に給食は安全なのだろうかと相談があったわけですから、やはり保護者から問合せがある前に、しっかり早急に連絡や説明をする必要があったのではないかと思いますので、答弁いただきたいと思います。

あと、子供の精神的なケアについてです。今のところ、不安がないことを聞いているということだっ

たのですが、保護者の方から聞いているのは、給食に何か入っていれば虫ではないかと不安に思って、全体ではないけれども、そのたびに担任に聞く子供もいるという話も聞いていますので、やはり子供に対してしっかりケアを行っていただきたいと思いますので、答弁をお願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の再質問にお答えいたします。

在住外国人に対しての理解を促進するための政策についてお尋ねがありました。高野議員も質問の中でお話しされておりましたが、この1年間を見ましても、在住外国人というのが200人ほど増えておりまして、小樽市において、定住人口や本市の経済を支える重要な存在だと認識しているところであります。

そうした中で、相互理解を深めていくことは大変重要なテーマだと認識しております。一つには、特にこれまでは留学生向けに実施してまいりました、日本語教室の対象範囲を拡大いたしまして、小樽市で働いている外国人の方にも開放し、日本語を学んでいく機会を設けているところでございます。

それから、記憶は定かではありませんが、小樽市文化団体協議会が主催していると思いますけれども、伝統文化を紹介する集いなども行われております。

また、本市では、外国人の皆さんにやさしい日本語を使った生活ガイドブックの作成などもしているところであります。

まだ決して十分ではないと思っておりますが、今後も関係する団体としっかり連携をさせていただきながら、在住外国人との相互理解を深めるための取組を着実に進めてまいりたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 高野議員の再質問にお答えいたします。

まず、教育費についてですが、苫小牧市のような取組についての回答といたしましては、中学校の進学時に、制服等購入費の助成につきましては、子育て世帯の経済的負担の観点から言いますと、一定の効果が期待できる制度であると考えてございます。

しかしながら、やはり導入に当たりましては、財源の確保の見通しであったり、継続性の担保などが不可欠であると考えますことから、同様の助成制度を本市においても導入することは慎重な検討が必要ではないかと考えております。

今後につきましては、そのような各自治体の状況、また国の動向も踏まえながら、市教委としましても研究してまいりたいと考えているところでございます。

給食についてです。これまでの混入事案に対して、保護者に伝えていたのかという御質問だったかと思えます。

これまでも危険異物の場合は、その詳細について速やかに保護者へ周知しているところです。一方で、髪の毛や糸くずなどの非危険異物については、種類や数などの状況を踏まえまして、学校給食センターと学校とが協議の上、必要がないなという場合は、文書配布等の説明をしていない場合もございます。

しかしながら、いずれにしましても、子供たちや保護者の安心の観点に立って適切に対応することが大切であると思っておりますので、今後ともそのように対応してまいりたいと考えているところでございます。

それから、このたびの保護者への周知・説明が遅くなったことに関しましては、学校と学校給食センターの中で、第1報を学校から学校給食センターに受けた際、学校が全体の混入状況などが整理できていない、または、学校給食センターも初期対応の方法は指示していたのですが、詳細の部分が欠けてい

たところもございまして、状況を正確に把握したり、混入経路等を確認することが遅くなってしまったことが反省点であると感じているところです。

そのために、保護者への説明が遅れてしまいましたので、先ほど申しましたが、チェックリストを作成して、早い段階で迅速に学校と学校給食センターが情報共有を図って、適切に指示ができるよう、今後とも努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、不安に思う子供もいるのでケアをしっかりとという再質問だったかと思います。

教育委員会としても、食べ物というのは非常に慎重に考えなければいけないと思っておりますし、やはり食というものは子供たちにとって本当に大切なものであると思っておりますので、まず、今後ともこのような異物混入がないことを目指して努力してまいりたいと思っておりますし、これからも子供たちの心のケアについてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 高野議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、橋本布美絵議員。

（9番 橋本布美絵議員登壇）（拍手）

○9番（橋本布美絵議員） 一般質問いたします。

初めに、改正住宅セーフティネット法について伺います。

私たち議員は、市民の方々から住宅を含む生活への不安や悩みの相談を受けることが多くあります。高齢の方、特に単身世帯の方の相談は時に深刻なこともあり、いかに寄り添い支援につなげることができるのか心を砕いております。

私が受けた相談では、単身高齢者が増える中で、住まいに関した一番の課題は雪です。屋根の雪が下ろせないなどから集合住宅を望む方が多いです。また、単身高齢者が民間の住宅を探すことの難しさも感じております。

高齢者、障害者、低所得者など、住宅確保要配慮者の入居促進を目的に、平成19年に制定された住宅セーフティネット法は、平成29年に改正され、住宅セーフティネット登録制度が創設されました。改修費補助、家賃低廉化補助など、経済的支援を拡充することで、大家が入居拒否しない住宅を自治体に登録し、公開された登録住宅情報を検索可能になりました。本市にも平成29年度以降、複数登録されています。

まず、お伺いします。小樽市で現在、セーフティネット住宅として登録されているのは何棟、何戸でしょうか。

また、現在利用されている戸数をお示してください。

次に、制度の周知についてです。

住宅セーフティネット制度を利用する場合、対象者が制度を知る方法がどのようになっているのでしょうか。福祉部局での支援を受けている方は、住宅確保要配慮者であることも多いのではないかと考えますが、住宅確保要配慮者の範囲について、改めて御説明ください。

住宅確保要配慮者は、本市のセーフティネット登録住宅の情報をどのように取得するのでしょうか。また、市としてどのように情報提供していますでしょうか。

次に、大家側の課題です。

単身の高齢者世帯は増加傾向にあり、国の推計では、2050年に全世帯の2割を占める見通しです。住宅確保要配慮者にとって、公営住宅は最も必要なセーフティネットであり、私が受ける相談にも公営住宅へのニーズは高まっているのを感じます。

小樽市住宅マスタープランには、近年、市営住宅の申込件数が募集戸数を下回っているながらも、少人数世帯向けの倍率は高いとあります。また、高齢者から受ける相談では、生活のための移手段の公共交通が減便する等の理由から、なるべく便利な地域の居住を望むもので、人気のある住宅に偏りがあり倍率も高くなりがちです。

そういったニーズに合った市営住宅の整備はもとより、民間の賃貸住宅も大家と要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境の構築へのサポートが市に求められています。

登録される住宅の件数を増やすことに対して、大家側の不安の解消が最も大きなハードルなのではと考えます。

登録数を増やすために、大家の方々に具体的にどのような不安材料があり、大家の方々に対してどのような取組をしてきたでしょうか。

次に、令和6年の改正で新たに創設された居住サポート住宅制度についてです。

令和6年に改正成立し、本年10月に施行しました改正住宅セーフティネット法では、これまでの支援に加え、居住サポート住宅制度が創設されました。

単身高齢者世帯は、2030年には900万戸に迫る勢いであり、さきに述べたように、推計では2050年に全世帯の2割を占める見通しです。また、持家率の低下等による賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズが高まることが想定されています。

今回の改正の背景には、これまでに全国800を超える居住支援法人が都道府県知事に指定され、地域の居住支援の担い手が確実に増えてきていることがあります。

本市において、居住支援法人の現状について御説明ください。

居住サポート住宅は、日常の安否確認や見守り、生活や心身が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎを行います。住宅支援法人等により、人感センサーなどICTの活用や訪問による見守り・安否確認を行い、必要に応じて医療や介護といった福祉サービスにつなげる仕組みです。

国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定し、市区町村による居住支援協議会設置が努力義務となりました。住宅施策と福祉施策の連携した居住支援体制の強化が求められています。

本年10月の施行に向け、市ではどのような準備をしてきたでしょうか。

また、居住支援協議会が設置されているのか、設置されている場合はどのような団体等で構成されているのか伺います。

次に、令和7年4月に施行されました改正生活困窮者自立支援法等についてです。

この改正により、居住支援と就労・家計支援の強化がされました。令和6年生活困窮者自立支援法等改正への対応ガイドを見ますと、コロナ禍で浮き彫りになった住まいの不安定さや就労困難層への支援の必要性、単身高齢者の増加、子供の貧困など、生活困窮が多様化・複雑化していること、また、持家を持たない単身高齢者の増加の傾向が見られることへの対応なのが見分かります。

特に住居支援の強化に関しては、住宅確保給付金の対象拡大、一時生活支援事業が居住支援事業に改称し、ネットカフェなどでの寝泊まりやホームレスなどのシェルター事業に加え、賃貸住宅に入れない高齢者への地域居住支援事業など、地域の実情に応じて実施するものとなりました。

入居支援の後には、居住を安定して継続するための支援・環境整備と、地域での見守りの支援もされることとなります。

つまり、重層的支援体制整備事業での包括的相談体制と住宅セーフティネット法が連動し、NPO法人などの民間との協力体制の構築が期待されていると考えます。

改正生活困窮者自立支援法等の居住支援事業の具体的な取組内容をお示しください。

NPO法人などの民間との連携の現状や課題についてもお聞かせください。

平成29年第4回定例会では、改正された住宅セーフティネット法に関して、当会派松田前議員のこの制度についての課題として考えられることがあったらお示しくださいの質問に、「住宅確保要配慮者ということで、住宅部局、あと福祉の部局、それに不動産関係団体ですとか福祉関係団体、その協力が、まずは絶対不可欠ということであります」とあります。施行直後の定例会での御答弁ですので、まさにこれから関係部署との連携の構築を進めようとスタートを切ったところでの御答弁であります。

これまでの住むまでの支援、そしてこれからの住んでからの支援により、背景にある諸問題を解決する生活支援を、居住支援を軸に構築できたなら、住宅部局が抱える空き家問題、公営住宅の課題の解決にもつながる可能性はないでしょうか。

全国で住まい支援のシステムを構築している都市も増えつつあり、例えば、大阪府豊中市では、居住支援協議会を通じて、空き家を住宅確保要配慮者の住まいとして活用し、入居後に地域包括支援センター等と連携して見守りや安否確認を行っています。

生活支援における見守り等を含めた居住支援の重要性に関して、市長の御見解をお聞かせください。

次に、プレコンセプションケアの今後についてお伺いします。

令和7年第1回定例会厚生常任委員会にて、初めてプレコンセプションケアについて質問し、まずはホームページに掲載しませんかとの提案に御対応をいただき、現在、市ホームページには「プレコンセプションケアとは」とのページが掲載されています。

このプレコンセプションケアは、令和6年経済財政運営と改革の基本方針2024、いわゆる骨太の方針で、プレコンについて「相談支援体制の構築」、「5か年戦略の策定・推進」が盛り込まれ、こども家庭庁での有識者検討会で「プレコン推進5か年計画」が取りまとめられ、全国の自治体に普及が求められています。

先月、健やか親子21全国大会が行われ、その中でも「SRHRの視点からプレコンを考える」をテーマに、研究集会が行われておりましたが、その内容は、「男性のプレコンセプション・ケアとは」、「HPVワクチン：積極的接種勧奨再開後の実態と“接種漏れ”対策」、「避妊法を巡る新しい展開」との議題であり、プレコンを進めるに当たり、大変有意義なお話ばかりではありましたが、掘り下げると広範囲に課題もあることを改めて感じました。

令和7年第3回定例会厚生常任委員会でも触れましたので、改めての質問になりますが、SRHRについて御説明ください。

本来、誰しも平等に健康的に生きる権利があります。性や生殖に関しても、自身の選択が尊重され、暴力からも保護され、感染症や病気の予防や治療、ジェンダーの平等などの権利が守られる社会でなければなりません。

また、本年、教師による盗撮が教師間で共有されていた事件がありましたが、来年度から始まる予定の日本版DBSなどを踏まえた意味でも、包括的性教育の重要性も高まっています。

本市が現在行っている若者への性教育は、どのタイミングにどのように行っていますでしょうか。

プレコンとは、生涯にわたり身体的、精神的、社会的に健康な状態であるための取組として、性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン、将来設計や将来の健康を考えて健康管理を行う概念とされており、対象は30歳以下の若者です。

日本は、妊娠に伴う母親の死亡率、周産期の子供の死亡率は世界で最も低いとされていますが、日本の若者のヘルスリテラシーが諸外国に比べ非常に低く、SRHRに課題があると言われています。

国では、プレコン推進5か年計画で目標を立てており、その上で、市区町村へ地方版推進計画策定が

期待されています。

現在、本市において推進計画の策定はどの程度進んでいますでしょうか。また、課題があればお示しください。

こども家庭庁では、令和6年12月にプレコンに関して大学生男女50名にアンケートを実施しています。「「プレコンセプションケア」を聞いたことがありますか？」の質問に、「知っている」と答えた人はゼロ名でした。そして、「性や妊娠に関して学ぶ機会がありましたか」の質問には、中学生、高校生が多く答えられているものの、「もっと学ぶ機会が多い方がよいと思いますか」には、「はい」と答える方が48名との結果でした。

とてもシンプルなアンケートですが、間違いなく言えるのは、アンケートに参加した学生たちは、プレコンの大切さを学んだであろうということです。

そして、性や妊娠など分からないことをもっと知りたいとの素直な感想は、これまで知る機会を得てこなかったことも分かります。

あまりにも幅広い概念であり、どのように伝えていくことが効果的なのか、多くの自治体も悩んでいるでしょう。しかし、ホームページ掲載だけでは間違いなく伝わらなく、それはスタートにすぎません。次のステップとして、例えば、市内の学生にアンケートを取れば、現状把握とともに気づき・学びの機会をつくることができないでしょうか。

本市の学生・生徒にアンケート実施の可能性や方法について見解をお示しください。

痩せや肥満といった適正な体重の管理や、生理の知識などが将来の妊娠に大きく関わるとされています。

また、HPVワクチンの定期接種率もいまだ低く、晩婚化の進む現代では、第1子をもうける前に、子宮頸がん罹患する女性が増えている統計もあります。その他、10歳代での性感染症の増加なども問題です。妊娠・出産することは個人の選択によりますが、若者のウェルビーイングを実現するための知識・ヘルスリテラシーを得る機会と相談できる体制の提供が不可欠です。

現在、本市では、性に関して相談する場合の窓口はどこになりますでしょうか。

行動経済学ではよく取り上げられる時間選好に、A：今すぐ10万円を受け取る・B：10年後に11万円を受け取るとの選択で、人はしばしば、現在の利益を過大評価する現在バイアスにより、Aの今すぐ10万円を受け取るを選びがちといえます。特に若い世代は、現在の利益を重視する傾向があるため、将来の健康課題への関心を高める工夫が必要です。

また、10歳代での性感染症の増加は見られながらも、10歳代の性交渉率は20年前からすると3分の1に減っているという統計もあり、その背景には、コミュニケーションの悩みがあるのではと考えられています。暴力を含むハイリスクな性行為との二極化が見られる中で、そもそも性的話に嫌悪感を持つ方もいるかもしれません。

本年は5か年計画のスタートの年であり、先進的に進めている自治体でも、成果に関しては、今後、取組の中でPDCAサイクルに沿って進めている状況ではあります。ただ、知識を提供するだけではなく、若者が抱える悩みや不安に寄り添った形で進めていることは多く共通しています。

また、若者が興味を示すアプローチも必要でしょう。例えば、美容や体型管理、ストレスケア、年代によっては、キャリアに関する事なども興味を持ちやすいかもしれません。

いずれにしても、当事者へのアンケートや、例えばプレコン座談会などを開くなど、実際の声を聞くことでニーズ把握に答えがあると考えます。その結果、家族との関わり、学校での育成、精神保健としてのアプローチなど、多方面からの取組が必要になるのではと考えます。

若者に寄り添った施策を進めるために、どのような体制で行うのか、どの部署が関わると想定されますか。

プレコンを進めていくには、評価基準も必要になります。例えば、学生アンケートの定期実施、HPVワクチン接種率の推移、健康教育の受講者数や満足度調査、相談窓口の利用件数や内容の傾向などが考えられます。

プレコンの普及啓発を進める場合に、本市としてどのように成果を測定し、若者のヘルスリテラシー向上を評価していくお考えでしょうか。

国では、5か年計画には、普及に関わる人材プレコンサポーターを2029年までに5万人以上養成するとしています。

プレコンサポーターには、妊娠や出産に関する基礎知識、栄養、運動、禁煙、節酒など、生活習慣改善、性感染症予防、ワクチン接種の重要性を広めることや、企業、学校などで出前講座や研修を行うなど、若者世代に妊娠前からの健康管理の大切さを伝えることを期待しています。

その場合、専門の知識や経験が必要になりますが、地域での担い手としては、保健師、助産師、教員、企業などが考えられるかと思えます。しかし、自治体によっては看護師など同様に保健師の確保も難しいところもあると聞きます。

プレコンサポーターの設置に向け、本市としてはどのような課題があるか、お示してください。

旗振り役としてプレコンサポーターを中心としたチームがどのような構成になるかは、若者の望む、または必要と思われるアプローチによって違いがあるかもしれませんが、いずれにしても早期に活用することで効果的ではないかと考えます。

自治体に求められているプレコンサポーターの役割とはどのようなものでしょうか、見解をお示ください。

私も学ぶ中で、プレコンとは、社会情勢が若者にとって厳しい現代にあって、将来に希望を持てる世の中をつくる責任が我々にはあるのだと認識を深めました。

質問の中でお話ししましたが、ぜひアンケートなどで現状の把握と本人の気づきを促すことから始め、健康課題だけではない若者世代の悩みに寄り添った事業になること、性犯罪や虐待、望まぬ妊娠、防げる病気などの課題にしっかりと取り組みながら、本市にとってあるべきプレコンセプションケアを構築していただきたいと思えます。

最後に市長の率直な御意見をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 橋本議員の御質問にお答えいたします。

初めに、改正住宅セーフティネット法について御質問がありました。

まず、市内におけるセーフティネット住宅の登録状況につきましては、国土交通省が提供するセーフティネット住宅情報提供システムによりますと、12月1日現在、33棟、173戸が登録されており、そのうち入居している戸数は154戸であります。

次に、住宅確保要配慮者につきましては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、通称住宅セーフティネット法に定義された低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育し

ている者のほか、国土交通省令で定める住宅の確保に特に配慮を要するものとして、外国人や生活困窮者なども対象となります。

次に、本市のセーフティネット登録住宅の情報の取得につきましては、国土交通省が提供するセーフティネット住宅情報提供システムをインターネット上で閲覧できるほか、登録事務を行っている北海道において登録されている住宅の情報を確認することができます。

なお、本市のホームページに、北海道のホームページへのリンクを掲載しており、そこから同システムを利用することも可能であります。

次に、本市によるセーフティネット登録住宅の情報提供につきましては、先ほど申し上げましたとおり、市のホームページにおいて、セーフティネット住宅の登録事務を行っている北海道のホームページへのリンクを掲載し、情報提供を行っているところであります。

次に、セーフティネット住宅に対する大家の不安材料につきましては、入居者の孤独死や死亡後の残置物処理などに対する不安が挙げられます。

また、大家に対する市の取組につきましては、不動産関係団体に対して制度の周知を行うとともに、市のホームページにより住宅セーフティネット制度に関する情報提供を行ってまいりました。

次に、本市における居住支援法人の現状につきましては、12月1日現在、市内に拠点を置く居住支援法人はありませんが、札幌市を拠点とし、本市を業務区域に含む居住支援法人は1件指定されております。

次に、改正住宅セーフティネット法に対する本市の準備につきましては、国等が実施する法改正に関する説明会へ参加するとともに、他都市への聞き取りを行い、情報収集したほか、居住サポート住宅の審査・認定事務の実施に向けた建設部及び福祉保険部等との連携体制の構築、居住サポート住宅の認定事務に関する事務処理要領の作成などを行ってきたところであります。

次に、居住支援協議会の設置状況につきましては、現時点では本市において居住支援協議会は設置されておられません。

次に、居住支援事業の取組内容につきましては、本市では法で定める事業として実施してはおりませんが、住居を失うおそれのある方や既に失った方から相談があった場合は、たるさぼの相談支援員が状況を聞き取った上で、協力不動産業者との連絡調整のほか、住宅確保給付金の支給、生活保護申請窓口へのつなぎなどを行っております。

また、民間との連携につきましては、現在、市内に高齢者等の見守りや生活サポートを行う法人はありませんが、今後、既存の社会福祉法人やNPO法人等に協議してまいりたいと考えております。

次に、見守り等を含めた居住支援につきましては、本市におきましては、高齢者の割合が高く、単身の高齢世帯が増えていくことで、居住支援を必要とする方も増加していくことから、居住支援の重要性は高まっていくものと考えております。

このことから、不動産関係団体や社会福祉法人などとの連携を図りながら、居住支援を推進していく必要があるものと考えております。

次に、プレコンセプションケアの今後について御質問がありました。

まず、SRHRにつきましては、性と生殖に関する健康と権利のことで、誰もが性や身体のことを自分で決め、守ることができる権利を持ち、そのために避妊方法や不妊治療について知ること、生殖器の感染症などの予防や治療について知ることなどが重要とされている理念のことと認識しております。

次に、若者への性教育につきましては、まち育てふれあいトークにおいて、「思春期のからだところ」と題して、高校生に対応した教材を準備して、学校からの申込みにより、保健師が出向いて実施し

ているところであります。

次に、プレコンセプションケアの地方版推進計画策定につきましては、国の推進計画では、市町村が地域の実情に応じて策定し、計画的に取り組を進めることが期待される旨が示されておりますが、国の計画が策定されてからまだ間もないこともあり、取組の方向性を含め、今後、検討の余地があると考えております。

次に、中学生、高校生へのアンケートにつきましては、現状把握とともに、プレコンセプションケアの認知度を高める上で効果的な方法の一つであると考えますが、実施手法を含め検討してまいりたいと考えております。

次に、性に関する相談窓口につきましては、主な相談内容として、性感染症やHPVワクチンなどに関わるものは、保健所健康増進課、妊娠・出産などに関わるものは、こども未来部こども家庭課となっております。

次に、今の若者に合わせた将来の健康課題に関する施策につきましては、こども未来部、保健所、教育部が関わると想定いたしております。

次に、プレコンセプションケアの普及啓発における成果測定につきましては、プレコンセプションケア推進5か年計画におきましては、若い世代におけるプレコンセプションケアの概念の認知度や、プレコンサポーターの人数などが指標として示されておりますので、これらの指標が参考になるものと考えております。

次に、本市でのプレコンサポーターの配置につきましては、国の計画では、主に医師、保健師、助産師などの専門職が担い手として想定されておりますが、現場にいる専門職がプレコンサポーターとなった場合、それぞれの職種における役割を踏まえ、どのように連携をしていくのが課題と考えております。

次に、自治体職員がプレコンサポーターになった場合の役割につきましては、市主催の出前講座、研修等や個別相談の実施、広報おたる、市のホームページ等を活用した最新情報の発信などの取組を通じて、プレコンセプションケアを推進する役割を担うものと考えております。

次に、プレコンセプションケアの普及啓発につきましては、5か年計画は、こども家庭庁がまとめたものでありますが、厚生労働、文部科学など各省に関係する内容も多く、本市においても縦割りを排除し、庁内で連携し推進する必要があると考えております。

また、過日、本市は小樽商科大学及び北海道大学COI-NEXTとイベントを共催し、心と体を親子で体験する企画の中で、順天堂大学保健看護学部教授に参加いただき、プレコンセプションケアを紹介したところであり、こうした機会なども通じて普及啓発に努めてまいります。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 9番、橋本布美絵議員。

○9番（橋本布美絵議員） では、再質問を幾つかさせていただきます。

改正住宅セーフティネット法についての質問の中で、居住支援協議会は、今、実際はないけれども、相談があった場合は、たるさぼで対応しているというお話でした。

今後、協議会は特に設けず、相談体制はたるさぼが担うのかを確認したいと思います。

あと、プレコンでの質問で、性に関しての相談窓口はどういうところになりますかということで、保健所健康増進課やこども未来部こども家庭課であるということでした。これまで実際にそういった相談を受けたことがあったのかも確認させていただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 福祉保険部長。

○福祉保険部長(中村哲也) 橋本議員の再質問にお答えいたします。

居住支援協議会の代わりにたるさぼが担うのかという御質問でございますが、基本的に協議会の役割とたるさぼの役割は違うものですので、たるさぼが担うことにはならないかと思えます。

まず、協議会の役割は、関係団体、不動産関係団体や福祉関係団体、あとは市の関係部署が入って、そこで建設部門と福祉保険部門の連携強化、それから民間賃貸住宅の状況について情報共有すると、これからのことをいろいろ考えていくというものですから、それはたるさぼが担うことにはならず、たるさぼは基本的に包括的な相談を受けるところですので、そこは違うということで御理解をいただきたいと思えます。

居住支援協議会なのですが、不動産関係団体、福祉関係団体、市担当、そして肝になるのは、居住支援法人になるのですが、現在、小樽市に拠点を置く居住支援法人がありませんので、その段階で協議会をつくってもあまり意味がないので、居住支援法人をどちらかに担っていただくといった準備が整い次第、必要に応じて協議会をつくっていくことになるかと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 保健所長。

○保健所長(田中宏之) 橋本議員の再質問にお答えいたします。

性に関する相談窓口、保健所が担っている部分についてお答えいたします。

感染症に関わること、それからワクチンに関わることを保健所が所管しているということで、性行為感染症、またワクチンに関して、HPVワクチンの関係等の御相談を承っているところでございます。

なお、具体的な件数につきましては、手持ち件数を持ってきておりませんので、お答えできないということで御了承いただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) こども未来部長。

○こども未来部長(津田義久) 橋本議員の再質問にお答えいたします。

性に関する相談の窓口で、妊娠・出産に関わるものは、平常時、こども家庭課で相談を受け付けております。

件数については、今日、持ってきていないのですが、普通に受けているということでございます。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 9番、橋本布美絵議員。

○9番(橋本布美絵議員) 1個だけ再々質問させていただきます。

お答えできるかどうか分かりませんが、現状、居住支援法人は市内になくて、札幌市の1件で、小樽市も含めて広域に担ってくれているということなのですが、今のお話ですと、将来的には市内にも居住支援法人ができて、それができた時点で、協議会をつくるという話になるのか、札幌市で今1件あるところを中心に協議会はつukれないのかを確認させていただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 福祉保険部長。

○福祉保険部長(中村哲也) 橋本議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

今、橋本議員がおっしゃった札幌市の業者、小樽市を業務区域としている法人ですが、ここと私どもは接触したことがないので、どういったところかが分からないところでございます。

実際にイメージしていますのは、小樽市社会福祉協議会に担っていただくのが最もいいのかとは思っていますが、現時点でアプローチはまだしておりませんので、今後のことになるかと思えます。ただ、御存じのとおり、小樽市社会福祉協議会はマンパワーの問題もございますので、果たして担っていただけるのかは分かりませんが、今後、協議していくつもりでございます。

その段階で、小樽市社会福祉協議会に限らず、もしどこかに担っていただけるようなところがあれば準備が整い次第、ただ、現在、業界団体等から協議会の設置について要望があるわけではないとは聞いてございますので、市として必要に応じてつくっていくこととなりますが、それは今後の課題と認識しているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 橋本議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 3時05分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○4番（酒井隆裕議員） 一般質問いたします。

国民健康保険について質問します。

従来の健康保険証の廃止に伴い、国保料滞納世帯に対しては、これまでの健康保険証を取上げの措置から窓口で医療費を1度10割負担で支払い、事後に市から7割分の特別療養費の支給を受ける措置へと変更しています。

平成29年に、被保険者証及び資格証明書による受診状況の資料を求めました。

そのときには、平成26年度から平成28年度までの被保険者数及び資格証明書人数と、それぞれの受診件数について、被保険者証による受診では、1人当たり受診件数は12件弱に比べ、資格証明書による受診では0.1件と大幅に少なくなっていました。直近の数字でも、10割負担の受診では、令和6年度で0.07件となっています。

この数値を見ても明らかのように、困窮世帯にとって10割負担は苛酷で、受診が困難になっているのが実情です。

そのことを踏まえて質問します。

マイナ保険証への移行に向け、昨年12月2日に健康保険証の新規発行が停止されたことに伴い、短期被保険者証の交付廃止に関するお知らせなどの文書で特別療養費の対象となり、医療費を窓口で一旦10割を負担いただくことになる旨の文書を被保険者に送付した自治体があります。

厚生労働省は、一律・機械的に特別療養費の支給に切り替えるのではなく、3か月に1度は通知で納付勧奨を行い、電話や訪問などで接触を図り、特別な事情がないか確認するよう各自治体に呼びかけています。特別な事情がある場合は、10割負担には切り替えないとしています。

特別療養費の支給に切り替えるには、滞納した国保料について、納付勧奨や特別な事情の聞き取りが必要です。それらが実施されない場合、特別療養費の支給への切替えは無効です。

本市では、特別療養費の支給の対象となるまでに対し、納付勧奨や特別な事情の聞き取りをどのように行っているのですか。また、一律・機械的に対象としていないと確認しますが、いかがですか。

厚生労働省は、10月17日、国保料の滞納で医療費の窓口10割負担となった世帯から自己負担が困難だ

との申出があれば、自治体の判断で負担を3割にできるとする事務連絡を全国の自治体に出しました。

今回の事務連絡は、10割負担となった世帯が医療を受ける必要が生じ、医療機関に対する医療費の一時払い、10割負担が困難である旨の申出が行われた場合、自治体の判断により、医療の必要性を判断することなく、特別療養費の支給に加えて、療養の給付等を行うことができると明記。滞納世帯の医療機関での窓口負担は3割で済み、残り7割は自治体が医療機関に直接支払います。

10割負担となった世帯が医療を受ける必要があるのに、医療機関窓口での一時払いが困難だと申し出た場合には、当該世帯は、国保料を納付できない特別な事情に準ずる状況にあることについて、健康保険証廃止後も同様であると確認します。いかがですか。

公務員の男性育休取得について伺います。

人事院は、1月28日、男性国家公務員一般職常勤の令和5年度の育児休業取得率が80.9%になり、過去最高を更新したと発表しました。国の令和7年度に85%という目標に近づいています。

北海道新聞の報道によると、福岡県福岡市は、7月16日、男性職員の令和6年度の育児休業取得率が100%を達成したと発表しました。市によると、政令指定都市では初めて、前年から5.6ポイント増え、103%と過去最高を更新しました。

育休取得率は、年度中に育休を取れるようになった職員に対し実際に取った職員の割合です。前年度に子供が生まれ、当該年度に取得した職員も含まれ、取得率が100%を超えることもあります。

政令市で育休取得率が100%を達成した自治体に関し、市長はどのような所感をお持ちになったか、お聞かせください。

苫小牧市の男性職員による令和6年度の育児休業取得率は69.4%で、令和3年度と比較して5.14倍に急増しています。背景には、職場の意識の変化や、令和4年に導入された出生時育児休業、通称産後パパ育休の制度の浸透などがあります。市は、育休について学ぶ動画を作成するなど、男性の育休取得率のさらなる向上を目指しています。

登別市は、令和2年度は取得者ゼロでしたが、令和6年度は対象者12人のうち2割弱に当たる2人が取得、令和7年度は6割を超える見通しだと言い、市人事グループは、令和11年度までに85%を目指すとしています。

本市では、令和4年度の取得率が28.2%、令和5年度44%となっています。令和7年度の本市の目標は85%です。目標に照らした実績はいかがですか。

私が令和2年に質問したときには、代替職員の確保がネックになっていることが示されました。代替職員の配置と仕事を引き継ぐ体制づくりが必要です。本市ではどのような体制になっているのですか。

職場の意識の変化、制度の浸透など、意識改革が必要であることを従前に述べました。令和4年度と比べて、職員の意識が変わってきているのですか。

男性職員が育休を取得しても、1か月以下が40%となっています。育児を本気とするならば、1か月以下というのはあり得ないと思います。少なくとも半年以上取得するのが望ましいのではありませんか。

福岡県福岡市は、男性育休100%宣言を掲げ、育休を取得しやすいタイミングを検討するため、男性職員と上司との面談を徹底させるなど工夫を重ねてきました。

本市でも男性育休100%宣言をし、育休を取得しやすく工夫するべきです。本市の取組を伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長(迫 俊哉) 酒井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、国民健康保険について御質問がありました。

まず、特別療養費の対象となるまでの市の取組につきましては、定期的に納付勧奨の通知を送付しているほか、電話や訪問などにより、できる限りの接触を図り、保険料を納付することができない特別の事情の有無を丁寧に確認するよう努めております。

次に、医療費一時負担が困難との申出があった場合につきましては、国の通知において、保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると判断されることから、3割負担にすることができると示されておりますので、この通知に基づき、これまで同様、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、公務員の男性育児休業取得について御質問がありました。

まず、男性の育児休業取得率が100%の自治体に関する所感につきましては、産後パパ育休など、法改正による制度の拡充や育児休業取得率の政府目標の引上げなど、国を挙げての取組により、各自治体で男性職員の育児参加が進んでおり、男女ともに仕事と育児の両立や働き方改革に寄与するものと期待しているところであります。

次に、本市男性職員の育児休業取得率の実績につきましては、令和6年度が58.1%で、令和3年度の3.95倍に上昇しており、令和7年度の目標値である85%にはまだ及ばないものの、過去最高の取得率となったところであります。

また、令和7年度の実績も現時点での取得状況から令和6年度の実績を上回ることが見込まれております。

次に、育児休業取得者の代替の体制につきましては、基本的に会計年度任用職員を配置しておりますが、取得期間が1か月未満の短期間であったり、取得者が管理職や係長職であるなど、会計年度任用職員の配置が事実上難しい場合においては、上司など周囲の職員が分担して業務を行っております。

次に、育児休業に関する職員の意識につきましては、令和4年に制度が拡充され、制度の周知や意識啓発に努めたことにより、男性職員の育児休業取得率は年々上昇しており、男女を問わず子供が生まれた職員は、育児休業を取得するのが当然であるという意識が取得者本人と周囲の職員双方に浸透してきているものと考えております。

次に、育児休業の取得期間につきましては、産後パパ育休など短期間の取得が増えていることにより、男性職員の育児休業取得率が上昇しているところですが、女性職員は6か月以上の長期間の育児休業取得が多く、御指摘のとおり、今後は男性職員の長期間の育児休業取得の促進が課題であると考えております。

次に、育児休業を取得しやすくするための取組につきましては、これまでも上司との面談の機会において、育児休業取得の意向確認などを行ってきておりますが、条例で各任命権者に義務づけた仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供や意向確認を行うほか、欠員の解消や業務改善による時間外勤務の縮減など、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に努めながら、男女を問わず職員の育児休業取得率が100%となるよう取り組んでまいります。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、酒井隆裕議員。

○4番(酒井隆裕議員) 再質問を行います。

まず、公務員の男性育児休業取得について伺います。

質問では58.1%、さらにそれを超える過去最高という話でありますけれども、私は、やはり他自治体から見れば遅れているというのが実感ではないかと思えます。

この85%をしっかりと目指していくという点においても、私はこれではまだ遅いのではないかと思いますけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

それから、男性職員の育児取得について1か月以下が40%となっているという話でありまして、それに対して促進していくと言っていますけれども、具体的にどのように男性職員に長期間の育児休業を促進していくのかについてもお伺いしたいと思います。

最後に、100%宣言であります。100%になるまで取り組むという話でありますけれども、私はこの際、このままずるずると行ったとしても、僅かずつ休業率が上がっていくのみで、他自治体のように100%という形は目指せないと思うのです。思い切った市の意識を変えていくという点でも、やはりトップ自らが小樽市も100%宣言をいたしますと言うぐらいの気構えがなければ、駄目なのではないかなと思います。

もちろん、取得しやすいような環境づくりをしていくのは当然なのですが、もうそういうのは過ぎた段階だと思います。改めて市長のお考えについて伺いたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の再質問にお答えいたします。

まず、男性の育児休業の取得率について御指摘がありました。

他の自治体に比べて遅れているのではないかという御指摘でありますけれども、比較的先行的に進められている事例をお示しいただいたとは思っておりますが、決して数ありきではありませんので、男性の育児休業の取得率の向上については、着実に進めてまいりたいと思っております。

次に、100%宣言に取り組むために抜本的な意識改革を進めていく必要があるのではないかという質問でございますが、男性の育児休業の取得率の向上に対する御提言については、私どもも大変理解させていただいているところであります。

ただ、それぞれの家庭の状況もありますので、決してこの取得を強要するものではありませんし、あくまでも数字ありきではないというのは、重ねて申し上げたいと思っております。

ただ、男女ともに仕事の両立を進めていく上で、先ほど、取得期間の短さというのを御指摘いただきましたけれども、まず、その取得期間も含めて、望ましい形で育児ができるような環境を整備して、そして取得の後押しをする姿勢を市長が示していくことが大切だと思っております。その結果として、取得率を上げていくことが望ましい形ではないのかと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（柴田健治） 酒井議員の再質問にお答えいたします。

男性職員の育児休業を取得する具体的な促進策でございます。これまでも制度の周知を促進することを図ってまいりましたが、令和7年第3回定例会で条例改正いたしまして、任命権者が育児休業と育児の両立支援制度の意向確認することを義務づけております。

今後、義務づけ、意向確認の仕方につきまして、やり方や、フローのようなものを担当課で作成いたしまして、全庁で実施することを考えていきたいと思えます。

これまでも人事評価を行っておりまして、その中で必ず職員と所属長は年に二、三度、面談しておりますので、そういった中で確実に制度の周知を行っていくことで考えております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、酒井隆裕議員。

○4番(酒井隆裕議員) 再々質問を行います。

男性の育休の取得促進に向けたやり方、またフロー作成をしていくということで、それは大変素晴らしいことだと思います。

その一方で、福岡県福岡市が行っているように、育休を取得しやすいタイミングを検討するため、男性職員の上司との面談を徹底させる、しっかりこれを位置づけているわけです。言ってみれば、育休を取るか取らないかという面談ではなくて、育休を取得しやすいタイミングを検討するための面談という点で、より踏み込んだ面談が私は必要ではないかと思うのです。そういった面談の仕方ということは今後、取り組むということなのか、それとも従来どおり、育休を取得するのかもしれないのかについて面談するのか、改めてその点を伺いたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 酒井議員の再々質問にお答えいたします。

面談のやり方についてだと思いますけれども、一つにやはり先進的に進められている自治体の取組は参考にしなければなりません、その面談の中で育休を取るのか取らないのかではなくて、育休を取って男女で子供を育てていくのだという趣旨、それから、しっかりとその後押しをしてあげるのだという説明を面談の中でやっていくことが大事だと思っております。取るとか取らないとかではなくて、趣旨を理解していただくことがまず大事だと思っておりますし、それをしっかりと職場として支えていくのだという姿勢を示していくことが一番大事なのではないかと思っております。

○議長(鈴木喜明) 酒井議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 18番、高橋龍議員。

(18番 高橋 龍議員登壇) (拍手)

○18番(高橋 龍議員) 通告に従いまして質問いたします。

前定例会において、地域包括ケアシステムについて触れましたが、そこから一步進めて、本日は、にも包括について伺います。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを通称「にも包括」と呼ぶものです。これは、精神的な健康課題の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域社会を目指すものです。

もう少し言えば、精神障害の有無によって分け隔てることなく、医療、障害福祉・介護、住まい、就労などの社会参加、地域の助け合い、普及啓発という要素を包括的に確保し、地域全体で支え合うという理念及びそれを体現する仕組みであります。

厚生労働省においては、平成29年度からその構築を推進しており、特に重要なのは、にもという表現に込められた理念であります。これは、既存の保健・医療・福祉の取組に精神保健医療福祉の視点を加えて、全ての人が対象となる包括的な支援体制を構築するという意味が込められているからです。

ただし、逆説的に言えば、にもという言葉で強調する必要があるほど、これまでの地域包括ケアシス

テムから精神的な課題を有する方がこぼれ落ちているとも読み取れます。

小樽市においても、人口減と高齢化率41%超という状況の中、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が令和4年度では864名暮らしているということです。疾患まで含めると、糖尿病の患者数を超えるという調査も存在します。

このように、精神的な健康課題は、手帳の有無にかかわらず、高齢者の鬱病、認知症に伴う行動・心理症状、社会的孤立、8050問題、ひきこもり、依存症、自殺リスクなど様々な形で現れており、これらが複合的に絡み合う事例も増加しているということで、行政には高い支援力が求められます。

そうした中で、本市では令和6年度から重層的支援体制整備事業を開始し、地域包括支援センターも含め、断らない相談支援、参加支援、地域づくり支援の三つの支援を提供する体制の構築に向けても取り組んでいると認識をしています。

これらの背景を踏まえ、にも包括の理念を本市の地域特性に合わせて効果的に具現化していくという観点で、以下質問いたします。

まずは、現状認識と課題把握についてであります。

小樽市においても、従来の高齢者支援の枠組みだけでは対応が困難な複合的課題が増加していると考えられます。特に、高齢者の孤立、鬱病、認知症の周辺症状、さらには触法障害者の問題など、精神的健康課題と高齢化が複合した事例への対応が重要になっています。

高齢化と精神疾患の複合化という課題について、高齢者に関わる関係機関が直面している具体的な事例と課題の傾向についてお示しください。

続いて、地域包括支援センターの現状と課題について伺います。

地域包括支援センターは、高齢者支援の中核機関として重要な役割を果たしていますが、精神的健康課題を抱える高齢者やその家族への対応においては、専門性や連携体制の面で困難があるのではないかと考えます。

地域包括支援センターが精神疾患・心の不調に関する相談に直面した際、現状の連携や対応上の限界はどのようになっているのか、職員配置や専門性についての課題も含めてお答えください。

次に、にも包括の理念と小樽市への適用について伺います。

にも包括は、冒頭で申し上げたように、従来の高齢者中心の地域包括ケアに、精神保健医療福祉の視点を統合した新たな枠組みであります。この理念を、小樽市の実情にどのように適用できるかが重要な検討課題となります。

厚生労働省が進めるにも包括の枠組みを市としてはどのように理解し、どの部分を小樽市の地域課題に適用できると考えていますか、重層的支援体制整備事業との関係性も含めてお答えください。

続いて、具体的な連携体制の構築について伺います。

にも包括の実現には、地域包括支援センターと障害福祉・精神医療・居住支援などの各分野との実効的な連携体制が不可欠です。単なる情報交換にとどまらず、具体的な支援プロセスを共有できる仕組みづくりが求められます。

地域包括支援センターとにも包括のネットワークを接続させ、精神医療・障害福祉・居住支援などとの実効的な連携体制を構築するため、市としてどのような対応をされているか、また、情報共有ルールの整備についてもお聞かせください。

次に、人材育成と専門性の向上について伺います。

にも包括の推進には、携わる方々が精神的な健康課題についての理解と対応力を身につけることが重要であります。また、精神保健福祉士等の専門職との効果的な連携も求められます。

地域包括支援センターにおける精神的健康課題を含む包括的相談支援を実践するための研修体制や専門職の配置について、どのように取り組まれているのか、御説明願います。

また、こうした仕組みをつくる際、必ずと言っていいほど出てくるのが制度のはざまへの対応です。

65歳を境とした制度の移行時や認知症と精神障害の識別が困難な事例など、既存の制度では対応が困難なケースも存在します。

そこで、にも包括の理念が広まり、医療・福祉をはじめとしたサービスがこれまでよりも目の細かいセーフティーネットとして機能していくことが重要だと考えます。

65歳を境とした介護保険制度への移行時における支援の連続性の確保や認知症と精神障害が重複するケースへの対応について、どのような改善を図るお考えか、お聞かせください。

次に、多機関協働の具体的な実践について伺います。

複合的な課題を抱える事例には、医療機関、福祉事務所、教育機関、就労支援機関、司法機関など多様な関係機関の連携が必要です。にも包括の視点から、これらの機関をどのようにコーディネートしていくのが重要になります。

重層的支援体制整備事業における多機関協働において、精神的保健課題に関わる複合的な問題に対する支援プロセスや事例があればお示しください。

続いて、社会参加と地域づくりの観点です。

にも包括では、単に問題を解決するだけでなく、当事者の社会参加や地域とのつながりを促進することも重要な要素であります。地域包括支援センターの参加支援や地域づくり支援の機能をどのように活用していくかが、この鍵となります。

地域包括支援センターにおいて、精神障害のある方、精神的健康課題を抱える高齢者の社会参加促進について、どのような取組を検討されていますか。

次に、医療連携体制の強化について伺います。

小樽市における精神科医療の提供体制とかかりつけ医との連携強化は、にも包括の重要な要素です。特に、身体疾患と精神的健康課題を併せ持つ高齢者への対応では、プライマリ・ケアによる早期発見・早期対応が求められます。

また、小樽市における精神科医療と一般医療との連携強化や相談支援の専門性向上も重要です。

専門職の確保・配置と相談支援専門員の精神障害に関する理解の向上は、にも包括の質を左右する重要な要素とも言えます。

本市福祉総合相談室には、障害福祉に関わって複合的な課題事例に対応するための基幹相談支援センターが設置されていますが、この基幹相談支援センターにおける相談支援専門員の精神障害に関する専門性の向上について現在の取組状況と今後の方針をお示しください。

次に、住まいと生活支援についても伺います。

にも包括における住まいの確保は、地域生活の基盤となる重要な要素です。精神障害のある方、精神的健康課題を抱える高齢者の住まいについて、多様な選択肢の確保が求められます。

精神障害のある方の住まいの確保について、グループホームなどの福祉的住まいの整備状況と民間住宅への入居支援の課題についてお聞かせいただき、解決策はどのようなことが考えられるか、お示しください。

また、就労支援と社会参加の促進も重要な柱です。

精神障害のある方の就労支援については、障害の特性を理解した支援が必要であり、ピアサポートの活用も効果的とされています。

小樽後志地域障がい者就業・生活支援センターひろばとの連携と当事者同士の支え合いやピアサポート活動について、どのような取組を行っているか、お答えください。

次に、危機対応と予防の取組についてです。

にも包括では、危機的状況への対応だけでなく、予防の観点も重要です。特に自殺対策については、包括的なアプローチが求められており、事後対応も含めた継続的な支援体制が必要だと考えます。

自殺対策におけるにも包括の視点について、自殺未遂者や御遺族に対するメンタルケアを含めた包括的な自殺対策をどのような連携体制で取り組むべきか、お聞かせください。

この項のまとめとして、本市の考え方について伺います。

にも包括の推進を図った後、小樽市の地域福祉全体にどのような波及効果が期待できるのか、お答えください。

ここまでお聞きしてきた理念は、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域社会の実現につながるものであります。これは、特定の方だけの特別な制度ではなく、高齢化、人口減少、社会的孤立、複合的な生活課題など今の小樽市が直面するあらゆる地域課題の解決に向けたアプローチそのものであります。

そして、重層的支援体制整備事業は、まさにこのにも包括の理念を具現化する重要な基盤であり、地域包括支援センターを中核とした相談支援体制の中に、精神保健医療福祉の視点を組み込むことで、真に実効性のある地域共生社会を実現できるものと考えます。

一朝一夕で成果が現れるものではありませんが、継続的な努力により、必ず小樽市の地域福祉の質的向上につながるものと確信しております。

次に、物価高への対策について伺います。

令和7年11月21日に閣議決定された総合経済対策は、21兆円規模という大型のものとなりました。その中核をなすのが、重点支援地方交付金の拡充で2兆円が計上されています。物価高騰が市民生活を直撃し続ける中、国が示した支援策を地方自治体がいかに活用し、真に必要な方々に届けるかが問われています。

政府が推奨するメニューの中でも、おこめ券の配布に様々な御意見が見られます。既に東京都台東区や兵庫県尼崎市など実施に踏み切っている自治体もあり、市民からの反響も報告されています。一方で、事務負担の増大や制度設計の複雑さから慎重な姿勢を示す自治体も少なくありません。

本市においても、この政策判断に向けて迅速かつ的確な検討が求められているところです。

初めに、物価高騰の現状認識について伺います。

全国的に見ても物価高騰の影響は大変深刻で、特に食料品や光熱費の上昇は家計を直撃しています。本市においても同様の影響が生じていることと思いますが、市としてはどのような現状認識をお持ちであるのか、お聞きしていきます。

まず、本市における物価高騰の現状と、市民生活への影響についてどのように認識しているのか、お示しくください。

また、生活が厳しいという御意見はもとより、市民の皆さんの家計の実情を表すような定量的データがあれば、交付金を振り分ける際の指標になり得ると考えます。本市でも活用が始まった生成AIを用いるなどして試算することは考えられませんか。

次に、重点支援地方交付金の活用に向けた基本的な方針についてもお答えください。

これまで本市で実施してきた物価高騰対策を振り返ると、おたるプレミアム付商品券の発行などが挙げられます。

一定の評価がある一方で、制度的な課題も浮き彫りになっています。特に、まとまった金額での購入が前提となるため、最も支援が必要な困窮世帯が利用できないという点です。物価高騰対策の本旨を考えると、影響を最も受けるのは、その低所得世帯であります。購入が前提となる制度では、その層が取り残される可能性があります。これまでのプレミアム付商品券でも同様の課題が指摘されており、今回は、より効果的な制度設計が求められます。

こうしたプレミアム付商品券等、これまでの支援策における課題をどのように認識していますか。また、このような課題を踏まえ、今回の支援策ではどのようにしていくべきだと考えられますか。

続いて、おこめ券配布の検討状況について伺います。

国が推奨するおこめ券の配布については、全国的に検討状況にばらつきがあると先ほども申し上げましたが、日本テレビの調査によると、92自治体中、検討すると回答したのは僅か2自治体にとどまっています。制度設計の複雑さ、事務負担への懸念ということは先ほども申し上げましたが、多くの自治体も同様の受け止めなのではないかと感じています。

本市として、おこめ券を含めた食料品の物価高騰に対する支援策など検討状況についてお答えください。

また、財政負担の問題も重要な検討要素です。重点支援地方交付金は10割国費とされていますが、実際の運用では、様々な経費が発生することも想定されます。

今年度の事業において、事務費負担が多いと見込まれるものはどのようなものがありますか。

また、重点地方交付金を使った推奨事業メニュー分の事業実施に当たり、委託費や配送費等の事務費に交付金を充てることができる制度になっているのか、お答えください。

次に、実施スケジュールについて伺います。

政府は年内の予算化を求めています。相当タイトなスケジュールとなります。現時点でここからのスケジュールはどうなるのでしょうか。

また、対象者の設定についても重要な論点であります。対象者の設定は、制度設計の要となる部分です。全市民を対象とするのか、住民税非課税世帯等に限定するのか判断も分かれるところでもあります。対象を絞り込むことで、支援の効果を高める一方、事務の複雑化や対象外となる世帯への配慮も必要になります。

さらに、支援策の選択基準についても伺います。

おこめ券、電子クーポン、現金給付、学校給食費支援、水道料金の減免など、選択肢は多岐にわたります。それぞれにメリット、デメリットがあり、市民のニーズや地域の実情を踏まえた適切な選択が求められます。

支援の対象者をどのように設定するのか、また、効果的で、市民ニーズに合った支援策をどのように選択するのかという点についてお答えください。

継続的な支援体制について伺います。

重点支援地方交付金は、補正予算による時限的な措置で、カンフル剤としての対症療法のようなものです。物価高騰の長期化が懸念される中、継続的な支援体制によって、原因療法を施すことが求められます。

国に対する継続的な交付金の要望についてなど、市としての考えをお示しください。

物価高騰は、市民生活の根幹に関わる重要な課題です。国の支援制度を最大限活用しつつ、本市の実情に即した効果的な対策を講じていただくようお願い申し上げます。

以上、小樽市の将来を見据えた持続可能な地域福祉の構築と、市民生活の安定に向けて伺ってまいり

ました。

ぜひ前向きな御答弁をお願いし、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、にも包括について御質問がありました。

まず、高齢化と精神疾患の複合化の現状等につきましては、地域包括支援センターからは、認知症あるいは精神疾患があると思われるものの、医療機関での診断がなく、本人や家族にも自覚や理解がないため、適切な支援につなげられないといった事例があり、対応に時間を要するケースが増えている傾向にあると聞いております。

次に、地域包括支援センターでの精神疾患等に関する相談につきましては、同センターには、設置基準で定める専門職として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置しておりますが、精神保健福祉士を配置していないため、支援関係機関へつなぐに当たり、相談者の精神状態などの情報を提供できないという課題があります。

次に、にも包括の枠組みにつきましては、これまでの高齢者を中心とした地域包括ケアシステムの保健・医療・福祉の連携に精神福祉医療を加えて、地域で孤立しやすい高齢者と精神障害を抱えた方が安心して暮らせるよう包括的に支援する仕組みであり、本市の地域課題のうちのひきこもりを含めた社会的孤立への対応、制度・分野の横断に寄与するものと考えております。

また、さらにこの仕組みでは対応できないような複合的課題を抱える場合には、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業で支援を行うこととなります。

次に、地域包括支援センターと各分野との連携につきましては、同センターが開催する地域ケア会議において、高齢や障害など複合的な課題に対し、精神医療、障害福祉サービス等の関係機関と専門職も交えた多職種連携による一体的な支援について協議、検討を行っており、連携体制を確保しております。

なお、情報共有ルールについて個別のガイドライン等は設けておりませんが、関係法令に基づく守秘義務の範囲内で情報を適切に取り扱っております。

次に、地域包括支援センターにおける精神的健康問題の研修体制等につきましては、現在、精神医療に関する専門職の配置は考えておりませんが、市内医療機関の精神科認定看護師を講師に迎え、精神疾患等に関する知識の向上に向けた研修会の開催準備を進めるなど、相談体制の充実に向けた取組を行っているところであります。

次に、65歳到達時の介護保険制度への移行につきましては、障害と介護分野の支援関係機関が事前の情報共有と支援計画のすり合わせを進め、制度のはざままでサービスが途切れないよう、連携を強化してまいりたいと考えております。

また、問題が重複するケースにつきましては、医療・介護・障害福祉の多職種連携をさらに深めるとともに、基幹相談支援センターと地域包括支援センターとのさらなる連携強化を図り、支援の抜け落ち防止に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、多機関協働における支援プロセス等につきましては、地域共生コーディネーターが支援対象者の状況を把握し、ケース会議において支援関係機関が参集し、情報共有を行い、共通認識の下で支援プラン作成と役割分担の決定を行います。プランに基づき、各機関が専門性を発揮し、精神科受診への同

行などの支援を実施いたします。

なお、長期のひきこもりに加え、抑鬱傾向、親の高齢化に伴う生活困窮が懸念される方に対し、多機関が連携し、支援した結果、支援開始後6か月で定期的な精神科受診を開始し、不安感の軽減が見られ、段階的かつ継続的な社会復帰への道筋が見えてきたという事例があります。

次に、地域包括支援センターにおける社会参加促進につきましては、センターでは精神的健康問題を抱える方に特化した取組は行っておりませんが、居場所づくりとして、コミュニティーカフェなど、どなたでも参加できる交流の場を提供しておりますので、ここに参加を促すことによって、社会との接点ができる機会を設けております。

次に、基幹相談支援センターの相談支援専門員につきましては、同センターの職員を本市障害福祉分野の地域生活支援拠点におけるネットワーク運営や機能の充実を図るためのコーディネーターとして配置し、後志圏域地域生活移行支援協議会や国のにも包括担当者ブロック会議に参加させ、様々な取組事例の研究や相談員同士の情報交換を通じて専門性を向上させるよう努めております。

今後も、精神障害の対応も含めた複合的課題に対応できるよう、委託先の北海道済生会と連携をしながら、さらに専門性を高めてまいります。

次に、精神障害のある方の入居支援につきましては、市内ではグループホームが81施設、437戸と、福祉ホームが1施設、20戸がありますが、今のところ不足しているという声は聞いておりません。

また、民間住宅への入居支援の課題としては、精神障害を抱えていることを家主に話した結果、近隣トラブルへの懸念から入居を拒否される場合があることや、本人の物件へのこだわりが強過ぎるあまり、入居につながらないことがあると聞いております。

これらはすぐに解決できるものではありませんが、まずは市民理解の促進が必要であると考えております。

次に、就労支援の連携などにつきましては、小樽後志地域障がい者就業・生活支援センターひろばにおいては、保健所、利用者、事業所と情報共有を行い、障害者の病状や特性に応じた就労先につなげております。

また、当事者同士の支え合いにつきましては、保健所として、ピアサポーターなどと座談会を通じて情報や課題の把握を行っております。

次に、包括的な自殺対策の連携体制につきましては、自殺の背景には、精神的な問題のほか、経済的困難、家庭問題、孤立、職場環境など複合的な要因があるため、警察などの公的機関や医療機関、教育機関、企業、民間団体、地域住民などによる包括的な連携体制で支援に取り組む必要があると考えております。

次に、地域福祉への波及効果につきましては、にも包括の推進は、医療・福祉・地域・企業などの多機関連携が高まり、切れ目のない支援や分野縦割りの解消につながるほか、精神障害者に対する理解が進み、偏見の軽減や助け合い意識の醸成が図られるなど、本市が地域福祉計画で掲げる基本理念「『お互いさま』と支え合い、誰もが幸せを実感できるまち おたる」の実現に寄与することが期待されます。

次に、物価高対策について御質問がありました。

まず、物価高騰の現状への認識につきましては、全国の消費者物価指数は、食料を中心に上昇傾向が続いており、本市の生活必需品小売価格調査におきましても、多くの品目が上昇傾向にあることから、市民生活に物価高騰の影響が広く及んでいるものと認識しております。

なお、データに基づく事業構築は必要なものと考えており、その手法については今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、これまでの支援策における課題につきましては、事業実施に当たり、事務費の負担が大きい事業があることが挙げられますし、また、先ほど御指摘がありましたように、プレミアム付商品券などにつきましては、お困りになっている方が購入しづらいといった課題があることが挙げられると認識しております。

今後の事業の実施に当たりましては、これらの課題を解消できるような事業選定を検討してまいりたいと考えております。

次に、食料品の物価高騰に対する支援策につきましては、具体的な事業選定はこれからとなりますが、生活者支援や事業者支援に資する事業を幅広く検討してまいります。

次に、事務費につきましては、今年度実施事業の中では、おたるプレミアム付商品券事業や住民税均等割のみ課税世帯給付金給付事業の事務費が比較的負担が大きいと見込まれております。

また、事務費は、国の交付金の対象となります。

次に、スケジュールにつきましては、既に国から示された重点支援地方交付金の推奨事業メニューを基に、各部が主体的に検討するよう指示いたしております。

今後、できるだけ早い時期に庁内会議において事業の選定を行っていくこととしております。

次に、支援策につきましては、交付金の趣旨や関係団体からの要望等を勘案し、検討してまいります。

次に、国に対する継続的な交付金の要望などにつきましては、一時的な交付金のほか、ガソリン税の暫定税率の廃止のように、継続的な家計負担の軽減につながるような政策、さらには国民が求めている実質賃金の上昇につながる施策など状況を見ながら、北海道市長会に対し、国への要望を求めていくことになると考えております。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 18番、高橋龍議員。

○18番(高橋 龍議員) それでは、再質問を幾つかさせていただきたいと思います。

まず、にも包括についてです。地域包括支援センターの専門職の配置の件ですが、お答えいただいたとおり、今、制度上、そもそも精神保健福祉士等の必置義務はないことは理解しています。ただ、そのためにやはり精神疾患に関する専門的な知識や対応の経験みたいなものが不足するという課題があるのかと思っています。

ここで問題になってくることとしては、その次に精神医療機関へつないでいくなどというときの専門的なアセスメント能力が足りなくなってしまうというか、不足していることを感じるのです。

だから、その解決に向けて、例えば専門職を配置するというだけではなくても、例えば四つのセンターを兼務するみたいな形で巡回するような仕組みだったり、そもそも外部委託でということなど、手法についてもう少し御検討いただきたいと思うのです。ここに関しての御所見をいただきたいと思います。

次に、重点支援地方交付金に関してです。これまで実施してきた交付金を活用した物価高騰対策の事業の中で、中身ではなくて種類として予算配分をするときに指標とした定量的なデータだったり、もしくは定性的な論拠みたいなものは、何によってこの配分を決めていったのかをお聞かせいただきたいと思います。

次に、同交付金を使った事業で、今、行っているものも含めて、これらは効果を図ることができる立でつけになっているかということところです。もし効果測定ができない場合は、ボトルネックとなる事柄や足りない要素は何かということをお聞きしたいと思います。

今、申し上げた交付金の2点に関しては現在までのことで、次に、これからの交付金とスケジュールに関してです。昨日も11億円程度という推計を示していただいていたと思うのですが、はっきりとした

金額というか枠が決まるのはいつになるということなののでしょうか。これは、ここからのスケジュールに関係してくるのでお聞きしたいと思います。

この交付金の目的としては、物価高の影響を大きく受けている方々に対する支援だと認識しています。より逼迫の度合いが強い方々にしっかり届くような支援をしていくことが求められますけれども、その意味でも、収入や世帯の構成などの属性ごとに物価高騰による負担はどうなっているのか、可視化されることが望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋議員の再質問にお答えいたします。

重点支援地方交付金に関して何点かお尋ねがありました。交付される金額をどのように配分しているのか、どういった根拠に基づいて配分しているのかにつきましては、基本的には国から推奨事業メニューが示されておりますので、それに基づいて、全市的な、あるいは業種も含めて世帯ごとの、いわゆるバランスを見ながら配分はさせていただいておりますが、特段何か指標を用いて配分しているということではありません。ですから、効果測定についてお尋ねがありました。現実的には正確な効果測定は難しいと思っております。

ただ、プレミアム付商品券につきましては、おたるプレミアム付商品券を発行したときに通常の買物とプレミアム付商品券を発行したときの、いわゆる購買力の差といったものについては、調査して把握しているところでございます。

次に、配分額のスケジュールにつきましては、これから臨時国会の中で補正予算が可決されますので、それが決まった後に正式には決まるとは思いますけれども、事前に内示があるかについては、今の時点で私は把握いたしておりません。

次に、属性による家計負担、いわゆるバックデータをきちんと把握するということだと思っておりますが、今回の御質問の中のA Iなどの利用、属性ごとの家計負担に関わってくるとは思うのですが、やはり先ほど申し上げましたような形で、十分な根拠を持って交付金を配分させていただいているわけではありません。

ただ、全体的な感覚としてのバランスということを重視してきましたけれども、やはり市政の見える化というものを進めていく上で、合理性や客観性などといったことが判断できるといいますか、そういったことは望ましいだろうとは思っております。今後、生成A Iなども普及していくと思っておりますし、何らかの形で合理性や客観性を判断できる方法は考えていかなければいけないだろうと思っておりますのでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（中村哲也） 高橋議員の再質問にお答えいたします。

にも包括の関係でございます。地域包括支援センターに精神保健福祉士がないということで支援関係機関へつなぐのが難しいのではないかとのお話でございました。それに当たりまして、精神保健福祉士を巡回させるなどということで御提案をいただいたところでございます。

私どもとしましては、つなぐに当たって、相談者の精神状態などの情報をなかなか提供できないという課題はございますが、結局のところは、基幹相談支援センターにつないでいくことで、ある程度の支援が可能かと思っております。

また、先ほど市長からも答弁させていただきましたが、地域包括支援センターでも、実際に精神医療障害福祉サービスの関係機関と専門職を交えた多職種連携といったこともやっておりますので、ある程度のスキルアップも図っているところでございます。

本当に専門的なところまでいくと、なかなか難しいという部分はあるかもしれませんが、基幹相談支援センターとの連携によって、その辺は解消できるのではないかと考えているところでございます。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

○18番（高橋 龍議員） 再々質問させていただきたいと思います。

まず、にも包括からお聞きしたいのですが、専門性の高いもの、複合化した課題に関しては、基幹相談支援センターにつなぐというお答えをいただきました。現状の基幹相談支援で、そうした精神疾患や障害というのを併発している場合の方の御相談が市内でどれぐらいあるのか、私も今データを持っていないのですが、それをつないだときに基幹相談支援センターのキャパシティを超えないかみたいなのも懸念される場所なのです。受入れとしては全く問題ないというのであれば、私の杞憂ですが、御説明いただければと思います。

あと、交付金に関してです。推奨メニューを見てバランスを取って配分しているというお話で、実感として、職員の方々の感覚はかなり正確なのではないかと考えているところはあるのです。

ただ、その裏づけとして、やはり数字があったほうが良いと思いますので、効果測定が難しいという現行の事業であっても、例えばおたるプレミアム付商品券でも発行数や換金率など、また、地域内でどう循環しているのかみたいなことは、それこそ生成A Iでも算出できるのかと考えています。それに向けての活用をもう少し検討していただけないかということで、以上、再々質問とさせていただきます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋議員の再々質問にお答えいたします。

交付金の効果測定ということでのお尋ねだと思いますが、現状のやり方が決まっていとは思っておりませんが、やはり税金を使った事業になりますので、当然市民の皆さんに対しても合理性と客観性をしっかり示していき、その上でどの程度の効果があったのかをお示していくことは、重要な視点とっております。

ただ、現状でできる部分とそうではない部分はあるわけでありまして。そうではない部分については、やはり生成A Iなども活用させていただきながら検証していくことは必要になってくるだろうと思っております。その辺りは、今回できることがあれば今回から採用させていただきたいと思っておりますし、できないようであれば、今後、できるだけ早い時期にそういった方法をしっかり検討していきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（中村哲也） 高橋議員の再々質問にお答えいたします。

基幹相談支援センターのキャパシティとして大丈夫なのかという御質問でございますが、ずっと基幹相談支援センターで案件を抱えているというよりは、本当に複雑なものについては重層的支援体制整備事業に引き継いで、そこで協議することになるかと思っております。

また、全部が基幹相談支援センターに行くかといいますとそうではなくて、ある程度、地域包括支援センターで整理して、場合によっては、そのまま重層的支援体制整備事業に引き継ぐ場合もありますし、本当に複雑な件について基幹相談支援センターに行くという理解でおります。高橋議員のおっしゃる杞憂ということではありませんが、现阶段ではキャパシティー的には大丈夫かとは考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 保健所長。

○保健所長(田中宏之) 高橋議員の再々質問にお答えいたします。

にも包括の件で、市役所の部局内では、保健所に精神保健福祉士は配置されておりまして、精神保健業務を専職で担当する精神保健福祉士と保健師がいて、精神保健全般の相談対応等の業務を行っている状況でございます。

基幹相談支援センターにおきましても、保健師また社会福祉士等の専門職が配置されておりますので、精神障害を有する方からの相談も一定程度の対応は行われているとは考えておりますが、特に医療機関につながるべきケースかというところの判断はなかなか難しいものもあるかと思っております。そういった際には、まず、医療機関につながる前に、保健所のそういった専門職の知見も使っていただく方法もあるかと思っております。福祉保険部と保健所の間でさらに連携を図りながら、その辺りの対応を進めていくことができると思っております。

○議長(鈴木喜明) 高橋議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時17分

再開 午後 4時45分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 13番、中鉢淳二議員。

(13番 中鉢淳二議員登壇) (拍手)

○13番(中鉢淳二議員) 一般質問いたします。

まず、市有地の利活用と定期借地権について質問いたします。

本市の市有地の利活用について、まず、小・中学校の跡地についてであります。

小・中学校の再編統廃合が平成25年から令和2年にかけて行われました。それらの中で、旧色内小学校は道営住宅へと生まれ変わり、旧若竹小学校は売却されましたが、それら以外の小・中学校の跡地が売却をされたという話は聞いておりません。

しかしながら、さきの旧若竹小学校も購入した民間の事業者は倒産したとのことであります。

市有地の跡地利用が停滞しているように感じるとともに、売却しても、その後の跡地利用が順調に進まなければ、市の目的は売却だけではないはずであり、その土地が活用されなければ目的は一部しか完遂できないということになるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。

市として所有する普通財産の不動産を今後どのようにしていく考えなのか、積極的な売却の方向なのか否かなど、方針があればお示しください。

また、前述しました旧若竹小学校ですが、札幌市の事業者が所有しておりましたが、倒産後、現在も校舎などは残されたままになっております。

市がこの事業者に売却した際に、校舎の解体や再売却などに条件があったのか、もしそれらがあれば、

どのような内容であったのか、表に出せる範囲内でお示してください。

現時点で、今後、旧若竹小学校がどうなるのか、市として情報をお持ちであればお示してください。

閉校した小・中学校にかかわらず、市として、今年度、普通財産の不動産の売却を予定している件数をお示してください。また、それらの売却予定の決定から何年経過しているのか、併せてお示してください。

そして、直近5年、令和2年度から令和6年度の間で、市有地の売却が行われた件数と売却額をお示してください。また、売却された土地の傾向や共通点などがあればお示してください。

閉校した小・中学校の場合、解体費用と勘案すれば、マイナス入札となるケースも考えられると思いますが、小・中学校の売却で今後マイナス入札も想定しているのかをお尋ねいたします。

小・中学校など以外に小樽市保健所旧庁舎と旧小樽市総合福祉センターは、本市の一等地こそ言えませんが、JR小樽駅から徒歩圏内であり、活用が望まれる土地であると思います。

本市としての活用案、売却方針などは決まっているのでしょうか。また、市としての事業での活用を検討していない場合、民間にどのような活用を望むのか、お尋ねいたします。

小・中学校の跡地同様、売却に当たってのネックは建物であると思います。

今定例会でも、保健所、旧庁舎解体費用が提示されていますが、売却とした場合、路線価や周辺の実勢価格を参考に考えた場合、どの程度の金額になると想定しているのか、お示してください。

しかしながら、小樽市保健所旧庁舎などは第一種住居地域で建蔽率60%、容積率200%となっています。

現在の用途地域、建蔽率、容積率は、いつ設定されたものであるのかをお尋ねするとともに、それが小樽市保健所旧庁舎などの建設の前であるのか、後であったのかをお答えください。

そして、現在の用途地域、建蔽率、容積率で現在残っている小樽市保健所旧庁舎などと同程度の面積規模の建物の建設が可能なのか、お尋ねいたします。

るる売却を前提として質問してまいりましたが、建築資材の高騰、労務単価の上昇、人材不足で建設費の高騰の中にあり、土地を購入し、新たに建設を行うとなると相当のイニシャルコストを要します。

購入しても事業開始ができない旧若竹小学校のような例も考えられますし、売却先が資金力がある事業者に限定されてしまうことが懸念され、選択肢が限定される可能性もあります。

そこで、売却するという考えではなく、一定期間貸すという選択肢を新たに設けることはできないでしょうか。

つまりは、定期借地権であります。定期借地権は、それまであった従前の借地権とは異なり、定めた契約期間で借地関係が終了する借地権で、平成4年施行の借家借地法に定められたものであります。その多くは、30年から50年で設定されています。

駐車場などの活用事例はあると思われませんが、小樽市内における定期借地権については把握しておりませんが、札幌市で最初に知った定期借地権で建てられた建物は、平成10年に開業したZepp Sapporoでありましたが、札幌市では札幌駅近くの紀伊國屋書店などが入居するSapporo55ビルやマンションなど多くの事例で活用されており、全国各地で、また決して大都市のみで活用されているものではなく、調べたところ、北海道内でも江別市や室蘭市などで活用され、江別市のケースでは、底地所有は江別市であり、金融機関などで組織されたSPC、特別目的会社である株式会社SPCみらいが事業主体となって江別駅前の再開発事業を行っています。マンションなどでの活用事例も多く、マンションなどではもっとシンプルな事業スキームになると思われれます。

売却で貴重な普通財産を手放すことなく、売却という一つの選択肢に新たに定期借地権という選択肢を設けることによって、売却よりも、より収益性の高い長い視点で考えて、市の財産として活用できる

ものとなるものではないかと考えるのですが、市の普通財産への定期借地権の活用について、閉校した小・中学校、小樽市保健所旧庁舎などで活用が可能と考えるか、市の見解をお伺います。

次に、集合住宅における住居表示についてであります。

小樽市は、東西に約36キロメートル、南北に約20キロメートル、243.87平方キロメートルの市域に58の町名があります。私は、その町名の多さに小樽市で仕事をするようになったときに戸惑いましたが、町名や地名はその地域の歴史を反映されたものであり、これも小樽市の歴史の生んだものであると今では好意的に受け止めております。

しかしながら、今でも受け入れられないものがあります。それは、小樽市独特の住居表示の中にある住居番号についてであります。私たちが使っている住所は、花園や銭函などの町名などに何番と呼ばれる街区符号、何号で呼ばれる住居番号と、町名、街区符号、住居番号の組合せで表されています。その中の住居番号でほかの市で見られない割当てが見られます。

ここでは市役所の住所で例えますが、仮に市役所の所在地に集合住宅があったと仮定します。小樽市花園2丁目12番1号の後に、普通であれば、例えば101号室、510号室などの部屋番号が続くところですが、小樽市の一部のマンションや市営住宅、道営住宅などでは、部屋番号とは別に住居番号を割り当てているケースが見受けられます。古い集合住宅に見られるようです。

その部屋ごとに割り当てられた番号は、多くは3桁であり、部屋番号と混同しやすくなっています。そして、実際ある部屋番号と同じ番号を同じ集合住宅内で割り当てられているケースもあり、そのような奇怪ともいうべきルールを知らずに、ほかの自治体のルールで部屋を探すと、目的の部屋に知らない人の表札や名字があると、いない、転居したと誤ってしまったり、その部屋番号自体が存在しないと思ってしまうわけです。

余談になりますが、私の父は、札幌市役所の住居表示課という課で、名前のおり住居表示に関わる仕事をしていた時期がありました。西区から手稲区が分区をする際に住居表示課におり、地域の方と西区と手稲区にまたがっていた宮の沢、発寒の手稲区側の町名をどうするか決定をする時期で、何度となく地域の方と打合せを進めていたのを見ていました。

子供ながらに、父は後世に残る仕事をしているのだと誇らしく思うこともありましたが、街区を決めてからは、先ほどの街区符号は市の中心に近いところから配置する、住居番号は時計回りに割り当てるなど規則、この場合は、その名のおり、住居表示に関する法律によって極めてシステムティックに定めていました。

札幌市でも、ちょうど番地から街区表示に多くの地域が切り替わる時期で、家に仕事を持ち帰り、地図を広げていた父の姿を思い浮かべます。今回、ふと父の姿と言葉を思い出した質問としたのですが、父は、住所は規則的に分かりやすくが住居表示の大原則であると言っていました。

今回、この質問に当たって、札幌市、道内の地方都市の郵便局に勤務したことがある友人に確認したところ、小樽市のような住居番号は見たことがないと言いますし、小樽市内の郵便局長にお話をお伺いしましたところ、対応する我々もとても神経を使うとの話でありました。

そこで質問に入ります。

この小樽市特有とも思える集合住宅において、部屋番号と別の住居番号を付する制度は、いつ頃まで行われていたのかをお尋ねいたします。また、そのような集合住宅は、現在、おおむねどれぐらいの棟数が残っているのでしょうか、把握されていればお尋ねいたします。

住居表示の制度化は、郵便の配達効率性を考えてつくられたものとされています。その郵便を含め、配達をする方々に必要以上の負担をかけていると思いますし、誤配や配達の遅延を生む要因になってい

るとも考えられます。

市としては、集合住宅の建て替えが行われた際に変更を考えているのでしょうか、これに相違ないか、お尋ねいたします。また、相違があるとすれば、どのタイミングでどのようにして変更するお考えなのか、お尋ねいたします。

現在は、集合住宅のフルリノベーションが行われたりと、建物の寿命も延びています。区分利用者の負担が大きかったり、建て替えの決議のハードルも高く、容易に建て替えが進まないようでありますし、前の質問項目でも触れましたが、建設費の高騰がそれに輪をかけています。

最近では、ネット販売の拡大でEC流通も増えており、本市のような特殊な住居表示を熟知されていない方が実際に多くの配送を担っています。その配送している物は、全て何かしらの個人情報が明記をされており、その内容物ともなると、重要な個人情報が含まれるものも多くあります。

住んでいる人にも、そして、配送に関わる人にも分かりやすい簡潔なほかの地域と同じルールでの住居番号の割当てを実施することは、現在の住居番号を廃止し、その住宅に住む方と各種配送機関に今後は部屋番号をお使いくださいと伝えれば、すぐに対応できるものと考えます。

市で割り当てた住居番号も部屋番号の住居表示も使用できるものと考えますが、この小樽市特有の集合住宅の表示についての市としての見解、今後の対応についてお聞きいたします。

次に、公共施設の整備の進捗について質問いたします。

私は、令和7年第2回定例会の代表質問において、不調に終わった小樽市新総合体育館の入札について、先延ばして遅らせることがさらなる建設費の高騰の原因になる旨の質問をいたしました。それに對する答弁では、庁内に検討チームをつくり、協議するといったものでありました。

その方向性も出た頃と思い、質問いたします。

まず、今回、入札公告で示した小樽市新総合体育館整備事業の予定価格は幾らであったのか、また、事業者が希望する価格とは、どのくらいの乖離があったのかをお尋ねいたします。

小樽市新総合体育館の整備につきましては、実施時期、規模などを再検討中であることから、今回の小樽市中長期財政収支計画における収支見込みの時点修正においては、一旦除外されております。

その中で、大きな整備費を捻出しなければならないわけですが、当初の予定どおり整備を進めた場合、中長期財政収支計画にどのような影響があるのか、具体的に説明を願います。

小樽市新総合体育館の整備は、早く前に進めなければならない、本市にとって大きな懸案事項であると思いますが、市として再入札を検討するに当たって、どのような点に重きを置いているのかをお尋ねいたします。

市長として、将来への負担などいろいろな要素を勘案しながら事業の見直しが必要と考えるのか、必要と考えた場合、どのような見直しを図るつもりであるのかをお尋ねいたします。

あわせて、小樽市新総合体育館の現時点での想定する整備スケジュールをお示してください。

そのスケジュールが小樽市公共施設長寿命化計画の中にある銭函市民センターの整備について、どのような影響を与えるかをお示してください。

続きまして、スポーツチームの夏季合宿の誘致について質問いたします。

東京オリンピックのマラソンや競歩競技が札幌市で行われた令和3年頃からでしょうか、屋外スポーツの暑熱対策が注目されるようになり、プロ野球は夏季屋外球場での土日のゲームはナイトゲームになり、マラソンは夏季に行われる大会は北海道マラソンだけになり、サッカーJ1リーグは来季より8月8日、9日を開幕とし、最終戦を6月5日と6日にする日程での秋春制へととなります。

北海道は、従前より、夏季のラグビーなど夏季に競技が行われないスポーツの合宿地としてなってい

る自治体も多くありますが、過去にスポーツチームや実業団、大学などが本市を合宿地として利用した実績があるのか把握している範囲での例示をお願いいたします。

Jリーグの来季の日程が発表されて以降、新聞などでJリーグの夏季トレーニングキャンプ地のニュースを見かけるようになりました。名古屋グランパスエイトが苦小牧市、柏レイソルが網走市、セレッソ大阪が東川町、FC東京が白老町などです。

北海道日本ハムファイターズの2軍の誘致のニュースも報道されておりますが、多額の公費負担を要するファイターズ2軍の誘致は難しいと思いますが、Jリーグの夏季キャンプであれば、本市も手を挙げられるのではないかと思いますし、急激な高温化が進む中で、プロスポーツチームや実業団、大学の夏季合宿誘致は、関係人口の増加にもつながり、その誘致するチームによっては大きな経済効果を生むものと思います。

これらに対する市の取組や見解をお尋ねいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中鉢議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市有地の利活用と定期借地権について御質問がありました。

まず、本市が所有する普通財産の不動産につきましては、普通財産は地方自治法上、売却や貸付けなどが可能な資産であることから、民間での需要が見込まれる場合、個別に売却や貸付けなどの判断を行っております。

次に、旧若竹小学校の売却時に付した主な条件につきましては、購入後の事業計画を示していただいたほか、契約締結日から5年以内に都市計画法などの法令の制限の範囲内で供用を開始することなどとしておりました。

次に、旧若竹小学校の今後につきましては、現所有者へ所有権が移転した際に、医療介護、民泊施設などの活用を検討している趣旨の事業計画を確認いたしましたが、現在は現所有者とは連絡が取れず具体的な動きはありません。

次に、普通財産の不動産の売却予定件数につきましては、建物及び敷地が1件、土地が3件であります。

また、売却方針決定から建物及び敷地1件は約3年、土地は約12年と約4年がそれぞれ経過しているほか、残り1件につきましては今年度から売却を進めております。

次に、令和2年度から6年度における市有地の売却件数と売却額につきましては、売却件数は11件、売却額は約1億2,700万円であります。

また、そのうち6件の購入者が市有地に隣接する土地の所有者となっております。

次に、マイナス入札につきましては、落札者の負担で施設を解体することを条件とし、解体費用が土地評価額を上回る場合、その差額を自治体が負担する仕組みであり、未利用財産の活用方法の一つとして実施している自治体があると承知しておりますが、現時点ではマイナス入札については考えておりません。

次に、小樽市保健所旧庁舎等の土地の活用などにつきましては、現時点では決まっておりません。

今後、庁内関係部局において、本市のまちづくりの観点からどのように活用するのがよいか、検討し

てまいります。

次に、小樽市保健所旧庁舎等の土地を売却した場合の金額の想定につきましては、売却する場合には、小樽市所有財産等評価委員会において、不動産鑑定士から提供いただく不動産鑑定調書を基に売却額を設定することになりますが、現時点では、土地の活用方針を固めておらず、想定金額をお示しする段階にはありません。

次に、用途地域等の指定時期などにつきましては、用途地域は平成6年に第一種住居地域に、建蔽率及び容積率は昭和48年に現在の率に都市計画変更をしており、昭和47年竣工の小樽市保健所旧庁舎等の建設よりも後に指定しております。

また、当該地における同規模建物の建設につきましては、現在の小樽市保健所旧庁舎等に加え、同一敷地内にある民間所有の建物を含めても建蔽率及び容積率の規定を満たしているため、建設は可能であります。

次に、市の普通財産への定期借地権の活用につきましては、将来的に資産価値が見込まれる土地については、資産の有効活用の手法の一つとして他の自治体では事例があることから、活用は可能であると考えておりますが、それぞれの土地の立地条件や形状、民間の需要などを勘案した上で判断してまいります。

次に、集合住宅における住居表示について御質問がありました。

まず、部屋番号とは別の住居番号を付していた時期と現在も残っている棟数につきましては、平成25年10月以降の新築につきましては部屋番号と住居番号は一致しておりますが、それ以前の集合住宅で一致していない棟数は220棟となっております。

次に、住居番号の変更タイミングにつきましては、当該集合住宅の建て替えの際に変更しているところであります。

次に、集合住宅の住居表示についての見解と今後の対応につきましては、住居番号が部屋番号と一致しないことによる相談や苦情などは近年寄せられておりませんが、郵便物の誤配等も想定されるため、より分かりやすい表示にすべきと考え、先ほどの答弁のとおり、平成25年10月以降の新築については一致させているところであります。

一方で、既存の集合住宅で変更する場合は、電気やガス、運転免許証などの住所変更を居住者自身が行う必要が生じることから、現実的には難しいものと考えております。

次に、公共施設整備の進捗について御質問がありました。

まず、市の予定価格と事業者が希望する価格との乖離につきましては、今回、市が示した予定価格は91億6,700万円であり、一方で、複数の事業者に対して行ったアンケート結果から推計した価格は約104億円から約130億円となりました。このため、両者の乖離額は約12億円から約38億円と推計しております。

次に、当初予定とおりに小樽市新総合体育館を整備した場合の小樽市中長期財政収支計画への影響につきましては、建設事業費が増え、その財源となる市債の元利償還金負担が生じることから、このたびお示しした収支見込みよりも財源不足が大きくなることが想定されます。

次に、再入札に当たって重視する点につきましては、小樽市新総合体育館の整備は本市にとって重要な施策であり、一日も早い建設が望まれますが、一方で、建設費の高騰が続く現在の状況下においては、拙速な判断により将来世代に過度な負担を残す可能性もあります。

こうしたことから、私といたしましては、再入札を検討するに当たっては、事業費の圧縮や施設規模の見直しなどについて慎重に検討を進めることが大切であると考えております。

次に、事業見直しの必要性とその内容につきましては、市といたしましては、このたびの入札中止を受け、小樽市新総合体育館再入札検討委員会を設置し、様々な項目について検討を行っておりますが、事業の見直しは必要であり、その内容といたしましては、施設規模、事業手法、競争性の確保などが挙げられると考えております。

次に、小樽市新総合体育館の整備スケジュールにつきましては、本事業の見直しは慎重に検討する必要がありますが、一定の時間を要することから、現時点で再入札に向けて直ちに進めることは困難であり、実施時期を一定程度先送りしたいと考えております。

なお、具体的な整備スケジュールにつきましては、再入札に向けた検討状況を踏まえ、改めてお示ししたいと考えております。

次に、小樽市新総合体育館の整備スケジュールが銭函市民センターの整備に与える影響につきましては、小樽市新総合体育館の整備事業は本市が実施する建設事業の中でも建築費用や後年度の公債費負担が大変大きな事業であります。

そのような中にありましても、小樽市公共施設長寿命化計画の見直し案でお示しする各施設の整備スケジュールなどについては、施設規模や事業手法を見極めながら、大きな影響が生じることがないように、計画を進めてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 中鉢議員の御質問にお答えいたします。

スポーツチームの夏季合宿の誘致について御質問がありました。

初めに、合宿地としての利用実績につきましては、平成25年度にプロサッカーチームが小樽市望洋サッカー・ラグビー場を5日間のミニキャンプで利用した実績があることを把握しております。

次に、夏季合宿の誘致に対する取組と見解につきましては、北海道は陸上、ラグビー、サッカーなど様々な競技の合宿地として注目されているため、本市では夏季合宿受入れの可能性がある競技についての情報収集や合宿が行われている自治体などとの情報交換を行っている状況であります。

夏季合宿誘致は、地域スポーツのレベルアップや経済効果も期待できることから、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 中鉢議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、小池二郎議員。

（19番 小池二郎議員登壇）（拍手）

○19番（小池二郎議員） 熊対策について質問いたします。

近年、全国的にも熊の出没件数や被害が増加傾向にあります。

本市においては、学校の敷地にまで出没するケースも見られ、これまで地域の方や児童・生徒、その保護者からも不安の声を多数聞いております。

行政として迅速かつ効果的な対応が求められるとともに、経済や市民の生活、教育にも影響が出ることも考えられますので、対応についてお伺いいたします。

まず、出没状況についてお聞きいたしますが、例年に比べ、今年は全国各地において多くの熊に関する報道を見受けました。

では、令和4年度から昨年度までの本市の出没件数と捕獲数の推移についてお聞かせください。また、どのように市は熊の出没を把握されているのか、併せてお示しください。

市のホームページにおいて、ヒグマ出没情報が掲載されており、日時や場所、対応などが一覧で見ることができ、市民への情報発信や注意喚起として、とてもよい取組だと思います。それを見ると、やはり銭函地区の出没が多いと感じられます。

本市において、熊の出没の季節性や地域性、時間帯などを分析することも必要と考えますが、分析は行っているのか、行っていれば、その結果についてお聞かせください。

次に、熊対策として、パトロールの強化や捕獲、駆除の検討、情報発信等が挙げられますが、本市において、警察や消防、猟友会など、どのような関係機関と連携され、どのような対応をされているのかお示しください。

特に捕獲や駆除については、安全面への配慮などを実際に行うに当たってハードルが高いように思います。本市において、駆除や捕獲に至るまでの手順やフローチャートなどはあるのでしょうか。また、今回銭函地域で実際に駆除されましたが、駆除に至るまでの経緯についてお示しください。

環境省が緊急銃猟ガイドラインを出しており、日常生活圏での緊急的な駆除については市町村長の判断で可能になるケースもあるとのことですが、本市においてはどのようになっているのか、お聞かせください。

次に、情報提供体制についてお聞きいたしますが、市民から熊の出没情報が入った際、学校と教育委員会、市役所、警察等との連絡体制はどのようになっているのか、情報伝達の時間差や手段に課題はないのか、見解をお示しください。

次に、市民周知についてお聞きいたしますが、私自身は、市のLINEや小樽警察署の配信で熊の出没情報を確認しております。スマートフォンを持っていない子供や高齢者もいるかと思いますが、多くの方はお持ちですし、LINEを利用されている方も多いと思いますので、市の公式LINEは大変貴重な情報共有手段だと思います。

ホームページでは、市のLINE登録を促していることは承知しておりますが、より効果的に登録者数を増やす取組が必要と考えます。

そこでお聞きいたしますが、先月末時点での市のLINEの友だち登録者数と熊出没情報を伝えるための登録者を増やす取組についてお示しください。

反対にスマートフォンをお持ちではない、または持ってもLINE等から情報を得られない方への周知や注意喚起はどのように行っていますか。また、本市においては、観光客や外国人観光客の方への周知、注意喚起も必要であると考えますが、何か対策はされているのでしょうか、お示しください。

次に、熊出没時の避難行動や注意点について市民に分かりやすく示す必要があると思いますが、現状はどのようになっているのか、お聞かせください。

今後、学校・地域・行政が一体となった総合的な熊対策が必要と考えます。

見守り体制の強化、情報共有の迅速化、環境整備などについてどのように進めていくのか、見解をお示しください。

11月14日に、国において、クマ被害対策パッケージが公表されました。その概要では、「クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、関係省庁連携による緊急的な対策を含めた総合的な施策パッケージの実施により、国民の命と暮らしを守る。人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現する。」と明記され、緊急的に対応すること、短期的に取り組むこと、中期的に取り組むことの三つが対策として記載がありました。

では、今後の本市の熊対策について、これまでとの違いや対策の強化及び新たな施策の導入について

何か検討されているのか、お聞かせください。

次に、教育現場の対応についてお聞きいたします。

10月末に桂岡町において、1メートルほどの熊が出没し、桂岡小学校と銭函中学校が臨時休校の対応をされました。

まず、これまで熊出沒における対応として、過去3年間に臨時休校の対応を取られたことがあったのか、また、保護者には車で送迎を呼びかけたことがあったのか、お聞かせください。

次に、臨時休校の対応についてお聞きいたしますが、熊の出没場所などの状況にもよるとは思いますが、今回臨時休校の判断を取られておりました。

では、その判断をするのは教育委員会なのか、それとも学校になるのか、理由を含めてお示してください。また、今回臨時休校の判断を取った経緯についてと、実際に臨時休校の対応を取った日数、その理由や基準も含めてお聞かせください。

次に、登下校の際、保護者に送迎をお願いする対応をされておりましたが、今年度において、送迎を呼びかけた学校数とその中で最も多かった日数についてお示してください。

これまで児童・生徒へは集団下校などの対応は聞いたことがありましたが、保護者への送迎の願いはあまり聞いたことがありません。どのような状況において送迎の願いをするのか、判断基準についてお聞かせください。

また、送迎が困難な世帯に対しては、これまでどのような対応をされたのか、お聞かせください。

熊出沒による急な休校や送迎の対応を迫られた保護者からの声として、共働き世帯は特に仕事の都合もあり、大変だったとお聞きしております。

もちろん子供の安全が一番であり、学校の対応に対し批判しているわけではありません。例年に類を見ないほどの熊の出没件数の増加や生活圏内、学校区内での出沒において、緊急やむを得ない対応であったと考えます。

しかしながら、急に仕事が休めない方や、車がなく送迎が難しい世帯や、低学年でお留守番が難しい世帯もあり、そういった世帯の保護者は仕事を休むしかなかったようです。

さらに、同時期のインフルエンザ等感染症の拡大により学級閉鎖も合わさることで、その対応と熊の出沒は見通しがつかないため、いつまで保護者は対応しなければならないのか、それが不安であり、困ったという声をお聞きいたしました。

この課題は大変難しいことは承知しておりますが、こういった困っている保護者に対して何か寄り添う取組ができないのでしょうか。本市の子育て世代にとって大変重要であると考えますが、市教委の見解と今後の対応策について何かお考えがあればお示してください。

そのような中において、保護者同士で連絡を取り合い、協力して、一緒に車で送迎をするなどの対応をされた方もいたとお聞きしております。

送迎が難しい世帯にとってはとてもありがたいことだと思いますが、全員ができるわけではありませんので、やはり対策が必要と考えますが、スクールバスを活用することはできないのでしょうか、お答えください。

そのほかにも保護者からの声がありました。熊の出沒により、学校の臨時休校だけでなく、放課後児童クラブも休みになってしまい、利用することができなくて困ったという声です。学校が臨時休校をしているので、放課後児童クラブも休みになることは理解いたしますが、仕事の関係上、子供を預けることができたならよかったという声もありました。

恐らくそこまで多くはないと思いますが、こういった緊急時においては近隣の学校の放課後児童クラ

ブを利用できるようにすることも一つの対策として考えます。

そのような対応は現状可能なのか、見解と必要性についてお示してください。

これまで熊対策について質問してまいりましたが、他都市においても生活圏での熊の出没の影響があり、店舗などでは熊が入らないよう自動ドアの電源を切る対策や、熊を追い払うための装置を設置するなどの対策もされているなど様々な対策をされていますので、本市においても他都市を参考に対応の強化をお願いいたしまして、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 小池議員の御質問にお答えいたします。

熊対策について御質問がありました。

初めに、令和4年度から令和6年度までの出没件数につきましては、目撃や痕跡情報を合わせて、令和4年度は24件、令和5年度は32件、令和6年度は15件、捕獲数につきましては、令和4年度は4頭、令和5年度は18頭、令和6年度は8頭となっております。

また、熊の出没につきましては、通報者から小樽警察署や市役所担当課への電話やメールによる情報提供により把握いたしております。

次に、熊の出没の分析につきましては、季節については春と秋に出没することが多い傾向があります。

また、地域性につきましては、今年度策定した小樽市ヒグマゾーニング計画に記載した見晴・星野地区など六つの対策重点エリアに出没が多くなっている状況にあります。

次に、熊対策の関係機関との連携につきましては、猟友会小樽支部から成るヒグマ防除隊及び小樽警察署と連携しております。

通報があった場合の対応につきましては、まず、第1報で市のSNSでの情報発信を行った後、出没現場にて三者で痕跡調査を行い、出没が確認されなければ、その旨を第2報として情報発信し、対応を終了いたします。

一方、出没が確認された場合には、三者で対応方針を協議し、その旨を第2報として情報発信するとともに、看板設置や警察による巡回のほか、消防による町内の注意喚起、ヒグマ防除隊による範囲を広げた痕跡調査、箱わなの設置など状況に応じた対応をしているところであります。

次に、駆除や捕獲のフローチャートにつきましては、令和4年度にヒグマ出没時の対応フローを作成いたしております。

また、今回、銭函地域での駆除に至る経緯につきましては、10月26日に桂岡町の旧北海道薬科大学近くで、最初に小型のヒグマが目撃されて以降、11月18日まで住宅地や小学校敷地を含め計7回目撃されております。

その間に、予防と駆除対策で、看板設置、消防による注意喚起、警察による登下校時の巡回協力、ヒグマ防除隊による山への追い立てを2度実施しており、11月21日に春香町の山林で徘徊する類似のヒグマ目撃情報が寄せられたことから駆除に至ったものであります。

次に、緊急銃猟につきましては、本市でもヒグマと人とのあつれきが増している状況において、市民の安全・安心を確保し、関係機関との連携を密にすることを目的として、10月16日に小樽市ヒグマ対策連絡協議会を設置いたしました。

その協議会の中で、緊急銃猟についても協議いただき、今月マニュアルを策定したところであり、今

後、机上訓練や実地訓練を行い、緊急銃猟の実施に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、出没情報の連絡体制につきましては、小樽市ヒグマ防除隊及び小樽警察署とは、速やかに出没情報の共有を行い、現場確認等を行っております。

また、小・中学校等への情報共有につきましては、教育部や生活環境部など庁内他部署の担当者には、市のLINEや庁内メールを活用し、出没情報の円滑な共有に努めており、必要に応じ、各担当者が小・中学校等へ個別に電話連絡を行っております。

現状では、情報伝達の方法について課題はないものと認識しておりますが、今後も、より円滑な情報伝達に努めてまいりたいと考えております。

次に、市のLINEの友だち登録につきましては、本年11月末時点で7,811人となっております。

登録者数を増やす取組といたしましては、LINEを活用して熊の出没情報を発信していることについて、町内会や保育所、介護保険事業所などへの周知を行っております。

また、広報おたるには、市のLINE登録のためのQRコードを掲載しているほか、FMラジオでの周知も継続的に実施いたしております。

次に、スマートフォンを持っていない方などへの注意喚起につきましては、現地での看板設置や各担当者が必要に応じ、小・中学校や町内会等を通じて情報共有するほか、消防等による注意喚起を行っております。

また、観光客への対応につきましては、多言語に対応している小樽観光協会のホームページにおいて注意喚起情報を掲載するとともに、市のホームページのリンクを設け、出没情報の周知を行っております。

次に、熊出没時の避難行動や注意点につきましては、市のホームページに出没情報に合わせてヒグマの行動の特徴や注意点などを掲載しているほか、北海道が定めるヒグマ注意特別期間に合わせて広報おたる5月号と9月号にヒグマの注意喚起を促す記事を掲載しております。

また、毎年5月に市役所渡り廊下において、ヒグマの生態や避難行動、注意点などを紹介するパネル展を実施しております。

次に、学校等が一体となった総合的な熊対策につきましては、本年10月に設置した小樽市ヒグマ対策連絡協議会に小樽警察署、一般社団法人北海道猟友会小樽支部、小樽市総連合町会、小樽市農業委員会及び北海道後志総合振興局に参画いただき、今後の本市のヒグマ対策について協議を進めてまいりたいと考えております。

また、庁内におきましても、教育部や生活環境部などが参画する関係部長会議を設置しておりますので、引き続き、各関係機関や庁内関係部局と連携し、対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、本市のこれまでの熊対策との違いにつきましては、これまでヒグマが保護管理されてきたことから、出没したヒグマが問題個体である場合のみ、箱わな等により駆除を行ってきたところですが、令和6年4月にヒグマが指定管理鳥獣に指定され、それを受け、北海道が同年12月にヒグマ管理計画を改定し、個体数管理を行うことにしたものであります。

本市におきましても、これまで問題個体の対応のほか、本年8月に策定した小樽市ヒグマゾーニング計画に基づき、春期管理捕獲や個体数管理捕獲を進めてまいりたいと考えております。

また、新たな施策として、緊急銃猟のマニュアルを策定したところであり、今後も必要な体制整備を行い、熊対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、放課後児童クラブ利用児童の近隣の小学校での受入れにつきましては、そういった取組は、子育て世帯への支援につながるものと思っておりますが、熊出没等の緊急時におきましては、児童の安全確保の

面で課題があると認識しております。

また、放課後児童クラブは、小学校の余裕教室等を活用して開設しているところであり、定員に対する入会児童数を勘案いたしますと、近隣の小学校での受入れは難しいものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(中島正人) 小池議員の御質問にお答えいたします。

初めに、熊対策について御質問がありました。

まず、熊出没における過去3年間の臨時休校等の対応につきましては、令和4年度から令和6年度までヒグマの目撃情報等に起因する臨時休校の対応や、保護者に車で登下校の送迎を依頼した事例はありません。

次に、臨時休校の判断は、誰がどのような理由であるのか、また、今回の判断に至った経緯等につきましては、臨時休校については、学校教育法施行規則及び小樽市学校管理規則に基づき、校長が決定することとなっております。

また、今回のヒグマの出没により、1日の臨時休校を2回実施しましたが、いずれも学校敷地内や校区内においてヒグマが複数回目撃され、通学路にヒグマが出没する危険性が高く、児童・生徒の安全確保が保証できないと判断したことから、臨時休校の実施に至ったものであります。

次に、9月以降において保護者に登下校の送迎を依頼した学校数等につきましては、全ての保護者や危険が想定される地域の保護者を限定して、登下校の送迎を依頼した学校数は、小学校は8校、中学校は6校であり、その中で最も日数が多かった学校においては、延べ18日の送迎を依頼しております。

次に、保護者に送迎を依頼する判断基準につきましては、校区内におけるヒグマの目撃情報や痕跡など通学路にヒグマが出没する可能性があり、登下校時に児童・生徒の安全確保が保証できないと判断した場合に、保護者へ送迎を依頼しております。

次に、送迎が困難な世帯への対応につきましては、各学校においては、通常よりも早い時間から児童・生徒を受け入れるとともに、放課後も迎えが来るまで児童・生徒を待機させるなど、保護者の送迎時間に配慮した対応を行っております。

また、送迎が困難でやむを得ず登校することができない児童・生徒には、オンライン授業を実施するとともに、登校時には個別の学習指導を行っております。

次に、臨時休校や送迎などの対応の見通しが立たず、困っている保護者に対する見解と対応につきましては、臨時休校等により仕事を休まざるを得ない状況が続くことに対して不安に思った保護者の方も一定程度おられたと認識しており、今後もヒグマの出没情報があった場合には、学校を通じて保護者への情報提供を迅速に行うことで、少しでも保護者の方が見通しを持って対応できるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、送迎が難しい世帯への対策としてスクールバスを活用することにつきましては、本市のスクールバスは委託により運行しており、あらかじめ運行時間、経路及び台数を契約しているものであり、現状としてはスクールバスの活用は難しいものと考えておりますが、熊出没時における安全な登下校の対応について他都市の事例等を研究してまいりたいと考えております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、小池二郎議員。

○19番(小池二郎議員) 再質問いたします。

熊対策について質問させていただきましたけれども、これまで熊対策に当たられた関係者の皆様の御

尽力に大変感謝申し上げますところでございます。

一方、今回対応した保護者に対して寄り添う取組についてお聞きいたしましたが、私が聞いた保護者は、中学生が1人と小学生が2人の3人の子供を持つ方で、さらにインフルエンザ等もあって、学級閉鎖も相まって、1週間以上休まないといけない状況だったという方もいらっしゃったのです。

今後も熊の出没が増加するようでしたら、こういった困っている保護者も増えてくると考えますので、ぜひ今回対応した保護者の御意見を聞くということが今後の対策にも生かせるのではないかと思います。その点についてだけ答弁をよろしくお願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 小池議員の再質問にお答えいたします。

ただいま保護者の対応で困り感を持つ保護者がいらっしゃるということで、その意見を聞くことができないかということの再質問だったかと思えます。

このたびの熊の対応について、先ほど議員がおっしゃいましたように、インフルエンザ等の対応もございまして、大変困り感を持った保護者もいらっしゃるということは認識してございます。

今後、校長会和協議しまして、保護者の声を聞く対応ができないか、検討してみたいと考えてございます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第5号、議案第7号及び議案第17号ないし議案第23号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これに、御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。新井田邦宏議員、酒井隆裕議員、白濱聡議員、横尾英司議員、松岩一輝議員、中村吉宏議員、面野大輔議員、高橋龍議員、前田清貴議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第6号、議案第15号、議案第24号、議案第25号及び議案第33号につきましては総務常任委員会に、議案第14号につきましては経済常任委員会に、議案第8号ないし議案第13号につきましては厚生常任委員会に、議案第16号につきましては建設常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から12月21日まで休会いたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時49分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 白 濱 聡

議 員 横 尾 英 司

令和7年
第4回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

令和7年12月22日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高野さくら議員、橋本布美絵議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第25号及び議案第33号、陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○15番（中村吉宏議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第7号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、その他の各議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○4番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、議案第7号小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案について、否決の立場で討論します。

日本共産党は、標準化を含む国のデジタル戦略について、職場への負担増や人員削減の手段にされるおそれ、自治体独自の住民サービスができなくなるおそれ、自治体の住民を守る機能の損失、住民の個人情報、プライバシーの流出、デジタル関連企業に自治体が支配されるおそれ、大規模災害の停電やサイバー攻撃等で自治体が機能しなくなるおそれ、テレワーク推進による情報漏えい、長時間労働、ストレスのおそれなどから反対してきました。

行政にデジタルを生かすことで、行政手続の迅速簡便化が図られ、住民の選択肢を増やすことはいいことです。しかし、政府のデジタル改革では、自治体に及ぼす影響があり、住民へのサービスが低下しかねない問題があることから賛成できません。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第7号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 12番、松岩一輝議員。

(12番 松岩一輝議員登壇) (拍手)

○12番(松岩一輝議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第33号につきましては、採決の結果、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において否決と裁決いたしました。

次に、議案第24号及び議案第25号並びに陳情第1号、陳情第2号及び陳情第5号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情及び所管事務の調査はいずれも継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、松井真美子議員。

(3番 松井真美子議員登壇) (拍手)

○3番(松井真美子議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第24号及び議案第25号事務の委託に関する規約を定める協議については否決、議案第33号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第1号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第5号小樽市立小中学校給食費の無料化方については採択を求め、討論を行います。

議案第24号及び議案第25号についてです。後志共同消防指令センターの運用に当たり、事務の委託に関する規約を定めるものです。従来から申し上げてきましたように、日本共産党は、住民に密着した安全、防災機能が遠く懸念がある消防の広域化につながるものであるとして、後志共同消防指令センター事業には反対です。

議案第33号についてです。核兵器は多くの人々の命を一瞬にして奪い、使用された地域を放射能で汚染し、人が住めない土地にしてしまう悪魔の兵器であり、世界の人々の命を脅かすものとして存在し続けています。戦争によって、その恐ろしさを体験した日本には核廃絶のリーダーとしての役割が求められるところですが、現政権からは、非核三原則を投げ捨てるような発言まで飛び出すなど、核廃絶とは逆行するものです。地方自治体と市民が運動を起こし、核兵器廃絶の世論を高めていくことが必要です。そのためにも、本条例案の制定が求められます。

陳情第1号についてです。塩谷地域は、小樽市立病院や済生会小樽病院などに行くためには乗り継ぎをしなければいけません、路線バスは減便続きでタクシーを利用せざるを得ない状況があるなど、経

済的負担も大変です。小樽市保健所や小樽市総合福祉センターなどの公共施設もウイングベイ小樽に移転されたことで、一層不便な状況になっています。ぱるて築港線をせめて塩谷地区まで延伸してほしいという願意は妥当です。

陳情第2号についてです。塩谷小学校は、自然に恵まれた環境を生かして、小規模校ならではの取組を地域と一緒にしている学校です。また、小樽市の指定避難所及び指定緊急避難場所として、地域住民の安心・安全の拠点としての役割も果たしています。地域の住民は、地域のコミュニティーの核として重要な存在である塩谷小学校の再編の計画を白紙に戻してほしいと強く要望しており、存続は必要と考えます。

陳情第5号についてです。給食費を無償化する自治体が増え、全国的な流れの中で、国が小学校での無償化を決断しましたが、中学校での実施時期は不透明です。中学校は制服や部活動、修学旅行など多岐にわたる出費があり、子育て世帯の家計を圧迫しています。

憲法は教育は無償と定め、学校給食法は給食は教育の一環だと位置付けています。物価高騰の中で、子育て世帯への支援は急務と考えます。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第33号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、議案第24号及び議案第25号並びに陳情第1号、陳情第2号及び陳情第5号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○10番（横尾英司議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、議案第14号及び所管事務の調査について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

（18番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○18番（高橋 龍議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第6号につきましては、採決の結果、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において継続審査と裁決いたしました。

次に、議案第8号、議案第9号及び議案第11号並びに陳情第3号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、陳情は継続審査と、それぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情及び所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○4番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第8号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する条例案、議案第9号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第11号小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案は否決を求め、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方、陳情第6号加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について、採択を求めて討論いたします。

議案第8号及び議案第9号です。基準府令の一部改正に伴う改正です。政府は平成27年から子ども・子育て支援新制度を導入し、市町村の保育の公的責任を後退させ、規制緩和と企業参入を拡大してきました。これまで進めてきた規制緩和中心の安上がり保育から保育拡充路線に転換することが必要です。

議案第11号です。生後6か月から2歳を対象とすることも誰でも通園制度は令和8年度から実施されます。現場からは、子供の安全が保障されるよう、保育体制の確保も含め、懸念や課題が挙げられています。現場の声をよく聞き、何より子供の命と安全が守れる体制が図られるよう、制度の在り方を見直すことが必要です。

陳情第3号です。陳情者が示すとおり、新光・朝里地区の人口は2万5,000人余りにもなり、朝里小学校や朝里中学校の規模は後志管内随一の規模となっています。しかし、公的施設がないため、子供だけでなく、住民諸団体も大変苦労しています。当該地域にまちづくりセンターの建設はどうしても必要です。

陳情第6号です。加齢性難聴は認知症の危険因子の一つであり、その予防に取り組むことは重要です。

加齢性の中等度難聴者の補聴器購入には国からの補助はなされていません。市独自の助成が必要です。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第6号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第3号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第8号、議案第9号及び議案第11号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、前田清貴議員。

（21番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○21番（前田清貴議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号及び陳情第10号第2項目につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案第16号は可決と、陳情第10号第1項目は採択と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○5番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第4号住みよい朝里地域にするための陳情方について、陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法

の見直し等)の陳情方については、第1項目、第2項目を含めて採択を求め、討論を行います。

陳情第4号は、これまで述べてきたとおり、歩行者等の事故防止を何とかしてほしいと、手すりの設置を求める声が住民から上がっています。安全対策については考える必要があります。

陳情第10号についても、貸出ダンプ制度の改善をされたとしても、これまで述べてきたとおり、降雪により交通障害を心配されています。今後の状況を見ながら、何らかの対応については考える必要があると考えます。

以上、各会派の賛同をお願いして、討論といたします。(拍手)

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 13番、中鉢淳二議員。

(13番 中鉢淳二議員登壇)(拍手)

○13番(中鉢淳二議員) 自由民主党を代表し、陳情第10号市道における除排雪(貸出ダンプ制度運用方法の見直し等)の陳情方について、第1項目については採択を、第2項目については継続審査を求めて討論いたします。

本陳情は、二つの願意を有しており、同一の陳情として取り扱う場合、片方の願意が満たされる状況となったとしても、もう一方の願意について引き続き審査をする必要があるため、一つの陳情として取り扱うことが必ずしも民意に沿う形となるものではないと判断され、付託を受けた建設常任委員会において願意を分けて審査したものであります。

第1項目の貸出ダンプを利用しやすくしてほしいという願意の部分について、さきの第3回定例会において小樽市除排雪計画が見直され、今冬より貸出ダンプ制度の周知が例年よりも早い10月上旬から行われること、積込み登録業者が見つからず、市に相談があった場合、市から全ての登録業者に作業の可否の照会を行うということが示されたことを受け、本陳情を採択し、今後しっかりと願意に沿った実施が進められることを議会としてチェックを進めていくために、かように判断いたしました。

一方、第2項目については、願意の実現可能性や実情を引き続き調査する必要があると考えるため、継続審査とすることが妥当と判断いたします。

以上より、陳情第10号は、前段である第1項目を採択、後段である第2項目を継続審査と決することを求め、各会派、議員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。(拍手)

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 2番、白川貴城議員。

(2番 白川貴城議員登壇)(拍手)

○2番(白川貴城議員) 陳情第10号市道における除排雪(貸出ダンプ制度運用方法の見直し等)の陳情方について、公明党を代表し、討論します。

令和6年第4回定例会に提出された当陳情については、陳情趣旨として、一つ目には、積込業者選定に当たり、市が積極的に関わっていただきたいこと、また、市民が制度の利用をしやすくなるように運用方法について見直しを求めるものであり、二つ目には、当該地域の市道の状況を具体的に把握し、状況に応じて除排雪を行ってほしいとの2点でありました。

我が会派としては、1点目の貸出ダンプ制度については、課題を整理して利用しやすい制度となるよう求めてきました。この点を踏まえ、今定例会の建設常任委員会で当陳情の進捗について確認したところ、貸出ダンプ制度については、制度周知の時期を1か月早めることにより、積込業者との調整期間が長く取れるように変更し、団体を支援するという意味では、相談があった際には、登録業者全てに契約の可否について照会し、その結果を団体に連絡するように改善がされました。市がこの状況を、陳情者

に会い、説明したところ、一定程度の理解が得られたとのことでした。

以上の経緯から、1項目については、陳情者の願意が満たされたと判断し、採択とします。

2項目については、課題である狭隘で急坂な路線が含まれる当該地域は、いまだ課題が解消されていないことから、引き続き継続審査といたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

（17番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○17番（面野大輔議員） 立憲・市民連合を代表して、陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について、討論いたします。

本陳情の趣旨は二つあり、一つ目は、貸出ダンプ制度の運用改善に関する要望です。市へ積込み業者選定、いわゆるマッチングに対するサポートと制度案内の早期化を求めるもので、令和7年度除排雪計画において、陳情者の願意を一定程度満たす改善が図られました。よって、今回陳情の採決が分割となりますので、陳情第10号第1項目に関しては、これまでの継続審査だった態度を改めて採択といたします。

一方、二つ目の狭隘な路線の除排雪に関する陳情については、以前の討論でも触れたとおり、陳情者並びに近隣住民の皆様の要望は理解するところですが、現状の地域総合除雪の体制や除排雪計画で定める除排雪路線の考え方に沿って実施することは困難であり、今後の検討が必要でありますので、陳情第10号第2項目は引き続き継続審査といたします。

以上、議員各位の賛同を求め、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第4号及び陳情第10号第2項目について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第35号及び議案第36号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第35号監査委員の選任につきましては、小林優氏の任期が令和7年12月31日をもって満了となりますので、新たに近藤朋子氏を選任するものであります。

議案第36号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、平井秀昭氏、北博司氏及び岩本達典氏の任期が令和8年3月31日をもって満了となりますので、引き続きこれらの方を委員の候補者として推薦するものであります。

何とぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第35号及び議案第36号は、いずれも同意と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし意見書案第13号」を一括議題といたします。

まず、意見書案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、下兼薫議員。

（16番 下兼 薫議員登壇）（拍手）

○16番（下兼 薫議員） 意見書案第1号ゲノム編集食品の表示義務化を求める意見書（案）について提案理由の説明をいたします。

ゲノム編集技術は、従来の品種改良では不可能だった精密な遺伝子操作を可能とする新しい技術です。この技術により作られた食品は、国への届出は行われるものの、安全性審査や表示義務がない状況にあります。現状、複数のゲノム編集食品が既に市場に流通しており、今後さらに多くの品目が登場することが予想されます。

しかし、消費者はこれらの食品を識別することができず、選択の機会が奪われているのが現状であります。消費者には食品に関する正確な情報を知り、自らの価値観に基づいて食品を選択する権利があります。遺伝子組換え食品には表示義務があるわけですから、同様に遺伝子に人為的な変更を加えたゲノム編集食品にも表示義務を課すことが必要であると考えます。

また、ゲノム編集技術については、オフターゲット変異と呼ばれる予期せぬ遺伝子変異の可能性や長期的な安全性について、まだ十分に解明されていない部分があります。欧州司法裁判所では、ゲノム編集食品を遺伝子組換え食品と同様に規制すべきとの判決も出されており、国際的にも慎重な対応が求められています。

全国でも既に35の地方自治体でゲノム編集食品の表示を求める意見書が採択されており、道内でも札幌市、北広島市、江別市が採択しております。消費者団体からも強い要望が寄せられており、地方から国への働きかけが重要な局面を迎えています。

よって、国に対し、ゲノム編集技術応用食品について、消費者の知る権利と選択する権利を保障するため、適切な安全性審査の実施と明確な表示の義務化を求めるものであります。

議員各位におかれましては、住民の食の安全・安心を守る立場から、この意見書案に御賛同いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第2号ないし意見書案第13号については、会議規則第32条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

これより、一括討論に入ります。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 25番、佐々木秩議員。

（25番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

○25番（佐々木 秩議員） 意見書案第1号ゲノム編集食品の表示義務化を求める意見書（案）に賛成の立場から討論いたします。

本意見書は、ゲノム編集食品の安全性そのものを議論しているわけではありません。論点はあくまで消費者に対する情報提供の在り方、すなわち表示の問題です。消費者基本法には、消費者の知る権利や自主かつ合理的に選択する機会を保障しています。表示がなければ、消費者は選ぶことも避けることもできません。ゲノム編集技術を用いて開発された食品について、消費者がその事実を知らされないまま購入、摂取する現状は、この基本原則に照らして大きな課題があると言わざるを得ません。

確かに、現状においては、ゲノム編集食品が自然に起こる突然変異と従来の育種技術などによるものと科学的に区別がつかないことは承知しています。しかし、安全性の評価と表示の必要性は別次元の問題であり、表示はアレルギー表示や原産地表示と同様、危険性を表すものではなく、透明性を確保するための手段です。消費者の知る権利と選択の自由を確保するため、国に対して表示制度の検討を求めることは極めて常識的で当然な提案で、全国の自治体議会でも同様の意見書が採択されています。

よって、本意見書の採択に賛成いたしまして、議員の皆様方の御理解をよろしくお願いいたします。（拍手）

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○4番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号ゲノム編集食品の表示義務化を求める意見書（案）は、可決を求めて討論を行います。

ゲノム編集を使った食材が実用化される中、消費者に知らせるべきではないか、ラベルで明示してほしいといった声が上がるのは当然です。食の安全や生態系への影響など懸念も指摘されており、予防原則の立場から、遺伝子組換え食品と同等の規制が必要です。消費者がゲノム編集食品と認識し、自ら消費を選択できるよう、表示の義務化も必要です。

日本共産党は、ゲノム編集食品の自由な流通に反対し、消費者や農業者の意見を重視した慎重な対応を求めます。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号ないし意見書案第13号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

閉会に先立ちまして、本日は、令和7年最後の本会議でありますので、恒例ではありますが、私から一言、御挨拶を申し上げます。

今年1年を振り返り、まず、世界に目を向けますと、アメリカではトランプ大統領が再び就任し、国

際社会において大きな注目を集めました。経済政策や外交方針が新たな局面を迎え、世界の動向に影響を与えています。

また、スポーツ界では、日本人として誇りに思うニュースがありました。イチロー選手が日本人初のアメリカ野球殿堂入りを果たし、さらにMLBではロサンゼルス・ドジャースが優勝し、大谷翔平選手、山本由伸選手、佐々木朗希選手の3名が大きく貢献しました。彼らの活躍は、私たち日本人に勇気と希望を与えてくれました。

国内に目を向けますと、大阪・関西万博が開催され、多くの人々が未来の技術や文化に触れる機会を得ました。

一方で、米価格の高騰が続き、政府が備蓄米を放出するなど、食糧問題への対応が求められる年でもありました。

また、高市早苗内閣総理大臣が就任し、日本初の女性総理大臣として新たな政治の風を吹き込んでいます。政治の安定と国民の信頼を得るための取組に期待が寄せられるところであります。

さらに、日本各地で熊の被害が続出し、北海道や東北、北陸では人的被害も発生しました。本市においてもヒグマの出没情報が頻発したため、一部の小・中学校が休校となる事態が発生しましたが、自然との共存という課題が改めて浮き彫りとなりました。

そして、本市にとっても、今年は大きな節目となる出来事が幾つもありました。日本遺産「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」の認定は、小樽の歴史的価値を全国に発信する大きな機会となりました。これにより、小樽の魅力がさらに広く認知され、観光振興や地域活性化に向けた新たな展望が開かれたことを大変喜ばしく思います。

また、小樽港防波堤施設が国の重要文化財に指定されたことは、港町小樽の歴史と文化を未来に継承する上で重要な一歩であり、これを契機にさらなる地域の誇りを育んでいきたいと考えております。

さらに、今年には市民生活に寄り添う施策が進化した年でもありました。おくやみ窓口の設置は、人生の節目における市民の負担を軽減し、行政が市民に寄り添う姿勢を示すものです。

また、全国の自治体初となる「おもてなし規格認証」、紺認証の取得は、小樽市が市民や観光客に対して高品質なサービスを提供することを目指す姿勢を明確にしたものであります。これらの取組は、市民の皆様の生活の質を向上させるとともに、小樽市の魅力をさらに高めるものと確信しております。

今年にはまた、小樽港観光船ターミナルの開業という新たな観光拠点が誕生しました。これにより、小樽港が国内外の観光客を迎える玄関口としての役割をさらに強化し、地域経済の活性化に寄与することが期待されます。

そして、ウイングベイ小樽に子育て支援センター「おやこの集いの場」が開設されたことは、子育て世代の皆様にとって大きな安心材料となり、子育て環境の充実に向けた重要な一歩となりました。

私たち小樽市議会は、市民の皆様の期待に応えるべく、数々の課題に真摯に取り組んでまいりました。議員の皆様には、様々な施策を支える議論と決定において、市民の声に耳を傾け、知恵を結集していただいたことに心より感謝申し上げます。

また、迫市長をはじめ理事者の皆様には、厳しい財政状況や人口減少問題など、困難な課題に対し果敢に挑み、着実に成果を上げていただきましたことに敬意を表します。

来年も引き続き、本市喫緊の課題であります、人口減少問題や地域経済の活性化、持続可能なまちづくりに向けて、議会と行政が一丸となり、市民の皆様の期待に応えるべく努力してまいりたいと存じます。

結びになりますが、この1年、私に寄せていただきました御厚情に対しまして、心から感謝申し上げます。

ますとともに、議員並びに迫市長をはじめ理事者の皆様におかれましては、時節柄くれぐれも御自愛の上、来る年が皆様にとって素晴らしい1年となりますよう祈念いたします。

どうかよいお年をお迎えください。

以上をもって、本年最後の議会に当たりましての挨拶といたします。

第4回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 1時51分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 高 野 さ くら

議 員 橋 本 布 美 絵

○諸般の報告

○今定例会に報告された委員長報告

○今定例会に提出された意見書案

○令和7年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

(1) 監査委員から、令和7年8月分、9月分、10月分の各会計例月出納検査について報告があった。

(招集日配付分)

以 上

○予算特別委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第1号について

市民センター空調設備改修事業費について、工事期間中は全館使用禁止となるため、指定管理者の使用料収入が皆減し、経営や人材確保に大きな影響を与えられと考えられるが、減収補填などについて市内での検討や、指定管理者との協議は行っているのか。

また、市民センター2階の6部屋あるテナントスペースのうち、一部屋が4年以上空室となっているが、指定管理者の収入にもつながることから、適正なテナント料を算出した上で公募を行うか、あるいは、一般の会議室として市民に貸出しするなど、市には、利用方法を早々に検討してほしいと思うがどうか。

議案第1号令和7年度小樽市一般会計補正予算に計上されている障害者福祉費の介護給付費について、24時間支援を前提とする施設入所支援の1人当たりの単価が生活介護の単価よりも低く、逆説的な状況とも受け止められるが、このような実態をどのように分析しているのか。

また、本来、施設入所支援相当の支援が必要と考えられる障害者が、施設の受入れ状況等により生活介護にとどまっている実態がないか懸念しているが、市は、施設入所支援の市内の受入れ可能人数や受入れ率を定量的なデータとして把握しているのか。

河川管理費の補正予算案について、これまで毎年のように沈砂池しゅんせつ等工事費で2,000万円、銭函地区河川防災事業費で1,500万円を全額一般財源で予算計上してきた本市だが、今回から緊急浚渫推進事業債を活用することによる財政的な効果についてどのように考えているか。

また、本事業債は7割が交付税措置されるなど、有効な財源であるため、今後についても、積極的な活用をお願いしたいがどうか。

・議案第7号について

標準準拠システム移行期限として、原則2025年度末と国から示されているが、多くの自治体が期限内の移行は困難な状態であるという。本市においても、2025年12月までの移行、翌年1月からの稼働を目標としていたが、スケジュールどおりの移行は可能なのか。

また、行政のデジタル化を進めることで、行政手続の迅速・簡便化や住民の選択肢の増加等メリットもあるが、システム標準化を含む国のデジタル戦略により、職場への負担増、自治体独自のサービスが提供できなくなるおそれ、個人情報流出、大規模災害の停電やサイバー攻撃等で自治体が機能しなくなるなどの様々なデメリットがあり、住民へのサービスが低下しかねないと思うがどうか。

・議案第17号ないし議案第23号について

銭函市民センターでは、現在の指定管理者から、今後は施設管理ができないという突然の申出を受け、急遽、公募による選定を行ったものの、応募があった1団体は評価が低く、選定に至らなかったという。

公募を行う施設において、運営に支障を来さないためには、複数の団体から、安定的に多様な提案を受けることが必要であることから、今後は、各所管が合同で、指定管理施設紹介フェアを開催し、施設プレゼンテーションを行うことや指定替え施設を一堂に紹介し、指定管理者制度の関心を高めるなど、新規事業者が参加しやすい環境を整備することが必要と思うがどうか。

また、周知期間を長く設定することや、ホームページや広報誌への掲載、全国的な指定管理に関するサイトを活用した情報発信を行うなど、より広範な周知を図るべきと考えるがどうか。

・その他の質問

災害時における乳児用液体ミルクの備蓄について、本市ではローリングストックを実施し賞味期限の近づいたものは、フードロス対策として、民間保育所等へ無料配布しているというが、液体ミルクは普及が進んでいないため、災害時に飲み慣れていない子供が拒否してしまう懸念があることから、防災イベントで配布するなど、普及促進も含めた備蓄品の活用方法を検討してほしいと思うがどうか。

また、冬季の避難で特に必要となる段ボールベッドについて、本市にも一定数の備蓄はあるものの、保管スペースや湿気など環境等の問題から旧天神小学校に集中保管しているとのことであり、各避難所に備蓄はされていない。この例からも、市による救助・援助、いわゆる「公助」には限界があることから、市は住民に対し、自ら家族と自身を守る「自助」、そして、自分たちのまちは地域で守る「共助」の重要性について、言葉だけではなく、具体的に伝わる「見える形」での周知を求めるがどうか。

市役所来庁者に対する案内について、市役所の構造に不案内な人は、エレベーターが別館にしかないことを本館正面より庁舎内へ入ってから知るケースも多く、階段の利用が困難な人に不便を生じさせている。

庁舎のつくり自体、高齢者等に優しい建物でないことが問題ではあるが、少なくとも屋外にエレベーターの位置を含む案内を掲示することはできないのか。

また、本館は歴史的建造物であるため、景観を損なわない形での表示が難しいというが、全国的な事例を参考に、ピクトグラムやデザイン性を考慮した案内表示を検討し、来庁者に寄り添った対応を行ってほしいと思うがどうか。

本市では、マイクロソフトの「Copilot」やNECの「LGC GEAR」といった生成AIツールを導入しており、業務の効率化や政策立案の高度化が期待されるが、これら生成AIはどのような用途で使用し、導入による業務量の削減効果をどの程度見込んでいるか。

また、生成AIは、一步踏み出してまず使ってみることが重要であり、活用に対して消極的な考えの職員にはマインドを切り替えてもらいたいと思うため、戦略的に活用を促す取組を進めてもらいたいと思うがどうか。

ヒグマの出没に伴う登下校の対応について、ヒグマの目撃情報などがあり、児童・生徒の安全確保が保障できない場合は保護者へ送迎を依頼しているが、対応が杓子定規であったり、一貫性がなかったりすることに疑問の声が上がっている。

対象が野生動物であり、行動の予想ができないことから明確な理由は説明できないというが、休校や送迎対応のため、1週間以上も仕事を休んでいる方もいることから、保護者に対しては、より分かりやすい説明を行う必要があると思うがどうか。

また、送迎が難しい世帯への対策としてスクールバスを活用することについては、委託契約であらかじめ運行時間や経路等が定められているため難しいというが、他都市ではバスのほかタクシーを利用している例もあることから、調査・研究にとどまらず、実施に向けた検討、取組を進めてほしいがどうか。

自民・日本維新の会・公明の3党は、給食費の無償化に必要な財源を、国と都道府県が折半するという案を示すなど、無償化に向けた議論は着実に進んでいると感じる。

しかし、「食のありがたみ」を児童生徒だけではなく、保護者にも理解してもらおうという観点から考えると、一定程度の負担を残すことも必要と思うがどうか。

むしろ、この無償化というタイミングを活かし、現状より保護者の負担を減らした上で、子供たちの健やかな成長のためにも、地場製品の活用を含む、給食の質の向上について検討してほしいと思うがどうか。

住宅用火災警報器については、小樽市火災予防条例により、設置を義務付けているが、設置率は75.2%と、全道・全国と比較すると10ポイント程低い状況となっている。

消防庁の分析では、火災警報器の設置により、死者や損害額が半減しているなど、火災発生時のリスクが大きく減少することが報告されていることから、設置率の向上に向け、もっと市民へ周知すべきではないのか。

また、年末は、歳末特別警戒として、火災予防の広報活動を行っているとのことだが、本市には古い住宅や単身世帯の高齢者が多いことから、火災を起こさないために一人一人が意識することの大切さを、改めて伝えてほしいと思うがどうか。

小樽市少年婦人防火委員会は、地域の防火・防災意識の啓発を目的として長年にわたり重要な役割を果たしているが、近年の社会環境の変化や地域コミュニティーの希薄化に伴い、活動の継続性や担い手の確保に課題があると認識している。こうした課題を解決するためには、若年層の参加促進に向けたSNSやデジタルツールの活用を検討すべきと思うがどうか。

また、地域防災の担い手を育成するため、札幌市では女性防災リーダー育成講座を、旭川市では地域防災人材バンクといった取組を行っているが、本市においても、こうした事例を参考にリーダー育成に向けた具体的な取組を検討すべきと思うがどうか。

おたるプレミアム付商品券について、事業の効果測定やブラッシュアップ等を目的として、購入者に対しアンケート調査を行っているが、設問数が多いことに加え、内容としては、利用店舗の業種や商店街名、金額、使用枚数など、家族が少なく、正確に記録をしている人でなければ回答に苦慮するものとなっており、回答率は約4%にとどまっているという。

今回の調査ではサンプルに偏りはないというが、アンケートを正確に分析するためには、幅広い属性から多くの回答を得ることが必要であり、回答を途中でやめたとの声も耳にすることから、より多くの意見を集めるためにも、回答しやすい設問への見直しを検討してはどうか。

特定利用港湾について、国は、民生利用を主としつつ、自衛隊や海上保安庁の船舶の円滑な利用ができるようにする枠組みであり、軍港化するものではないと説明する一方、我が国への攻撃を防ぐための抑止力につながることも説明しているが、抑止力とは相手国に対して、軍事的脅威を認識させるものであることから、国の説明は根本から矛盾していると思うがどうか。

また、不明点を国に確認し、本市の考えを整理することに時間を要するため年内の回答は難しい旨を国に伝えたとのことだが、市には、回答までの間、住民との合意形成を含め、しっかりと検討してほしいと思うがどうか。

ふるさとまちづくり協働事業について、すばらしい内容の応募が多数あった場合でも事業費の制限によって減額や不採択となったり、事業年度の都合により、6月頃から1月頃までに実施可能な事業しか応募できなかつたりすることから、活用する方の使い勝手が良くなるよう事業報告会での意見を踏まえながら、予算の増額や、春や冬に実施するイベントも申し込みやすくするなど、本事業の拡充について検討してほしいと思うがどうか。

本市は、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の表明を行っており、現在、小樽市温暖化対策推進実行計画に基づきその取組を進めているが、現在の課題と目標に向けた達成状況についてはどのように考えているのか。

また、最近では、脱炭素型二酸化炭素吸収技術として、コンクリートが固まる過程で、周囲のCO₂を吸収するというものや、太陽光発電では、フィルム型で薄くて曲がりやすく、幅広い場所で導入可能な太陽電池が開発されるなど、目標の達成に向け有益な情報を目にする機会が多いことから、最新技術の情報収集に努め、部局間で共有するとともに、柔軟に小樽市の取組や計画に反映してほしいと思うがどうか。

ウイングベイ小樽1番街の4階には、保健所や勤労女性センターなどの多様な部署が入居しており、12月20日には「おやこの集いの場」がオープンすることを踏まえると、今後さらに多くの市民が訪れることが予想されるが、ウイングベイ小樽1番街へあまり訪れたことがない市民への駐車場の案内が各施設や部署で異なり、わかりにくい状況であることから、表記を統一し、わかりやすくしたほうが良いと思うがどうか。

また、現在、当該エリアの総称は「ウイングベイ小樽1番街4階行政エリア」となっており、非常に堅苦しく、市民にとっては親しみにくいことから、市には、市民が親しみやすく、わかりやすい総称を考えてほしいと思うがどうか。

難聴児への補聴器助成について、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の難聴児を対象としていることは評価するが、片耳難聴は対象に含まれていない。

市は、厳しい財政状況であることから、助成対象の拡充は難しいというが、対象人数は少なく、財政に大きな影響を与えないと考えられることから、他都市のように片耳難聴も助成対象に含め、補聴器が必要な難聴児を応援する体制づくりを検討してほしいと思うがどうか。

現在国において全国共通の情報連携基盤や電子版母子健康手帳を活用する母子保健DXの取組が推進されており、令和9年度から全国展開され、環境が整った自治体から順次開始されるというが、市には、国の情報を注視しながら着実に取組を進め、進捗や課題などを議会へ報告してもらいたいと思う。

母子保健DXが導入されると、妊産婦、自治体、医療機関にとって、それぞれどのように利便性が向上するのか。

また、電子版母子健康手帳が導入された場合、現行の紙の母子手帳や、母子手帳アプリ「母子モ」との兼ね合いはどのようになるのか。

2020年の健康増進法改正により、学校や医療機関、行政機関については第一種施設、それ以外の飲食店を含む多くの施設を第二種施設と分類し、それぞれ原則として、敷地内禁煙、屋内禁煙となっている。これらの施設では、館内禁煙であること等の標識の標示が義務付けられており、受動喫煙防止の対策を厳しく行うことが求められている。

本市では、保健所による電話確認や、立ち入り調査により、対策が行われているかを確認しているのは第二種施設のみであり、第一種施設に分類される行政機関等については行っていないというが、市民の信頼を得るためにも、しっかり徹底して行ってほしいと思うがどうか。

そのまま放置すれば倒壊の恐れがあるなど、危険な空き家と定義される特定空き家については、市による所有者へ指導・助言により解体に至るなど、改善はしているものの、依然として38件認定されている状況にある。特定空き家等の除却費用に対しては、限度額を30万円として、工事費用の3分の1を補助する制度はあるものの、除却費用は市民にとって大きな負担であることから、物価上昇などの影響も考慮し、限度額の引上げを検討すべきと思うがどうか。

また、空き家等対策計画における取組の三つの柱である空き家の予防保全、危険な空き家への対応、空き家の利活用を進めるに当たっては、市民や町内会の協力が不可欠であることから、市民の理解を深めるためにも、さらなる周知・啓発に努めてほしいと思うがどうか。

○決算特別委員長報告（質疑の概要）

・令和7年第3回定例会議案第6号について

防災関係経費の避難支援事業に関連して、本市では、避難行動要支援者名簿登録者数 5,099 人のうち、22 人分しか個別避難計画表が作成されておらず、要支援者の防災意識に課題を感じる。また、避難支援実施者の体制についても、災害時に連携して迅速に対応できるよう実効性を高める必要があることから、要支援者と支援実施者が一緒に防災訓練を行う機会を増やすのがよいと思うがどうか。

さらに市には、高齢者や食物アレルギーのある方に普段飲食している食品や薬を非常食として備えることを啓発したり、北海道が主催する避難所運営ゲーム北海道版「D o はぐ」を活用したりすることで、市民や職員の自助共助の意識を高めてもらいたいと思うがどうか。

令和6年度に新設された総合政策部は、人口減少対策の推進、官民連携を主体とした行政課題の改善、人口減少後対策といったことを目的として組織されたと認識しているが、1年間を振り返り、今後の課題をどのように考えているか。

また、総合政策部長は札幌市から派遣された職員であり、これまでの経験などを生かして札幌市と本市の連携を進めてくれたと感じているため、本市からも係長職1名を派遣しているが、両市が有益になるような相互派遣を今後も検討してほしいと思うがどうか。

地域公共交通活性化事業について、市民や観光客の路線バス利用促進を目的として、市内バス1日乗車券の割引販売を実施したというが、紙の券を使っていることから、ICカードを利用したときのように乗降データを把握することができなかったという。

公共交通は本市にとって大きな課題であり、データで効果を把握できなければ、新たな施策や事業の見直しを行う際に市民の理解が得られないと思うことから、市には、事業者と連携のうえ、しっかりとデータを把握し、活用してほしいと思うがどうか。

業務手順見える化推進事業は、限られた財源と職員で複雑・多様化する行政課題に対応していくために業務改善の手法を学び、実践するための職員研修を行う事業であるが、令和3年度に実施した全庁業務量調査とはどのような違いがあるのか。

また、令和6年度の支出額は541万2,000円であり、この事業費が得られる効果に見合っているかを今後もしっかりと検証していく必要があると思うが、研修受講者からのアンケートで見つかった課題については、今年度中に改善する認識でよいか。

令和6年度の固定資産税について、10年前と比べ償却資産の課税標準額が約3倍となり、現年課税分の徴収率が過去10年で最高となったことで税収が増加している一方、滞納繰越分の徴収率は1.3%と、市民税の46.6%と比較し、かなり低い状況が続いていることから、市には、事業者の経営を維持しつつも、責任をもって、滞納繰越分の解消に向けて取り組んでほしいと思うがどうか。

また、人件費の増加に対して基準財政需要額の伸びが追いついていない現状があり、交付税の不足が懸念されることから、市には、一般財源を確保するためにも、交付税の増額を国に強く求めてほしいと思うがどうか。

収入未済額を減らすためには、収入を増やす努力と、未収金を確実に回収する努力の継続が重要であり、他の自治体の効果的な回収方法として、コールセンター業務を民間委託したり、金融機関OBを嘱託職員として採用したりする事例があるが、これらについて市はどのように考えるか。

また、債券の種類ごとに異なっている債権管理簿を統一することで債権管理の流れを把握しやすくしたり、ITツールの活用によって債権管理を一つの部署に一元化したりする取組なども考えられると思うがどうか。

本市の学校給食センターは、建物の耐用年数を50年と想定しているが、今後は児童・生徒数の減少に伴い、調理する給食の食数も大幅に減っていく見込みであり、施設の終盤期には、設備の3分の1が余剰になる懸念がある。学校給食センターには、調理設備や会議室など多くの資源があり、ほかの行政サービスに活用できる可能性があることから、災害発生時の食事確保といった活用や、非稼働時間を他の業者へ貸し出すなど、市には学校給食センターの有効活用について、調査・研究してほしいと思うがどうか。

令和6年度は、全国的な食材費等の物価高騰により給食費の値上げを行う自治体もある中、本市は、国の交付金を活用し、給食費を据え置くとともに、2か月分の無償化を行ったとのことだが、一般財源でさらなる助成を行う考えはなかったのか。

また、国の給食費無償化に向けた議論が進まない中、子育ての負担感を減らすにはどうすればよいか、市は真剣に考えるべきと思うがどうか。

学校の施設管理に関連して、学校敷地内の樹木については、用務員で対応できる日常的な管理は各学校で行い、倒木等対応が難しい場合には教育委員会が対応しているという。樹木の維持管理は学校だけでは対応が難しく、教育委員会、PTA、地域の方々と連携して取り組む必要があり、特に教育委員会は樹木がどのような状態であるか普段から把握しておく必要があると思うがどうか。

また、一般照明用蛍光灯の製造・輸出入廃止に伴う小・中学校のLEDへの切替えは、優先度をつけ、数年かけて計画的に進められているが、大きな省エネ効果が期待できることを考慮し、使用時間の長い場所から優先的に導入を検討してほしいと思うがどうか。

道内の人口5万人以上の市で、プールが設置されていない小学校がある中、市営プールがないのは本市のみであるが、市営プールがあれば、学校プールの修理時の代替施設として活用できるほか、夏季以外でも水泳授業を実施できるなど、水泳に親しむ機会が増えると思うがどうか。

また、学習指導要領では、適切な水泳場の確保が困難な場合、座学の授業も認められているにもかかわらず、本市では水泳の授業が行われていない学校もあるというが、水泳経験の不足が原因で泳げない子供が全国的に増加していることから、自治体の責任において、子供たちの水泳環境を守るために、できる限り早期にプールを併設した新総合体育館を建設してほしいと思うがどうか。

サテライトオフィス誘致事業について、企業誘致は時間がかかるため、まずは裾野を広げていろいろな企業と対話し、情報共有することが必要であると思うことから、令和5年度と6年度の2年間で63社と商談を行っている実績は評価するが、市は、本事業の商談や委託会社のヒアリングで得た企業のニーズに対する課題をどのように考えているのか。

また、全国的にはサテライトオフィスによって、企業誘致やそれに伴う移住者が増えたという成功事例もあることや、本市においては、若者が市外に流出することが大きな課題となっていることから、企業誘致に関して今後もしっかりと取り組んでほしいと思うがどうか。

令和6年度に実施した小樽市観光客動態調査では、冬の歩道除雪や路面凍結、飲食店の閉店時間が早いなどの批判的な意見が寄せられていたが、これらは、観光都市としての魅力低下を避けるための大変重要な意見であり、特に冬期の安全確保は急務であると考えことから、市には、しっかりとした対策をとってほしいと思うがどうか。

また、観光施設への入館者数が伸び悩み、入場料収入が少ないという課題があることから、文化的施設への誘導などを促進し、収入増を図るなど、施設持続のための取組を検討してほしいと思うがどうか。

若者就職マッチング支援事業では、在学中の高校生、大学生を対象としているが、卒業後3年まで新卒扱いにすることを厚生労働省が推奨していることから、新卒扱いになる若年層の対象拡大について検討してほしいがどうか。

また、今後は、本市総合計画の指標に掲げている、新規高卒者の市内就職割合だけでなく、離職率や定着率などの情報も加味しながら、多様な方法を用いた就職支援に取り組んでほしいと思うがどうか。

おたる自然の村の令和6年度決算において、入村者数、パークゴルフ場利用者数ともに減少が続き、民間では考えられないような赤字経営となっている。

特にパークゴルフ場は、民間を含む北海道全体の経営環境が大変厳しく、おたる自然の村でも平成27年度のピーク時と比較して約8割の利用者が減少していることから、行政が担う一定の役目は終えたと考えているが、市は、令和6年度決算を踏まえ、おたる自然の村の存続に向けた将来の在り方や経営改革について、どのような議論を行っているのか。

本市の合同墓は、6,000体の埋葬が可能であるが、現時点で約330体分の空きしかなく、来年の夏頃には空きがなくなる見込みであるという。合同墓の使用許可申請件数は年々増加しており、市民ニーズが高まっていることから、空きがなくなった場合の対応も含め、合同墓の維持管理を行ってほしいと思うがどうか。

再犯防止の取組について、生活困窮や精神疾患、社会的孤立といった困難を抱えている人は再犯に至りやすく、日本では再犯者率が約48%に達しているが、保護観察対象者の多くがこうした困難を抱えている状況に鑑み、犯罪を繰り返す者に対しては、単に処罰を与えるだけではなく、支える仕組みづくりが必要になっている。

特に、高齢生活困窮者や触法障害者のような複合化した課題の解決には、行政や様々な関係機関の連携が必須であり、住居や就労、医療などの支援へ円滑に繋ぐ体制整備が必要となるが、市は、制度のはざまにあるこのようなケースへの支援についてどのように対応しているのか。

また、住む場所が定まらないことで再犯リスクが約5倍に高まるというデータもあるため、公営住宅などの利用によるセーフティネット住宅の拡充、緊急一時宿泊の確保、家賃債務保証の活用など、多層的な選択肢の整備を行うのが望ましいと思うが、市内における住居確保支援の手段はどのようなものがあるか。

ゼロカーボンシティ小樽市に向けて、市は、令和6年度から事業者向けにセミナーを開催したり、省エネ診断の支援を行っているというが、中小企業にとっては、設備導入のコストや何から始めたらよいかわからないという課題がある。

しかし、エネルギー価格が上昇している中、省エネ診断を行うことは、脱炭素の取組の第一歩となるほか、エネルギーコストの削減という大きな効果も見込めることから、市には、今後も2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて取組を加速してほしいと思うがどうか。

本市の不法投棄対策について、令和6年度は、監視パトロールや不法投棄禁止看板の設置、警察と連携した不法投棄者の調査などを行っており、一定の抑止効果を上げているものの、24時間体制ではないことと、投棄者の特定が困難であることなどの課題があり、いまだ完全な防止には至っていない。

不法投棄未然防止の取組を行う自治体に助成している一般財団法人家電製品協会では、センサーライトや可搬式監視カメラ活用などの事例を紹介しており、また、静岡県では衛星とAIを用いて不法投棄の疑いのある場所を検出する事業を行っているという。市には、こうした助成の活用や先進事例等の研究に取り組むことで不法投棄を防止してほしいと思うがどうか。

不妊検査助成事業は、不妊検査にかかる費用を行政が負担することで、市民の経済的な負担を減らし、不妊に必要な治療につなげることを目的とした事業であるが、不妊で悩んでいる方は、経済的な問題だけではなく、働きながら治療をすることにハードルを感じていると聞く。そのことから、不妊助成担当部局においては、商業労政課とも連携して、企業との情報共有を強化し、企業側の理解や協力を得ることで、仕事と不妊治療を両立できる環境を整えるなど、治療に伴う課題の解決を促進してほしいがどうか。

公共施設等再編関連経費について、令和6年度当初予算額が3億円であったにもかかわらず、その後の補正により、最終的には9億1,000万円にも達しているが、令和6年度決算において、本市の単年度収支が赤字になったのは、当該経費により多額の財源を使用したのが一つの要因ではないのか。

また、公共施設の移転計画が令和6年第1回定例会で正式に示され、市民から建て替えを求める声が上がっているにもかかわらず、十分な議論のない中、令和6年度中に移転を実施したが、追加経費が重なってしまったのは、移転ありきで計画が進められたことが原因ではないのか。

住吉町地すべり対策事業について、住吉町で大雨によるがけ崩れが発生してからすでに7年経過しているが、いまだに現場の対応としては、大型土のうとブルーシートなどの仮設資材による応急対策に過ぎず、近隣の市民からは心配の声が聞かれる。

これまで市が様々な調整や話し合いを行ってきたことは理解しているが、人命が最優先であることから、一日も早く市民が安心して生活できるよう解決してほしいと思うがどうか。

令和6年度決算において、除雪費では約8,900万円の不用額が生じているにもかかわらず、第3種路線で1度も除雪を行わなかった路線がある。除雪が入ると入らないでは、住民の不満感も違うことから、住民の不満解消という観点からも、不用額を出すのではなく、1度は除雪してもよかったのではないかと。

また、近年の傾向として、降雪量が極端に少ない時期もあれば、局所的な大雪が発生して、市内の交通が混乱するということもあり、いつ大雪になるか予想できない状況ではあるが、市としては、課題を分析し、見直しを行いながら、引き続き、市民の安全と安心のため尽力してほしいと思うがどうか。

除排雪について、物価やエネルギー価格の高騰、建設業界の人件費上昇などの様々な課題がある中、特に重機オペレーターの減少が除排雪体制の維持にとって極めて深刻な問題であると考えているが、市は、この現状をどのように受け止め、人材確保に取り組んできたのか。

また、昨シーズンに見られた課題や懸念事項のうち、市民生活に特に影響が大きいものとして、市は、除雪グレーダの故障や貸出しダンプ制度で契約に至らないケースを挙げているが、様々な課題がある中であっても、本市の地域総合除雪が今後も継続されるよう不断の見直しをしてほしいと思うがどうか。

河川の環境美化推進を目的として設置されたラブリバー資金基金は、本市管理の準用河川や普通河川は対象とならず、対象となる勝納川の清掃活動においても、普通河川も併せての清掃のため按分が難しいという理由から、設置以来基金を使用してこなかったとのことだが、例えば、市が貸し出している清掃用具の更新や、町内会への草刈り機の購入や燃料費補助に使用できたのではないかと。

また、市民や団体から要望がなかったとしても、清掃活動には費用がかかっていることに鑑みれば、当該費用に基金を充てていくことが、基金の目的に沿った適切な使い道と思うがどうか。

北海道新幹線推進費に関連して、市は、新幹線開業による利益の一つとして交流人口の増加による経済波及効果を挙げているが、開業時期が遅れる中でその具体的な受益がどの程度見込まれるのか、また、費用対効果の観点から市民の税金を投入する意義について改めて検証すべきと思うがどうか。

さらに、令和4年度から令和6年度にかけては、建設費負担金を始めとした本事業費が大幅に増加している状況を踏まえると、今後の負担増加の可能性やその影響を慎重に検討するとともに、新幹線事業については一度、立ち止まって、考え直すべきではないのか。

・令和7年第3回定例会議案第9号について

本市の国民健康保険料は、令和12年度までに標準保険料率を適用するため賦課割合を徐々に近づけているところであり、医療費が高い本市では保険料が下がると想定されていたが、実際には毎年保険料が上昇し、特に応益割の引上げに伴う低所得者層への負担が増大している。国保加入者の多くは年金生活者や非正規雇用者など、経済基盤が不安定な人々であることを踏まえると、本市が標準保険料率を適用することは市民の負担を増やすことになると思うがどうか。

また、国民健康保険制度に投入される国庫負担金や国庫補助金が、かつての水準から大幅に減少していることが、保険料の高騰を招く要因の一つとなっているため、全国知事会なども強く求めているように公費を投入し、全国健康保険協会と同水準まで保険料を引き下げることが必要であると思うが、市はどのように考えているのか。

・令和7年第3回定例会議案第11号について

第9期小樽市介護保険事業計画において、保険料の基準額が前期から上がらなかったことには安堵したものの、要介護者数の増加や85歳以上人口の推計を見ると、今後の保険料は上がる懸念がある。

保険料の引上げを回避するためには、令和6年度の介護給付金準備基金残高が約20億円と非常に大きい状況であることに鑑み、基金を投入することや、他自治体のように保険料の所得段階を細分化し、所得上限を引き上げ、高所得者に応分の負担を求める等の取組が必要と思うが、市は、どのように考えているのか。

また、介護保険料大幅引下げ実現のための国庫負担割合の増加はもとより、介護利用料引上げや介護報酬引下げの回避、介護サービスの充実、家族介護負担軽減、介護労働者の待遇改善等についても国に要求することが重要であると考え、令和6年度において、本市はこれらの課題に対し、どのような取組を行ったのか。

・令和7年第3回定例会議案第13号について

小樽市立病院の令和6年度決算において、入院収益や外来収益などの医業収益は前年度比で増加した一方、職員給与費や材料費といった医業費用が大幅に増加し、結果として前年度よりも純損失が増加したという。小樽市立病院は、後志圏域の基幹病院であり、住民が安心できる医療体制のためにも必要であることから、赤字経営にならないための努力をしてほしいと思うが、市は、この収支状況をどのように総括しているのか。

また、令和6年度は自治体などが経営する公立病院事業全体の赤字額が過去最大となり、赤字となった病院も83%と過去最大であるということを踏まえ、小樽市立病院として、赤字拡大という厳しい状況をどのように打破していくのか。

全国的に病院経営が厳しい中、本市の病院事業会計においても令和6年度決算で純損失が生じるなど、経営が懸念される状況にある。一方、小樽市立病院には地域医療を支える重要な役割があり、採算性を過剰に追求すべきでないことに鑑みれば、地域医療の連携を強化・維持していく使命を果たすことも大事ではないか。

また、収益改善には、接遇の重要性は大きく、小樽おもてなし認証の取得、接遇マニュアルの作成、待ち時間の短縮、患者へのアンケートなどの取組が重要と考えるが、市は、これらについてどのように取り組んでいるのか。

・令和7年第3回定例会議案第17号について

簡易水道事業について、毎年度一般会計から約1億円もの繰入金があり、事業開始からの累計では約16億6,000万円という大きな市民負担となっているが、石狩西部広域水道企業団が定めた第2期創設事業の計画は非常に過大だったのではないかと。

また、これまでも北海道は、計画の破綻は想定外であり、収支不足への財政支援は難しいと本市に回答するなど、無責任な主張を続けているが、令和6年度に市は、赤字解消に向けた取組、年間基本水量の見直し、一般会計からの繰入れの問題それぞれについて、どのように取り組んだのか。

○総務常任委員長報告（質問の概要）

警察、自衛隊及び小樽海上保安部によって石狩湾新港樽川埠頭及び西埠頭で行われた共同実働訓練について、実施に係る議会への報告が訓練当日と遅れたことについて、市はどのように考えているか。

また、市の報告によると、訓練の目的は、原発反対活動からの防護、テロリストや工作員の鎮圧による治安維持とのことであったが、この表現では、原発反対を表明する活動が住民の安全を脅かす存在であるかのようであり、適切ではないと感じる。地震大国である日本が原発回帰に向かうことを心配している方は多く、住民の命と暮らしを守り、これからの世代に安全な未来を残したいという思いで反対活動をしている方がほとんどであるため、そのような方々を監視したり委縮させたりするような社会にははいけないと思うがどうか。

若手管理職の登用について、能力が認められれば管理職へのチャンスがあるという見通しがあることで、若手職員のモチベーションの低下や優秀な人材の流出という事態を抑止することができると思う。

若手管理職の育成については、例えば経験豊富な副主査が補佐することなども考えられると思うが、どのような課題があるか。

本市のAIチャットボットについて、利用者にAIチャットボットから回答を得られたかどうかを回答してもらい、その内容を学習させて精度を上げているというが、無回答が約85%と多く、実際は学習の機会が得られていないことから、利用者に回答してもらえる対策を講じてほしいと思うがどうか。

また、小樽市オンライン申請ポータルサイトのように市民生活に直結したり、市長記者会見で周知されたりした事業は、公式LINEやAIチャットボットから対象事業の情報ページに容易にたどり着けるよう、事前にサイトの情報を学習させる必要があるのではないか。

小樽住ノ江火の見櫓が市指定文化財の指定を受けるためのプロセスについて、市教委は、既にリストアップされている市調査候補一覧の中から市文化財審議会が協議・調査するものであり、現状の施設を維持し続けることが将来の指定につながるというが、それは地域の保存団体が行っている活動を続けて待つよう言っているようにしか受け止められない。

自分たちが見つけた地域遺産がきちんと評価され、認められるようなシステムがなければ、活動を続けるモチベーションを保つことは難しいことから、市教委として、地域の歴史文化を支えている方々の活動を認めるプロセスをきちんと築いてほしいと思うがどうか。

新総合体育館の建設が延期となったことにより、これまで最低限にとどめていた現総合体育館の維持については今後、強化すべきであり、利用者が不便を来しているトイレの改修や故障した場合の影響が大きいボイラーの点検など、利用者の利便性改善に向けた取組を行ってほしいと思うがどうか。

また、新総合体育館の整備方針では、「気軽に市民が集い、多世代の交流を生み出す」とあるが、有効活用の取組は、一朝一夕にできるものではないことから、今の体育館でも必要な考えであると思う。しかしながら、体育館は本来、スポーツを行うことを目的とした施設であるため、一般のイベントなどでは使用料が倍近くに設定されており、高くて利用できないということも考えられることから、減免も含め、使用料が壁とならないようにしてもらいたいと思うがどうか。

○経済常任委員長報告（質問の概要）

石狩湾新港について、北防波堤延伸事業の事業費は、国の再評価によると当初の想定から大きく増加し、約194億円となっており、その再評価の中で、西地区が取り扱う対象貨物は木材チップから木質ペレット等に変更している。

これは大手製紙企業の撤退やバイオマス発電の立地を踏まえ、実態に合わせた変更であるというが、輸入燃料の高騰からバイオマス発電がFIT制度の対象外になると言われている中、市は港湾整備を行う上で、この対象貨物に持続可能性があると考えているのか。

また、ガントリークレーンについては、現在2基体制だが、累計収支は約19億円の赤字であり、本市がその収支不足に対し払い続けている負担金は、年間約1,500万円となっている。

そもそも1基で間に合う量しか取り扱っていないことから1基体制とすることを求めるが、貨物量がさらに減少しているにもかかわらず、コンテナ貨物を増やせる見込みがあると考え理由は何か。

特定利用港湾について、市として不明な点を国に確認することは重要だが、いかなる事態が存立危機事態に該当するかということをはっきりとすることは、相手国に情報を与えることにもつながることから、国の安全保障に配慮し、確認しないという選択も含め、今一度考え直してもらいたいと思うがどうか。

また、特定利用港湾のメリットとしては、老朽化している岸壁の整備など既存事業推進が図られるといったことがあり、小樽港の発展を考えれば、国にしっかりと予算を付けてもらうことが大変重要である。整備予算を早期に配当してもらうためにも、市長にはリーダーシップを発揮してもらい、早急に国への回答を行ってもらいたいと思うがどうか。

防波堤の管理について、小樽港の防波堤は港や沿岸部の安全と静穏を確保する重要な設備として、100年以上にわたりその役割を果たしてきた歴史的価値が認められ、本年10月には重要文化財として答申を受けている。小樽港長期構想では、南防波堤を釣り施設等の緑地整備として位置付けており、大変興味深く感じているが、防波堤を市民利用や観光資源として活用する可能性について、市はどのように考えているのか。

また、海に触れる機会を増やすことは、市民生活の充実に寄与するものであることから、市には、維持管理や整備を進める上でこの視点も大事にしてほしいと思うがどうか。

宿泊税の使途について、DMOへの総合的な支援となる、裁量性の高い交付金に対して最優先で充当すべきとする一方、宿泊税を原資とする事業の透明性と信頼性を確保するため、DMOには説明責任と努力が求められている。市は、これまで担ってきた役割をDMOに転嫁することなく、行政が行う事業と同様に、事業に対する評価・検証を通じて責任を負い続ける必要があると考えるがどうか。

事業承継支援事業について、事業承継は感情面や金銭面など非常に繊細な課題で対応が難しい部分も多く、商工会議所や市内金融機関と連携して取り組んでいるとのことだが、市は、事業者の方々に対しどのように周知を行っているのか。

また、伝統的な技術等が途絶えることは本市にとって大きな損失であり、一般的に事業承継には長い時間がかかることから、市には、後継者がいないことを理由に事業を諦めてしまう経営者に対して、広く情報を提供し、根気強く支援を続けてほしいと思うがどうか。

○厚生常任委員長報告（質問の概要）

福祉灯油について、市が、令和3年度に暖房費緊急支援金を実施した際は、灯油価格が1リットル当たり107.2円だったが、現在は128.083円と約20円も上がっている。この価格上昇は、特に高齢者世帯や障害者世帯などの生活困窮世帯に深刻な影響を与えることや、現在、国や道が類似の支援を行っていないことから、市には前向きに進めてほしいがどうか。

全国的に介護人材不足が深刻化する中、本市でも外国人介護人材の受入れが進んでいるが、言葉や文化の違いから職場や地域で孤立しやすいという課題がある。

こうした人たちを単なる出稼ぎ労働者としてではなく、地域住民として迎え入れ、共に暮らし、支え合う関係を築くことが地域包括ケアの理念に合致すると考えることから、町内会や地域団体と連携して、外国人介護人材と地域住民と一緒に参加できるような文化交流を定期的で開催し、関係構築につなげてもらいたいと思うがどうか。

親子の集いの場について、施設利用の対象者は「就学前の児童とその保護者」としているが、他の自治体では妊婦とその家族の見学に対応しているところもある。

妊娠時は、未経験の将来に不安を覚えたり、情緒が不安定になったりすることもあるが、元気な子供が遊ぶ姿を見ることは、産後の未来を想像することにつながるなど、妊婦にとって非常に良い影響を与える機会になると思われるため、妊婦の見学対応についても検討してほしいと思うがどうか。

また、現在、ファミリーサポートセンターを利用する場合は、提供会員か利用会員の家で子供を預かることを前提としているが、子育て世代はリフレッシュの時間を求めているなど、本施設は商業施設と直結しているなど、リフレッシュに適した場所であることから、親子の集いの場も預かることができる場所に追加することはできないのか。

特定健診やがん検診の記録のほか、日々の血圧や体重の記録もできる健康手帳は、マイナ保険証とは性格が異なるツールであるが、この二つを組み合わせると相互補完的に機能させることができ、医療と生活の両面から個人の健康が把握できるものとする。

マイナ保険証と同様に今後はデジタル化が進むことも予想されるが、健康管理の必要性が高い高齢者はデジタルが苦手であるため、当面は現在のものの配布を続けてもらいたいと思うがどうか。また、デジタルへの過渡期である現在において、健康手帳に関する目標や課題などはあるか。

○建設常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・陳情第4号について

陳情第4号住みよい朝里地域にするための陳情方について、市道朝里東30号線の急坂の横断歩道側に手すりを設置することに関して懸念される点とはなにか。

陳情者の安全を願う気持ちを考えれば、手すりの代わりに車道のロードヒーティングの敷地面積を歩道側に延ばすことは可能なのか。

また、陳情者は側溝整備も求めているが、その進捗状況と、仮に、住宅に雪解け水や雨水が流れてきた際、現状、市ではどのように対応するのか。

・陳情第10号について

陳情第10号市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について、貸出ダンプ制度の運用の見直しや柔軟な除排雪作業の実施を望む内容となっているが、進捗状況はどうなっているのか。

また、今年度の貸出ダンプ積込登録業者数は昨年度より一社少ないが、今後も市民が利用しやすく、積込登録業者が作業しやすい制度となるよう、市として、今まで以上に積極的に関わってほしいと思うがどうか。

市の除排雪計画で除排雪路線とされている市道で交通障害が発生しないよう除排雪を行ってほしいという願意と、狭隘な路線でも状況に応じて除排雪を行ってほしいという願意に関して、市の対応等に進捗はあったのか。

・その他の質問

本市における除雪について、優先順位の市民への周知、狭隘道路での対応、雪堆積場の確保、突発的な除雪機材の故障、除雪オペレーターの不足など課題は多岐にわたることから、市は、その対策の一つとして、職員が通勤時に確認した情報を現場に伝えることや、「道路・除雪通報サービス」により市民から寄せられた情報を収集し、行き届いた除雪を行えるよう取り組んでいるが、これらの取組に係る問題点の整理は行っているのか。

近年は技術革新により、人手不足の解消に向けて自動化や省力化の取組も進んでいることから、情報収集に努め、今後も市道の維持管理や除雪については、しっかりと取り組んでほしいと思うがどうか。

本市の除雪体制は、人材不足の中、オペレーターの熟練度にも不安を抱えていると聞き、綱渡り状態であると思うが、急なドカ雪に備え、例えば雪が降っていない日に道幅を広げておいたり、交差点の雪を取り除いておいたりするなど、数回だけでも出勤基準によらない予防保全的な作業を行ってはどうか。

また、以前から銭函地区の中規模雪堆積場の確保について議論されてきたが、今年の冬は新たにどこかを確保できた実績はあるのか。

ゲノム編集食品の表示義務化を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 松 井 真美子
同 下 兼 薫
同 佐々木 秩

ゲノム編集とは、ゲノム（生物が持つ全ての遺伝子）の中の、ある特定の遺伝子をピンポイントで切断する技術のことです。実際にこのゲノム編集技術を使って、筋肉の成長を抑制する遺伝子を切断し、筋肉の成長を促進させ、より大きく肉厚な魚や家畜を誕生させています。

ゲノム編集食品の危険性は、狙った遺伝子だけを切断することができず目的外の遺伝子を切断してしまう可能性があること（オフターゲット）。さらに、意図した変異だけではなく新たな意図しない変異を引き起こす可能性があること。研究に十分に時間をかけて検証などが行われていないこと。環境や人体へどのように影響が出るかが全く不明であることです。

政府は、自然界で起こる突然変異や従来品種改良と科学的に判別が困難なことや、最終製品でゲノム編集しているかどうか調べられないこと等を理由に、ゲノム編集表示を義務付けていません。しかも安全性審査も不要としています。ゲノム編集食品は流通に先立ち、国への届出をした上で情報公開することとなっていますが、法的強制力がないため情報公開（提供）は事業者の任意となっています。このようにゲノム編集食品は環境影響評価も、食品安全性評価も無いまま届出受理が始まり、2025年4月現在、8種類のゲノム編集食品が届出されていることが確認されています。

よって、国及び政府においては、下記のことを要望いたします。

記

- 1 国は消費者基本法の理念に沿って、更なる流通実態や諸外国の研究等の情報を収集し、健康影響や生態系・環境面への影響を懸念する消費者に対し必要な情報を提供すること。
- 2 食品表示は消費者の選ぶ権利を保障するための重要な手段です。消費者がゲノム編集食品及びそれを原材料とする加工食品と認識し、自ら選択できるよう「ゲノム編集食品の表示の義務化」をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 12 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	令和 7 年 12 月 22 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

2027年度介護保険制度改正に向けた意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高 野 さくら
	同	平 戸 理 史
	同	橋 本 布美絵
	同	佐 藤 奈緒美
	同	高 橋 龍

要介護者の尊厳を保持し、社会で支えることを目指す介護保険制度が導入され四半世紀が経過しました。高齢化が加速し、2000年当時約256万人の認定者の数が、2023年度には約708万人と2.8倍となっています。また、人口に占める65歳以上の高齢者割合は、当時17.4%から現在は29.3%となり、2040年には約35%まで上昇すると推計されています。一方で、2023年度の介護職員数は前年より2.9万人減少し212.6万人となり、2025年度は国の介護保険事業計画に対し、約32万人不足しているのが現状です。

この間、介護に関わる職員の実質賃金は上昇せず大変厳しい状況です。2024年は訪問介護事業の基本報酬が引き下げられたことが大きな要因となり、介護事業所の倒産件数が前年より3割増え179件と過去最高となりました。介護職員の基礎報酬の引上げや職場の環境整備について早急に改善することが求められます。

現在、社会保障審議会では、2027年度介護保険制度改正に向けた議論が進められ、ケアマネジメント10割給付の見直しや、要介護1、2を「軽度な介護者」と位置付け直し、生活支援を介護保険サービスから地域支援事業へ移行することが検討されています。しかし、これらは利用者負担の増加につながり、支援が必要な人の利用控えや、給付を受けることなく心身の状態が悪化し、かえって介護費や医療費の増加につながりかねない事態となること、介護保険料を納めているにもかかわらず必要なサービスを利用できない矛盾した状況になることが懸念されます。

よって、国及び政府においては、全ての高齢者が尊厳を保ち、自立した生活を送るため、利用者にも事業者にも持続可能な制度となるよう、下記について2027年度介護保険制度改正の内容に反映することを強く要望します。

記

- 1 ケアマネジメント10割給付を維持すること。
- 2 在宅介護を支える訪問介護・通所介護の給付を充実すること。
- 3 利用者の原則1割負担を維持するとともに低所得者への対策を講じること。
- 4 訪問介護の基本報酬を引き上げること。
- 5 人材不足が危惧されるケアマネジャーやホームヘルパーを増やすため、実効性のある施策づくりを講じること。
- 6 介護保険財源の確保に向け、現在25%となっている国の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 12 月 22 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和 7 年 12 月 22 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

熊対策推進のために国の責任で予算措置の拡充などを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	新井田 邦 宏
	同	小 貫 元
	同	中 村 吉 宏
	同	面 野 大 輔
	同	前 田 清 貴

今年度、北海道内ではヒグマに関する被害が頻発し、2名の死者が出るという非常に痛ましい事故も発生しています。熊による被害は、全国的にも10月末までに死者が12名と過去最多となっています。市街地や人家の周辺などで発生が多発しており、地域行事の中止や子どもの通学の送り迎えなど、市民生活全般に大きな影響を与えています。

そのような中、9月から改正鳥獣保護管理法が施行され、市町村において緊急銃猟制度が実施可能となりました。しかし、現制度ではハンターが安心して駆除に当たることが困難な状況であり、地域においてより円滑な実施が可能となるよう、必要な制度改善が求められます。また、熊対策に必要な資材の購入費やハンター報酬の引上げなどのために、財政支援を抜本的に強化することも必要です。

よって、国及び政府においては、制度が円滑に運用されるとともに、被害による地域経済への影響を最小限にするため、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 緊急銃猟に当たっては、市町村がハンターに委託し銃猟を行うが、ハンターのけが等は、その責任を持つ市町村が保険などにより補償するとされているものの、補償が十分でない場合には、ハンター自らが加入する任意保険に頼らざるを得ないなど、責任の重さに比べ、十分な措置が取られていないため、銃猟を行うハンターの身分等について、法的な保護措置を強化すること。
- 2 ヒグマが市街地に出没すること、また、警報などが発令されることにより地域のイベントが中止されるほか、小売店の営業時間が短縮されるなど、地域経済に与える影響が極めて大きいことから、ヒグマの市街地出没により地域経済に影響があった場合、その影響を鑑み、地域経済を活性化するための予算措置を講ずること。
- 3 指定管理鳥獣対策事業交付金については、緊急銃猟への対応を含め、予算を満額措置することができるように、予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 12 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	令和 7 年 12 月 22 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

OTC類似薬の保険給付の在り方の見直しについて慎重審議を行うことを求める意見書(案)

提出者	小樽市議会議員	小 貫 元
	同	橋 本 布美絵
	同	佐 藤 奈緒美
	同	高 橋 龍
	同	中 村 岩 雄

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、現役世代の保険料負担を含む国民負担を軽減するためとして、「OTC類似薬の保険給付の在り方の見直し」を盛り込みました。これに対し、日本医師会などは、OTC類似薬の保険適用除外が行われると患者の自己判断で市販薬を使用することが増え、適切な治療を受けられずに重篤化するリスクが高まるとの懸念を示しているほか、難病患者の家族や日本アトピー協会などは、薬代の負担が大幅増となり治療が継続できない事態が生じる恐れがあるとして、保険適用の継続を求めています。

本市は、こども医療費助成制度の対象年齢を高校生世代までに拡大するなど、子どもたちの命と健康を守るための施策を強めてきました。しかし、OTC類似薬の保険適用除外に伴って、これまでこども医療費助成制度の対象であった処方薬が対象外となれば、市販薬を購入せざるを得ないようになり、子育て世帯にとって大幅な負担増になります。そのため、日本小児科医会からは、保護者の経済的負担を増やし、少子化のなか「子育て」策として全国的に広がる小児医療費の保護者負担軽減の方向に逆行すると指摘されています。また、子育て世帯だけでなく、花粉症や変形性膝関節症の患者など、広範な患者の負担増にもなりかねません。

よって、国及び政府においては、OTC類似薬の保険給付の在り方の見直しについて慎重審議を行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 12 月 22 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和7年12月22日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高野 さくら
	同	橋本 布美絵
	同	佐藤 奈緒美
	同	高橋 龍
	同	小池 二郎

自治体病院は、地域の民間医療機関では採算性の観点から担い難い救急、小児、周産期等の高度医療の実施、さらには感染症や災害対応など、地域の医療提供体制の維持に不可欠な役割を果たしています。

こうした自治体病院の責務を果たすため、多くの自治体は一般会計から多額の拠出金を負担しており、自治体病院は、現在の収支構造では行政の財政負担がなければ持続的な運営はできません。

しかし、公益社団法人全国自治体病院協議会の、令和 7 年 8 月の調査結果にもあるとおり、近年の人件費や物価の高騰により、自治体病院の運営に要する費用が大きく膨らむ一方で、現行の診療報酬はこうした実情に十分対応できておらず、令和 6 年度決算では、自治体病院の約 9 割が自治体からの繰出金を入れてもなお、経常収支が赤字となるなど、自治体の財政力を超えて経営環境は大きく悪化しています。

このままの状況が続けば、地域住民の生命や健康、さらには社会の安全・安心を支える公的基盤としての自治体病院の役割を果たしていくことはできず、今、まさに周辺市町村も含めた地域の医療提供体制は崩壊の危機に直面しています。

よって、政府においては、地域の医療体制を守る自治体病院の経営改善を図ることは、国の責任において取り組むべき重要な課題と捉え、下記の事項について早急かつ具体的に対応するよう強く要望します。

記

- 1 診療報酬については、物価高騰や賃金等の上昇に適切に対応する仕組みを導入すること。
- 2 自治体病院の経営の現状を考慮し、当面の経営上の危機を回避するためにも、令和 8 年度の診療報酬改定を待つことなく、人件費や物価高騰など費用増に対応した、緊急的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 12 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	令和 7 年 12 月 22 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	白川 貴城
	同	松井 真美子
	同	白濱 聡
	同	松岩 一輝
	同	佐々木 秩

近年、我が国では地震・台風・豪雨など自然災害が頻発しており、国民の生命・生活・経済活動に甚大な被害をもたらしています。特に、今後発生が懸念される東海南海トラフ地震や首都直下地震、さらには富士山噴火等の巨大災害は、我が国全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが想定されています。

このような状況を踏まえ、政府は「防災庁」の設置を決定し、災害に強い国づくりを目指して体制整備を進めていますが、実際の災害対応においては、地方自治体・地域住民・民間団体・ボランティア組織などとの連携強化が不可欠です。

よって、政府においては、国民の命と暮らしを守るために、災害に強い国づくりの実現に向けて、下記の事項について速やかに対応されるよう強く要望します。

記

- 1 東海南海トラフ地震や首都直下地震等の発生に備え、発災時における国の支援体制を一層強化し、被災地への人員・物資・情報支援が円滑かつ迅速に行われる仕組みを確立すること。
- 2 各地方自治体と連携し、災害時の情報共有体制、避難計画、医療・福祉・インフラ維持などの分野での協働体制を平時から確実に整備・確認すること。
- 3 新設される防災庁においては、中央政府と地方自治体、各種支援団体との緊密な連携を図り、災害対応の一元化・迅速化を実現するための機能を強化すること。
- 4 国の防災施策や制度変更については、地方自治体に対して十分な説明責任を果たし、人的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 12 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	令和 7 年 12 月 22 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	白川貴城
	同	松井真美子
	同	平戸理史
	同	松岩一輝
	同	下兼薫

国においては、地域の実情に応じた政策展開を支援するため重点支援地方交付金を創設し、毎年度の社会経済情勢を踏まえたテーマ設定の下、地方自治体の取組を後押ししています。直近では物価高騰対応、賃上げ促進、人口減少対策などが柱とされ、特に令和 6 年度の配分においては、地域の中小企業や医療・介護・保育施設等の物価高騰対策への支援が中心的に実施されたところです。

こうした交付金は、単なる財政措置にとどまらず、国の政策目標を地方の現場に実装する“実行プログラム”としての役割を果たしており、地方自治体の創意工夫を生かしつつ、地域経済の持続的発展に寄与しています。

しかしながら、物価高騰や人手不足が長期化する中で、地方自治体は事業費の増大や人材確保の難しさといった課題に直面しており、重点支援地方交付金の規模・内容ともに更なる充実が求められています。重点支援地方交付金の効果的な運用は、地域経済の底上げや住民生活の安定に直結するものであり、国・地方が一体となって取り組むことが不可欠です。

よって、政府においては、地方の現場に寄り添った柔軟かつ持続的な支援策を講じられるよう強く求めます。

記

- 1 重点支援地方交付金の拡充を図り、地方が自立的に課題解決に取り組める環境を整えること。
- 2 地方自治体に対して、交付金制度の趣旨・要件等について丁寧な説明を行うとともに、実施段階での技術的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 12 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	令和 7 年 12 月 22 日	議決結果	可	決	全	会	一	致
-------	------------------	------	---	---	---	---	---	---

太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高野 さくら
	同	橋本 布美絵
	同	中鉢 淳 二
	同	下兼 薫
	同	小池 二郎

近年、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、全国各地で太陽光発電設備が急速に普及しています。特に固定価格買取制度（F I T）の導入以降、多くの設備が設置され、地域の脱炭素化やエネルギーの地産地消に寄与してきました。

しかしながら、制度開始から13年が経過する中で、設置当初の太陽光パネルが寿命を迎え、大量のリユース・リサイクル・廃棄の問題が顕在化しつつあります。不法投棄や不適切な処理への懸念も生じており、環境負荷の低減と資源循環の確保が急務です。

再生可能エネルギーの推進と循環型社会の実現は、持続可能な地域づくりの両輪であるとともに、太陽光発電設備のライフサイクル全体を見据えた政策支援が不可欠です。

よって、政府においては、太陽光発電設備の廃棄・リサイクルに関する制度整備や支援を強化し、地方自治体が適正な処理と資源循環を推進できる体制を構築することを強く求めます。

記

- 1 太陽光パネルのリサイクル技術及びシステムの推進
廃棄される太陽光パネルから有用な資源（シリコン、銀、ガラス等）を回収・再利用するため、国として研究開発支援及びリサイクル施設の整備促進を図ること。
- 2 太陽光パネル廃棄物の適正処理体制の強化
廃棄時における発電事業者や施工業者の責任を明確化し、適切な処理ルートの確保、不法投棄防止策、処理業者の認定制度の充実を進めること。
- 3 地方自治体への支援拡充
地方自治体が廃棄物処理やリサイクル推進の現場で重要な役割を担うことから、必要な財政的支援・人員配置・技術的助言など、国による包括的な支援体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 12 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	令和 7 年 12 月 22 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松 井 真美子
	同	橋 本 布美絵
	同	佐 藤 奈緒美
	同	高 橋 龍
	同	中 村 岩 雄

令和 6 年人事院勧告を受け、国家公務員の地域手当が令和 7 年 4 月から改定されました。保育所等の公定価格や児童入所施設措置費等、介護・障害福祉サービスの報酬、保護施設事務費等については、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されています。

今回の地域手当の改定に伴い、保育所等の公定価格については、令和 7 年 4 月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくとされた一方、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等については、多くの対象施設が人材確保に苦慮しており、処遇改善が求められている状況であったにもかかわらず、事前に自治体との調整が何ら行われることなく、通知・事務連絡により、令和 7 年 4 月から国家公務員の地域手当に準拠して見直しすることとしました。この見直しで引下げとなった自治体においては、対象施設の人材確保に更に大きな支障が生じる恐れがあり、施設入所者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況です。

また、本件について、対象となる施設関係者はもとより、他の社会福祉分野の関係者からも多くの不安の声が上がっています。保育士・幼稚園教諭、児童入所施設職員や介護従事者・障害福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間の給与額が全職種平均と比較して低い状況にあります。

よって、政府においては、今後の地方における福祉人材確保の取組に支障が生じないように、下記の事項について取り組むことを強く求めます。

記

- 1 令和 7 年 4 月からの地域区分の変更により、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた自治体に対して、見直し前の水準に戻すために必要な財政措置を講じること。
- 2 今回の見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等の地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 12 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	令和 7 年 12 月 22 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

地方税財源の充実確保を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	白川貴城
	同	小貫元
	同	中村吉宏
	同	前田清貴
	同	佐々木 秩

地方公共団体は、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、地域の担い手や技術職等の専門人材が不足する中、行政サービスを安定的に提供するとともに、地域の実情に応じて創意工夫を凝らしながら、活力ある持続可能な地域社会を実現する必要があります。

一方で、地方財政は人件費の上昇や物価高等による歳出増の要因が拡大し、これまでのように人件費や投資的経費等の削減により、社会保障関係費の増大を吸収するという構造から大きく変化しています。

さらに、米国の関税措置が地方財政に及ぼす影響も見通せない状況が続いています。

このような状況の変化に的確に対応し、今後も地方公共団体が少子化対策やDX・GXの推進、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化や老朽化するインフラ整備等の取組を着実に推進することができるよう、地方税財源の充実確保を図る必要があります。

よって、政府においては、地方公共団体が増大する役割を果たし、住民に十分な行政サービスを提供できるよう、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望します。

記

- 1 地方が責任をもって、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方財政計画については、人件費増や物価高への対応など、今後も増大する地方の財政需要を適切に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保すること。
- 2 いわゆる年収の壁の更なる見直しや、ガソリンの暫定税率の廃止については、地方財政への影響を十分考慮し、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を確実に措置すること。
- 3 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。臨時財政対策債については、新規発行額ゼロを継続するとともに、償還財源を確実に確保すること。さらに、中長期的な視点で、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度を確立すること。
- 4 地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。
- 5 国が全国一律で行う子ども・子育て政策の強化に伴い生ずる地方負担の財源については、国の責任において確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 12 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	令和 7 年 12 月 22 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高野 さくら
	同	平戸 理史
	同	橋本 布美絵
	同	佐藤 奈緒美
	同	高橋 龍

脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）は、交通事故等を契機に発症し、頭痛やめまい、倦怠感など多様な症状が生じる疾患です。平成28年からは診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、専門的な診療体制の整備が進んでいますが、社会的認知はなお十分とは言えません。

脳脊髄液減少症患者・家族支援協会からは、労災保険では後遺障害等級12級の認定が多く行われていますが、自賠責保険では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないとの指摘があります。

こうしたことから、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう、支援体制の充実が求められます。

よって、政府においては、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念が十分に発揮されるよう、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続として、高次脳機能障害（高次脳機能障害認定システム）と同じように、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを構築すること。
- 2 被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に、開示される制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 12 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	令和 7 年 12 月 22 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

義務教育費国庫負担制度堅持・「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と豊かな学校保障の実現に向けた意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	白川貴城
	同	小貫元
	同	白濱聡
	同	松岩一輝
	同	佐々木秩

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が2006年に2分の1から3分の1に変更されました。教育の機会均等を確保するためには、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持することが重要です。

また、子どもたちへの豊かで確かな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において「35人以下学級」が段階的に実施されることとなり、2026年度から中学校も引き下げられる方針が示されていますが、高校については依然として「検討」とどまっています。

さらに、小学校高学年の教科担任制及び小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が定年引き上げに伴う特例定員を除くと、5,827人であるのに対し、自然減や配置の見直しにより、8,803人の減少となっており、実質的な教職員定員とはなっていません。「30人以下学級」の実現を目指し、実質的な教職員措置としていく必要があります。

2024年12月に文部科学省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で13.66%（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い17.59%（5.7人に1人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についてもその措置に格差が生じています。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡充させていく必要があります。

よって、国及び政府においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、「30人以下学級」の実現、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消など、安全で豊かな学びの場となるよう下記の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう求めます。

記

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 2 「30人以下学級」の実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定するよう求めます。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求めます。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増員の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。
- 3 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の軽減や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。
- 4 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 12 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	令和 7 年 12 月 22 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	白川貴城
	同	小貫元
	同	中鉢淳二
	同	小池二郎
	同	佐々木 秩

道教委は、2023年3月に「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」（以下、「指針（改訂版）」）を策定し、「公立高等学校配置計画」を進めてきました。毎年度、中学校卒業生数減少などを理由に高等学校の募集停止や統合・再編を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合が加速し、公立高校のない市町村が55市町村（2025年4月現在）となり、高校数は昨年度より3校減りました。

「指針（改定版）」では、学校規模を「1学年4～8学級」とした基準の明示は行わなかったものの、配置の基本的な考え方として、「5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で20人未満」「地域連携校等で5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で10人未満」と定めたことから、ますます高校の統廃合が進むことが懸念されます。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家族もあり、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存続に向けた努力をしています。しかし、本来こうしたことは道教委が行うべきであり、道教委は、後期中等教育を全ての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していることが危惧されます。また、各地域の学校の特色ある取組により新入学生が増加しても計画で明示された募集停止は取り消されておらず、また、募集停止決定後、在校生の進学や転校が困難など、このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切捨て」など地域間格差が拡大し、北海道全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、広大な北海道の実情を踏まえ、中学校卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を構築する、学級定員の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望する全ての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域や子どもの意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

よって、北海道及び道教委においては、以上の趣旨に基づき、下記の事項について実施するよう求めます。

記

- 1 道教委「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。
- 2 全ての道内公立高校の学級定員の引下げを検討すること。
- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「高等学校生徒遠距離通学費等補助制度」の拡充を検討すること。
- 4 しょうがいのある・無しにかかわらず、希望する全ての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、豊かな高等教育を実現するための検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 12 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	令和 7 年 12 月 22 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

令和7年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○会期 令和7年12月3日～令和7年12月22日（20日間）

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	令和7年度小樽市一般会計補正予算	R7.12.3	市長	R7.12.10	予算	R7.12.15	可決	R7.12.22	可決
2	令和7年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	R7.12.3	市長	R7.12.10	予算	R7.12.15	可決	R7.12.22	可決
3	令和7年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	R7.12.3	市長	R7.12.10	予算	R7.12.15	可決	R7.12.22	可決
4	令和7年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	R7.12.3	市長	R7.12.10	予算	R7.12.15	可決	R7.12.22	可決
5	令和7年度小樽市水道事業会計補正予算	R7.12.3	市長	R7.12.10	予算	R7.12.15	可決	R7.12.22	可決
6	小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案	R7.12.3	市長	R7.12.10	総務	R7.12.16	可決	R7.12.22	可決
7	小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案	R7.12.3	市長	R7.12.10	予算	R7.12.15	可決	R7.12.22	可決
8	小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R7.12.3	市長	R7.12.10	厚生	R7.12.17	可決	R7.12.22	可決
9	小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R7.12.3	市長	R7.12.10	厚生	R7.12.17	可決	R7.12.22	可決
10	小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R7.12.3	市長	R7.12.10	厚生	R7.12.17	可決	R7.12.22	可決
11	小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案	R7.12.3	市長	R7.12.10	厚生	R7.12.17	可決	R7.12.22	可決
12	小樽市銭函市民センター条例の一部を改正する条例案	R7.12.3	市長	R7.12.10	厚生	R7.12.17	可決	R7.12.22	可決
13	小樽市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例案	R7.12.3	市長	R7.12.10	厚生	R7.12.17	可決	R7.12.22	可決
14	小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案	R7.12.3	市長	R7.12.10	経済	R7.12.16	可決	R7.12.22	可決
15	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案	R7.12.3	市長	R7.12.10	総務	R7.12.16	可決	R7.12.22	可決
16	動産の取得について〔除雪ドーザ〕	R7.12.3	市長	R7.12.10	建設	R7.12.17	可決	R7.12.22	可決
17	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市鯉御殿〕	R7.12.3	市長	R7.12.10	予算	R7.12.15	可決	R7.12.22	可決
18	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市駅前広場駐車場及び小樽市駅横駐車場〕	R7.12.3	市長	R7.12.10	予算	R7.12.15	可決	R7.12.22	可決
19	公の施設の指定管理者の指定について〔各市営住宅（児童遊園及び駐車場を含む。）〕	R7.12.3	市長	R7.12.10	予算	R7.12.15	可決	R7.12.22	可決
20	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市事業内職業訓練センター〕	R7.12.3	市長	R7.12.10	予算	R7.12.15	可決	R7.12.22	可決
21	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市身体障害者福祉センター〕	R7.12.3	市長	R7.12.10	予算	R7.12.15	可決	R7.12.22	可決
22	公の施設の指定管理者の指定について〔各市営住宅の集会所（会館）〕	R7.12.3	市長	R7.12.10	予算	R7.12.15	可決	R7.12.22	可決
23	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市夜間急病センター〕	R7.12.3	市長	R7.12.10	予算	R7.12.15	可決	R7.12.22	可決
24	事務の委託に関する規約を定める協議について〔岩内・寿都地方消防組合における消防指令業務の事務〕	R7.12.3	市長	R7.12.10	総務	R7.12.16	可決	R7.12.22	可決
25	事務の委託に関する規約を定める協議について〔北後志消防組合における消防指令業務の事務〕	R7.12.3	市長	R7.12.10	総務	R7.12.16	可決	R7.12.22	可決
26	令和7年度小樽市一般会計補正予算	R7.12.3	市長	—	—	—	—	R7.12.9	可決
27	令和7年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算	R7.12.3	市長	—	—	—	—	R7.12.9	可決
28	令和7年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	R7.12.3	市長	—	—	—	—	R7.12.9	可決
29	令和7年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	R7.12.3	市長	—	—	—	—	R7.12.9	可決
30	令和7年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	R7.12.3	市長	—	—	—	—	R7.12.9	可決

議案番号	件名	提出月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
31	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案	R7.12.3	市長	—	—	—	—	R7.12.9	可決
32	小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	R7.12.3	市長	—	—	—	—	R7.12.9	可決
33	小樽市非核港湾条例案	R7.12.3	議員	R7.12.10	総務	R7.12.16	否決	R7.12.22	否決
34	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	R7.12.3	議員	—	—	—	—	R7.12.9	可決
35	小樽市監査委員の選任について	R7.12.22	市長	—	—	—	—	R7.12.22	同意
36	人権擁護委員候補者の推薦について	R7.12.22	市長	—	—	—	—	R7.12.22	同意
意見書案第1号	ゲノム編集食品の表示義務化を求める意見書(案)	R7.12.22	議員	—	—	—	—	R7.12.22	否決
意見書案第2号	2027年度介護保険制度改正に向けた意見書(案)	R7.12.22	議員	—	—	—	—	R7.12.22	可決
意見書案第3号	熊対策推進のために国の責任で予算措置の拡充などを求める意見書(案)	R7.12.22	議員	—	—	—	—	R7.12.22	可決
意見書案第4号	OTC類似薬の保険給付の在り方の見直しについて慎重審議を行うことを求める意見書(案)	R7.12.22	議員	—	—	—	—	R7.12.22	可決
意見書案第5号	危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書(案)	R7.12.22	議員	—	—	—	—	R7.12.22	可決
意見書案第6号	巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書(案)	R7.12.22	議員	—	—	—	—	R7.12.22	可決
意見書案第7号	重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書(案)	R7.12.22	議員	—	—	—	—	R7.12.22	可決
意見書案第8号	太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書(案)	R7.12.22	議員	—	—	—	—	R7.12.22	可決
意見書案第9号	地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書(案)	R7.12.22	議員	—	—	—	—	R7.12.22	可決
意見書案第10号	地方税財源の充実確保を求める意見書(案)	R7.12.22	議員	—	—	—	—	R7.12.22	可決
意見書案第11号	脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書(案)	R7.12.22	議員	—	—	—	—	R7.12.22	可決
意見書案第12号	義務教育費国庫負担制度堅持・「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と豊かな学校保障の実現に向けた意見書(案)	R7.12.22	議員	—	—	—	—	R7.12.22	可決
意見書案第13号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書(案)	R7.12.22	議員	—	—	—	—	R7.12.22	可決
陳情第14号	職員団体の組合費給与天引き(チェックオフ)手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求める陳情方について	R7.12.3	議長付議	R7.12.10	総務	R7.12.16	継続審査	R7.12.22	継続審査
その他会議に付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	(総務)	R7.12.16	継続審査	R7.12.22	継続審査
	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	(経済)	R7.12.16	継続審査	R7.12.22	継続審査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事務)	—	—	—	(厚生)	R7.12.17	継続審査	R7.12.22	継続審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	(建設)	R7.12.17	継続審査	R7.12.22	継続審査

<継続審査中の議案で今定例会において結果の出たもの>

7年3定第6号	令和6年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	決算	R7.10.3	認定	R7.12.3	認定
7年3定第7号	令和6年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	決算	R7.10.3	認定	R7.12.3	認定
7年3定第8号	令和6年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	決算	R7.10.3	認定	R7.12.3	認定
7年3定第9号	令和6年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	決算	R7.10.3	認定	R7.12.3	認定
7年3定第10号	令和6年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	決算	R7.10.3	認定	R7.12.3	認定
7年3定第11号	令和6年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	決算	R7.10.3	認定	R7.12.3	認定

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
7年3定第12号	令和6年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	決算	R7.10.3	認定	R7.12.3	認定
7年3定第13号	令和6年度小樽市病院事業決算認定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	決算	R7.10.3	認定	R7.12.3	認定
7年3定第14号	令和6年度小樽市水道事業決算認定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	決算	R7.10.3	認定	R7.12.3	認定
7年3定第15号	令和6年度小樽市下水道事業決算認定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	決算	R7.10.3	認定	R7.12.3	認定
7年3定第16号	令和6年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	決算	R7.10.3	認定	R7.12.3	認定
7年3定第17号	令和6年度小樽市簡易水道事業決算認定について	R7.9.2	市長	R7.9.10	決算	R7.10.3	認定	R7.12.3	認定
＜継続審査中の陳情で今定例会において結果の出たもの＞									
陳情第10号	市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について（第1項目）	R6.11.27	議長付議	R6.12.11	建設	R7.12.17	採択	R7.12.22	採択

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
1	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について	R5.6.13	R7.12.16	継続審査	R7.12.22	継続審査
2	小樽市立塩谷小学校の存続方について	R5.6.13	R7.12.16	継続審査	R7.12.22	継続審査
5	小樽市立小中学校給食費の無料化方について	R5.12.12	R7.12.16	継続審査	R7.12.22	継続審査
7	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情方について	R6.2.20	R7.12.16	継続審査	R7.12.22	継続審査
14	職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求める陳情方について	R7.11.17	R7.12.16	継続審査	R7.12.22	継続審査

厚生常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R5.8.25	R7.12.17	継続審査	R7.12.22	継続審査
6	加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について	R5.12.12	R7.12.17	継続審査	R7.12.22	継続審査
12	あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情方について	R7.5.30	R7.12.17	継続審査	R7.12.22	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
4	住みよい朝里地域にするための陳情方について	R5.9.8	R7.12.17	継続審査	R7.12.22	継続審査
10	市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について（第1項目）	R6.11.27	R7.12.17	採択	R7.12.22	採択
10	市道における除排雪（貸出ダンプ制度運用方法の見直し等）の陳情方について（第2項目）	R6.11.27	R7.12.17	継続審査	R7.12.22	継続審査

小樽市議会会議録

令和7年 第4回定例会

令和8年3月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話 (代) (0134)32-4111